資料１

令和７年壱岐市議会定例会２月会議

議　案　関　係　資　料

（改正条例新旧対照表）

目　　　　　次

議案第１０号関係
　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・　１
議案第１１号関係
　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
議案第１２号関係
　壱岐市行政組織条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
議案第１３号関係
　壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
議案第１４号関係
　収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
議案第１５号関係
　壱岐市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・２４
議案第１７号関係
　壱岐市福祉医療費の支給に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
議案第１８号関係
　壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表・・・・・・・・・・・６１
議案第１９号関係
　壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表・・・・・・・・６２

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例【第１条関係】

壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
第１条から第１０条まで　（略） （罰則） 第１１条　第９条第４項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は３０万円以下の罰金に処する。 附　則 第１条及び第２条　（略） （実施機関の責務） 第３条　（略） ２　（略） ３　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を同条の規定の施行後に提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。 (1)・(2)　（略） ４　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を同条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。	第１条から第１０条まで　（略） （罰則） 第１１条　第９条第４項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の拘禁刑又は３０万円以下の罰金に処する。 附　則 第１条及び第２条　（略） （実施機関の責務） 第３条　（略） ２　（略） ３　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を同条の規定の施行後に提供したときは、２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。 (1)・(2)　（略） ４　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を同条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。	

５　（略） （審査会の経過措置） 第４条　（略） ２～４　（略） ５　第３項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は３０万円以下の罰金に処する。 以　下　（略）	５　（略） （審査会の経過措置） 第４条　（略） ２～４　（略） ５　第３項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の拘禁刑又は３０万円以下の罰金に処する。 以　下　（略）	

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例【第２条関係】

指定外来種等による生態系等に係る被害の防止に関する条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
第１条から第９条まで　（略） （罰則） 第１０条　第４条第２項の規定による許可を受けないで、同条第１項の規定に違反した者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。 以　下　（略）	第１条から第９条まで　（略） （罰則） 第１０条　第４条第２項の規定による許可を受けないで、同条第１項の規定に違反した者は、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。 以　下　（略）	

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例【第３条関係】

壱岐市水道水源保護条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
第１条から第１９条まで　（略） （罰則） 第２０条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は１０万円以下の罰金に処する。 以　下　（略）	第１条から第１９条まで　（略） （罰則） 第２０条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の拘禁刑又は１０万円以下の罰金に処する。 以　下　（略）	

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例【第４条関係】

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
第１条から第６条まで　（略） （期末手当） 第７条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（以下これらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１月以内に任期が満了し、辞職し、失職し（禁錮以上の刑に処せられたため地方自治法第１２７条第１項の規定により失職する場合を除く。）、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した議員（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。 ２　（略） （期末手当の差止め） 第８条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第３号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたため地方自治法第１２７条第１項の規定により失職した議員 (2)　基準日前１月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した議員（前号に掲げる者を除	第１条から第６条まで　（略） （期末手当） 第７条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（以下これらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１月以内に任期が満了し、辞職し、失職し（拘禁刑以上の刑に処せられたため地方自治法第１２７条第１項の規定により失職する場合を除く。）、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した議員（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。 ２　（略） （期末手当の差止め） 第８条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第３号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたため地方自治法第１２７条第１項の規定により失職した議員 (2)　基準日前１月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した議員（前号に掲げる者を除	

く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

(3)　次条第１項の規定により期末手当の支給の一時差し止めを受けた者（同条第２項の規定によりその支給を一時差し止めた期末手当を支給することとされた者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

（期末手当の一時差止め）

第９条　支給日に期末手当を支給することとされていた議員で、当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当は、その支給を一時差し止める。

(1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2)　（略）

２　前項の規定による期末手当の支給の一時差止め（以下「一時差止め」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、一時差止めを受けた者に対して、その支給を一時差し止めた期末手当を支給する

(1)　一時差止めを受けた者が当該一時差止めの理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場

く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられた者

(3)　次条第１項の規定により期末手当の支給の一時差し止めを受けた者（同条第２項の規定によりその支給を一時差し止めた期末手当を支給することとされた者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた者

（期末手当の一時差止め）

第９条　支給日に期末手当を支給することとされていた議員で、当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当は、その支給を一時差し止める。

(1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2)　（略）

２　前項の規定による期末手当の支給の一時差止め（以下「一時差止め」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、一時差止めを受けた者に対して、その支給を一時差し止めた期末手当を支給する。

(1)　一時差止めを受けた者が当該一時差止めの理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

合 以　下　（略）	以　下　（略）	

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例【第５条関係】

壱岐市職員の給与に関する条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
第１条から第３０条まで　（略） （期末手当の差止め） 第３１条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2)　（略） (3)　基準日前１月前以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者 (4)　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者 （期末手当の一時差止め） 第３２条　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴	第１条から第３０条まで　（略） （期末手当の差止め） 第３１条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2)　（略） (3)　基準日前１月前以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられた者 (4)　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた者 （期末手当の一時差止め） 第３２条　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴	

（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められている者に限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2)　（略） ２　（略） ３　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1)　一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 以　下　（略）	（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められている者に限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2)　（略） ２　（略） ３　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1)　一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 以　下　（略）	

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例【第６条関係】

壱岐市嘱託職員退職時割増報酬支給条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
第１条から第８条まで　（略） （支給制限） 第９条　退職時割増報酬は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。 (1)　（略） (2)　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当し、退職した場合 (3)　（略） （起訴中に退職した場合等の取扱い） 第１０条　嘱託職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第３項において同じ。）をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、退職時割増報酬は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。 ２　（略） 第１１条　（略） （退職時割増報酬の返納） 第１２条　退職した者に対し退職時割増報酬の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした退職時割増報酬の額の全額を返納させることができる。	第１条から第８条まで　（略） （支給制限） 第９条　退職時割増報酬は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。 (1)　（略） (2)　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当し、退職した場合 (3)　（略） （起訴中に退職した場合等の取扱い） 第１０条　嘱託職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第３項において同じ。）をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、退職時割増報酬は、支給しない。ただし、拘禁刑以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。 ２　（略） 第１１条　（略） （退職時割増報酬の返納） 第１２条　退職した者に対し退職時割増報酬の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その支給をした退職時割増報酬の額の全額を返納させることができる。	

以　下　（略）	以　下　（略）	

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例【第７条関係】

壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
第１条から第３条まで　（略） （失格条項） 第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1)　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 以　下　（略）	第１条から第３条まで　（略） （失格条項） 第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1)　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 以　下　（略）	

壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
第１条　（略） （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　（略） (2)　特定個人情報　法第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。 (3)　個人番号利用事務実施者　法第２条第１２項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4)　情報提供ネットワークシステム　法第２条第１４項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 以　下　（略）	第１条　（略） （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　（略） (2)　特定個人情報　法第２条第９項に規定する特定個人情報をいう。 (3)　個人番号利用事務実施者　法第２条第１３項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4)　情報提供ネットワークシステム　法第２条第１５項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 以　下　（略）	

壱岐市税条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
目次　（略） 第１条から第３６条まで　（略） （市民税の申告） 第３６条の２　（略） ２～８　（略） ９　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第２３条第１項第３号又は第４号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から１０日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第１５項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 第３６条の３から第６３条まで　（略） （施行規則第１５条の３第３項並びに第１５条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出） 第６３条の２　施行規則第１５条の３第３項並びに第１５条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)　代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続に	目次　（略） 第１条から第３６条まで　（略） （市民税の申告） 第３６条の２　（略） ２～８　（略） ９　市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第２３条第１項第３号又は第４号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から１０日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第１６項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 第３６条の３から第６３条まで　（略） （施行規則第１５条の３第３項並びに第１５条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出） 第６３条の２　施行規則第１５条の３第３項並びに第１５条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)　代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続に	

おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第１５項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2)～(4)　（略） ２　（略） 第６３条の３から第８８条まで　（略） （種別割の減免） 第８９条　（略） ２　前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)　（略） (2)　軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第２条第１５項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)～(8)　（略） ３　（略） 第９０条から第１３９条の２まで　（略）	おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第１６項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2)～(4)　（略） ２　（略） 第６３条の３から第８８条まで　（略） （種別割の減免） 第８９条　（略） ２　前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)　（略） (2)　軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第２条第１６項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (3)～(8)　（略） ３　（略） 第９０条から第１３９条の２まで　（略）

（特別土地保有税の減免）

第１３９条の３　（略）

２　前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第１５項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3)　（略）

３　（略）

第１４０条から第１４８条まで　（略）

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第１４９条　鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1)　住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第１５項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所

（特別土地保有税の減免）

第１３９条の３　（略）

２　前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第１６項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3)　（略）

３　（略）

第１４０条から第１４８条まで　（略）

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第１４９条　鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1)　住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第１６項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所

又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） 以　下　（略）	又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） 以　下　（略）	

壱岐市行政組織条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
（内部組織の設置） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５８条第１項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の各号に掲げる内部組織（以下「組織」という。）を置く。 (1)　総務部 (2)　企画振興部 (3)　市民部 (4)　保健環境部 (5)　農林水産部 (6)　建設部 （分掌事務） 第２条　前条に規定する各組織の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。なお、多様化する行政への需要に機動的に対応するため、各組織は、市長の統轄のもとに各組織相互の連絡調整を図り、一体として行政機能を発揮するように努めなければならない。 (1)　総務部 ア　市議会に関すること。 イ　行政管理に関すること。 ウ　総合計画に関すること。 エ　職員に関すること。 オ　文書に関すること。 カ　防災に関すること。 キ　人権及び同和対策に関すること。 ク　広報及び広聴に関すること。	（内部組織の設置） 第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５８条第１項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の各号に掲げる内部組織（以下「組織」という。）を置く。 (1)　総務部 (2)　地域振興部 (3)　市民部 (4)　保健環境部 (5)　産業推進部 (6)　建設部 （分掌事務） 第２条　前条に規定する各組織の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。なお、多様化する行政への需要に機動的に対応するため、各組織は、市長の統轄のもとに各組織相互の連絡調整を図り、一体として行政機能を発揮するように努めなければならない。 (1)　総務部 ア　市議会に関すること。 イ　行政管理に関すること。 ウ　総合計画に関すること。 エ　職員に関すること。 オ　文書に関すること。 カ　防災に関すること。 キ　人権及び同和対策に関すること。 ク　広報及び広聴に関すること。	

ケ　交通対策に関すること。	ケ　交通対策に関すること。
コ　財政に関すること。	コ　財政に関すること。
サ　入札及び契約に関すること。	サ　入札及び契約に関すること。
シ　財産管理に関すること。	シ　財産管理に関すること。
ス　国土調査に関すること。	
セ　SDGs 未来都市に関すること。	ス　SDGs 未来都市に関すること。
	セ　情報管理及び自治体デジタル化の推進に関すること。
ソ　他の組織との連絡調整に関すること。	ソ　他の組織との連絡調整に関すること。
タ　市長の特命事項に関すること。	タ　市長の特命事項に関すること。
(2)　企画振興部	(2)　地域振興部
ア　市政の総合的な企画及び調整（総合計画を除く。）に関すること。	ア　市政の総合的な企画及び調整（総合計画を除く。）に関すること。
イ　市民協働に関すること。	イ　市民協働に関すること。
ウ　エネルギー政策に関すること。	ウ　エネルギー政策に関すること。
エ　統計に関すること。	エ　統計に関すること。
オ　情報管理に関すること。	
カ　観光に関すること。	オ　観光に関すること。
キ　商工業、労働政策及び物産に関すること。	
ク　企業誘致に関すること。	
	カ　芸術文化の振興に関すること。
	キ　スポーツの普及振興に関すること。
	ク　スポーツ交流イベントに関すること。
	ケ　文化財の保護及び活用に関すること。
ケ　壱岐市立一支国博物館等の管理運営に関すること。	コ　壱岐市立一支国博物館等の管理運営に関すること。
コ　しまづくり事業に関すること。	
(3)・(4)　（略）	(3)・(4)　（略）
(5)　農林水産部	(5)　産業推進部
ア　農業、林業及び畜産業に関すること。	ア　農業、林業及び畜産業に関すること。
イ　農村整備に関すること。	イ　農村整備に関すること。

ウ　水産に関すること。 エ　漁港及び港湾に関すること。 (6)　建設部 ア　土木工事及び都市計画に関すること。 イ　道路等の維持管理及び用地に関すること。 ウ　市営住宅及び建築監理に関すること。 以　下　（略）	ウ　水産に関すること。 エ　漁港及び港湾に関すること。 オ　ふるさと納税に関すること。 カ　商工業、労働政策及び物産に関すること。 キ　企業誘致に関すること。 (6)　建設部 ア　土木工事及び用地に関すること。 イ　道路等の維持管理及び都市計画に関すること。 ウ　地籍及び登記に関すること。 エ　市営住宅に関すること。 オ　建築監理及び危険家屋に関すること。 以　下　（略）	

壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
第１条から第９条まで　（略） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第９条の２　（略） ２　任命権者は、３歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第８条第２項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 ３　（略） ４　第１項及び前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。	第１条から第９条まで　（略） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第９条の２　（略） ２　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第８条第２項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 ３　（略） ４　前３項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第２項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第１項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と、第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読	

以　下　（略）	み替えるものとする。 以　下　（略）	

収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金条例 （設置） 第１条　収入印紙及び長崎県収入証紙、郵便切手類（以下「収入印紙等」という。）の売りさばき事務を行い、もって市民の便宜を図るため、収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金（以下「基金」という。）を設置する。 以　下　（略）	収入印紙等購買基金条例 （設置） 第１条　収入印紙及び郵便切手類（以下「収入印紙等」という。）の売りさばき事務を行い、もって市民の便宜を図るため、収入印紙等購買基金（以下「基金」という。）を設置する。 以　下　（略）	

壱岐市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例【附則第３項関係】

壱岐市附属機関設置条例　新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>本則及び附則　（略）
別表（第２条関係）
ア　市長の附属機関
<table>
<tr><th>名称</th><th>担任する事務</th></tr>
<tr><td>壱岐市行政改革推進委員会</td><td>(1)　市長の諮問に応じ、市の行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議すること。
(2)　行財政改革の推進状況について、市長に対し必要な提言を行うこと。</td></tr>
<tr><td>壱岐市情報公開審査会</td><td>壱岐市情報公開条例（平成１６年壱岐市条例第１０号）に定める事項等について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。</td></tr>
<tr><td>壱岐市個人情報保護審査会</td><td>壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年壱岐市条例第２号）に定める事項等について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。</td></tr>
<tr><td>壱岐市男女共同参画推進懇話会</td><td>男女共同参画に関する調査・研究を行うとともに、その推進に関する施策等を提言すること。</td></tr>
<tr><td>壱岐市交通安全対策会議</td><td>(1)　壱岐市交通安全計画の作成、及びその実施を推進すること。
(2)　市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、</td></tr>
</table></td><td>本則及び附則　（略）
別表（第２条関係）
ア　市長の附属機関
<table>
<tr><th>名称</th><th>担任する事務</th></tr>
<tr><td>壱岐市行政改革推進委員会</td><td>(1)　市長の諮問に応じ、市の行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議すること。
(2)　行財政改革の推進状況について、市長に対し必要な提言を行うこと。</td></tr>
<tr><td>壱岐市情報公開審査会</td><td>壱岐市情報公開条例（平成１６年壱岐市条例第１０号）に定める事項等について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。</td></tr>
<tr><td>壱岐市個人情報保護審査会</td><td>壱岐市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年壱岐市条例第２号）に定める事項等について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。</td></tr>
<tr><td>壱岐市男女共同参画推進懇話会</td><td>男女共同参画に関する調査・研究を行うとともに、その推進に関する施策等を提言すること。</td></tr>
<tr><td>壱岐市交通安全対策会議</td><td>(1)　壱岐市交通安全計画の作成、及びその実施を推進すること。
(2)　市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
</table>

	及びその施策の実施を推進すること。
壱岐市航路対策協議会	(1)　空路及び海路運行の正常化とサービスの向上に関すること。 (2)　貨物輸送と各種運賃体系の調査及び改善に関すること。 (3)　関係機関への陳情、請願及び折衝に関すること。
壱岐市総合計画審議会	壱岐市総合計画に関し必要な事項を調査審議すること。
壱岐市自治基本条例審議会	壱岐市自治基本条例策定に関し必要な事項を調査審議すること。
壱岐市人口減少対策会議	壱岐市の人口減少対策に関すること。
壱岐市雇用機会拡充事業審査会	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱（平成２９年府海事第７号）に基づく雇用機会拡充事業実施者の選定に係る事業計画の審査に関すること。
壱岐市ケーブルテレビ放送番組審議会	市長の諮問に応じ、放送法（昭和２５年法律第１３２号）第６条に定める事項について審議すること。
壱岐市初山開発事業計画委員会	初山開発事業計画について調査、研究、協議をすること。
壱岐市特別職報酬等審議会	議会議員等の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給与の額に関すること。
壱岐市補助金等検討委員会	既設の補助金等の整理、合理化並びに補助金等の選定基準及び評価体制、その他補助金等に関することについて調査審議すること。
壱岐市庁舎建設検	市長の諮問に応じ、庁舎の建設に必要な事項

	及びその施策の実施を推進すること。
壱岐市航路対策協議会	(1)　空路及び海路運行の正常化とサービスの向上に関すること。 (2)　貨物輸送と各種運賃体系の調査及び改善に関すること。 (3)　関係機関への陳情、請願及び折衝に関すること。
壱岐市総合計画審議会	壱岐市総合計画に関し必要な事項を調査審議すること。
壱岐市自治基本条例審議会	壱岐市自治基本条例策定に関し必要な事項を調査審議すること。
壱岐市人口減少対策会議	壱岐市の人口減少対策に関すること。
壱岐市雇用機会拡充事業審査会	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱（平成２９年府海事第７号）に基づく雇用機会拡充事業実施者の選定に係る事業計画の審査に関すること。
壱岐市ケーブルテレビ放送番組審議会	市長の諮問に応じ、放送法（昭和２５年法律第１３２号）第６条に定める事項について審議すること。
壱岐市初山開発事業計画委員会	初山開発事業計画について調査、研究、協議をすること。
壱岐市特別職報酬等審議会	議会議員等の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給与の額に関すること。
壱岐市補助金等検討委員会	既設の補助金等の整理、合理化並びに補助金等の選定基準及び評価体制、その他補助金等に関することについて調査審議すること。
壱岐市庁舎建設検	市長の諮問に応じ、庁舎の建設に必要な事項

討委員会	を調査審議すること。
壱岐市入札監視委員会	入札及び契約手続における公正性、客観性及び透明性の向上を図るために必要な事項を調査審議すること。
壱岐市安全・安心まちづくり推進協議会	市民等が行う地域安全まちづくり活動を促進するための支援措置に関すること。
壱岐市空家等対策協議会	壱岐市空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
壱岐市地域福祉計画策定委員会	壱岐市地域福祉計画について審議すること。
壱岐市地域公共交通会議	(1)　公共交通政策の総合的な推進に関すること。 (2)　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関すること。 (3)　市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
壱岐市健康づくり推進委員会	(1)　『健康いきいき２１』計画策定に関すること。 (2)　『母子保健計画』策定に関すること。 (3)　計画の評価見直しに関すること。
壱岐市保健事業連絡協議会	(1)　市の保健事業の実施に関すること。 (2)　関係団体との連絡調整に関すること。 (3)　地域の実情に応じた保健事業の推進に関すること。
壱岐市障害者地域自立支援協議会	(1)　障害者自立支援事業の推進に関すること。 (2)　壱岐市障害者計画策定に関すること。

討委員会	を調査審議すること。
壱岐市入札監視委員会	入札及び契約手続における公正性、客観性及び透明性の向上を図るために必要な事項を調査審議すること。
壱岐市安全・安心まちづくり推進協議会	市民等が行う地域安全まちづくり活動を促進するための支援措置に関すること。
壱岐市空家等対策協議会	壱岐市空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
壱岐市地域福祉計画策定委員会	壱岐市地域福祉計画について審議すること。
壱岐市地域公共交通会議	(1)　公共交通政策の総合的な推進に関すること。 (2)　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関すること。 (3)　市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
壱岐市健康づくり推進委員会	(1)　『健康いきいき２１』計画策定に関すること。 (2)　『母子保健計画』策定に関すること。 (3)　計画の評価見直しに関すること。
壱岐市保健事業連絡協議会	(1)　市の保健事業の実施に関すること。 (2)　関係団体との連絡調整に関すること。 (3)　地域の実情に応じた保健事業の推進に関すること。
壱岐市障害者地域自立支援協議会	(1)　障害者自立支援事業の推進に関すること。 (2)　壱岐市障害者計画策定に関すること。

	(3)　壱岐市障害福祉計画策定に関すること。
壱岐地域生活ホーム利用者判定委員会	壱岐地域生活ホームの利用者の決定に関すること。
壱岐市要保護児童対策地域協議会	(1)　要保護児童に関する情報の収集及び交換並びに要保護児童に対する支援策の協議並びに検討に関すること。 (2)　要保護児童を早期に発見し、連携を図りながら効果的に援助できる体制づくりに関すること。 (3)　要保護児童対策を推進するための啓発活動に関すること。 (4)　その他要保護児童の適切な保護に必要な事項に関すること。
壱岐市子ども・子育て会議	(1)　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７２条第１項各号に掲げる事務に関すること。 (2)　その他市長が必要と認めることに関し、調査審議すること。
壱岐市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所措置の要否を審議すること。
壱岐障害者地域活動支援センター運営委員会	施設の運営方針の決定、利用者の登録及びその利用・支援に関すること。
壱岐市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の作成、達成状況の点検、分析及び評価に関すること。

	(3)　壱岐市障害福祉計画策定に関すること。
壱岐地域生活ホーム利用者判定委員会	壱岐地域生活ホームの利用者の決定に関すること。
壱岐市要保護児童対策地域協議会	(1)　要保護児童に関する情報の収集及び交換並びに要保護児童に対する支援策の協議並びに検討に関すること。 (2)　要保護児童を早期に発見し、連携を図りながら効果的に援助できる体制づくりに関すること。 (3)　要保護児童対策を推進するための啓発活動に関すること。 (4)　その他要保護児童の適切な保護に必要な事項に関すること。
壱岐市子ども・子育て会議	(1)　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７２条第１項各号に掲げる事務に関すること。 (2)　その他市長が必要と認めることに関し、調査審議すること。
壱岐市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所措置の要否を審議すること。
壱岐障害者地域活動支援センター運営委員会	施設の運営方針の決定、利用者の登録及びその利用・支援に関すること。
壱岐市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の作成、達成状況の点検、分析及び評価に関すること。

壱岐市介護施設等事業者選定委員会	公的介護施設等の施設整備を行う事業者の選定及びその他事業者の選定について必要な事項に関すること。	壱岐市介護施設等事業者選定委員会	公的介護施設等の施設整備を行う事業者の選定及びその他事業者の選定について必要な事項に関すること。	
壱岐市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関すること。	壱岐市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関すること。	
壱岐市予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和２３年法律第６８号）又は結核予防法（昭和２６年法律第９６号）に基づく予防接種その他市が実施する予防接種により発生した健康被害について、その原因を明らかにするため、医学的見地から調査及び審議すること。	壱岐市予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和２３年法律第６８号）又は結核予防法（昭和２６年法律第９６号）に基づく予防接種その他市が実施する予防接種により発生した健康被害について、その原因を明らかにするため、医学的見地から調査及び審議すること。	
壱岐市クリーンセンター環境保全委員会	壱岐市クリーンセンターに関する公害を防止するための適正な運営に関すること。	壱岐市クリーンセンター環境保全委員会	壱岐市クリーンセンターに関する公害を防止するための適正な運営に関すること。	
壱岐市汚泥再生処理センター環境保全委員会	壱岐市汚泥再生処理センターに関する公害を防止するための適正な運営に関すること。	壱岐市汚泥再生処理センター環境保全委員会	壱岐市汚泥再生処理センターに関する公害を防止するための適正な運営に関すること。	
壱岐市農業振興地域整備促進協議会	(1)　農業振興地域整備計画の策定又は変更に関すること。 (2)　農業振興地域整備計画に基づく事業の推進に関すること。 (3)　農業振興地域整備に関する調査及び研修に関すること。 (4)　農業振興地域整備に関する啓発及び宣伝に関すること。 (5)　地域農政推進及び農業後継者育成対策に関すること。	壱岐市農業振興地域整備促進協議会	(1)　農業振興地域整備計画の策定又は変更に関すること。 (2)　農業振興地域整備計画に基づく事業の推進に関すること。 (3)　農業振興地域整備に関する調査及び研修に関すること。 (4)　農業振興地域整備に関する啓発及び宣伝に関すること。 (5)　地域農政推進及び農業後継者育成対策に関すること。	

	(6)　その他農業振興地域の整備に関すること。
壱岐市農業機械銀行運営協議会	壱岐市農業機械銀行の効率的な運営に関すること。
壱岐市石田町堆肥センター運営委員会	壱岐市石田町堆肥センターの円滑な運営に関すること。
壱岐市郷ノ浦町堆肥センター運営委員会	壱岐市郷ノ浦町堆肥センターの円滑な運営に関すること。
壱岐市家畜診療所運営委員会	壱岐市家畜診療所の円滑な運営に関すること。
壱岐市中山間地域等直接支払制度推進検討会	対象農用地、対象者の基準を定める基本方針の策定など、事業の円滑な推進を図ること。
壱岐市港湾・漁港整備促進委員会	壱岐市の港湾・漁港の整備、管理について調査審議すること。
壱岐市郷ノ浦町三島海洋開発計画検討委員会	壱岐市郷ノ浦町大島、長島、原島を中心とする海洋開発について調査審議すること。
壱岐市漁業新規就業促進協議会	漁業新規就業者の受け入れ体制等に関すること。
壱岐地域栽培漁業推進協議会	(1)　壱岐地域の栽培漁業の推進に関すること。 (2)　水産資源の管理意識の向上と生産の振興に関すること。
壱岐市水産業振興対策委員会	水産業に関する総合的な施策を検討すること。

	(6)　その他農業振興地域の整備に関すること。
壱岐市農業機械銀行運営協議会	壱岐市農業機械銀行の効率的な運営に関すること。
壱岐市石田町堆肥センター運営委員会	壱岐市石田町堆肥センターの円滑な運営に関すること。
壱岐市郷ノ浦町堆肥センター運営委員会	壱岐市郷ノ浦町堆肥センターの円滑な運営に関すること。
壱岐市家畜診療所運営委員会	壱岐市家畜診療所の円滑な運営に関すること。
壱岐市中山間地域等直接支払制度推進検討会	対象農用地、対象者の基準を定める基本方針の策定など、事業の円滑な推進を図ること。
壱岐市港湾・漁港整備促進委員会	壱岐市の港湾・漁港の整備、管理について調査審議すること。
壱岐市郷ノ浦町三島海洋開発計画検討委員会	壱岐市郷ノ浦町大島、長島、原島を中心とする海洋開発について調査審議すること。
壱岐市漁業新規就業促進協議会	漁業新規就業者の受け入れ体制等に関すること。
壱岐地域栽培漁業推進協議会	(1)　壱岐地域の栽培漁業の推進に関すること。 (2)　水産資源の管理意識の向上と生産の振興に関すること。
壱岐市水産業振興対策委員会	水産業に関する総合的な施策を検討すること。

壱岐市勝本浦地区まちづくり協定運営委員会	壱岐市勝本浦地区街なみ環境整備事業の円滑な推進と補助金申請等について調査、審議すること。	壱岐市勝本浦地区まちづくり協定運営委員会	壱岐市勝本浦地区街なみ環境整備事業の円滑な推進と補助金申請等について調査、審議すること。	
壱岐北部海洋性公園開発計画検討委員会	壱岐北部海洋性公園開発計画について総合的検討を行い、その開発の実現に向けて具体的対策を策定すること。	壱岐北部海洋性公園開発計画検討委員会	壱岐北部海洋性公園開発計画について総合的検討を行い、その開発の実現に向けて具体的対策を策定すること。	
壱岐市三島航路事業運営委員会	市長の諮問に応じ、三島航路に関する計画全般及びその他重要事項について調査審議すること。	壱岐市三島航路事業運営委員会	市長の諮問に応じ、三島航路に関する計画全般及びその他重要事項について調査審議すること。	
壱岐市景観審議会	(1)　壱岐市景観計画の変更及び壱岐市景観条例（平成２７年壱岐市条例第１７号）の改正について審議すること。 (2)　届出制度に伴い、景観法（平成１６年法律第１１０号）に基づく勧告、命令等に対する意見を述べること。 (3)　大きく景観へ影響を及ぼすおそれのある計画に対して助言すること。	壱岐市景観審議会	(1)　壱岐市景観計画の変更及び壱岐市景観条例（平成２７年壱岐市条例第１７号）の改正について審議すること。 (2)　届出制度に伴い、景観法（平成１６年法律第１１０号）に基づく勧告、命令等に対する意見を述べること。 (3)　大きく景観へ影響を及ぼすおそれのある計画に対して助言すること。	
壱岐市嫦娥三島大橋架橋促進委員会	(1)　市長の諮問に応じ、架橋についての意見を総合調整し、必要な調査審議をすること。 (2)　陳情等を行い、架橋の早期実現について促進すること。	壱岐市嫦娥三島大橋架橋促進委員会	(1)　市長の諮問に応じ、架橋についての意見を総合調整し、必要な調査審議をすること。 (2)　陳情等を行い、架橋の早期実現について促進すること。	
壱岐市営住宅入居者選考委員会	市営住宅入居希望者について、住宅に困窮している状況及び程度を審査すること。	壱岐市営住宅入居者選考委員会	市営住宅入居希望者について、住宅に困窮している状況及び程度を審査すること。	
壱岐市消防組織審議会	壱岐市消防団の組織及び団員の定数について審議すること。	壱岐市消防組織審議会	壱岐市消防団の組織及び団員の定数について審議すること。	
壱岐島開発総合センター運営協議会	市長の諮問に応じ、壱岐島開発総合センターの管理及び運営、利用の普及に関し審議すること。	壱岐島開発総合センター運営協議会	市長の諮問に応じ、壱岐島開発総合センターの管理及び運営、利用の普及に関し審議すること。	

壱岐市奨学生選考委員会	壱岐市奨学金貸与条例、壱岐市医学生奨学資金貸与条例及び壱岐市獣医学修学資金貸与条例の規定により、奨学生の選考に関し、調査審議すること。
壱岐市いじめ問題専門委員会	専門家による客観的な立場からのいじめ調査に関すること。

イ　教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
壱岐市教科書採択協議会	壱岐市立学校で使用する教科用図書の採択について協議・審議し、その適正を期すること。
壱岐市小学校統廃合に関する検討委員会	壱岐市立小学校の統廃合について調査、研究、協議すること。
壱岐市教育支援委員会	新たに学齢に達する児童及び学齢児童生徒で障害等のため特別の配慮を要するものに対し、それぞれの能力に応じた教育を受けることができるようその判定と指導の適正を期すること。
壱岐市小・中学校結	壱岐市小・中学校における結核対策の管理方

壱岐市奨学生選考委員会	壱岐市奨学金貸与条例、壱岐市医学生奨学資金貸与条例及び壱岐市獣医学修学資金貸与条例の規定により、奨学生の選考に関し、調査審議すること。
壱岐市いじめ問題専門委員会	専門家による客観的な立場からのいじめ調査に関すること。
壱岐市文化財保護審議会	文化財の保存及び活用についての重要事項に関すること。
原の辻遺跡保存整備委員会	原の辻遺跡の今後の発掘調査並びに保存整備についての学術的な指導助言に関すること。
壱岐市歴史文化基本構想策定委員会	壱岐市歴史文化基本構想の策定に関し、必要な事項を調査審議すること。
壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会	文化財展示施設の再編計画について協議し、及び検討すること。

イ　教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
壱岐市教科書採択協議会	壱岐市立学校で使用する教科用図書の採択について協議・審議し、その適正を期すること。
壱岐市小学校統廃合に関する検討委員会	壱岐市立小学校の統廃合について調査、研究、協議すること。
壱岐市教育支援委員会	新たに学齢に達する児童及び学齢児童生徒で障害等のため特別の配慮を要するものに対し、それぞれの能力に応じた教育を受けることができるようその判定と指導の適正を期すること。
壱岐市小・中学校結	壱岐市小・中学校における結核対策の管理方

核対策委員会	針を検討するとともに、児童生徒の結核対策に専門的な役割を果たすために必要な事項を協議すること。
壱岐市いきっこ留学制度運営委員会	壱岐市いきっこ留学制度に関する重要な事項を協議決定し、制度の運営について審議すること。
壱岐市学校給食運営委員会	学校給食に関する重要な事項を協議決定し、給食センターの運営について審議すること。
壱岐市小・中学校の学校給食における食物アレルギー対策委員会	壱岐市小・中学校の学校給食における食物アレルギー対策の管理方針等専門的な役割を果たすために必要な事項を協議すること。
壱岐市公民館運営審議会	公民館が行う各種事業、公民館の運営、その他実際生活の条件に即して必要な事項について企画調整及び実施に関し審議すること。
壱岐市視聴覚ライブラリー運営協議会	教育委員会の諮問に応じ、視聴覚ライブラリーの運営に関する事項について審議し、及び建議すること。
壱岐市文化財保護審議会	文化財の保存及び活用についての重要事項に関すること。
原の辻遺跡保存整備委員会	原の辻遺跡の今後の発掘調査並びに保存整備についての学術的な指導助言に関すること。
壱岐市歴史文化基本構想策定委員会	壱岐市歴史文化基本構想の策定に関し、必要な事項を調査審議すること。
壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会	文化財展示施設の再編計画について協議し、及び検討すること。

核対策委員会	針を検討するとともに、児童生徒の結核対策に専門的な役割を果たすために必要な事項を協議すること。
壱岐市いきっこ留学制度運営委員会	壱岐市いきっこ留学制度に関する重要な事項を協議決定し、制度の運営について審議すること。
壱岐市学校給食運営委員会	学校給食に関する重要な事項を協議決定し、給食センターの運営について審議すること。
壱岐市小・中学校の学校給食における食物アレルギー対策委員会	壱岐市小・中学校の学校給食における食物アレルギー対策の管理方針等専門的な役割を果たすために必要な事項を協議すること。
壱岐市公民館運営審議会	公民館が行う各種事業、公民館の運営、その他実際生活の条件に即して必要な事項について企画調整及び実施に関し審議すること。
壱岐市視聴覚ライブラリー運営協議会	教育委員会の諮問に応じ、視聴覚ライブラリーの運営に関する事項について審議し、及び建議すること。

以　下　（略）	以　下　（略）	

壱岐市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例【附則第４項関係】

壱岐文化ホール条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
第１条及び第２条まで　（略） （管理及び運営） 第３条　壱岐文化ホール（以下「文化ホール」という。）の管理運営に関する事務は教育長の所管とする。 第４条　（略） （使用の許可） 第５条　文化ホールの施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 ２　教育長は、前項の許可に当たり、文化ホールの管理運営上必要があると認めるときは、使用の許可について条件を付すことができる。 （使用制限） 第６条　教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1)～(4)　（略） 第７条から第１０条まで　（略） （使用許可の取消し等） 第１１条　教育長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。 (1)～(4)　（略） ２　（略）	第１条及び第２条まで　（略） （管理及び運営） 第３条　壱岐文化ホール（以下「文化ホール」という。）の管理運営に関する事務は市長の所管とする。 第４条　（略） （使用の許可） 第５条　文化ホールの施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 ２　市長は、前項の許可に当たり、文化ホールの管理運営上必要があると認めるときは、使用の許可について条件を付すことができる。 （使用制限） 第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1)～(4)　（略） 第７条から第１０条まで　（略） （使用許可の取消し等） 第１１条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。 (1)～(4)　（略） ２　（略）	

第１２条及び第１３条　（略） （入場者の制限） 第１４条　教育長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、文化ホールへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。 (1)～(4)　（略） （特別の設備の制限） 第１５条　（略） ２　教育長は、必要があると認めるときは、使用者に対し特別の設備を指示できる。 以　下　（略）	第１２条及び第１３条　（略） （入場者の制限） 第１４条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、文化ホールへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。 (1)～(4)　（略） （特別の設備の制限） 第１５条　（略） ２　市長は、必要があると認めるときは、使用者に対し特別の設備を指示できる。 以　下　（略）	

壱岐市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例【附則第５項関係】

壱岐西部開発総合センター条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
第１条及び第２条　（略） （管理及び運営） 第３条　壱岐西部開発総合センター（以下「総合センター」という。）の管理者は、市長とし、管理運営に関する事務は、教育長の所管とする。 第４条　（略） （使用の制限） 第５条　教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総合センターの使用を許可しないものとする。 (1)～(4)　（略） 第６条　（略） （特別の設備の制限） 第７条　使用者は、総合センターを使用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用する場合は、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。 （使用許可の取消し等） 第８条　教育長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは中止することができる。 (1)～(4)　（略） ２　（略） 第９条から第１５条まで　（略） （管理の代行等） 第１６条　（略）	第１条及び第２条　（略） （管理及び運営） 第３条　壱岐西部開発総合センター（以下「総合センター」という。）の管理及び運営は、市長が行うものとする。 第４条　（略） （使用の制限） 第５条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総合センターの使用を許可しないものとする。 (1)～(4)　（略） 第６条　（略） （特別の設備の制限） 第７条　使用者は、総合センターを使用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 （使用許可の取消し等） 第８条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは中止することができる。 (1)～(4)　（略） ２　（略） 第９条から第１５条まで　（略） （管理の代行等） 第１６条　（略）	

２　（略） ３　第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあたっては、この条例の規定（前項に規定する業務に係る部分に限る。以下同じ。）中「市長」「教育長」とあるのは「指定管理者」として、この条例の規定を適用する。 以　下　（略）	２　（略） ３　第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当たっては、この条例の規定（前項に規定する業務に係る部分に限る。以下同じ。）中「市長」とあるのは「指定管理者」として、この条例の規定を適用する。 以　下　（略）	

壱岐市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例【附則第６項関係】

壱岐島開発総合センター条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
第１条及び第２条　（略） （管理及び運営） 第３条　総合センターの管理者は、市長とし、管理運営に関する事務は、教育長の所管とする。 （利用の許可） 第４条　総合センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、教育長の許可を受けなければならない。 （利用の制限） 第５条　教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総合センターの利用を許可しないものとする。 (1)～(4)　（略） 第６条　（略） （特別の設備の制限） 第７条　利用者は、総合センターを利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。 （利用許可の取消し等） 第８条　教育長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは中止することができる。 (1)～(3)　（略） ２　（略） 第９条から第１５条まで　（略） （管理の代行等）	第１条及び第２条　（略） （管理及び運営） 第３条　総合センターの管理及び運営は、市長が行うものとする。 （利用の許可） 第４条　総合センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、市長の許可を受けなければならない。 （利用の制限） 第５条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総合センターの利用を許可しないものとする。 (1)～(4)　（略） 第６条　（略） （特別の設備の制限） 第７条　利用者は、総合センターを利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 （利用許可の取消し等） 第８条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは中止することができる。 (1)～(3)　（略） ２　（略） 第９条から第１５条まで　（略） （管理の代行等）	

第１６条　（略） ２　（略） ３　第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあたっては、この条例の規定（前項に規定する業務に係る部分に限る。以下同じ。）中「市長」「教育長」とあるのは「指定管理者」として、この条例の規定を適用する。 以　下　（略）	第１６条　（略） ２　（略） ３　第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当たっては、この条例の規定（前項に規定する業務に係る部分に限る。以下同じ。）中「市長」とあるのは「指定管理者」として、この条例の規定を適用する。 以　下　（略）	

壱岐市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例【附則第７項関係】

壱岐市体育施設条例　新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（設置）
第１条　（略）
２　体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>渡良テニスコート</td><td>壱岐市郷ノ浦町渡良南触４３７番地</td></tr>
<tr><td>沼津テニスコート</td><td>壱岐市郷ノ浦町有安触６７４番地</td></tr>
<tr><td>初山庭球場</td><td>壱岐市郷ノ浦町初山西触９８５番地１</td></tr>
<tr><td>天ケ原グラウンド</td><td>壱岐市勝本町仲触９０番地１</td></tr>
<tr><td>旧鯨伏中学校グラウンド夜間照明施設</td><td>壱岐市勝本町布気触８１８番地１</td></tr>
<tr><td>勝本テニスコート</td><td>壱岐市勝本町仲触１８７５番地</td></tr>
<tr><td>芦辺小学校グラウンド夜間照明施設</td><td>壱岐市芦辺町芦辺浦５４６番地</td></tr>
<tr><td>石田スポーツセンター</td><td>壱岐市石田町石田西触１２６４番地４</td></tr>
<tr><td>石田小・中学校グラウンド夜間照明施設</td><td>壱岐市石田町石田西触１２４７番地</td></tr>
<tr><td>筒城グラウンド</td><td>壱岐市石田町筒城仲触１８５６番地７</td></tr>
<tr><td>学校開放施設</td><td>壱岐市立小・中学校体育館</td></tr>
<tr><td>旧中学校体育館</td><td>旧壱岐市立中学校体育館</td></tr>
</table>
（管理）
第２条　市長は、壱岐市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に体育施設の管理を委任するものとする。
第３条　（略）
（利用の許可）
</td>
<td>
（設置）
第１条　（略）
２　体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>天ケ原グラウンド</td><td>壱岐市勝本町仲触９０番地１</td></tr>
<tr><td>旧鯨伏中学校グラウンド夜間照明施設</td><td>壱岐市勝本町布気触８１８番地１</td></tr>
<tr><td>勝本テニスコート</td><td>壱岐市勝本町仲触１８７５番地</td></tr>
<tr><td>芦辺小学校グラウンド夜間照明施設</td><td>壱岐市芦辺町芦辺浦５４６番地</td></tr>
<tr><td>石田スポーツセンター</td><td>壱岐市石田町石田西触１２６４番地４</td></tr>
<tr><td>石田小・中学校グラウンド夜間照明施設</td><td>壱岐市石田町石田西触１２４７番地</td></tr>
<tr><td>筒城グラウンド</td><td>壱岐市石田町筒城仲触１８５６番地７</td></tr>
</table>
（管理）
第２条　市長は、体育施設の管理をするものとする。
第３条　（略）
（利用の許可）
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

第４条　体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。 ２　教育長は、前項の許可について必要な条件をつけることができる。 （使用料の減免） 第５条　教育長は、体育施設の利用が次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。 (1)　スポーツ基本法（平成２３年法律第７８号）第２３条に定める体育の日の行事のため、体育施設を開放するとき。 (2)～(5)　（略） 第６条　（略） （利用の許可の取消し又は利用の中止） 第７条　教育長は、利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反すると認めたときは、利用の許可を取り消し、又は中止させることができる。 （管理の代行等） 第８条　（略） ２　（略） ３　第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあたっては、この条例の規定（前項に規定する業務に係る部分に限る。以下同じ。）中「教育長」とあるのは「指定管理者」として、この条例の規定を適用する。 第９条　（略） 附　則　（略） 別表（第３条関係）	第４条　体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 ２　市長は、前項の許可について必要な条件をつけることができる。 （使用料の減免） 第５条　市長は、体育施設の利用が次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。 (1)　スポーツ基本法（平成２３年法律第７８号）第２３条に定めるスポーツの日の行事のため、体育施設を開放するとき。 (2)～(5)　（略） 第６条　（略） （利用の許可の取消し又は利用の中止） 第７条　市長は、利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反すると認めたときは、利用の許可を取り消し、又は中止させることができる。 （管理の代行等） 第８条　（略） ２　（略） ３　第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当たっては、この条例の規定（前項に規定する業務に係る部分に限る。以下同じ。）中「市長」とあるのは「指定管理者」として、この条例の規定を適用する。 第９条　（略） 附　則　（略） 別表（第３条関係）	

体育施設	区分	使用料
渡良・沼津テニスコート 初山庭球場	利用者	無料
天ケ原グラウンド	利用者	全点灯のとき、１時間以内３，７７０円、１時間増すごとに３，７７０円を追加 軟式野球及びソフトボール両面のとき、１時間以内 ３，１４０円、１時間増すごとに３，１４０円を追加 ソフトボール１面のとき、１時間以内２，６１０円、１時間増すごとに２，６１０円を追加
旧鯨伏中学校グラウンド夜間照明施設	利用者	３０分以内１，０４０円 ３０分増すごとに１，０４０円を追加
勝本テニスコート	利用者	コート１面１時間につき５２０円
芦辺小学校グラウンド夜間照明施設	利用者	３０分以内７３０円 ３０分増すごとに７３０円を追加
石田小中グラウンド夜間照明施設	利用者	３０分以内８１０円 ３０分増すごとに８１０円を追加
筒城グラウンド夜間照明施設	利用者	３０分以内８１０円 ３０分増すごとに８１０円を追加

体育施設	区分	使用料
天ケ原グラウンド	利用者	全点灯のとき、１時間以内３，７７０円、１時間増すごとに３，７７０円を追加 軟式野球及びソフトボール両面のとき、１時間以内 ３，１４０円、１時間増すごとに３，１４０円を追加 ソフトボール１面のとき、１時間以内２，６１０円、１時間増すごとに２，６１０円を追加
旧鯨伏中学校グラウンド夜間照明施設	利用者	３０分以内１，０４０円 ３０分増すごとに１，０４０円を追加
勝本テニスコート	利用者	コート１面１時間につき５２０円
芦辺小学校グラウンド夜間照明施設	利用者	３０分以内７３０円 ３０分増すごとに７３０円を追加
石田小中グラウンド夜間照明施設	利用者	３０分以内８１０円 ３０分増すごとに８１０円を追加
筒城グラウンド夜間照明施設	利用者	３０分以内８１０円 ３０分増すごとに８１０円を追加

学校開放施設	利用者	体育館　１回　５２０円				
旧中学校体育館	利用者	１回　５２０円				
以　下　（略）			以　下　（略）			

壱岐市ふれあい広場条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
第１条及び第２条　（略） （管理運営） 第３条　壱岐市ふれあい広場（以下「ふれあい広場」という。）は、壱岐市教育委員会が管理運営する。 （使用の許可） 第４条　ふれあい広場のうち、多目的広場、テニスコート、相撲場のいずれかの使用を希望する者は、教育長の許可を受けなければならない。 第５条及び第６条　（略） （特別の設備の制限） 第７条　ふれあい広場の特別の設備を使用する場合は、教育長の許可を受けなければならない。 （使用許可の取消し等） 第８条　教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。 (1)～(5)　（略） ２　（略） 第９条　（略） （使用料の減免） 第１０条　教育長は、公益上その他特別の理由があると認める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。 （使用料の不還付） 第１１条　既納の使用料は、還付しない。ただし、教育長が特別	第１条及び第２条　（略） （管理運営） 第３条　壱岐市ふれあい広場（以下「ふれあい広場」という。）は、市長が管理運営する。 （使用の許可） 第４条　ふれあい広場のうち、多目的広場、テニスコートのいずれかの使用を希望する者は、市長の許可を受けなければならない。 第５条及び第６条　（略） （特別の設備の制限） 第７条　ふれあい広場の特別の設備を使用する場合は、市長の許可を受けなければならない。 （使用許可の取消し等） 第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。 (1)～(5)　（略） ２　（略） 第９条　（略） （使用料の減免） 第１０条　市長は、公益上その他特別の理由があると認める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。 （使用料の不還付） 第１１条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の	

の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（原状回復の義務）

第１２条　（略）

２　使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育長が代わって行い、その費用は、使用者が負担しなければならない。

（損害賠償の義務）

第１３条　使用者は、ふれあい広場の建物又は附属設備を損傷し、又は汚損し、若しくは滅失したときは、何人の行為であっても、教育長の定めるところにより原形に復し、又は損害を賠償しなければならない。

２　（略）

（管理の代行等）

第１４条　（略）

２　（略）

３　第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあたっては、この条例の規定（前項に規定する業務に係る部分に限る。以下同じ。）中「教育長」とあるのは「指定管理者」として、この条例の規定を適用する。

第１５条　（略）

附　則　（略）

別表第１（第９条関係）　（略）

別表第２（第９条関係）

施設	区分		単位	金額（円）
野球場	専用	一般	１時間につき	３１０
		高校生以下	１時間につき	１５０

理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（原状回復の義務）

第１２条　（略）

２　使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が代わって行い、その費用は、使用者が負担しなければならない。

（損害賠償の義務）

第１３条　使用者は、ふれあい広場の建物又は附属設備を損傷し、又は汚損し、若しくは滅失したときは、何人の行為であっても、市長の定めるところにより原形に復し、又は損害を賠償しなければならない。

２　（略）

（管理の代行等）

第１４条　（略）

２　（略）

３　第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当たっては、この条例の規定（前項に規定する業務に係る部分に限る。以下同じ。）中「市長」とあるのは「指定管理者」として、この条例の規定を適用する。

第１５条　（略）

附　則　（略）

別表第１（第９条関係）　（略）

別表第２（第９条関係）

施設	区分		単位	金額（円）
野球場	専用	一般	１時間につき	３１０
		高校生以下	１時間につき	１５０

		照明	３０分につき	１，３６０
ソフトボール場	専用	一般	１時間につき	３１０
		高校生以下	１時間につき	１５０
		照明	３０分につき	８３０
テニスコート	専用	一般	１面１時間につき	２００
		高校生以下	１面１時間につき	１００
		照明	１面３０分につき	２６０
多目的広場（全面）	専用	一般	１時間につき	１，２５０
		高校生以下	１時間につき	６２０
	専　用個人	照明	全面３０分につき	２，３００
多目的広場（半面）	専用	一般	１時間につき	６２０
		高校生以下	１時間につき	３１０
	専　用個人	照明	３０分につき	８３０
多目的広場（１／４面）	専用	一般	１時間につき	３１０
		高校生以下	１時間につき	１５０
	専　用個人	照明	使用箇所による。	
多目的広場	個　人使用	一般	原則として無料	
		高校生以下	原則として無料	
相撲場	専用	一般	１時間につき	２００
		高校生以下	１時間につき	１００

１～６　（略）

別表第３（第１０条関係）

ふれあい広場減免基準一覧表

主催及び内容	使用料減免基準
市・教育委員会主催事業	無料

		照明	３０分につき	１，３６０
ソフトボール場	専用	一般	１時間につき	３１０
		高校生以下	１時間につき	１５０
		照明	３０分につき	８３０
テニスコート	専用	一般	１面１時間につき	２００
		高校生以下	１面１時間につき	１００
		照明	１面３０分につき	２６０
多目的広場（全面）	専用	一般	１時間につき	１，２５０
		高校生以下	１時間につき	６２０
	専　用個人	照明	全面３０分につき	２，３００
多目的広場（半面）	専用	一般	１時間につき	６２０
		高校生以下	１時間につき	３１０
	専　用個人	照明	３０分につき	８３０
多目的広場（１／４面）	専用	一般	１時間につき	３１０
		高校生以下	１時間につき	１５０
	専　用個人	照明	使用箇所による。	
多目的広場	個　人使用	一般	原則として無料	
		高校生以下	原則として無料	

１～６　（略）

別表第３（第１０条関係）

ふれあい広場減免基準一覧表

主催及び内容	使用料減免基準
市・教育委員会主催事業	無料

公立学校主催事業	無料
公立学校主催事業練習	原則として大会１週間前から無料
公立公民館主催事業	無料
公立公民館主催事業練習	原則として大会１週間前から無料
壱岐市体育協会主催事業	５０％以内の減額
壱岐市体育協会主催事業練習	原則として大会１週間前から５０％の減額
長崎県体育協会主催事業練習	原則として大会１月前から５０％の減額
壱岐市内社会教育関係団体	７０％以内の減額
壱岐市内集落公民館関係	７０％以内の減額

※使用料の減免申請については、壱岐市教育委員会へ申請書の提出が必要

以　下　（略）

公立学校主催事業	無料
公立学校主催事業練習	原則として大会１週間前から無料
公立公民館主催事業	無料
公立公民館主催事業練習	原則として大会１週間前から無料
壱岐スポーツ協会主催事業	５０％以内の減額
壱岐スポーツ協会主催事業練習	原則として大会１週間前から５０％の減額
長崎県スポーツ協会主催事業練習	原則として大会１月前から５０％の減額
壱岐市内社会教育関係団体	７０％以内の減額
壱岐市内集落公民館関係	７０％以内の減額

※使用料の減免申請については、市長へ申請書の提出が必要

以　下　（略）

壱岐市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例【附則第９項関係】

壱岐市勝本Ｂ＆Ｇ海洋センター条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
第１条及び第２条　（略） （管理及び運営） 第３条　壱岐市勝本B&G海洋センター（以下「海洋センター」という。）の管理者は市長とし、その管理運営に関する事務は、教育長の所管とする。 第４条　（略） （使用の許可） 第５条　海洋センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 ２　教育長は、前項の許可をする場合において、海洋センターの管理上必要な条件を付することができる。 （使用の制限） 第６条　教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、海洋センターの使用を許可しないものとする。 (1)～(4)　（略） （使用許可の取消し等） 第７条　教育長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は海洋センターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 (1)～(4)　（略） ２　（略）	第１条及び第２条　（略） （管理及び運営） 第３条　壱岐市勝本B&G海洋センター（以下「海洋センター」という。）の管理及び運営は、市長が行うものとする。 第４条　（略） （使用の許可） 第５条　海洋センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 ２　市長は、前項の許可をする場合において、海洋センターの管理上必要な条件を付することができる。 （使用の制限） 第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、海洋センターの使用を許可しないものとする。 (1)～(4)　（略） （使用許可の取消し等） 第７条　市長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は海洋センターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 (1)～(4)　（略） ２　（略）	

第８条　（略） （使用料の減免） 第９条　教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。 (1)　市若しくは壱岐市教育委員会又は壱岐市体育協会が主催する体育行事に使用するとき。 (2)　（略） (3)　前２号に掲げる場合のほか、教育長が特に必要と認めるとき。 （使用料の不還付） 第１０条　既納の使用料は、還付しない。ただし、教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1)　海洋センターの管理上特に必要があるため、教育長が使用の許可を取り消したとき。 (2)　（略） 第１１条　（略） （原状回復の義務） 第１２条　使用者は、施設等の使用が終わったとき、又は第７条第１項の規定により使用を停止され、又は当該許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。ただし、教育長の承認を受けたときは、この限りでない。 ２　（略） （損害賠償の義務） 第１３条　使用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるとき	第８条　（略） （使用料の減免） 第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。 (1)　市若しくは壱岐市教育委員会又は壱岐スポーツ協会が主催する体育行事に使用するとき。 (2)　（略） (3)　前２号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。 （使用料の不還付） 第１０条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1)　海洋センターの管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。 (2)　（略） 第１１条　（略） （原状回復の義務） 第１２条　使用者は、施設等の使用が終わったとき、又は第７条第１項の規定により使用を停止され、又は当該許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。 ２　（略） （損害賠償の義務） 第１３条　使用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるとき	

は、この限りでない。 （管理の代行等） 第１４条　（略） ２　（略） ３　第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあたっては、この条例の規定（前項に規定する業務に係る部分に限る。以下同じ。）中「教育長」とあるのは「指定管理者」として、この条例の規定を適用する。 以　下　（略）	は、この限りでない。 （管理の代行等） 第１４条　（略） ２　（略） ３　第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当たっては、この条例の規定（前項に規定する業務に係る部分に限る。以下同じ。）中「市長」とあるのは「指定管理者」として、この条例の規定を適用する。 以　下　（略）	

壱岐市文化財保護条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
第１条及び第２条　（略） （財産権の尊重及び他の公益との調整） 第３条　教育委員会は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。 （指定） 第４条　教育委員会は、市の区域内に存する文化財（国及び県の指定したものを除く。）のうち、市にとって重要なものを市指定文化財として指定することができる。 ２～５　（略） （解除） 第５条　教育委員会は、市指定文化財が文化財としての価値を失った場合、その他特殊の事由があるときは、市指定文化財の指定を解除することができる。 ２～６　（略） （管理方法の指示） 第６条　教育委員会は、市指定文化財の所有者又は保持者に対し、管理上必要な助言又は指示をすることができる。 （所有者の管理義務） 第７条　市指定文化財の所有者又は保持者は、この条例及びこれに基づく教育委員会の指示に従い、市指定文化財を管理しなければならない。 ２　市指定文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、速やかにその旨を教育	第１条及び第２条　（略） （財産権の尊重及び他の公益との調整） 第３条　市長は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。 （指定） 第４条　市長は、市の区域内に存する文化財（国及び県の指定したものを除く。）のうち、市にとって重要なものを市指定文化財として指定することができる。 ２～５　（略） （解除） 第５条　市長は、市指定文化財が文化財としての価値を失った場合、その他特殊の事由があるときは、市指定文化財の指定を解除することができる。 ２～６　（略） （管理方法の指示） 第６条　市長は、市指定文化財の所有者又は保持者に対し、管理上必要な助言又は指示をすることができる。 （所有者の管理義務） 第７条　市指定文化財の所有者又は保持者は、この条例及びこれに基づく市長の指示に従い、市指定文化財を管理しなければならない。 ２　市指定文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、速やかにその旨を市長	

委員会に届け出なければならない。 ３　市指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。 ４　市指定文化財の現状を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。 ５　市指定文化財を修理しようとするときは、所有者はあらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。 （標識） 第８条　教育委員会は、市指定文化財の管理に必要な標識説明板、囲さくその他の施設を、必要に応じ設置するものとする。 （補助） 第９条　（略） ２　補助金を交付する場合には、教育委員会が、管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは管理又は修理について監督することができる。 ３　（略） （公開） 第１０条　教育委員会は、市指定文化財の所有者に対し期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため、市指定文化財を出品することを勧告することができる。 ２　教育委員会は、前項の規定により市指定文化財が出品されたときは、管理の責任者を定めなければならない。 ３　（略） （調査） 第１１条　教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。	に届け出なければならない。 ３　市指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたときは、所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。 ４　市指定文化財の現状を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。 ５　市指定文化財を修理しようとするときは、所有者はあらかじめその旨を市長に届け出なければならない。 （標識） 第８条　市長は、市指定文化財の管理に必要な標識説明板、囲さくその他の施設を、必要に応じ設置するものとする。 （補助） 第９条　（略） ２　補助金を交付する場合には、市長が、管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは管理又は修理について監督することができる。 ３　（略） （公開） 第１０条　市長は、市指定文化財の所有者に対し期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため、市指定文化財を出品することを勧告することができる。 ２　市長は、前項の規定により市指定文化財が出品されたときは、管理の責任者を定めなければならない。 ３　（略） （調査） 第１１条　市長は、必要があると認めるときは、市指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。	

（文化財保護審議会及び委員） 第１２条　教育委員会に、壱岐市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。 （委任） 第１３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。 以　下　（略）	（文化財保護審議会及び委員） 第１２条　市に、壱岐市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。 （委任） 第１３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 以　下　（略）	

壱岐市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例【附則第１１項関係】

壱岐市文化財展示施設条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
第１条から第３条まで　（略） （管理） 第４条　文化財施設は、壱岐市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。 第５条　（略） （利用時間及び休館日） 第６条　（略） ２　教育委員会は、管理上必要があるときには臨時に休館日を定め、又は変更することができる。 第７条及び第８条　（略） （資料の利用） 第９条　（略） ２　（略） ３　他の資料館、博物館、図書館、学校その他教育委員会が適当と認めたものは、資料の館外貸出しを行うことができる。 第１０条及び第１１条　（略） （委任） 第１２条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。 以　下　（略）	第１条から第３条まで　（略） （管理） 第４条　文化財施設は、市長が管理する。 第５条　（略） （利用時間及び休館日） 第６条　（略） ２　市長は、管理上必要があるときには臨時に休館日を定め、又は変更することができる。 第７条及び第８条　（略） （資料の利用） 第９条　（略） ２　（略） ３　他の資料館、博物館、図書館、学校その他市長が適当と認めたものは、資料の館外貸出しを行うことができる。 第１０条及び第１１条　（略） （委任） 第１２条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。 以　下　（略）	

壱岐市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例【附則第１２項関係】

原の辻一支国王都復元公園条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
第１条から第５条まで　（略） （開園日及び開園時間） 第６条　公園の開園日及び開園時間は、教育委員会規則で定める。 第７条から第１５条まで　（略） （委任） 第１６条　この条例に定めるもののほか、公園の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。 以　下　（略）	第１条から第５条まで　（略） （開園日及び開園時間） 第６条　公園の開園日及び開園時間は、規則で定める。 第７条から第１５条まで　（略） （委任） 第１６条　この条例に定めるもののほか、公園の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。 以　下　（略）	

壱岐市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例【附則第１３項関係】

壱岐市石田農村環境改善センター条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
第１条及び第２条　（略） （管理及び運営） 第３条　壱岐市石田農村改善センター（以下「改善センター」という。）は市長が管理し、その管理運営に関する事務は教育長の所管とする。 （使用の許可） 第４条　改善センターを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、教育長の許可を得なければならない。 ２　教育長は、改善センターの使用を許可するときは、管理上必要な条件を付することができる。 （使用の制限） 第５条　次の各号のいずれかに該当するときは、教育長は、改善センターの使用を許可しない。 (1)～(4)　（略） （使用許可の取消し等） 第６条　教育長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。 (1)～(5)　（略） ２　（略） 第７条から第１１条まで　（略） （管理の代行等） 第１２条　（略） ２　（略）	第１条及び第２条　（略） （管理及び運営） 第３条　壱岐市石田農村改善センター（以下「改善センター」という。）の管理及び運営は、市長が行うものとする。 （使用の許可） 第４条　改善センターを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、市長の許可を得なければならない。 ２　市長は、改善センターの使用を許可するときは、管理上必要な条件を付することができる。 （使用の制限） 第５条　次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、改善センターの使用を許可しない。 (1)～(4)　（略） （使用許可の取消し等） 第６条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。 (1)～(5)　（略） ２　（略） 第７条から第１１条まで　（略） （管理の代行等） 第１２条　（略） ２　（略）	

3　第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあたっては、この条例の規定（前項に規定する業務に係る部分に限る。以下同じ。）中「教育長」とあるのは「指定管理者」として、この条例の規定を適用する。 以　下　（略）	3　第１項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあたっては、この条例の規定（前項に規定する業務に係る部分に限る。以下同じ。）中「市長」とあるのは「指定管理者」として、この条例の規定を適用する。 以　下　（略）	

壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例【第１条関係】

壱岐市福祉医療費の支給に関する条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
第１条から第４条まで　（略） （支給の制限） 第５条　支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらずこの条例に定める医療費を支給しない。 (1)～(3)　（略） (4)　父母のない子と同居してこれを監護し、かつその生計を維持する者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令第２条の４第７項に定める額以上であるとき。 (5)　母子家庭の母の配偶者、父子家庭の父の配偶者又は民法第８７７条第１項に定める扶養義務者で、その母若しくは父と生計を同じくするものの前年の所得が、児童扶養手当法施行令第２条の４第８項に定める額以上であるとき。 以　下　（略）	第１条から第４条まで　（略） （支給の制限） 第５条　支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらずこの条例に定める医療費を支給しない。 (1)～(3)　（略） (4)父母のない子と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令第２条の４第６項に定める額以上であるとき。 (5)　母子家庭の母の配偶者、父子家庭の父の配偶者又は民法第８７７条第１項に定める扶養義務者で、その母若しくは父と生計を同じくするものの前年の所得が、児童扶養手当法施行令第２条の４第７項に定める額以上であるとき。 以　下　（略）	

壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例【第２条関係】

壱岐市福祉医療費の支給に関する条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
第１条から第３条まで　（略） （支給） 第４条　前条第１号に掲げる支給対象者に係る保険給付につき、支給対象者又はその保護者が負担金を支払った場合には、市長は次に掲げる額（当該負担金について法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による附加給付等がある場合は、その額を控除した額）を支給対象者又はその保護者に対して支給するものとする。ただし、３歳の誕生日の前日の属する月の末日までの者については当該負担金の額（診療時間外における外来診療分を除く。）を支給するものとする。 (1)～(5)　（略） ２　（略） 第５条から第８条まで　（略） （支給の方法） 第９条　（略） ２　（略） ３　前２項の規定にかかわらず、市長は、支給対象者である乳幼児が市長が定める保険医療機関等において保険給付を受けたときは、受給者が当該保険医療機関等に支払うべき負担金について、当該受給者に対し第４条に定める医療費として支給すべき額の限度において、当該受給者の代わりに、当該保険医療機関等の請求に基づき支払うことができる。	第１条から第３条まで　（略） （支給） 第４条　前条第１号に掲げる支給対象者に係る保険給付につき、支給対象者又はその保護者が負担金を支払った場合には、市長は次に掲げる額（当該負担金について法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付及び保険者等の負担による附加給付等がある場合は、その額を控除した額）を支給対象者又はその保護者に対して支給するものとする。ただし、３歳の誕生日の前日の属する月の末日までの者については当該負担金の額を支給するものとする。 (1)～(5)　（略） ２　（略） 第５条から第８条まで　（略） （支給の方法） 第９条　（略） ２　（略） ３　前２項の規定にかかわらず、市長は、支給対象者である乳幼児及びこども（満１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの者に限る。次項において同じ。）が市長が定める保険医療機関等において保険給付を受けたときは、受給者が当該保険医療機関等に支払うべき負担金について、当該受給者に対し第４条に定める医療費として支給すべき額の限度において、当該受給者の代わりに、当該保険医療機関等の請求に基づき支払うこ	

4　前項の規定による支払いがあったときは、受給者に対しこの条例に定める乳幼児に対する医療費の支給があったものとみなす。 以　下　（略）	とができる。 4　前項の規定による支払いがあったときは、受給者に対しこの条例に定める乳幼児及びこどもに対する医療費の支給があったものとみなす。 以　下　（略）	

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
第１条から第１５条まで　（略） （食事の提供の特例） 第１６条　次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第１項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1)　（略） (2)　当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 以　下　（略）	第１条から第１５条まで　（略） （食事の提供の特例） 第１６条　次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第１項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1)　（略） (2)　当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 以　下　（略）	

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例　新旧対照表

現行	改正案	備考
第１条から第９条まで　（略） （職員） 第１０条　（略） ２　（略） ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 附　則 （施行期日） 第１条　この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２４年法律第６７号）の施行の日から施行する。 （職員に関する経過措置） 第２条　この条例の施行の日から令和７年３月３１日までの間、第１０条第３項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和７年３月３１日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。 以　下　（略）	第１条から第９条まで　（略） （職員） 第１０条　（略） ２　（略） ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市の長が行う研修を修了したもの（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから２年以内に研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。 附　則 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２４年法律第６７号）の施行の日から施行する。 以　下　（略）	

資料２

令和６年度２月補正予算（案）概要

１．各会計予算額一覧　1
２．２月補正予算の主要事業　2～18
３．繰越明許費　19～20
４．基金の状況（見込み）　21
５．参考資料　22

壱岐市

令和6年度壱岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

（単位：千円）

会　計　名			現計予算額	2月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
一　般　会　計			25,878,792	△ 368,000	25,510,792
特別会計	国民健康保険事業特別会計	保険事業勘定	3,436,166	7,693	3,443,859
		診療施設勘定	49,975	△ 381	49,594
		計	3,486,141	7,312	3,493,453
	後期高齢者医療事業特別会計		449,987	△ 7,741	442,246
	介護保険事業特別会計	保険事業勘定	3,766,059	73,269	3,839,328
		介護サービス事業勘定	36,067		36,067
		計	3,802,126	73,269	3,875,395
	三島航路事業特別会計		134,917		134,917
	農業機械銀行特別会計		158,785	△ 8,000	150,785
	合　計		8,031,956	64,840	8,096,796
一般会計、特別会計の合計			33,910,748	△ 303,160	33,607,588

○企業会計

（単位：千円）

会　計　名	内　訳	現計予算額	2月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	796,803		796,803
	収益的支出	881,871		881,871
	資本的収入	292,574		292,574
	資本的支出	487,244		487,244
下水道事業会計	収益的収入	403,188	△5,756	397,432
	収益的支出	402,600	△5,756	396,844
	資本的収入	125,821	△4,360	121,461
	資本的支出	190,181	△4,360	185,821

令和６年度２月補正予算の主要事業

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 1 一般管理費	まちづくり協議会費	95,780	▲ 3,743	92,037	0	0	0	100 企業版ふるさと納税寄附金（商工振興課）	▲ 3,843	●事業の背景・目的等 地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、壱岐市自治基本条例に基づくコミュニティ活動を推進するための新たな組織を設立し、地域住民の福祉の増進、連携の強化及び市とまちづくり協議会との協働によるまちづくりを推進する。 ●事業内容 実績見込みによる減額 ①まちづくり交付金　△1,088千円 ②その他関連経費　△2,655千円	政策企画課 P24～25
2 総務費 1 総務管理費 3 財政管理費	財政管理費	8,248	333,000	341,248	0	0	0	0	333,000	●事業の背景・目的等 年度間の財源不足及び市債の償還（返済）に必要な財源を確保し、財政の健全な運営を行うために基金（財政調整基金・減債基金）に積み立てを行う。 ●事業内容 ①財政調整基金積立金　273,000千円 ②減債基金積立金　60,000千円	財政課 P24～25
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	交通対策費	254,479	▲ 26,594	227,885	0	0	0	1,206 合併振興基金	▲ 27,800	●事業の背景・目的等 地域公共交通及び離島航路・航空路線の維持により、市民の移動手段および利便性を確保し、活気ある住みやすいまちづくりに努める。 ●事業内容 ①燃料油価格変動調整金支援事業　△29,800千円 ・国の燃料油価格激変緩和補助金の期間延長・見直しによる減額 ②本土通院等航路運賃支援事業負担金　2,000千円 ・身体障害者等運転自動車航送料割引の増加等による増額 ③地方路線バス等運行対策費補助金　622千円 ・物価高騰および最低賃金改定等による赤字欠損額の増加などによる増額 ④生活バス路線等対策費補助金　584千円 ・物価高騰及び最低賃金改定等による赤字欠損額の増加などによる増額	総務課 P26～27

令和６年度２月補正予算の主要事業

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
2　総務費 1　総務管理費 6　企画費	選抜高等学校野球大会出場野球部応援補助金	0	32,700	32,700	0	0	0	32,700 ふるさと納税寄附金 13,600 企業版ふるさと納税寄附金 5,500 ふるさと応援基金 13,600	0	●事業の背景・目的等 第97回選抜高校野球大会の21世紀枠として出場する長崎県立壱岐高等学校野球部に対し、本市の知名度やイメージ向上及び魅力あるふるさとづくりに関して多大な貢献につながることから、壱岐市ふるさと応援寄附金制度等を活用して支援を行う。 ●事業内容 寄附金を活用して、長崎県立壱岐高等学校野球部の選抜高等学校野球大会出場に必要な費用に関して支援を行う。 【対象寄附金】 ●壱岐市ふるさと納税ガバメントクラウドファンディング「壱岐高野球部応援プロジェクト」寄附金（※ふるさと納税ポータルサイトの利用手数料、市外の寄附者に対しての返礼品の調達費用及び送料等に要する経費相当額を差し引いた額） ●壱岐市企業版ふるさと納税寄附金 【補助対象経費】 (1)　野球部員（監督、部長及び副部長を含む。）の旅費及び宿泊費 (2)　野球部員のユニフォーム購入費 (3)　応援団（補助対象校の生徒及び引率教諭に限る。以下同じ。）の旅費及び宿泊費並びに応援に係る用具等の製作及び購入費 (4)　応援団の入場券購入費 (5)　その他市長が必要と認める経費 ＜補助金＞ 〇寄附金（ＧＣＦ）13,600千円→補助金6,800千円 ① →事務費6,800千円 〇寄附金（企業版）　5,500千円→補助金5,500千円 ② ①＋②⇒選抜高等学校野球大会出場野球部応援補助金 12,300千円 ＜予算額＞ 〇寄附金（ＧＣＦ）13,600千円→積立金13,600千円 〇基金繰入金　　13,600千円→補助金 6,800千円 →事務費 6,800千円 〇寄附金（企業版）　5,500千円→補助金 5,500千円 ※GCF寄附金の予算額については基金へ積み立て後に取崩し予定	政策企画課 ・ 商工振興課 P26～27
	企業版ふるさと納税寄附金	1,522	2,100	3,622	0	0	0	2,000 企業版ふるさと納税寄附金（商工振興課）	100	●事業の背景・目的等 地方創生の取り組みを行う企業からの寄附をもとに、地方と企業が協働する新しいまちづくりを推進する。 ●事業内容 企業版ふるさと納税寄附金を次年度事業に活用するため基金へ積み立てを行う。 企業版ふるさと納税寄附金　2,000千円 企業版ふるさと納税基金積立金　2,100千円	商工振興課 P26～27

令和６年度２月補正予算の主要事業

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
2　総務費 1　総務管理費 6　企画費	地域創生費	55,897	▲ 11,150	44,747	▲ 4,931 離島活性化交付金	0	0	▲ 6,219 合併振興基金 ▲1,287 ふるさと応援基金 ▲4,932	0	●事業の背景・目的等 市政運営の指針となる「第3次壱岐市総合計画」が、令和6年度に目標の最終年次を迎えることから、現行計画の成果検証を行ったうえで、「第4次壱岐市総合計画」策定する。 また、離島甲子園を開催し、野球を通じた交流人口の拡大を図る。 ●事業内容 ＜計画策定業務＞ ①契約に基づく不用額の減額 ②予算現額　5,247千円 ③契約内容 ・業務名：第4次壱岐市総合計画策定支援業務 ・履行期間：令和5年9月19日～令和7年3月31日 ・契約額：7,920千円 （R5年度分3,960千円、R6年度分3,960千円） ＜離島交流事業＞ ①離島甲子園開催地負担金の減額 （参加チーム数減等の実績によるもの） ②予算現額　46,920千円 ③事業実績　37,057千円	政策企画課 P26～27
	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業（総務費）	92,243	▲ 11,073	81,170	0	0	0	0	▲ 11,073	●事業の背景・目的等 有人国境離島法に基づく航路・航空路運賃の低廉化を実施することにより、市民の経済的負担の軽減を図る。 ●事業内容 離島航路航空路運賃低廉化負担金 ・実績（見込）による減額　△11,073千円 予算現額：92,243千円 事業実績（見込）：81,170千円 （航路：70,770千円、航空路：9,700千円、三島単独分：700千円）	総務課 P26～27
	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業（観光費）	47,910	▲ 32,104	15,806	0	0	0	▲ 32,104 過疎地域持続的発展特別事業基金	0	●事業の背景・目的等 有人国境離島法の施策の一つである滞在型観光促進事業について、滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げ及び誘客促進事業の実施により地域振興を図る。 ●事業内容 滞在型観光割引事業負担金 ・県事業（滞在型観光促進事業）として実施する「しま旅旅行商品」等の誘客対策に対する市町負担金　△32,104千円 予算現額　44,942千円 事業実績（市町負担金）12,838千円※全体事業費：57,060千円 補助率　国：55%　県：22.5%　各市町負担金：22.5%	観光課 P26～27

令和６年度２月補正予算の主要事業

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業（商工費）	264,107	▲ 40,460	223,647	0	▲ 33,716 国境離島地域雇用機会拡充事業交付金	0	▲ 6,744 合併振興基金	0	●事業の背景・目的等 特定有人国境離島地域における雇用増を伴う創業または事業拡大を行う事業者の事業資金の一部を支援することで、定住促進及び地域活性化を図ることを目的とする。 ●事業内容 雇用機会拡充事業補助金 事業の審査結果により当初予算見込件数(15件)を下回ったことによる減額。 △40,460千円 ・継　続：14件　102,120千円 ・新　規：12件　117,420千円(当初見込み：15件 157,880千円) 合　計：26件　219,540千円(当初見込み：29件 260,000千円)	商工振興課 P26～27
2 総務費 1 総務管理費 13 物価高騰対応重点支援事業費	低所得者支援・定額減税補足給付事業	303,840	▲ 42,125	261,715	▲ 42,125 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	0	0	0	●事業の背景・目的等 「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」により、低所得世帯及び定額減税しきれないと見込まれる低所得水準の方に対して、給付金を支給することにより生活支援を行う。 ●事業内容 ① 基準日（令和6年6月3日）において壱岐市内に住所を有する世帯のうち、令和6年度新たに住民税が非課税又は均等割のみ課税となる世帯に対して、10万円を給付する事業。 ② 定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方へ差額分の補足給付（1万円～本人及び扶養者数×4万円）を行う事業。 （事業実績） ①実績：569世帯　②実績：8,410人分	市民福祉課 P28～29
	低所得者支援事業（こども加算分）	12,555	▲ 7,150	5,405	▲ 7,150 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	0	0	0	●事業の背景・目的等 「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」により、低所得世帯の児童に対して、給付金を支給することにより生活支援を行う。 ●事業内容 基準日（令和6年6月3日）において壱岐市内に住所を有する世帯のうち、令和6年度新たに住民税が非課税又は均等割のみ課税となる世帯の児童１人に対して、5万円を給付する事業。 （事業実績） 実績　107人	いきいろ子ども未来課 P28～29

令和６年度２月補正予算の主要事業

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
3　民生費 1　社会福祉費 1　社会福祉総務費	障害者自立支援給付事業	904,419	80,000	984,419	40,000 自立支援給付費負担金	20,000 自立支援給付費負担金	0	0	20,000	●事業の背景・目的等 障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 ●事業内容 障害者福祉サービス等報酬改定（福祉・介護職員の処遇改善、各サービスの基本報酬の見直し等）及び新規利用者の増加に伴うサービス費の増額 障害福祉サービス費 ・総事業費：962,000千円 ・補助率：（国1/2、県1/4、市1/4） 実績見込みによる増額 予算現額　882,000千円 事業実績（見込）962,000千円	市民福祉課 P32～33
3　民生費 1　社会福祉費 3　老人福祉費	老人福祉事業費	69,820	▲ 1,506	68,314	0	0	0	▲ 1,506 地域福祉基金 ▲800 過疎地域持続的発展特別事業基金 ▲706	0	●事業の背景・目的等 高齢者の心身の健康保持及び生活安定のために、必要な事業を行い、老人福祉の向上を図る。 ●事業内容 実績見込みによる減額 ○敬老祝金 予算現額　10,000円×246名＋100,000円×29名=5,360千円 事業実績見込　10,000円×226名＋100,000円×23名=4,560千円 ○敬老事業 予算現額　1,000円×8,206人=8,206千円 事業実績見込　1,000円×7,500人=7,500千円	長寿支援課 P32～33
	在宅福祉事業費	9,380	▲ 1,393	7,987	0	0	0	▲ 1,393 過疎地域持続的発展特別事業基金	0	●事業の背景・目的等 一人暮らしや支援を要する高齢者等に対して外出支援サービス事業や日常生活用具の給付を行うことで、高齢者の社会活動の範囲を広げ、福祉の増進に資することを目的とする。 ●事業内容 外出支援サービス事業当初の利用実績による減額 予算現額　課税分　4,100円×　660回 非課税分　4,400円×1,488回　9,254千円 実績見込　課税分　4,100円×　506回 非課税分　4,400円×1,315回　7,861千円	長寿支援課 P32～33

令和６年度２月補正予算の主要事業

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
3　民生費 1　社会福祉費 3　老人福祉費	入湯券等助成事業費	18,349	▲ 3,840	14,509	0	0	0	▲ 3,840 地域福祉基金	0	●事業の背景・目的等 65歳以上の方へ入湯優待券、はり灸等助成券を交付することにより、健康と福祉の増進を図り、団体入湯券を交付することで、組織の親睦と強化を図ることを目的とする。 ●事業内容 老人入湯券が当初想定の利用見込より利用実績減のため 予算現額　13,382千円 （個人券 使用枚数(見込)63,910枚×200円＝12,782千円） （団体券 利用人数(見込)3,000名×200円＝600千円） 事業実績見込　9,542千円 （個人券：使用枚数(見込)46,360枚×200円＝9,272千円） （団体券：利用人数(見込)1,350名×200円＝270千円）	長寿支援課 P32～33
	老人クラブ事業費	7,694	▲ 689	7,005	0	▲ 269 老人クラブ活動等事業費補助金	0	▲ 420 地域福祉基金	0	●事業の背景・目的等 明るい長寿社会の実現と高齢者の保健福祉の向上を目指し、老人クラブ活動等のより一層の活性化を図るため、老人クラブが行う高齢者自らの生きがい、健康づくりや社会活動を支援する。 ●事業内容 老人クラブ会員数減少等により交付実績減のため 予算現額　4,958千円 （単位老人クラブ：29,200円×95クラブ＋420円×5,200名） 事業実績　4,269千円	長寿支援課 P32～33
3　民生費 1　社会福祉費 5　介護保険事業費	介護保険事業費	580,581	▲ 3,248	577,333	0	0	0	0	▲ 3,248	●事業の背景・目的等 地域包括ケアシステムの推進に必要な人材の確保を図る。 また、介護保険事業特別会計に法定負担とされる経費を繰出しすることで、介護保険事業の経営基盤を強化し、運営の健全化を図る。 ●事業内容 各補助金及び繰出金の実績による減 ・介護人材確保対策事業補助金の減　△7,100千円 当初予算17,460千円、実績10,360千円　修学支援金見込30人実績11人 ・地域包括ケア人材確保支援事業補助金の減　△1,000千円 当初予算3,280千円、実績2,143千円　奨学金返還補助見込8人実績5人 家賃補助見込7人実績7人 ・介護人材支援事業補助金の減　△1,080千円 当初予算1,480千円、実績400千円　人材支援見込5人実績2人 家賃補助見込2人実績0人 ・介護保険事業特別会計繰出金の増　5,932千円	保険課 P32～35
3　民生費 2　児童福祉費 1　児童福祉総務費	児童福祉総務費	28,530	▲ 1,000	27,530	0	0	0	▲ 1,000 過疎地域持続的発展特別事業基金	0	●事業の背景・目的等 次世代を担う若者と定住化を奨励するために出産祝金を支給する。（第2子10万円、第3子以降20万円） ●事業内容 ・祝金実績見込みにより減額　△1,000千円 予算現額　14,000千円　100件 事業実績（見込）　13,000千円　88件	いきいろ子ども未来課 P34～35

令和６年度２月補正予算の主要事業

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
3　民生費 2　児童福祉費 2　児童措置費	児童手当給付費	400,726	▲ 39,110	361,616	▲ 25,157 児童手当交付金	▲ 8,690 児童手当負担金	0	0	▲ 5,263	●事業の背景・目的等 児童を養育する者に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。 ●事業内容 高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に対し、手当を支給する。 児童手当実績見込みにより減額　△39,110千円 予算現額　361,616千円　延児童数　37,800人 事業実績（見込）　359,000千円　延児童数　29,350人	いきいろ子ども未来課 P34～35
	児童扶養手当給付費	140,477	▲ 12,000	128,477	▲ 4,000 児童扶養手当給付費負担金	0	0	0	▲ 8,000	●事業の背景・目的等 子ども・子育て支援法に基づき、3歳以上の保育料無償化のための財政措置・民間保育施設への給付費支給を行うもの。 ●事業内容 対象児童数減等により減額 予算現額　102,942千円 乳幼児：15人　1-2歳児：24人　3歳児：6人　4-5歳児：12人 事業実績（見込）　97,275千円 乳幼児：8人　1-2歳児：24人　3歳児：14人　4-5歳児：10人	いきいろ子ども未来課 P34～35
3　民生費 3　生活保護費 1　生活保護総務費	生活保護総務費	24,871	147	25,018	0	0	0	0	147	●事業の背景・目的等 生活に困窮するすべての者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的で支給している生活保護費に対する国庫補助金の令和5年度実績に伴う精算返納金を計上。 ●事業内容 【令和5年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算返納金】 （令和4年度繰越分）補助率3/4 ・生活保護適正化事業：68千円 【令和5年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金精算返納金】 （令和4年度繰越分）補助率10/10 ・医療扶助オンライン資格確認導入事業：79千円	保護課 P34～37

令和６年度２月補正予算の主要事業

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
3 民生費 3 生活保護費 2 扶助費	扶助費	708,639	▲ 26,500	682,139	▲ 19,875 生活保護費負担金	0	0	0	▲ 6,625	●事業の背景・目的等 生活に困窮するすべての者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 ●事業内容 生活保護扶助費：被保護者の減少等による各種扶助費の減額 ・生活扶助費 △15,000千円 ・住宅扶助費 △5,000千円 ・教育扶助費 △1,500千円 ・介護扶助費 △4,000千円 ・出産扶助費 △500千円 ・生業扶助費 △500千円 【国庫負担金：補助率3/4】	保護課 P36～37
4 衛生費 1 保健衛生費 1 保健衛生総務費	母子保健事業費（いきいろ子ども未来課）	33,696	▲ 4,000	29,696	0	0	0	▲ 4,000 ふるさと応援基金	0	●事業の背景・目的等 母子保健法等に基づき、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する事業を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を提供する。 ●事業内容 妊婦健診・産婦健診・産後ケア・乳幼児健診等を医療機関等に業務委託をして実施する。 健診等実績見込により委託料減額 △4,000千円 予算現額 19,469千円 産婦健診140人 妊婦・乳児健診140人 実績見込 15,469千円 産婦健診111人 妊婦・乳児健診 90人	いきいろ子ども未来課 P36～37
	出産・子育て応援事業（いきいろ子ども未来課）	20,453	▲ 713	19,740	▲ 800 出産・子育て応援交付金	▲ 200 出産・子育て応援交付金	0	▲ 800 ふるさと応援基金	1,087	●事業の背景・目的等 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤独感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。こうした中で、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援の充実を図るとともに、経済的支援を一体として実施する。 ●事業内容 ①出産・子育て応援ギフト（経済的支援）として ⅰ）出産応援ギフト 妊婦一人50,000円を支給する。 ⅱ）子育て応援ギフト 子ども一人50,000円を支給する。 ・給付金実績見込みにより減額 △1,200千円 予算現額 14,000千円 出産140人 子育て140人 事業実績（見込） 12,800千円 出産128人 子育て128人 ②生まれてくれて“ありがとう”事業として子育て応援ギフトの上乗せ部分として市独自で30,000円相当の記念品を贈呈する。 ・給付金実績見込みにより減額 △600千円 予算現額 4,200千円 140人 事業実績（見込） 3,600千円 120人 ③過年度事業実績により、受入超過となった補助金の国・県へ返還を行う。（国870千円 県217千円）	いきいろ子ども未来課 P36～37

令和６年度２月補正予算の主要事業

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	事業内容	所属 予算書ページ
4 衛生費 1 保健衛生費 2 予防費	一般予防対策費	176,357	▲ 80,494	95,863	0	0	0	▲ 40,479 地域福祉基金 ▲1,054 ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金 ▲39,425	▲ 40,015	●事業の背景・目的等 予防接種法等関係法令に基づき、乳幼児期から高齢者までの感染症対策として、安全・安心な予防接種を実施する。 ●事業内容 予防接種事業実績見込みによる減額。△80,494千円 委託料 ・定期予防接種（実績見込 8,500回　△18,454千円） ・新型コロナ　（実績見込 1,300回　△62,040千円）	健康増進課 P36～37
4 衛生費 1 保健衛生費 4 病院費	病院事業費	575,709	3,436	579,145	0	0	0	0	3,436	●事業の背景・目的等 市民の健康で安心できる生活の確保を目的に長崎県病院企業団の構成団体として、本市の基幹病院である長崎県壱岐病院へ負担金要綱に基づき運営に関する負担金、本部運営経費等を支出するもの。 ●事業内容 長崎県病院企業団本部の運営経費及び長崎県壱岐病院の運営経費等を企業団構成団体として負担金を支出する。 病院負担金　552,174千円（3,473千円増） 主なもの　医師確保に要する経費　1,467千円増 医療従事者確保に要する経費　7,135千円増 共済組合追加費用　3,019千円減 児童手当に要する経費　1,050千円減　ほか	保険課 P36～37
4 衛生費 2 清掃費 2 塵芥処理費	クリーンセンター費	268,256	▲ 33,527	234,729	0	0	0	▲ 10,000 合併振興基金	▲ 23,527	●事業の背景・目的等 一般廃棄物の適正な処理を実施するため、壱岐市クリーンセンターの運転及び維持管理を行う。 ●事業内容 ①使用実績による減額 電気料　△4,000千円 ②処理実績による減額 焼却灰・焼却飛灰運搬処理業務　△10,000千円 ③入札実績による減額 施設保守点検業務　△847千円 ばい煙測定・ごみ室分析業務　△724千円 ダイオキシン類測定業務　△800千円 精密機能検査業務　△2,431千円 ④その他 ショベルローダ購入費　△14,725千円 ※焼却灰搬出用ショベルローダの老朽化により購入を予定していたが、エンジン供給不足により受注停止となり、購入ができなくなったため。	環境衛生課 P36～39

令和６年度２月補正予算の主要事業

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
4　衛生費 2　清掃費 3　し尿処理費	汚泥再生処理センター費	234,583	▲ 23,890	210,693	0	0	▲ 6,800 一般廃棄物処理事業債	▲ 1,000 合併振興基金	▲ 16,090	●事業の背景・目的等 し尿及び浄化槽汚泥等の適正な処理を実施するため、壱岐市汚泥再生処理センターの運転及び維持管理を行う。 ●事業内容 ①使用実績による減額 消耗品費　△6,000千円 電気料　△4,000千円 ②処理実績による減額 臭気塔・配管等清掃業務　△1,800千円 汚泥収集運搬処分業務　△1,000千円 ③入札実績による減額 精密機能検査業務　△2,090千円 汚泥再生処理センター改修工事　△9,000千円	環境衛生課 P38～39
4　衛生費 2　清掃費 4　合併処理浄化槽設置整備費	合併処理浄化槽設置整備費	76,947	▲ 30,993	45,954	▲ 8,590 合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	▲ 10,132 合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	0	0	▲ 12,271	●事業の背景・目的等 壱岐市内の集合処理区域外で、合併処理浄化槽を設置しようとする設置者へ補助金を交付する。 ●事業内容 壱岐市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の実績見込みによる減 ・対象者（件数）：合併処理浄化槽設置者60件（△40件） ＜内訳＞ 5人槽　30件⇒29件（△1件） 6～7人槽　50件⇒19件（△31件） 8～10人槽　10件⇒3件（△7件） 11～20人槽　10件⇒9件（△1件） ・総事業費：45,741千円 ・補助率：（国1/2、県1/3*0.9、市1/6＋1/3*0.1＋嵩上分）	上下水道課 P38～39
5　農林水産業費 1　農業費 3　農業振興費	農業振興事業費	7,615	▲ 514	7,101	0	0	0	▲ 514 ふるさと応援基金	0	●事業の背景・目的等 農家の高齢化、後継者不足及び経営継承が進まない中、エネルギー価格の上昇、販売価格の低迷と農家を取り巻く環境が厳しい状況が続いている。このような中、収益性の向上を目指しＪＡ壱岐市では「ばれいしょ（壱岐黄金）を新たな戦略品目と位置づけ作付規模を図っている。 ●事業内容 ○新産地育成に向け「ばれいしょ（壱岐黄金）」の種いも更新について1/3を助成。 ・事業実績見込による減 当初予算額　2,054千円・・・① 実績見込額　1,540千円・・・② ②-①＝△514千円（減）	農林課 P38～41

令和６年度２月補正予算の主要事業

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 1 農業費 3 農業振興費	新規就農独立支援事業	1,000	▲ 1,000	0	0	0	0	0	▲ 1,000	●事業の背景・目的等 農業経営を始めて間もない新規就農者に対し、国・県の補助事業に該当しない農機・設備の購入費用を助成することにより、早期の独立を目指し経営の安定を図る。 ●事業内容 ○事業実績見込による減 予算額　1,000千円・・・① 実績見込額　　0円・・・② ②-①＝△1,000千円（減）	農林課 P38～41
	農地保有合理化促進対策費	9,806	▲ 3,750	6,056	0	0	0	▲ 3,750 過疎地域持続的発展特別事業基金	0	●事業の背景・目的等 農業経営の強化を図り、農業を営む者への優良農地の集積を推進するため農地流動化奨励事業補助金を交付する。 ●事業内容 農地流動化奨励事業補助金 申請実績（見込み）により減額　3,750千円　未更新者の増 予算現額　951,6008㎡　9,516千円 実績（見込み）678,374㎡　5,765千円	農業委員会事務局 P38～41
	農地中間管理費	17,356	▲ 1,761	15,595	0	▲ 1,761 農地中間管理機構集積協力金交付事業補助金	0	0	0	●事業の背景・目的等 農地の集積を地域の担い手へ促進することにより、有効活用と作業の効率化を図る。 ●事業内容 ○事業実績（見込）による減 当初予算額　　10,000千円・・・① 事業実績（見込）額　8,239千円・・・② ②-①＝△1,761千円（減）	農林課 P38～41
	農地利用効率化等支援交付金事業	3,169	▲ 551	2,618	0	▲ 551 農地利用効率化等支援交付金	0	0	0	●事業の背景・目的等 担い手の規模拡大に必要な機械や施設へ補助することにより、担い手の経営向上を図り、地域農業の活性化に寄与する。 ●事業内容 入札による事業費の減額 ○融資主体支援タイプ（補助率3/10、補助上限3,000千円） 集落営農法人　ｺﾝﾊﾞｲﾝ3条刈1台　△335千円・・・① 集落営農法人　馬鈴薯収穫機1台　△129千円・・・② ○追加的信用供与補助事業（融資額×1/15）　△87千円･･･③ ①+②+③＝△551千円（減）	農林課 P38～41

令和６年度２月補正予算の主要事業

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 1 農業費 3 農業振興費	新規就農者総合支援対策事業	11,295	▲ 915	10,380	0	▲ 915 農業次世代人材投資事業補助金	0	0	0	●事業の背景・目的等 次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備段階や経営開始時の早期の経営の確立を図るため資金を交付し、農業経営の定着を図る。 ●事業内容 ○事業実績による減 実績見込額　普通旅費　29千円→14千円・・・△15千円① 農業次世代人材投資事業 6,750千円→5,850千円・・・△900千円② ①+②＝△915千円（減）	農林課 P38～41
	集落営農活性化プロジェクト促進事業	6,768	▲ 1,357	5,411	0	▲ 1,357 集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金	0	0	0	●事業の背景・目的等 集落営農活性化に向けたビジョンづくりや若者等の雇用、高収益作物の試験栽培・販路開拓、共同利用機会等の導入など総合的に支援を行う。 ●事業内容 入札による事業費の減額 ・集落営農法人　ディスクハロー、半自動野菜移植機、二畝マルチ　各1台　△411千円・・・① ・集落営農法人　ｺﾝﾊﾞｲﾝ4条刈1台　△946千円・・・② ①+②＝△1,357千円（減）	農林課 P38～41
5 農林水産業費 1 農業費 4 畜産業費	畜産事業費	17,345	▲ 8,860	8,485	0	▲ 6,571 家畜導入事業補助金 ▲4,240 新たな放牧体系確立促進事業 ▲2,331	0	▲ 700 過疎地域持続的発展特別事業基金	▲ 1,589	●事業の背景・目的等 優良な繁殖雌牛群への更新を図り市場性の高い子牛を生産するとともに、一定規模の年間販売頭数を確保することによって市場性を有利にするため、導入を図る繁殖農家を支援する。 ●事業内容 １）家畜導入事業費補助金【補正額　△6,940千円】 補助率1/3　上限：維持（県50千円、市50千円）、増頭（県100千円、市50千円） ※（金太郎３等（以降産子）、ゲノミックは上記に10千円加算） 維持→△3,350千円・・・① 増頭→△3,590千円・・・② ①+②＝△6,940千円（減） ２）新たな放牧体系確立促進事業　【補正額　△2,331千円】 ○事業実績による減 当初予算額　2,825千円・・・① 実績額　494千円・・・② ②-①＝△2,331千円（減） ３）長崎県家畜導入事業補助金返還金　【補正額　411千円】	農林課 P40～41

令和６年度２月補正予算の主要事業

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 2 林業費 2 林業振興費	森林保全造林事業費	23,112	436	23,548	0	0	0	0	436	●事業の背景・目的等 森林環境譲与税を活用し健全な森林資源を保護する。 水源涵養・山地災害防止機能を維持増進することで森林の持つ公益的機能の回復を図る。 ●事業内容 継続的な財政負担の財源となる森林環境譲与税の基金積立を行う。 R6年度9月期譲与額4,717千円・・・① R6年度3月期譲与見込額4,783千円・・・② 合計譲与予定額9,500千円（①+②）・・・③ 当初予算額9,064千円・・・④ ④-③＝436千円（増）	農林課 P40～41
5 農林水産業費 3 水産業費 1 水産業総務費	壱岐栽培センター管理費	65,545	▲ 6,767	58,778	0	0	0	▲ 6,767 栽培漁業振興基金	0	●事業の背景・目的等 壱岐栽培センターは放流用種苗（アワビ・カサゴ・アカウニ）等を生産し、磯根資源の維持に貢献するものである。 ●事業内容 ・燃料費について、今後の実績見込により減額する。 予算現額2,520千円　実績（見込）1,520千円 ・光熱水費について、今後の実績見込により減額する。 予算現額13,272千円　実績（見込）11,972千円 ・当初3名の雇用を予定していたが、2名の雇用となったため減額する。 予算現額19,592千円　実績（見込）15,125千円	水産課 P40～41
5 農林水産業費 3 水産業費 2 水産業振興費	離島漁業再生支援交付金事業	231,481	▲ 10,022	221,459	0	▲ 7,517 離島漁業再生支援交付金	0	100 企業版ふるさと納税寄附金（商工振興課）	▲ 2,605	●事業の背景・目的等 販売・生産面で不利な条件にある離島地域の漁業集落において、漁業の再生を図る観点から、対象漁業集落が、生産性の向上、付加価値の向上等による漁業収益の向上等により、漁業再生活動の自立的かつ継続的な実施が可能となるよう支援する。 ●事業内容 基本交付金の減額に伴う執行残を減額 予算現額231,481千円　実績（見込）221,459千円	水産課 P40～41
	技術習得支援事業	5,469	▲ 2,966	2,503	0	▲ 1,333 漁業就業者確保育成総合対策事業補助金	0	0	▲ 1,633	●事業の背景・目的等 壱岐市漁業新規促進協議会で就業定着の意欲と能力があると認められる者について、技術研修期間中の研修費や漁業資材購入費等に対して支援を行い、漁業就業者の確保を図る。 ●事業内容 研修生について、新規の研修希望がなく、継続2名の実績見込であるため減額する。 予算現額5,469千円　実績（見込）2,503千円	水産課 P40～41

令和６年度２月補正予算の主要事業

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
6 商工費 1 商工費 4 観光費	島外スポーツ誘致	22,408	▲ 750	21,658	0	0	0	0	▲ 750	●事業の背景・目的等 島外からのスポーツ・文化団体に対し、滞在費の一部を助成することにより、合宿誘致を促進し、交流人口の増加を図る。市の活性化に寄与することを目的とし、4年目以降も本市へ合宿してもらえるよう推進する。 ●事業内容 壱岐市スポーツ合宿誘致促進事業費補助 ・大学・実業団・プロ等のスポーツ団体に対して、交通費及び宿泊費の助成を行う。（上限額：750千円　対象経費の1／2） ・対象団体の体制変更等があり実現しなかったため減額 ・予算現額　2件　1500千円 ・事業実績(見込)　1件　750千円	観光課 P42～43
	壱岐行き教育旅行	14,866	▲ 580	14,286	0	0	0	1,000 企業版ふるさと納税寄附金（商工振興課）	▲ 1,580	●事業の背景・目的等 教育旅行に係る交通費(船賃及び貸切バス料金）、宿泊、体験及び入場等に要する旅行費用とし、当該旅行に参加する児童又生徒1人当たりに条例で定める補助金を交付する。 ●事業内容 壱岐行き教育旅行推進事業補助金 【長崎県内小・中学生】1泊2日　5,000円　　2泊3日　6,000円 【長崎県外小・中学生】【長崎県内外高校生】 1泊2日　3,000円　　2泊3日　4,000円 ・長崎県内1校が天候により事業中止となったため減額 ・予算現額　　21校　14,866千円 ・事業実績(見込)　20件　14,286千円	観光課 P42～43
7 土木費 2 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費	県営事業費	22,094	▲ 14,919	7,175	0	0	▲ 13,500 公共事業等債	0	▲ 1,419	●事業の背景・目的等 県営事業地元負担金 ●事業内容 農地中間管理機構関連農地整備事業（木田地区）の事業費減額に伴う地元負担金の減	建設課 P44～45
7 土木費 4 港湾費 1 港湾管理費	港湾管理費	87,937	▲ 7,168	80,769	0	0	▲ 6,500 公共事業等債	0	▲ 668	●事業の背景・目的等 各港湾を安全・安心に利用ができるよう施設の維持管理に努める。 ●事業内容 県営事業地元負担金　予算現額57,811千円　実績見込み額50,643千円	水産課 P44～45

令和６年度２月補正予算の主要事業

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
7 土木費 4 港湾費 1 港湾管理費	勝本港埋立事業	10,000	▲ 8,500	1,500	0	0	0	0	▲ 8,500	●事業の背景・目的等 勝本浦黒瀬地区において、県では国の補助で岸壁整備を進めている。これに伴い、市では埋立を実施し、辰の島遊覧・海水浴場への受付案内所、駐車場等を整備することにより壱岐島北部の観光拠点とする。併せて、周辺の商店街、朝市、史跡等を活かし地域活性化を図る。 ●事業内容 令和5年度に埋立及び仮設水路が完成し、令和6年度は重量による圧密沈下期間としていた。この間、土砂の流出があった場合に備えて当初予算を計上していたが、土砂の流出がなかったため不要見込額を減額する。	水産課 P44～45
7 土木費 7 住宅費 1 住宅管理費	安全・安心な住環境づくり支援事業	25,900	▲ 1,564	24,336	▲ 322 社会資本整備総合交付金	▲ 800 長崎県3世代同居・近居促進事業補助金	0	▲ 442 ふるさと応援基金	0	●事業の背景・目的等 住宅の質の向上及び長寿命化を図るとともに、地域経済の活性化及び雇用の安定化を図る。 ●事業内容 ３世代同居・近居促進事業 （申請者負担 8/10 国負担0.45/10 県負担1/10 市負担0.55/10） ・400千円（補助上限額） ・事業実績による減額　予算8件　実績（見込）3件	建設課 P46～47
8 消防費 1 消防費 2 非常備消防費	消防団運営費	92,182	▲ 4,163	88,019	0	0	0	0	▲ 4,163	●事業の背景・目的等 全国的に消防団員が減少している中、本市においても消防団員が減少傾向にあり、消防団員確保が課題となっている。「消防団員の処遇の改善等に関する検討会」中間報告書及び「消防団員の報酬等の基準の策定等」が総務省消防庁から示され、団員報酬、出動手当等の見直しがなされた。 ●事業内容 ・実績による減額 ○報酬：団員報酬　△2,163千円 ○需用費：被服費　△2,000千円	消防本部 P46～47
8 消防費 1 消防費 4 防災費	防災告知放送費	139,277	▲ 12,193	127,084	▲ 1,895 社会資本整備総合交付金	0	▲ 1,600 緊急防災・減災事業	0	▲ 8,698	●事業の背景・目的等 本市が整備している告知放送システムは、災害時等に緊急事項を市民等へ伝達する手段として重要な役割を果たしている。現在導入しているシステムのメーカーが令和7年度末をもって告知放送事業から撤退するため、本年度、センター制御装置等の更新並びに個別受信機及び非常用電源の購入を行う。 ●事業内容 ・告知放送システム更新の入札実績等に伴う減額 ①告知放送センター制御装置等更新整備費　△2,500千円 ②告知放送システム保守点検業務　△1,593千円 ③個別受信機購入（2,000個）　△2,200千円 ・入札実績に伴う減額 ①一般県道渡良初瀬線道路改良工事に伴う屋外拡声子局移設工事 △1,200千円 ・旧個別受信機の修繕取替が見込みより少なかったことによる減額 △4,700千円 計　△12,193千円	危機管理課 P48～49

令和６年度２月補正予算の主要事業

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
8 消防費 1 消防費 5 災害対策費	災害対策費	6,699	17,457	24,156	8,728 新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）	0	0	0	8,729	●事業の背景・目的等 令和6年12月の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改定を踏まえ、避難所生活で必要となる資機材について整備を進めていく必要がある。特に、パーティションや段ボールベッドについては、避難所の開設時から設置することが求められており、災害時のトイレについても整備を進めていく必要がある。 「新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)」を活用し、これらの備蓄品の整備を図っていく。 ●事業内容 新しい地方経済・生活環境創生交付金事業(地域防災緊急整備型) 事業内容 (1)消耗品購入　1,344千円 1）ラップ式トイレ用フィルム 2）段ボールベッド (2)備品購入　16,113千円 1）備蓄用倉庫 2）ラップ式トイレ（アシストホルダー付き） 3）トイレ用パーティション 4）スポットクーラー 5）ワンタッチパーティション 計　17,457千円	危機管理課 P48～49
9 教育費 1 教育総務費 3 教育指導費	離島留学生ホームステイ事業費	33,869	▲ 8,481	25,388	▲ 3,460 離島活性化交付金	▲ 1,730 高等学校離島留学生ホームステイ費補助金	0	0	▲ 3,291	●事業の背景・目的等 留学生の受入により市内小中学校の活性化と教育振興、地域の活性化を図る。 高校生の離島留学の円滑な推進を図る。 ●事業内容 ・負担金　高校離島留学3年生1名1年12名、親子留学2名減による減額 壱岐高校（予算）ホームステイ費　14,280千円 3年9名、2年5名、1年15名、親子留学2名 壱岐高校（実績）　ホームステイ費　7,360千円　　△6,920千円 3年8名、2年5名、1年3名、親子留学0名 壱岐高校（予算）交通費　3,289千円 壱岐高校（実績）交通費　1,728千円　△1,561千円	教育総務課 P48～51

令和６年度２月補正予算の主要事業

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
9 教育費 7 学校給食費 1 学校給食費	学校給食運営費	287,686	▲ 11,594	276,092	0	0	▲ 2,600 過疎対策事業	0	▲ 8,994	●事業の背景・目的等 職員が安全で安心して働ける環境整備のため、修繕及び改修工事の予算を計上する。 また、給食費の経済的保護者負担軽減のために学校給食費支援事業の補助を行う。 ●事業内容 ・食缶、食器カゴの購入量が予定より少なかったため、消耗品費の減額 予算現額　12,357千円　事業見込10,450千円 ・光熱水費で空調機等の故障等に伴い電気使用量が予算見込みより少なかったため、減額 予算現額　23,760千円　事業見込21,450千円 ・学校給食費支援事業で児童生徒が予算時の予定人数より少なくなったことによる減額 予算現額　66,880千円　事業見込62,785千円 ・床改修工事の入札に伴う改修工事費の減額 予算現額　4,591千円　事業見込2,128千円　　他	教育総務課 P54～55

■一般会計・繰越明許費　追加（詳細）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰　越　理　由
2　総務費	1　総務管理費	ジェットフォイル更新支援事業	49,125	R8.3.31	事業者である九州郵船（株）に対するJRTT（鉄道・運輸機構）の共有船舶建造制度の審査・協議に時間を要しているため。
		芦辺地区貸付施設空調機更新工事	20,700	R7.5.30	空調機更新工事において機器製造が特殊設備で受注生産であり年度内完了が困難なため。
		旧かたばる病院関連施設解体工事	83,700	R7.7.31	サービス棟煙突の石綿含有建材が、当初想定よりも広範囲にわたって除去作業が必要と判明し、標準工期の確保が困難となったため。
5　農林水産業費	3　水産業費	漁港海岸事業	49,400	R7.5.30	洗堀された漁港海岸を補修する工事であり、豪雨により仮設通路の法面が崩壊し、復旧に不測の日数を要することになったため。
		漁業集落環境整備費	1,800	R7.8.25	漁業集落排水芦辺地区（下水道会計）における施設整備について、国庫補助事業が採択され当初計画に変更が生じたことにより年度内完了が困難となったため。
7　土木費	2　道路橋りょう費	道路改良費（起債）	20,000	R7.7.31	①１級市道銀台線 現地確認の結果、雨水等が道路面に滞留していることが確認され、排水計画の見直しに不測の日数を要したため。
			30,000	R7.7.31	②１級市道住吉船橋線 県営事業である木田地区農地基盤整備事業（圃場整備）と併せて実施する事業であり、県営事業において大幅な計画変更が発生し、本工事の工程にも影響が生じることとなり、不測の日数を要したため。
			20,000	R7.7.31	③市道獅子の子坂１号線 用地交渉において地権者との調整で計画の見直しが生じるなど、用地の交渉を得られるまで不測の日数を要したため。
		県営道路整備事業	3,000	R8.3.31	一般県道湯ノ本勝本線 県営事業である一般県道湯ノ本勝本線道路改良事業の繰越に伴い、地元負担金の支出についても、年度を繰り越しての支出が必要となるため。
8　消防費	1　消防費	防火水槽解体事業	1,424	R7.5.30	入札不落により工期の確保が困難となったため。
		地域防災緊急整備事業	17,457	R7.8.31	国の補正予算に伴う「新しい地方経済・生活環境創生交付金事業（地域防災緊急整備型）」を活用し備蓄品等の整備を進めるもので、交付決定が3月中となる見込みであり、年度内の完了が困難なため。
合　　計			296,606		

■一般会計・繰越明許費　変更（詳細）

（単位：千円）

款	項	事業名	変更前	変更後	金額	完了予定	変　更　理　由
7　土木費	2　道路橋りょう費	道路改良費（補助）	39,856	47,856	8,000	R7.7.31	①１級市道黒崎線（新田工区） 用地交渉において地権者との調整で計画の見直しが生じるなど、用地の交渉を得られるまで不測の日数を要したため。
			10,000	15,000	5,000	R7.6.30	②２級市道住吉長峰線（住吉前工区） 工事の着手にあたり、仮設足場の運搬および重機の搬入において民地を利用する必要があり、調整に不測の日数を要したため。
			18,000	45,000	27,000	R7.8.31	③１級市道芦辺浦中央線（芦辺浦工区） 用地交渉において地権者との調整で協議が長引き、用地の交渉を得られるまで不測の日数を要したため。
			4,140	8,140	4,000	R7.6.30	④市道高松線（高松橋） 工事の施行に伴い、橋梁の全面通行止めが必要であるが、交通量が多いことからその調整に不測の日数を要したため。
			4,140	10,140	6,000	R7.6.30	⑤市道鯛ノ原峯田１号線（鯛ノ原橋） 工事の施行に伴い、橋梁の全面通行止めが必要であるが、交通量が多いことからその調整に不測の日数を要したため。
	3　河川費	急傾斜地崩壊対策事業	61,600	71,600	10,000	R7.8.31	水ノ浦（１）地区 資機材置場および施工の際に民地への土地の立ち入り許可を得る必要があったが地権者が島外在住であり、調整に不測の日数を要したため。
		県営急傾斜地崩壊対策事業	6,000	13,000	7,000	R8.3.31	東触（６）地区 県営事業である東触（６）地区急傾斜地崩壊対策事業の繰越に伴い、地元負担金の支出についても、年度を繰り越しての支出が必要となるため。
合　　計			143,736	210,736	67,000		

基　金　の　状　況

○積立基金

（単位：千円）

区分			令和４年度末現在高	令和５年度 積立金	令和５年度 取崩額	令和５年度末現在高	令和６年度（見込み） 積立金	令和６年度（見込み） 取崩額	令和６年度末現在高見込
一般会計分	財政調整基金		1,958,046	270,031	385,000	1,843,077	273,050	420,000	1,696,127
一般会計分	減債基金		1,515,576	51,159	200,000	1,366,735	62,270	200,000	1,229,005
一般会計分	特定目的基金	地域振興基金	25,869	0	0	25,869	1	0	25,870
一般会計分	特定目的基金	地域福祉基金	686,970	0	0	686,970	0	179,310	507,660
一般会計分	特定目的基金	老人ホーム事業施設整備基金	166,845	3	0	166,848	4	0	166,852
一般会計分	特定目的基金	中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
一般会計分	特定目的基金	栽培漁業振興基金	100,145	2	31,686	68,461	3	41,865	26,599
一般会計分	特定目的基金	沿岸漁業振興基金	54,832	18,148	14,646	58,334	18,149	18,146	58,337
一般会計分	特定目的基金	教育振興基金	7,005	0	300	6,705	13,002	0	19,707
一般会計分	特定目的基金	松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	1,000	0	8,805
一般会計分	特定目的基金	原の辻遺跡保存整備基金	6,243	0	0	6,243	1	0	6,244
一般会計分	特定目的基金	ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
一般会計分	特定目的基金	合併振興基金	2,173,400	0	130,000	2,043,400	0	660,423	1,382,977
一般会計分	特定目的基金	ふるさと応援基金	830,424	877,655	612,200	1,095,879	1,013,620	819,282	1,290,217
一般会計分	特定目的基金	過疎地域持続的発展特別事業基金	806,007	141,516	99,600	847,923	20	206,847	641,096
一般会計分	特定目的基金	本庁舎建設基金積立金	250,043	5	0	250,048	10	0	250,058
一般会計分	特定目的基金	学校施設整備基金積立金	350,131	7	0	350,138	10	0	350,148
一般会計分	特定目的基金	壱岐市森林環境譲与税基金	16,194	7,385	3,454	20,125	9,501	6,790	22,836
一般会計分	特定目的基金	企業版ふるさと納税基金	2,200	13,350	2,200	13,350	3,430	13,350	3,430
一般会計分	特定目的基金	小計	6,524,888	1,058,071	894,086	6,688,873	1,058,751	1,946,013	5,801,611
一般会計分	計		9,998,510	1,379,261	1,479,086	9,898,685	1,394,071	2,566,013	8,726,743
特別会計分	国民健康保険財政調整基金		55,723	2	36,000	19,725	10,002	1	29,726
特別会計分	介護給付費準備基金		101,120	10,001	0	111,121	10,003	1	121,123
特別会計分	農業機械銀行特別会計減価償却基金		13,046	26,454	6,500	33,000	8,956	11,076	30,880
特別会計分	計		169,889	36,457	42,500	163,846	28,961	11,078	181,729
合計			10,168,399	1,415,718	1,521,586	10,062,531	1,423,032	2,577,091	8,908,472

○定額運用基金

区分	令和４年度末現在高	令和５年度 積立金	令和５年度 取崩額	令和５年度末現在高	令和６年度（見込み） 積立金	令和６年度（見込み） 取崩額	令和６年度末現在高見込
災害資金貸付基金	20,000	165	165	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	62,566	13,466	13,466	62,566	0	0	62,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	7,848	7,848	2,000	0	0	2,000
合計	84,566	21,479	21,479	84,566	0	0	84,566

合計（積立基金＋定額運用基金）	10,252,965	1,437,197	1,543,065	10,147,097	1,423,032	2,577,091	8,993,038

令和6年度　2月補正

新規	選抜高等学校野球大会出場野球部応援補助金	政策企画課

長崎県 壱岐市 実りの島、壱岐

（単位：千円）

第97回選抜高校野球大会の21世紀枠として出場する長崎県立壱岐高等学校野球部に対して、出場経費の一部を壱岐市ふるさと応援寄附金制度等を活用した支援を行うことにより、壱岐市の知名度やイメージ向上及び魅力あるふるさとづくりに貢献する。

【対象寄附金】

壱岐市ふるさと納税ガバメントクラウドファンディング「壱岐高野球部応援プロジェクト」寄附金（※ふるさと納税ポータルサイトの利用手数料、市外の寄附者に対しての返礼品の調達費用及び送料等に要する経費相当額を差し引いた額）及び壱岐市企業版ふるさと納税寄附金

【補助対象経費】

(1) 野球部員（監督、部長及び副部長を含む。）の旅費及び宿泊費

(2) 野球部員のユニフォーム購入費

(3) 応援団（補助対象校の生徒及び引率教諭に限る。以下同じ。）の旅費及び宿泊費並びに応援に係る用具等の製作及び購入費

(4) 応援団の入場券購入費

(5) その他市長が必要と認める経費

【補助金】

〇寄附金（GCF）　13,600千円（補助金6,800千円 ･･･①、事務費6,800千円）

〇寄附金（企業版）　5,500千円（補助金5,500千円 ･･･②）

①＋② ⇒ 選抜高等学校野球大会出場野球部応援補助金 <u>12,300千円</u>

資料３

令和７年度当初予算（案）概要

１．	各会計予算額一覧	1
２．	一般会計款別予算集計表	2～3
３．	当初予算主要事業一覧	4～36
４．	基金の状況（見込み）	37
５．	地方消費税交付金（社会保障財源化分）及び入湯税が充てられる経費	38
６．	参考資料	39～61

壱岐市

令和7年度壱岐市各会計当初予算額一覧

○一般会計、特別会計　　（単位：千円、％）

会計名			令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
一般会計			25,220,000	23,865,000	1,355,000	5.7
特別会計	国民健康保険事業特別会計	保険事業勘定	3,301,070	3,428,229	△ 127,159	△3.7
		診療施設勘定	50,260	49,975	285	0.6
		計	3,351,330	3,478,204	△ 126,874	△3.6
	後期高齢者医療事業特別会計		441,304	449,107	△ 7,803	△1.7
	介護保険事業特別会計	保険事業勘定	3,832,532	3,717,514	115,018	3.1
		介護サービス事業勘定	30,030	34,632	△ 4,602	△13.3
		計	3,862,562	3,752,146	110,416	2.9
	三島航路事業特別会計		142,785	126,326	16,459	13.0
	農業機械銀行特別会計		163,387	147,007	16,380	11.1
	合計		7,961,368	7,952,790	8,578	0.1
一般会計、特別会計の合計			33,181,368	31,817,790	1,363,578	4.3

○企業会計　　（単位：千円、％）

会計名	内訳	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
水道事業会計	収益的収入	731,850	796,519	△ 64,669	△8.1
	収益的支出	822,711	880,948	△ 58,237	△6.6
	資本的収入	255,820	243,764	12,056	4.9
	資本的支出	471,891	467,244	4,647	1.0
下水道事業会計	収益的収入	394,116	406,758	△ 12,642	△3.1
	収益的支出	390,551	405,714	△ 15,163	△3.7
	資本的収入	138,389	121,951	16,438	13.5
	資本的支出	198,143	186,311	11,832	6.4

令和７年度　一般会計款別予算集計表（対前年度比較）

（歳　入）　　（単位：千円、％）

	区分 / 款	令和７年度予算額 A	構成比	令和６年度予算額 B	構成比	増減額 A－B＝C	増減率 C／B×100
○	1 市　　税	2,200,979	8.7	2,091,953	8.8	109,026	5.2
	2 地方譲与税	283,766	1.1	308,938	1.3	△25,172	△8.1
	3 利子割交付金	867	0.0	497	0.0	370	74.4
	4 配当割交付金	8,297	0.0	7,102	0.0	1,195	16.8
	5 株式等譲渡所得割交付金	15,338	0.1	3,977	0.0	11,361	285.7
	6 法人事業税交付金	40,014	0.2	20,192	0.1	19,822	98.2
	7 地方消費税交付金	635,353	2.5	659,015	2.8	△23,662	△3.6
	8 ゴルフ場利用税交付金	1,963	0.0	2,137	0.0	△174	△8.1
	9 環境性能割交付金	26,192	0.1	22,667	0.1	3,525	15.6
	10 地方特例交付金	7,666	0.0	92,232	0.4	△84,566	△91.7
	11 地方交付税	9,850,000	39.1	9,550,000	40.0	300,000	3.1
	12 交通安全対策特別交付金	3,321	0.0	3,720	0.0	△399	△10.7
○	13 分担金及び負担金	196,291	0.8	204,111	0.8	△7,820	△3.8
○	14 使用料及び手数料	420,091	1.7	422,899	1.8	△2,808	△0.7
	15 国庫支出金	2,728,696	10.8	2,228,527	9.3	500,169	22.4
	16 県 支 出 金	2,314,004	9.2	1,997,750	8.4	316,254	15.8
○	17 財 産 収 入	56,094	0.2	53,248	0.2	2,846	5.3
○	18 寄　附　金	1,011,001	4.0	1,011,001	4.2	0	0.0
○	19 繰　入　金	3,036,234	12.0	2,690,861	11.3	345,373	12.8
○	20 繰　越　金	400,000	1.6	400,000	1.7	0	0.0
○	21 諸　収　入	192,233	0.8	190,373	0.8	1,860	1.0
	22 市　　債	1,791,600	7.1	1,903,800	8.0	△112,200	△5.9
	歳　入　合　計	25,220,000	100.0	23,865,000	100.0	1,355,000	5.7
○	うち自主財源（○印）	7,512,923	29.8	7,064,446	29.6	448,477	6.3

令和７年度　一般会計款別予算集計表（対前年度比較）

（歳　出）　　（単位：千円、％）

区分 款	令和７年度予算額 A	構成比	令和６年度予算額 B	構成比	増減額 A－B＝C	増減率 C／B×100
1　議会費	158,256	0.7	148,063	0.6	10,193	6.9
2　総務費	5,193,364	20.6	4,765,628	20.0	427,736	9.0
3　民生費	6,616,360	26.2	6,118,475	25.6	497,885	8.1
4　衛生費	2,315,193	9.2	2,324,469	9.8	△9,276	△0.4
5　農林水産業費	2,528,421	10.0	2,152,695	9.0	375,726	17.5
6　商工費	605,800	2.4	638,447	2.7	△32,647	△5.1
7　土木費	1,548,739	6.1	1,589,317	6.7	△40,578	△2.6
8　消防費	723,623	2.9	673,486	2.8	50,137	7.4
9　教育費	2,433,555	9.7	2,298,856	9.6	134,699	5.9
10　災害復旧費	6,645	0.0	6,252	0.0	393	6.3
11　公債費	3,011,766	11.9	3,089,565	13.0	△77,799	△2.5
12　諸支出金	68,278	0.3	49,747	0.2	18,531	37.3
13　予備費	10,000	0.0	10,000	0.0	0	0.0
歳出合計	25,220,000	100.0	23,865,000	100.0	1,355,000	5.7

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳					第4次総合計画		100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
			特定財源				一般財源	（政策）	（主要施策）				
			国費	県費	地方債	その他							
2 総務費 1 総務管理費 1 一般管理費	まちづくり協議会費	86,483	482 新しい地方経済・生活環境創生交付金 336 離島活性化交付金 146			294 合併振興基金	85,707	2-1 持続可能なコミュニティの形成	1 まちづくり協議会による協働のまちづくり	87 まち協や民間組織との一層の連携促進による持続可能なまちづくり		●事業の背景・目的等 地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、壱岐市自治基本条例に基づく、コミュニティ活動を推進するための新たな組織を設立し、地域住民の福祉の増進、連携の強化及び市とまちづくり協議会との協働によるまちづくりを推進する。 ●事業内容 ・まちづくり協議会費 ①集落支援員設置業務委託 51,000千円 ②まちづくり交付金 31,827千円 ③その他 3,656千円	政策企画課 P52～55
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	乗合タクシー運行業務	4,900				420 コミュニティバス使用料	4,480	5-3 公共交通体系の充実	3 島内陸上交通の維持・活性化	58 乗り合いや助け合いによる病院や買い物への支援強化		●事業の背景・目的等 高齢者等をはじめとする地域住民の移動手段の確保に対し、地域住民自らが主体となったタクシー（コミュニティバス）を運行し、地域の活性化を図る。 ●事業内容 ・乗合タクシー運行業務（初山地区・箱崎地区） ①運行業務 4,700千円（初山3,000千円、箱崎1,700千円） ②その他（修繕料、損害保険料など） 200千円	総務課 P64～65
	地方バス路線維持費	87,003					87,003	5-3 公共交通体系の充実	3 島内陸上交通の維持・活性化			●事業の背景・目的等 少子化、人口減少、自家用車の普及等により乗合バスの輸送人員が減少傾向にある中で、交通弱者の社会活動を保障するため、市内路線バス事業者に補助金を交付し、路線バスの運行維持・確保を図る。 ●事業内容 ・路線バス運行に伴う市の政策事業の負担及び実質損失額に対し70％の補助を行うもの ①市の政策事業による負担 75歳以上バス利用者分 4,745千円 学生定期助成 19,294千円 ②実質赤字補填額 62,964千円	総務課 P64～67

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	離島航空路線確保対策	71,224			61,600 過疎対策事業（過疎地域持続的発展特別事業）		9,624	5-3 公共交通体系の充実	2 空路の維持・活性化			●事業の背景・目的等 オリエンタルエアブリッジ（株）が運航しているATR機の機材更新に係る費用等、航空事業者に補助を行うことで運航体制を確保し、市民の日常生活の確保や経済活動の活性化、交流人口の拡大などを図る。 ●事業内容 ・ATR導入ソフト支援 ①パイロット及び整備士等養成費　56,162千円 ②安全整備費　15,062千円	総務課 P64～67
	燃料油価格変動調整金支援事業	45,000				45,000 合併振興基金	0	5-3 公共交通体系の充実	1 基幹航路の維持・活性化			●事業の背景・目的等 国の燃料油価格激変緩和補助金の見直しにより、燃料油価格変動調整金（バンカーサーチャージ）が急激に上昇する恐れがあるため、燃料油価格変動調整金の一部を支援することにより市民生活の負担軽減を図る。 ●事業内容 燃料油価格変動調整金（バンカーサーチャージ）の3ゾーンをセーフティネットとして設定し、3ゾーンを越える部分の市民負担について支援を行う。 ・燃料油価格変動調整金支援事業　45,000千円	総務課 P64～67
	本土通院等航路運賃支援事業	16,000			13,800 過疎対策事業（過疎地域持続的発展特別事業）		2,200	5-3 公共交通体系の充実	1 基幹航路の維持・活性化			●事業の背景・目的等 長崎県が実施していた「離島地域交流促進基盤強化事業費補助金（事業者補助）」による運賃低廉化が令和5年5月をもって終了したことに伴い、島民の運賃の経済的負担を軽減するため、市の単独として事業継続を行い、引き続き島民の負担軽減を図る。 ●事業内容 ・本土通院等航路運賃支援事業負担金 基本運賃から国境離島負担金を除いて、利用者負担額が5割引もしくは6割引の金額となるよう差額分を支援する。 ①特定医療割引 【特定医療（指定難病）・特定疾患割引、小児慢性特定疾病医療割引、育成医療割引、高度・先進医療割引】 ②後期高齢者割引 ③学生割引 【就職活動割引、進学受験割引、グループ活動割引】 ④身障者等運転自動車航送料割引 ※①：基本運賃の6割引、②～④：基本運賃の5割引	総務課 P64～67

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	ジェットフォイル更新支援事業	73,688					73,688	5-3 公共交通体系の充実	1 基幹航路の維持・活性化			●事業の背景・目的等 九州郵船が運航するジェットフォイルは、本市の市民生活と振興発展に重要な役割を果たしているが、建造から30年以上経過し、更新の時期を迎えている。しかし、建造費の高騰等により航路事業者単独での更新は困難な状況にあるため、国、県、市が一体となって更新にかかる建造費の一部を支援することにより、現在の運航体制を確保し、航路の安定化を図る。 ●事業内容 【ジェットフォイル更新支援事業費補助金】 ・補助対象事業者：九州郵船（株） ・補助対象事業費：7,860,000千円 ・負担割合：国1/4、県1/8、壱岐市1/16、対馬市1/16、実施主体1/2 ・市補助総額（R6～R10）：491,250千円 R7事業費：73,688千円（491,250千円×15%）	総務課 P64～67
	国境離島航路・航空路運賃軽減事業	88,672					88,672	5-3 公共交通体系の充実	1 基幹航路の維持・活性化			●事業の背景・目的等 有人国境離島法において、航路・航空路の運賃低廉化により島民の本土との交通手段の経済的負担を軽減し持続的な居住が可能となる環境の整備を図るため、国境離島航路航空路運賃軽減事業を行う。 ●事業内容 ・国境離島航路航空路運賃低廉化負担金 ①航路分　78,272千円 ②航空路分　9,700千円 ③三島分　700千円 ※負担割合：国55%、県22.5%、市22.5%	総務課 P64～67
	相続財産清算人制度を活用した相続人不存在建物の解体	5,421					5,421	5-5 防災・危機管理体制の強化	1 災害に強い地域づくり			●事業の背景・目的等 適切な管理がなされていない危険家屋については、所有者に対し指導・助言等を行っている。今回、解体予定の建物については、法定相続人全員が相続放棄しており、相続人不存在の状態である。災害等により、通行人や隣接家屋に被害を及ぼす恐れがあり、速やかに解体する必要があるため、相続財産清算人制度を活用して、当該建物の解体を図る。 ●事業内容 ・相続財産清算人への予納金 ①相続財産清算人報酬等　1,000千円 裁判所が選任した相続財産清算人の報酬費、公告費用等の事務手数料を含む。 ②相続人不存在建物解体工事費　4,421千円 相続財産清算人が当該建物を解体する費用	危機管理課 P62～65

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	空き家等実態調査業務委託	8,620	4,310 社会資本整備総合交付金				4,310	4-4 UIターンの強化	3 住まいの確保	84 修繕して働かる空き家リフォーム・空き家再生		●事業の背景・目的等 空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、壱岐市空家等対策計画を作成している。令和8年度が計画更新の年度となることから、計画更新の前年度(7年度)中に実態調査を実施する。計画作成後は、空き家対策関係課と情報を共有することで、計画作成の効果を高めることができる。 ●事業内容 ・空き家等実態調査業務委託費　8,620千円 社会資本整備総合交付金（空き家再生等推進事業）国1/2、市1/2	危機管理課 P64～65
	SDGs推進事業	39,840	18,419 新しい地方経済・生活環境創生交付金	1,500 高校地域連携イキイキ活性化事業補助金			19,921	4-5 大学・企業連携や地域間交流などによる新たな交流の創造と地域創生	2 SDGsの推進とあわせた先端産業の育成（再掲）	94 市民皆様の夢を実現する対話会の実施		●事業の背景・目的等 本市は、平成30年度「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」の選定を受け、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組を推進している。壱岐市SDGs未来都市計画に基づき、近年の不安定かつ不確実な社会状況の中、持続可能な未来に向けた羅針盤であるSDGsに取り組むことで、経済循環を中心に社会と環境が調和しながら、市民の故郷として存在し続ける持続可能な地域社会の構築を目指す。 ●事業内容 第3次壱岐市SDGs未来都市計画に掲げる2030年のあるべき姿に向けて、地域の持続可能性向上に資する各種事業を展開する。 ①スマート農業の推進　3,080千円 施設園芸における施肥技術開発による経営コスト削減、省力化の実現 ②高校地域連携・共創支援　11,470千円 高校地域連携コーディネーター設置、高校イノベーションプログラム、中学SDGs教育 長崎県高校地域連携イキイキ活性化事業補助金（探究授業支援） ③共創イベントの推進　8,800千円 市民対話会、エンゲージメントパートナー企業等との交流・共創イベント ④医療DX　6,100千円 三島地区における遠隔医療実証 ⑤地域交通DX　5,000千円 地域公共交通計画の策定と地域内調整 ⑥プロジェクト管理費　5,390千円 ・補助金名称：新しい地方経済・生活環境創生交付金 ・負担割合：国1/2、市1/2 ・補助金名称：長崎県高校地域連携イキイキ活性化事業補助金 ・負担割合：県1/2、市1/2	一緒に推進課 P64～65

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	未来大国づくり応援補助金	19,300		9,650 未来大国づくり応援補助金		9,650 ふるさと応援基金	0	4-5 大学・企業連携や地域間交流などによる新たな交流の創造と地域創生	1 多様な交流による関係人口の拡大	70 離島初の大学誘致への挑戦	●	●事業の背景・目的等 新しい長崎県づくりのビジョン「未来大国」の実現につながる地域課題解決や地域活性化等の事業（ビジネス）を、県・市町・民間と連携して実施する。 2050年人口2万人を達成には、人口対策プロジェクト（プラス7000）により、人口構造のくびれゾーン（19～35歳）人口が増加する仕組みが必要であり、本事業により島のリブランディングと「学び」を切り口にした交流人口の拡大の取り組みを開始する。将来的には大学等の誘致により、定住人口増加を目指す。 ●事業内容 ・未来大国づくり応援補助金 交付対象：プロジェクト実行委員会（設置予定） 初年度：島の魅力の再定義、情報発信、交流イベントの開催 2年目：大学フィールドワーク、修士課程研究、企業インターンシップの誘致 3年目：大学フィールドワーク等の受入拡充・複数の大学とのコンソーシアム設置 令和7年度（初年度） ①壱岐の魅力再棚の取り組み 9,900千円 市民、大学、企業等と連携したワークショップの開催等により、本市の魅力を再棚し、若者・インバウンドをターゲットにした情報発信コンテンツを充実させる。 ②交流促進イベント 4,400千円 壱岐らしい自然・歴史・文化や地方創生SDGsなどの取り組みを活かし、壱岐のまちづくりを学ぶ場を大学や企業に提供するとともに、市民も一緒に参加できるイベントを開催し、交流人口・関係人口の拡大に繋げる。 ③情報発信強化事業 5,000千円 大阪万博などの機会を捉え、交流人口拡大に向けた情報発信、プロモーション強化を図る。 ・補助金名称：長崎県未来大国づくり応援補助金 ・負担割合：県1/2、市1/2	一緒に推進課 P64～67
	外部人材活用促進事業	17,000	8,500 新しい地方経済・生活環境創生交付金				8,500	4-5 大学・企業連携や地域間交流などによる新たな交流の創造と地域創生	3 大学・企業連携による地域創生	95 職員の力が十分に発揮できる組織体制の構築		●事業の背景・目的等 慶應義塾大学SFC研究所及び株式会社リクルートとの連携協定に基づき、「壱岐なみらい研究所」における人材育成と地域創生プロジェクトの開発実装を通して、共創社会の実現を目指す。 ●事業内容 慶應義塾大学SFC研究所及び株式会社リクルートから、外部専門人材を招聘し、壱岐なみらい研究所における地域創生プロジェクトの開発支援を通して、地域創生人材の育成の同時実現を図る。地域内外の様々な資源やノウハウを活用し地域創生プロジェクトを開発・実装することにより地域活性化を促進し、人材育成により持続可能性を向上させる。 ①専門人材派遣費（慶應義塾大学SFC研究所） 5,000千円 ②地域創生プロジェクト人材育成支援費（企業人材） 5,500千円 ③壱岐なみらい研究所活動支援 6,500千円 （運営費、伴走支援、アイデア実証費） ・補助金名称：新しい地方経済・生活環境創生交付金 ・負担割合：国1/2、県1/2	一緒に推進課 P64～65

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	Power-To-Gas実用化推進事業	200,000	200,000 エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金				0	4-2 再生可能エネルギーを活かした地域振興	1 再生可能エネルギーの開発及び活用推進			●事業の背景・目的等 既に危機的な状況にある気候変動対策として、本市においても地域脱炭素実現のために再生可能エネルギーの有効利用・導入拡大が必要である。 再エネと電力貯蔵システムを組合せたRE水素システムの医療分野への応用展開により、同分野の経営経費の削減を持続可能で良質なサービス提供に繋げるとともに、地域に不可欠な医療施設のレジリエンス強化を図る。 ●事業内容 令和6年度に実施した、長崎県壱岐病院へのRE水素システムの導入に向けた現地調査及び設計業務に基づき、同システムの構成機器等の開発、製造を行う。 ①有識者助言委員会運営関係（謝金・費用弁償・会場借上等）：735千円 ②実証試験に向けたシステム開発等業務関係：199,265千円 ・補助金名称：エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金（経産省） ・負担割合：国10/10（補助上限200,000千円）	政策企画課 P64～65
	地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業	12,107		12,107 地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金			0	4-2 再生可能エネルギーを活かした地域振興	2 民生・交通部門での再生可能エネルギーの導入促進		●	●事業の背景・目的等 本市においては、民生部門（家庭・事業所）のCO2排出量が、年間で52千トンCO2であり、全体のCO2排出量（170千トンCO2）の3割を超える規模であり、地域脱炭素の実現のためには同部門のCO2排出量削減を加速する必要がある。 ●事業内容 民生部門の脱炭素化を加速するため、個人及び事業者に対して、太陽光発電設備及び家庭用蓄電池の導入の財政的支援を行う。 ≪支援制度の概要≫ 【個人】 ・太陽光発電設備：70千円/kW ・家庭用蓄電池：価格の1/3（155千円/kWまで） 【事業者】 ・太陽光発電設備：50千円/kW ・家庭用蓄電池：価格の1/3（155千円/kWまで） ※個人・事業者いずれも補助上限1,000千円/件。FIT・FIPによる売電は対象外。	政策企画課 P64～67
	定住奨励事業	36,360				16,000 ふるさと応援基金	20,360	4-4 UIターンの強化	2 移住機会の提供			●事業の背景・目的等 定住・移住を推進するため、UIターン者に対し、住宅取得、家賃の一部補助、引越費用の補助等を行い、移住費用の負担を軽減する。また、移住者等への住宅を確保し、移住者及び定住者の増加を図るため、市民の中古住宅取得費用の一部補助や空き家バンクに登録する所有者に対して改修費の一部補助を行う。さらに、若年層の定住促進及び産業人材の確保を図るため、市内に居住・就労し、奨学資金等を償還する者に対し償還額の一部補助を行う。 ●事業内容 ・定住奨励事業補助金 ①移住者住宅等支援事業　16,000千円 （新築2,500千円×4戸、中古（移住者）1,000千円×3戸、中古（市民）1,000千円×3戸） ②移住者住宅家賃支援事業　3,360千円 （7千円×12月×40戸） ③移住費用支援事業　6,000千円 （120千円×50世帯） ④中古住宅改修費用支援事業（移住者）　4,000千円 （1,000千円×3戸＋加算200千円×5人） ⑤空き家バンク改修補助金（所有者）　3,000千円 （1,000千円×3戸） ⑥定住促進奨学資金償還補助金　4,000千円 100,000円×40件	政策企画課 P64～67

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	空家deミライ創出事業	14,400	3,240 社会資本整備総合交付金	7,200 長崎県空き家deミライ創出事業補助金			3,960	4-4 UIターンの強化	3 住まいの確保	84 修繕して働かる空き家リフォーム・空き家再生	●	●事業の背景・目的等 空き家deミライ創出事業により、現在の空き家バンク運営を民間事業者に支援してもらい、専門家の観点から物件を調査することによるトラブルの減少と、空き家の改修をスムーズに行うことによる利活用の促進を図る。 ●事業内容 ①長崎空き家deミライ創出事業補助金 空き家の活用や管理、相談対応、普及啓発等のモデル的な取り組みを始める空家等管理活用支援法人に対し、市町と連携し運営費・改修費等を支援する。 ②負担割合(県:2/5、市:2/5(国:45%・市:55%)、民間:1/5)	政策企画課 P64～67
	滞在型観光旅行商品造成支援事業	22,920		17,763 国境離島地域滞在型観光促進事業交付金			5,157	4-1 観光の振興	3 セールス・プロモーションの充実	47 海外へのPR強化による外国人観光客の誘客強化	●	●事業の背景・目的等 新型コロナウイルスが5類感染症に移行したことに伴いコロナ禍は収束しているものの、観光客の戻りが遅く以前の水準回復まで厳しい見通しである。そのため、滞在型観光を推進し、早期の観光需要回復と拡大を図る。 ●事業内容 福岡市を訪れている観光客をターゲットとし、潜在的ニーズを掘り起こすことで、"もう一歩"足を延ばしていただくための取組を行う。 ①旅行商品造成事業(モニターツアー、商品造成支援　他)　14,950千円 ②観光パンフレット(韓・中・英)等の製作　7,970千円	観光課 P64～67
	ウルトラマラソン運営事業	14,612				11,210 企業版ふるさと納税寄附金(観光課) 10,000 企業版ふるさと納税基金 1,210	3,402	4-1 観光の振興	1 高付加価値なコンテンツ造成	36 人が集まるイベントへの支援促進		●事業の背景・目的等 本大会は全国から例年600名を超える参加があり、日本最大級のランニングポータルサイトであるランネットで高評価を受けるなど、単なるスポーツイベントに留まらず、島全体を挙げた一大イベントとして定着している。 令和6年度はエントリー人数が「827名」と過去最高のエントリー人数を獲得することができたため、本市の更なる知名度向上、また、地域経済活性化に寄与した。 ●事業内容 壱岐ウルトラマラソン運営事業 ・第8回大会の運営に係る経費 ・開催予定日 令和7年10月18日(土) ・種目・募集 100km:600名 / 50km:400名 ・過去実績(エントリー数) 第1回　635名 / 第2回　703名　/第3回　728名 第4回　695名 / 第5回　598名　/第6回　746名 第7回　827名	観光課 P64～67

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	ふるさと応援寄附金	1,543,100				1,378,364 ふるさと応援寄附金 1,000,000 ふるさと応援基金 378,090 基金利子 274	164,736	6-2 持続可能な財政基盤の構築	2 自主財源の確保	99 企業版も含めたふるさと納税30億円への挑戦		●事業の背景・目的等 ふるさと応援寄附金制度は、首都圏と地方の税収格差の是正を目的とし創設され、全国の納税者へ本市の魅力及び返礼品についての情報発信を行うことで寄附を募り、自主財源の確保と地域課題の解決・地域振興を図る。 ●事業内容 ふるさと応援寄附金に係る募集・情報発信・返礼品送付等の事業を実施する。なお、寄附金はふるさと応援基金へ積立てを行う。 ・目標額 10億円 ・事業 ①募集等業務委託料 ②ポータルサイト手数料 ③返礼品代 ④返礼品送料 ⑤その他事務経費	商工振興課 P62～67
	雇用機会拡充事業	230,000		191,666 国境離島地域雇用機会拡充事業交付金			38,334	1-4 次世代産業の育成と企業誘致の促進	2 起業・創業支援と安定した雇用創出	30 壱岐を大企業の事務室とするべく事務職等の仕事誘致		●事業の背景・目的等 特定有人国境離島地域における事業環境の不利性に鑑み、雇用増を伴う創業または事業拡大を行う事業者の事業資金の一部を支援することで、定住促進及び地域活性化を図る。 ●事業内容 特定有人国境離島地域において民間事業者が雇用増を伴う創業または事業拡大を行う場合の設備投資資金や人件費、広告宣伝費などの事業資金を最長5年間支援する。 ・補助対象事業費 ①創業 6,000千円（補助上限 4,500千円） ②設備投資を伴わない事業拡大 12,000千円（補助上限 9,000千円） ③設備投資を伴う事業拡大 16,000千円（補助上限12,000千円） ・補助率 3/4(国1/2、県1/8、市1/8) （補助金ベース 国4/6、県1/6、市1/6）	商工振興課 P64～67
	離島輸送コスト支援事業	71,113	53,327 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	8,881 国境離島地域輸送コスト支援事業交付金			8,905	1-1 農林業の振興	2 経営力の強化			●事業の背景・目的等 市内農業者の農産物の出荷に係る海上輸送費の負担を軽減することで、農業をはじめとする市の基幹産業の振興を図る。 ●事業内容 ①特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業（輸送コスト支援事業） ②負担割合（国6/10、県1/10、市1/10、実施主体2/10） 県内離島地域の農林水産業をはじめとした地場産業の競争力低下の要因となっている輸送コストについて、離島の経済的負担の解消、軽減を図る。	農林課 P64～67

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	離島輸送コスト支援事業	68,039	51,029 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	8,504 国境離島地域輸送コスト支援事業交付金			8,506	1-2 水産業の振興	2 経営力の強化			●事業の背景・目的等 市内漁業者の水産物の出荷に係る海上輸送費の負担を軽減することで、水産業をはじめとする市の基幹産業の振興を図る。 ●事業内容 ①特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業（輸送コスト支援事業） ②負担割合（国6/10、県1/10、市1/10、実施主体2/10） 県内離島地域の農林水産業をはじめとした地場産業の競争力低下の要因となっている輸送コストについて、離島の経済的負担の解消、軽減を図る。	水産課 P64～67
2 総務費 1 総務管理費 7 情報管理費	総合行政電算システム管理業務	88,000	88,000 デジタル基盤改革支援補助金				0	5-2 情報基盤の整備とICTを活かしたまちづくり	1 情報基盤の整備の推進	97 市民皆様も職員も便利になる自治体デジタル化の推進		●事業の背景・目的等 基幹系となる総合行政電算システムでは、住民基本情報、税業務、総合福祉や各種手当業務等、機密性の高い情報システムについて共同利用を行っており、安定稼働の為の定期的なシステムや機器の維持管理が必要となる。 ●事業内容 国の進めるシステム標準化に対応する必要があり、共同電算事業において各種システムの改修を行う。 ・電算業務費 ①総合行政電算システム標準化対応　88,000千円	情報管理課 P68～71
	ネットワーク通信設備更新業務	66,765				66,765 合併振興基金	0	5-2 情報基盤の整備とICTを活かしたまちづくり	1 情報基盤の整備の推進	97 市民皆様も職員も便利になる自治体デジタル化の推進		●事業の背景・目的等 ネットワーク通信設備は、国や全国の自治体と相互接続する行政専用ネットワークで、電子文書の交換、電子メール等、行政間の情報共有を担っているものであり、通信機器及びセキュリティに関しても、安全面や機密性を高次元で担保される環境が必要な事から、定期的な機器の更新を行う。 ●事業内容 住基ネットワークシステムのサーバ・ソフトウェア・統合端末・ネットワーク機器を更新し、安定稼働を行うもの。また、職員の使用する情報系端末についても定期的に更新することで、セキュリティの確保を行う。 スピード感のある市民サービスの実現と行政事務の効率化実現するため、必要なデジタル技術を導入する。 ・情報管理費 ①ｴｯｼﾞｽｲｯﾁ更新業務　10,093千円 ②情報系端末更新業務　53,636千円 ③AI関連ﾂｰﾙ利用料（AI文字起こし・RPA等）　3,036千円	情報管理課 P68～69

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
2 総務費 1 総務管理費 7 情報管理費	ｹｰﾌﾞﾙﾃﾚﾋﾞ設備更新業務	194,205			118,000 過疎対策事業債		76,205	5-2 情報基盤の整備とICTを活かしたまちづくり	2 ICTを活用したまちづくり	97 市民皆様も職員も便利になる自治体デジタル化の推進		●事業の背景・目的等 ケーブルテレビ施設の自主放送設備で議会放送や地域情報を取材・編集し、放送する事で公共福祉の増進、文化の向上、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。 ●事業内容 ケーブルテレビ施設の郷ノ浦ｾﾝﾀｰ局のデジタル放送変換設備が、設置後14年を経過している事から更新を行うもの。また勝本中継局の通信設備においても14年を経過している事から、令和6年度に作成した工事設計に基づき、更新を行うもの。 ・地域情報通信推進事業費 ①ケーブルテレビ通信設備（勝本中継局）更新 131,175千円 ②ケーブルテレビヘッドエンド設備更新業務 63,030千円	情報管理課 P68～69
2 総務費 2 徴税費 1 税務総務費	固定資産客体把握（航空写真撮影）	20,030					20,030	6-2 持続可能な財政基盤の構築	2 自主財源の確保			●事業の背景・目的等 固定資産税の課税対象である土地・家屋について、航空写真を活用し、土地利用状況の変化、家屋の増減等の把握を行っている。また、航空写真は市の各種事業・施策において幅広く活用のほか、窓口で閲覧交付して利用されている。 ●事業内容 3年ごとに実施する固定資産評価替え（次回は令和9年度）に向けて、新たに航空写真の撮影を行い、システムでの確認ができるよう業務委託を実施して、課税対象の把握を行う。	税務課 P74～75
	標準宅地鑑定評価	13,502					13,502	6-2 持続可能な財政基盤の構築	2 自主財源の確保			●事業の背景・目的等 固定資産評価基準では、宅地の評価について、地価公示法による地価公示価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定価格から求められた価格等を活用することとされている。 ●事業内容 3年ごとに実施する固定資産評価替え（次回は令和9年度）に向けて、標準宅地の令和8年1月1日時点の鑑定評価書等作成を委託する。	税務課 P74～75
2 総務費 3 戸籍住民基本台帳費 1 戸籍住民基本台帳費	マイナンバーカード出張申請サポート事業	9,803	9,803 マイナンバーカード交付事務費補助金				0	5-2 情報基盤の整備とICTを活かしたまちづくり	2 ICTを活用したまちづくり	97 市民皆様も職員も便利になる自治体デジタル化の推進		●事業の背景・目的等 壱岐市においてマイナンバーカードの保有率は全国平均以上であるが、マイナンバーカードを更に普及させるため、高齢者等の申請困難者やカードの有効期限を迎え、更新が必要な方への申請機会を創設し、普及を推進する。 ●事業内容 委託した事業者が地域へ出向いてマイナンバーカード出張申請サポートを行い、申請者に寄り添ったサポートサービスを提供する。 ①マイナンバーカード交付事務費補助金 ②負担割合（国10/10） ※（補助上限未定）	市民福祉課 P80～81

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
2 総務費 3 戸籍住民基本台帳費 1 戸籍住民基本台帳費	戸籍/戸籍附票システム標準化・共通化移行業務	10,054	10,054 ﾃﾞｼﾞﾀﾙ基盤改革支援補助金				0	5-2 情報基盤の整備とICTを活かしたまちづくり	2 ICTを活用したまちづくり	97 市民皆様も職員も便利になる自治体デジタル化の推進		●事業の背景・目的等 標準化対象事務である戸籍/戸籍附票システムを共通、かつ統一的な基準に適合する情報システムに移行し処理することにより、利便性の向上及び行政事務の効率化を図る。 ●事業内容 戸籍/戸籍附票システムの標準化・共通化移行業務 ①ﾃﾞｼﾞﾀﾙ基盤改革支援補助金 ②負担割合(10/10)	市民福祉課 P80～81
	振り仮名の法制化に伴う通知業務	6,421	4,576 社会保障・税番号制度システム整備費補助金(戸籍システム分)				1,845	5-2 情報基盤の整備とICTを活かしたまちづくり	2 ICTを活用したまちづくり	97 市民皆様も職員も便利になる自治体デジタル化の推進		●事業の背景・目的等 「戸籍の氏名の振り仮名」が法制化されたことに伴い通知業務を行う。 ●事業内容 「戸籍の氏名の振り仮名」が法制化されたことに伴い、本市に本籍を有する人に対して、住民基本台帳事務において保有する氏名の振り仮名を通知する。 ①社会保障・税番号制度システム整備費補助金 ②補助対象　印刷費及び郵送費	市民福祉課 P80～81
2 総務費 5 統計調査費 2 基幹統計調査費	国勢調査	16,844		15,867 国勢調査費委託金			977					●事業の背景・目的等 国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする総務省が実施する基幹統計調査。 ●事業内容 ①調査員・指導員報酬　13,023千円 ②会計年度任用職員報酬等　3,598千円 ③その他事務費　223千円	政策企画課 P88～89

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
3 民生費 1 社会福祉費 1 社会福祉総務費	社協事務局設置費	28,622				28,622 合併振興基金	0	2-3 地域共生社会の実現	3 地域福祉力の充実	51 島全体で支え合う体制を強化する多職種連携の推進		●事業の背景・目的等 事業の背景・目的等 地域福祉の充実を推進するうえで、社会福祉協議会が果たす役割は重要かつ不可欠であるため、事務局設置費の一部を助成することで、事業運営及び経営基盤の安定化を図り、多様なニーズに対応可能な体制づくりを支援する。 ●事業内容 社協事務局設置費 壱岐市社会福祉協議会の事務局設置費の一部を助成する。	市民福祉課 P92～95
3 民生費 1 社会福祉費 3 老人福祉費	入湯券等助成事業費	14,053					14,053	2-2 健康・医療の体制づくり	1 健康づくりの推進	57 温泉で心身ともに健康になるため、入湯優待券を現在の倍に		●事業の背景・目的等 65歳以上の方へ入湯優待券を交付することにより、健康と福祉の増進を図り、団体入湯券を交付することで、組織の調整と強化を図ることを目的とする。 ●事業内容 老人入湯券 4月1日現在市内に3か月以上住所を有する65歳以上の方へ1人あたり1年度12枚を交付する （補助額は1枚200円）。 団体券は単位老人クラブ1団体当たり1年度5枚以内で交付する （補助額は参加者1人あたり200円）。 予算現額　14,053千円 （個人券 使用枚数(見込)68,911枚×200円＝13,783千円） （団体券 利用人数(見込)1,350名×200円＝270千円）	長寿支援課 P100～101
3 民生費 1 社会福祉費 4 国民健康保険事業費	国民健康保険事業特別会計繰出金	288,120	33,653 国民健康保険基盤安定負担金 32,628 未就学児均等割保険税負担金 650 産前産後保険税負担金 375	118,521 国民健康保険基盤安定負担金 118,009 未就学児均等割保険税負担金 325 産前産後保険税負担金 187			135,946					●事業の背景・目的等 国民健康保険事業特別会計へ市の法定負担とされる経費を繰り出し、保険基盤を強化し、運営の健全化を図る。 ●事業内容 ・国民健康保険事業特別会計への繰出金 ①保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）　135,594千円 負担割合＝県：3/4、市：1/4 ②保険基盤安定繰入金（保険者努力支援分）65,256千円 負担割合＝国：1/2、県：1/4、市：1/4 ③未就学児均等割保険税繰入金　1,300千円 負担割合＝国：1/2、県：1/4、市：1/4 ④職員給与費等繰入金　17,272千円 ⑤産前産後保険税繰入金　750千円 ⑥出産育児一時金繰入金　5,000千円 ⑦財政安定化支援事業繰入金　61,448千円 ⑧［赤字決算補てん等以外の一般会計法定外繰入金］ 国保税条例減免分　1,500千円	保険課 P102～103

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
3 民生費 1 社会福祉費 4 国民健康保険事業費	直営診療施設勘定繰出金	28,071					28,071					●事業の背景・目的等 市民の健康保持増進に必要な医療を提供するため、湯本診療所における運営費不足分を補填する。 ●事業内容 ・直営診療施設勘定への繰出金　28,071千円	保険課 P102～103
3 民生費 1 社会福祉費 5 介護保険事業費	介護保険事業特別会計繰出金	581,428	33,342 介護保険低所得者保険料軽減負担金 27,459 デジタル基盤改革支援補助金 5,883	14,524 介護保険低所得者保険料軽減負担金 13,729 介護保険低所得者特別対策事業補助金 795			533,562					●事業の背景・目的等 介護保険特別会計に市の法定負担とされる経費を繰り出し、介護保険事業及び地域支援事業の経営基盤を強化し、運営の健全化を図る。 ●事業内容 介護給付費、地域支援事業費に対する法定負担分、低所得者保険料軽減負担金、保険料で賄うことができない事務費用を一般会計から介護保険特別会計に繰出金として支出する。 ①介護給付分　432,265千円 ②地域支援事業分　45,793千円 ③事務費分　48,450千円 ④保険料軽減分　54,920千円	保険課 P104～105
3 民生費 1 社会福祉費 7 後期高齢者医療費	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	165,631		109,491 後期高齢者医療保険基盤安定負担金			56,140					●事業の背景・目的等 後期高齢者医療事業特別会計へ市の法定負担とされる経費を繰り出し、保険基盤を強化し、運営の健全化を図る。 ●事業内容 ・後期高齢者医療事業特別会計への繰出金 ①保険基盤安定繰出金　145,989千円 負担割合＝県：3/4、市：1/4 ②広域連合事務費負担金（共通経費分）繰出金　16,675千円 ③一般会計事務費繰出金　2,967千円	保険課 P110～111

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
3 民生費 2 児童福祉費 1 児童福祉総務費	小児発達障がい支援事業	3,000					3,000	2-2 健康・医療の体制づくり	2 地域医療体制の充実	51 島全体で支え合う体制を強化する多職種連携の推進	●	●事業の背景・目的等 専門の医療機関による適切な指導又は助言を行うとともに、保健・医療・福祉・教育関係者等に対して専門的知識を普及させ、発達障がい支援に携わる支援者の資質の向上を図ることにより、すべてのライフステージに対する一貫した支援を行い、安心した生活を送ることができる体制の構築を図り、もって発達障がい児の福祉の向上を図る。 ●事業内容 長崎県壱岐病院内に小児発達障がいに特化した専門外来（窓口相談など）の拡充を図り、地域の医療機関との連携及び支援体制の構築を図る。 ① 発達障がい児や家族等の相談支援 ② 専門相談（専門医受診相談、リモート面談等） ③ 関係職員等への支援と地域ネットワークの構築 ④ 研修事業及び普及啓発事業 ⑤ 地域資源についての情報収集とその開発推進	いきいろ子ども未来課 P112～113
	乳幼児・母子・寡婦福祉医療費	66,640		21,770 福祉医療費助成費補助金		41,500 過疎地域持続的発展特別事業基金	3,370	3-1 結婚・子育て環境の充実	5 地域ぐるみの子育て環境づくり			●事業の背景・目的等 病院受診の機会が多い乳幼児、小中高生、低所得のひとり親世帯等について、経済的事情による医療難民の発生を抑制し、安心して子育てができる環境を整える。 令和7年4月より、小中学生の助成方法については償還払いから現物給付に改正を行う。また、0～3歳児の時間外診療分についても壱岐市独自助成として無償化とする。 ●事業内容 小学校就学前の乳幼児、小中高生、低所得のひとり親世帯母子父子（子は18歳の年度末まで）、低所得の寡婦（70歳未満）に対し医療費の助成を行っている。 ①県市合同：乳幼児、低所得のひとり親世帯の父母と子ども（県1/2、市1/2） ②市単独：小中学生、寡婦、乳幼児の窓口負担も市が単独で助成する。 ③県単独：高校生（償還払いの場合　補助率10/10）	いきいろ子ども未来課 P114～115
3 民生費 3 生活保護費 2 扶助費	扶助費	705,272	528,953 生活保護費負担金	5,313 生活保護費負担金		25,300 生活保護費扶助費返還金 8,300 生活保護費扶助費徴収金 17,000	145,706					●事業の背景・目的等 生活に困窮するすべての者に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて助長することを目的とする。 ●事業内容 【生活保護費】 ①生活扶助費　180,227千円、　②住宅扶助費　30,500千円 ③教育扶助費　3,000千円、　④介護扶助費　24,600千円 ⑤医療扶助費　453,600千円、　⑥出産扶助費　1,000千円 ⑦生業扶助費　2,845千円、　⑧葬祭扶助費　2,000千円 ⑨保護施設事務費　6,000千円、　⑩就労自立給付金　600千円 ⑪進学・就職準備給付金　900千円 ・生活保護費負担金 ・負担割合（国3/4、県1/4）※補助対象額：534,266千円	保護課 P114～115

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
4 衛生費 1 保健衛生費 1 保健衛生総務費	母子保健事業	39,486	3,314 子ども子育て支援交付金 2,194 母子保健衛生費国庫補助金 1,120	1,069 地域子ども・子育て支援事業費補助金		24,060 ふるさと応援基金	11,043	3-1 結婚・子育て環境の充実	2 母子の健康づくり	53 入院でも施設でも在宅でも安心して過ごせる持続可能な体制の支援		●事業の背景・目的等 母子保健法に基づき、母性並びに乳幼児の健康の保持・増進を図り、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を提供する。妊娠・出産ができる環境づくりのひとつとして不妊治療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。 ●事業内容 ＜妊婦一般健康診査＞ ・母子健康手帳交付時に併せて妊婦一般健康診査受診票14回分を交付することで公費負担で健康診査を実施。 ・令和7年度から県内統一して、検査項目に国が推奨する子宮頸がん検診が追加され、健診費用の見直しが行われた。 ＜不妊治療費助成事業＞ ・令和5年度から保険診療で行った不妊治療費と交通費の一部を助成。ただし、高額療養費制度や付加給付制度による給付額を除いた額とする。 ＜産後ケア事業＞ ・産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を医療機関等に委託して実施。 ・令和7年度からデイサービス型に加えてショートステイ型を実施。 子ども子育て支援交付金（国1/2、県1/4、市1/4） ＜中間サーバー連携業務＞ ・健康管理システム「TIARA」の標準データレイアウト改版対応（マイナポータルによる新生児・産婦の各種健診・精密健康診査情報を取得可能）とする為、中間サーバー連携業務を委託により行う。	いきいろ子ども未来課 P128～131
	妊婦のための支援事業	18,200	14,000 妊婦のための支援給付交付金			4,200 ふるさと応援基金	0	3-1 結婚・子育て環境の充実	5 地域ぐるみの子育て環境づくり			●事業の背景・目的等 子ども・子育て支援法の一部改正する法律において、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付が令和7年度から創設された。（出産・子育て応援事業から妊婦のための支援事業に変更）妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて、子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。 ●事業内容 ①妊婦の認定後に5万円給付 ②こどもの数×5万円給付 ③生まれてくれて"ありがとう"事業 出産後に市独自で3万円相当の記念品を贈呈 妊婦のための支援給付交付金　国10/10	いきいろ子ども未来課 P128～131
	がん検診事業	49,021	901 疾病予防対策事業等補助金			44,190 ふるさと応援基金	3,930	2-2 健康・医療の体制づくり	1 健康づくりの推進			●事業の背景・目的等 健康増進法及びがん対策基本法に基づき、がん対策を推進する。がんの予防と、がん検診による早期発見・早期治療を促す。また、がんになっても安心して生活できるよう、がん患者の療養生活の質の向上を支援する。 ●事業内容 がん検診（胃・肺・大腸・子宮・乳）を、個別検診（医療機関）と集団検診（検診バス）の二方式で実施する。個別健診は壱岐医師会へ、集団検診は県内の検診専門機関へ委託し実施する。 ①疾病予防対策事業費補助金（新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業） 負担割合（国1/2、市1/2） ②アピアランスケア支援事業（がん患者医療用ウィッグ・補整具等購入費助成）【拡充】 がん患者の心理的・経済的負担を軽減するために、医療用ウィッグや補正具の購入費用を一部助成する。	健康増進課 P128～131

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
4 衛生費 1 保健衛生費 1 保健衛生総務費	水道事業会計事業費	222,121					222,121					●事業の背景・目的等 安全で良質な水の安定供給及び水道事業の経営安定化を図るため、一般会計より繰出しを行う。 ●事業内容 ・水道事業会計負担金（基準内）122,121千円 ①地方債の元利償還金 ②児童手当 ③消火栓設置及び管理に要する経費 ④基礎年金拠出金 ・水道事業会計補助金（基準外）100,000千円 ①維持管理費 ②建設改良費	上下水道課 P130～131
4 衛生費 1 保健衛生費 2 予防費	一般予防対策事業	87,031		3,848 予防接種事故対策費負担金 3,750 造血幹細胞移植後における予防接種の再接種費用助成事業費補助金 98		77,595 地域福祉基金 72,895 過疎地域持続的発展特別事業基金 3,200 後期高齢者医療制度特別対策補助金 1,500	5,588	2-2 健康・医療の体制づくり	1 健康づくりの推進			●事業の背景・目的等 予防接種法等関係法令に基づき、乳幼児から高齢者までの各世代の感染症対策として、安全・安心な予防接種を実施する。 ●事業内容 定期予防接種・任意予防接種を実施する。実施にあたっては、医療機関での個別接種として、壱岐医師会へ委託する。市外医療機関での接種については、長崎県広域化事業及び県外接種への助成で対応する。 令和7年度より、新たにB類疾病の定期接種と位置付けられた帯状疱疹ワクチンの予防接種を実施する。 ①予防接種事故対策費負担金 負担割合（県3/4 市1/4） ②造血幹細胞移植後における予防接種の再接種費用助成事業費補助金 負担割合（県1/2 市1/2）	健康増進課 P130～133
4 衛生費 1 保健衛生費 3 環境衛生費	環境衛生費	7,369					7,369	5-1 循環型社会の構築	1 環境にやさしい社会の構築	89 県と連携した動物殺処分ゼロへの推進	●	●事業の背景・目的等 長崎県が推進する「動物殺処分ゼロプロジェクト」の実現に向けて、飼い主のいない猫等に不妊・去勢手術を実施することで繁殖を防止し、殺処分数の減少に取り組む。 ●事業内容 移動手術車（スペイカー）により壱岐市内に臨時で開設する動物病院において、野良猫や多頭飼育の猫等の不妊・去勢手術を300頭/月を目標に実施する。 猫等の殺処分ゼロの実現を目指す公益財団法人どうぶつ基金の協力により、手術費用については無料。スペイカー及び獣医師の派遣費用及び手術会場費用等については、壱岐市で負担する。 ①会計年度任用職員報酬・通勤手当 1,741千円 ②獣医師旅費 1,979千円 ③会場・空調機借上料・光熱水費 394千円 ④会場作業委託料 3,255千円	環境衛生課 P132～133

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳					第4次総合計画		100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
			特定財源				一般財源	（政策）	（主要施策）				
			国費	県費	地方債	その他							
4 衛生費 1 保健衛生費 3 環境衛生費	海岸漂着物対策事業	52,681		46,607 海岸漂着物等地域対策推進事業補助金			6,074	5-1 循環型社会の構築	2 廃棄物の適切な処理			●事業の背景・目的等 海岸の良好な景観及び多様な生態系を保全するため、漂着物の回収処理を実施し、海岸環境の保全を図る。 ●事業内容 ・海岸漂着物回収運搬処理業務及び啓発事業 長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業（補助対象事業費50,008千円） 負担割合 国：9/10 県：1/10（県管理海岸分） ①海岸漂着物回収運搬処理業務 旧町毎に事業者を選定し、回収運搬処分業務を実施。 ②啓発事業（発生抑制対策事業：ボランツーリズム壱岐） 島内外のボランティアグループ、学生等を対象に海岸清掃活動、ワークショップ等を実施し、海岸漂着ごみの問題意識の共有及び発生抑制を図る。 ③啓発事業（発生抑制対策事業：日韓学生海ごみ交流ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟIN釜山（仮称）） 日韓学生海ごみ交流ワークショップIN釜山（仮称）へ壱岐市及び対馬市、五島市、新上五島町の高校生が参加し、釜山市の高校生とワークショップ等で交流を図りながら、海ごみの現状理解と課題の共有を図る。	環境衛生課 P132～133
4 衛生費 2 清掃費 3 し尿処理費	汚泥再生処理センター長寿命化総合計画等策定業務	9,900					9,900	5-1 循環型社会の構築	3 下水・し尿の適正な処理		●	●事業の背景・目的等 壱岐市汚泥再生処理センターについて、施設の安定的稼働を目的とした施設の長寿命化を図るため、長寿命化総合計画の作成及び循環型社会形成推進交付金制度に基づいた循環型社会形成推進地域計画を作成する。 ●事業内容 壱岐市汚泥再生処理センター長寿命化総合計画等策定業務 ①長寿命化総合計画の策定 ②循環型社会形成推進地域計画の作成	環境衛生課 P140～141

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
4 衛生費 2 清掃費 4 合併処理浄化槽設置整備費	合併処理浄化槽設置整備費	57,334	24,664 合併浄化槽設置整備事業費補助金	16,443 合併浄化槽設置整備事業費補助金			16,227	5-1 循環型社会の構築	3 下水・し尿の適正な処理			●事業の背景・目的等 公共下水道、漁業集落排水整備事業の集合処理区域外の方に対し、し尿や生活雑排水等の適正な処理を行うため、合併処理浄化槽設置に係る工事費の一部を助成し、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図る。 ●事業内容 R6年度から既存の設置補助金に加え、単独槽及び汲取槽からの転換による撤去及び宅内配管に係る補助金を上乗せする。 ・合併処理浄化槽設置整備事業費補助金 ①5人槽 新規設置 547,400円×15基＝ 8,211,000円 単独転換 800,400円× 1基＝ 800,400円 汲取転換 769,400円×12基＝ 9,232,800円 ②6～7人槽 新規設置 627,800円×13基＝ 8,161,400円 単独転換 901,800円× 1基＝ 901,800円 汲取転換 870,800円×13基＝11,320,400円 ③8～10人槽 新規設置 714,100円× 3基＝ 2,142,300円 汲取転換 1,000,100円× 2基＝ 2,000,200円 ④11人槽以上 新規設置 1,393,800円× 6基＝ 8,362,800円 汲取転換 1,500,800円× 4基＝ 6,003,200円	上下水道課 P142～143
5 農林水産業費 1 農業費 1 農業委員会費	農業委員会費	26,416		7,946 農地利用最適化補助金 7,353 機構集積支援事業補助金 593		1,591 農地中間管理機構業務委託費 1,589 農地証明手数料 1 農地流動化奨励事業返還金 1	16,879	1-1 農林業の振興	4 生産基盤の整備			●事業の背景・目的等 農業従事者の高齢化、後継者不在の問題、未相続農地の増加が深刻化しており、耕作放棄地が増加している。また、公的貸借を介さない「ヤミ小作」が多く、耕作者等の把握が出来ていない状況である。問題解決のために、農地中間管理事業を活用し、公的貸借の推進を図る。また、未相続農地についても、相続人調査を実施し併せて公的貸借の推進を図る。 ●事業内容 ①農地利用最適化交付金 負担割合 10/10 ②機構集積支援事業 負担割合 県 定額593千円	農業委員会事務局 P142～145

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
5 農林水産業費 1 農業費 3 農業振興費	新産地育成支援事業	1,634					1,634	1-1 農林業の振興	2 経営力の強化	10 高収益農業推進による農家所得の向上		●事業の背景・目的等 収益性の向上を目指し、ばれいしょ(壱岐黄金)を新たな戦略品目と位置づけ作付規模拡大を図っており、産地の醸成と品質の統一には種イモの更新が必要となるため、その購入費用に対し一定期間、支援を行い新産地育成を目指す。 ●事業内容 ・ばれいしょ(壱岐黄金)種いも購入費助成 ①R7秋作(6ha)購入種子量 8t ②R8春作(6ha)購入種子量 6t ①+②＝(8t+6t)×350円/K×1/3＝1,634千円	農林課 P148～149
	有害鳥獣被害防止対策事業費	13,707					13,707	1-1 農林業の振興	5 農村集落活性化			●事業の背景・目的等 鳥獣による農作物被害を防止するため、壱岐地域鳥獣被害防止対策協議会に対して、鳥獣捕獲委託を行う。 ●事業内容 ①タイワンリス捕獲委託 9,500千円 ②イノシシ捕獲委託 1,787千円 ③カラス捕獲委託 910千円 ④シカ捕獲委託 846千円 ⑤その他経費 664千円	農林課 P146～149
5 農林水産業費 1 農業費 4 畜産業費	地域肉用牛増頭支援事業	4,800				4,800 過疎地域持続的発展特別事業基金	0	1-1 農林業の振興	2 経営力の強化	1 壱岐牛の販路拡大と仔牛価格下落に対する国県市連携の補助		●事業の背景・目的等 子牛の供給産地維持を目的とし、市場にて繁殖牛の購入を行い増頭を図る畜産農家に対し助成し、畜産経営の安定を図る。 ●事業内容 ①地域肉用牛緊急増頭対策事業 20,000円×240頭＝4,800,000円	農林課 P152～153

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
5 農林水産業費 1 農業費 4 畜産業費	地域内用牛活性化プロジェクト推進事業	16,050				16,000 過疎地域持続的発展特別事業基金	50	1-1 農林業の振興	2 経営力の強化	1 壱岐牛の販路拡大と仔牛価格下落に対する国県市連携の補助		●事業の背景・目的等 本市の農業生産高の7割を占める畜産業について、各種施策により産地維持を図り畜産経営の安定と所得向上を図る。 ●事業内容 ①淘汰更新による機能向上 200頭×10,000円＝2,000,000円 ②壱岐牛ブランドアップ推進事業 550,000円 ③生産性向上による維持・増頭対策事業 2,500,000円 ④肥育素牛導入支援事業 家畜市場購入：500頭×20,000円＝10,000,000円 自家保留：100頭×10,000円＝ 1,000,000円	農林課 P152～153
	畜産経営体質強化飼料高騰緊急対策支援事業	24,899				24,899 ふるさと応援基金	0	1-1 農林業の振興	2 経営力の強化	1 壱岐牛の販路拡大と仔牛価格下落に対する国県市連携の補助		●事業の背景・目的等 国際情勢やエネルギー価格の高騰を受け飼料価格は高止まりの状況が続いており、本市農業の基幹品目である畜産については経営が危ぶまれる状況にある。そのため、畜産農家経営の維続と安定化を図るため、飼料価格高騰の一部について支援を行う。 ●事業内容 ①配合飼料等価格安定制度加入者の配合飼料 11,111t（JA分10,251t+JA外860t）×2,000円＝22,222,000円 ②単体飼料 1,308t（JA分1,102t+JA外206t）×2,000円＝2,616,000円 ③附帯事業費 110円×550戸＝60,500円	農林課 P152～153
	和牛共進会費	5,579					5,579	1-1 農林業の振興	2 経営力の強化	1 壱岐牛の販路拡大と仔牛価格下落に対する国県市連携の補助		●事業の背景・目的等 令和9年度に開催される第13回全国和牛能力共進会北海道大会に向けた飼育管理技術の研鑽の場として、また基幹作目である肉用牛生産の拡大と産地間競争に打ち勝つ「長崎和牛」づくりを推進するため、令和7年度長崎県和牛共進会が開催される。市の選考会に係る経費の助成及び、県大会には多数の畜産農家が応援団として参加するため、応援に係る旅費を助成する。 ●事業内容 ①市選考会に係る経費の1/2を助成する。 ②県大会の旅費（交通費及び宿泊費）の1/2を補助する。	農林課 P150～153

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
5 農林水産業費 1 農業費 5 農地費	多面的機能支払交付金事業	127,576		95,681 多面的機能支払交付金			31,895	1-1 農林業の振興	4 生産基盤の整備			●事業の背景・目的等 農村地域の高齢化・人口減少により、多面的機能の低下、また水路・農道等の維持管理に対する担い手の負担増大による規模拡大の阻害が懸念される状況にあるため、多面的機能の維持・発揮及び水路・農道等の軽微な補修や景観形成等による農村環境の良好な保全、施設の長寿命化に取り組む組織に交付金を交付し、農村地域の有する多面的機能の維持・保全や施設の適正管理や長寿命化を図る。 (期間)R4～R8(4期対策：5年間) ●事業内容 多面的機能支払交付金 (99組織・1,665ha) ①農地維持支払:1,665ha ②資源向上支払（共同活動、施設の長寿命化）:1,665ha 【国：1/2、県：1/4、市：1/4】	農林課 P156～157
	中山間地域等直接支払交付金事業	211,662		158,746 中山間地域等直接支払制度事業費補助金			52,916	1-1 農林業の振興	4 生産基盤の整備			●事業の背景・目的等 過疎化・高齢化等の要因により、中山間地域が有する保健休養・景観等の多面的機能が低下しているため、耕作放棄防止と農業用施設の適正管理等に取り組む集落へ交付金を交付し、中山間地域の有する多面的機能の維持・保全を図る。 (期間)R7～R11(6期対策：5年間) ●事業内容 中山間地域等直接支払交付金 (144組織・1,661ha)【R6実績】 ①急傾斜:621ha ②緩傾斜・平地:1,040ha 【国：1/2、県：1/4、市：1/4】	農林課 P156～157
5 農林水産業費 3 水産業費 2 水産業振興費	離島漁業再生支援交付金事業	223,417		173,175 離島漁業再生支援交付金事業			50,242	1-2 水産業の振興	1 漁業環境の再生・整備	16 藻場再生の積極的推進で豊かな藻場の復活		●事業の背景・目的等 販売・生産面で不利な条件にある離島地域の漁業集落において、漁業の再生を図る観点から、既存施策と整合性を図りつつ、対象地域、対象漁業集落が、生産性の向上、付加価値の向上等による漁業収益の向上等により、条件が不利な離島における漁業再生活動の自立的かつ継続的な実施が可能となるよう実施する。 ●事業内容 ・離島漁業再生支援交付金事業 ①基本交付金（国1/2、県1/4、市1/4） ②推進交付金（国1/1　※補助上限額2,300千円） ③特定有人国境離島漁村支援交付金（国1/2、県1/8、市1/8、事業主体1/4） 生産性の向上、付加価値の向上等により漁業収益を向上させ漁業再生活動の自立かつ継続的な実施が可能となり、漁業集落の活性化を図る。 雇用機会の拡充により国境離島地域の漁業集落の維持・発展を図る。	水産課 P162～165

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
5 農林水産業費 3 水産業費 2 水産業振興費	漁業用燃油対策事業	35,000				35,000 過疎地域持続的発展特別事業基金	0	1-2 水産業の振興	2 経営力の強化	17 漁に出ることを促す燃油補助の検討		●事業の背景・目的等 ロシアのウクライナ侵攻や円安の影響等により、漁業用燃油が高騰しており、漁業者の出漁控えにもつながっている。漁業者の経費負担を軽減し、出漁を促すことを目的として、漁業用燃油に対し、補助する。 ●事業内容 ・漁業用燃油対策事業補助金　35,000千円 補助額：3,500,000リットル×10円	水産課 P162～165
	水産業競争力強化緊急施設整備事業	213,750		156,750 水産業競争力強化緊急施設整備事業	51,300 過疎対策事業債		5,700	1-2 水産業の振興	2 経営力の強化	27 各港における既存計画の着実な推進	●	●事業の背景・目的等 勝本町漁協の第一製氷施設と第二製氷施設は、経年劣化による能力の低下が顕著となり、製氷コストも嵩んでいるため、近年の氷の需要量等を勘案し、第一製氷施設を改築した上で、第二製氷施設の稼働を停止させる事業を計画しており、施設整備に係る補助を行い、施設の集約化、規模の適正化による製氷コストの削減により、氷の販売価格を抑え漁業者の経費削減につなげる。 ●事業内容 勝本町漁協鮮度保持施設（第一製氷施設）整備に対する補助 事業費285,000千円×75%＝213,750千円 ・水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金 負担割合（国55/100、市20/100、実施主体25/100）	水産課 P162～165
5 農林水産業費 3 水産業費 3 漁港管理費	芦辺港ターミナル整備事業	75,000			67,500 過疎対策事業債		7,500	5-3 公共交通体系の充実	1 基幹航路の維持・活性化	27 各港における既存計画の着実な推進		●事業の背景・目的等 県が管理する芦辺港のフェリー乗場とジェットフォイル乗場が離れており、利便性が悪い状況であった。市民から一元化への強い要望があり、県は令和4年度よりジェットフォイル乗場の移設工事に着手し、令和6年4月に移設先での運航が開始された。 市では、ターミナル利用者の安全性・快適性を高めるため、ターミナルビルや動線に配慮した周辺通路、駐車場等の整備を行う。 ●事業内容 ・芦辺港ターミナル整備工事（8工区） 駐車場整備3,500㎡、仮設道路設置330m	水産課 P166～167
5 農林水産業費 3 水産業費 4 漁港漁場整備費	箱崎前浦漁港海岸（恵美須地区）メンテナンス事業	84,000	46,200 海岸保全施設整備事業	11,760 海岸保全施設整備事業	26,000 過疎対策事業債		40	5-4 社会基盤の再生と有効活用	1 社会基盤の整備・維持管理・長寿命化の推進	27 各港における既存計画の着実な推進		●事業の背景・目的等 箱崎前浦漁港海岸（恵美須地区）においては、昭和38年に整備された護岸施設で、洗堀・摩耗等による損傷が確認されている。当該護岸は、磯時期には施設利用者が多く、漁業者の漁業活動に必要な施設である。護岸裏埋の断面欠損により強度不足が進行すれば、施設の倒壊の恐れがあることから、施設の延命化とLCC縮減を図る。 ●事業内容 箱崎前浦漁港海岸（恵美須地区）後川護岸（補修）　L=75.0m ・海岸事業費補助 負担割合（国55/100、県14/100、市31/100）	水産課 P166～167

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
5 農林水産業費 3 水産業費 4 漁港漁場整備費	初山漁港（初瀬地区）漁村再生事業	300,000		210,000 漁村再生交付金事業補助金	90,000 過疎対策事業債		0	1-2 水産業の振興	1 漁業環境の再生・整備	27 各港における既存計画の着実な推進		●事業の背景・目的等 初山漁港（初瀬地区）は、東から南側の風を受けやすく、時化時においては港内に漁船の係留ができない状況であるため、郷ノ浦港や陸上へ漁船を避難している。このことにより、避難準備及び寄港のための時間が負荷となり、魚価の獲得を失っている。また、当地区は、潮位差が大きく、準備・陸揚げ作業は、危険を伴う上に非効率である。快適で安全な漁港施設の利用を図るため、防風対策として防風柵を設置し、労働環境の改善・漁船係留の安全の確保として簡易浮桟橋を設置する。 ●事業内容 ①堤体工・上部工・防風柵設置工 西突堤（新設）L=53.5m、東突堤（新設）L=33.0m、-3.0m岸壁取付（改良）L=18.4m ②測量業務 -3.0m岸壁取付（改良）の堆立埋功 ③測量・設計業務 -2.0m物揚場（改良） L=120.0m ・農山漁村地域整備交付金（水産基盤整備事業） ・負担割合（国6/10、県1/10、市3/10）	水産課 P166～167
5 農林水産業費 3 水産業費 5 漁業集落環境整備費	下水道事業会計（漁業集落排水事業）	102,004			10,500 辺地対策事業債		91,504					●事業の背景・目的等 漁業集落排水区域における生活環境及び公共水域の水質改善を目的とした下水道施設の稼働及び下水道事業の経営安定化を図るため、一般会計より繰り出しを行う。 ●事業内容 ・下水道事業会計負担金（基準内） 36,123千円 ①地方債の元利償還 36,123千円 ・下水道事業会計補助金（基準外） 65,881千円 ①人件費 9,117千円 ②建設改良費 14,300千円 ③収支不足分 42,464千円	上下水道課 P168～169
6 商工費 1 商工費 4 観光費	イルカパーク管理・環境等改善事業	7,725				7,725 合併振興基金	0	4-1 観光の振興	1 高付加価値なコンテンツ造成	39 「観光 × 学び」で長期滞在化の促進	●	●事業の背景・目的等 令和5年度にイルカパークのイルカが連続して死亡した件に対し、市議会において検討委員会を設置して死亡原因等を究明すること等の意見が出された。それを受けて市は令和6年度に上記検討委員会を設置した結果、検討委員会から市に報告書が提出された。報告書にはイルカを長期的・安定的に飼育するための改善策が提案されている。 ●事業内容 ・飼育領域の拡張 イルカパーク内は冬季に水温が低下しやすいが、隣接する入り江の入口はそこまで低温にはならない。比較的水温が高い外洋側（石積付近）にネットを張ることで飼育領域を可能な限り拡張し、水温低下がイルカに与える影響を軽減する。	観光課 P174～177

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
6 商工費 1 商工費 4 観光費	壱岐行き教育旅行推進事業	15,000			12,900 過疎対策事業（過疎地域持続的発展特別事業）		2,100	4-1 観光の振興	1 高付加価値なコンテンツ造成	43 SDGs の教育旅行化など新しい切り口による教育旅行の誘致		●事業の背景・目的等 本市は、自然・歴史などの体験フィールドの活用により、これまでの間多くの教育旅行を受け入れているが、地域間競争の激化により、年々減少傾向にある。教育旅行は一度に多くの人数が確保でき、2泊が主流である。本市活性化・経済浮揚のためには欠かすことの出来ない重要な事業であり市民をもとより市全体として取り組むべき課題である。 ●事業内容 本市の自然・歴史を活用した教育旅行により、教育旅行関係にとどまらず、島全体が活性化し、低年齢層時に本市を訪れることにより、将来的にリピーターとなることを目的とする。 ・教育旅行誘客のための助成を行う。 （長崎県内小・中学校） 1泊2日　5,000円　2泊3日　6,000円 （長崎県外の学校、長崎県内の高校） 1泊2日　3,000円　2泊3日　4,000円	観光課 P176～177
	島外スポーツ誘致	19,000			3,400 過疎対策事業（過疎地域持続的発展特別事業）	14,900 過疎地域持続的発展特別事業基金 13,900 企業版ふるさと納税基金 1,000	700	4-1 観光の振興	3 セールス・プロモーションの充実	36 人が集まるイベントへの支援促進		●事業の背景・目的等 壱岐市内で、スポーツ合宿やスポーツ大会に参加するために来島された島外スポーツ団体に対し、滞在費を助成、施設使用料を減免することで、宿泊業者の誘致活動の促進・もてなしの心の醸成し、ひいては島内外の交流人口の拡大を図る。 ●事業内容 ①島外スポーツ団体等誘致促進助成金 ・事業費：15,000千円 ・島外からの宿泊を伴うスポーツ・文化団体（5名以上）に対する補助 ・補助額（1人当たり） 1泊：3,000円/人、2泊：5,000円/人 ・目標：2,000人/3,000円、2,000人/5,000円　計4,000人 ②壱岐市スポーツ大会等開催助成事業補助金 ・事業費：4,000千円 ・島外からの宿泊を伴う大会等を主催する市内の競技団体等に対する補助 ・補助額 50千円（延べ宿泊者数：30～50人未満） 100千円（延べ宿泊者数：50～100人未満） 200千円（延べ宿泊者数：100～200人未満） 300千円（延べ宿泊者数：200人以上） ・目標：20大会	観光課 P176～177
	ツール・ド・壱岐島	6,845				6,845 長崎県市町村振興事業補助金 2,400 人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金 3,000 過疎地域持続的発展特別事業基金 1,445	0	4-1 観光の振興	1 高付加価値なコンテンツ造成	36 人が集まるイベントへの支援促進		●事業の背景・目的等 観光客の誘客だけでなく、地域住民から親しまれているイベントとしても定着しているツール・ド・壱岐島は地域の実行委員会等が主催しており、地域活性化・文化保護の啓発・観光振興に繋がっていることから市は補助金により支援する。 ●事業内容 ツール・ド・壱岐島の経費の一部を補助し、交流人口の拡大を図る。	観光課 P176～177

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
6 商工費 1 商工費 4 観光費	インバウンド受入体制強化事業	1,290	645 離島活性化交付金				645	4-1 観光の振興	3 セールス・プロモーションの充実	47 海外へのPR強化による外国人観光客の誘客強化	●	●事業の背景・目的等 新型コロナウイルスが5類感染症に移行したことに伴い、コロナ禍は収束しているものの、観光客の戻りが悪く、以前の水準回復まで厳しい見通しである。滞在型観光を推進し、早期の観光需要回復と拡大を図る必要がある。また、少子高齢化および人口減少が進む中において、インバウンド観光客を獲得することは急務である。 ●事業内容 ・インバウンド観光客向けの受入体制の整備 ①おもてなし接遇研修の実施 ②高付加価値旅行者を案内するコンシェルジュを招聘したモニターツアーの実施	観光課 P176～177
7 土木費 2 道路橋りょう費 2 道路橋りょう維持費	道路維持補修事業	155,869				88,059 合併振興基金	67,810	5-4 社会基盤の再生と有効活用	1 社会基盤の整備・維持管理・長寿命化の推進			●事業の背景・目的等 市内の幹線および市民の生活道路の維持補修に努め、機能性・利便性・快適性の向上を図り、安全で安心な道路環境を提供する。 ●事業内容 ①市道維持修繕 ②市道害虫駆除（蜂の巣等） ③市道維持補修工事　1級市道片原梅津線（排水整備）他20箇所 ④市道維持補修材料費（自治公民館への生コン支給、カーブミラー等）	建設課 P182～183
	市道環境保全事業	44,590				34,790 合併振興基金 20,790 ふるさと応援基金 14,000	9,800	5-4 社会基盤の再生と有効活用	1 社会基盤の整備・維持管理・長寿命化の推進		●	●事業の背景・目的等 市内の幹線および市民の生活道路の維持補修に努めるため、自治公民館等へ依頼している市道維持管理については自治公民館の負担軽減を図るとともに、機能性・利便性・快適性の向上と安全で安心な道路環境を提供する。 ●事業内容 ①高所作業車借上げ（自治公民館、まちづくり協議会での高所伐採等） ②市道環境保全事業（R7より新規） →張りコン・防草シートによる維持補修工事、防草シート材料費支給 ③市道維持管理業務補助金（自治公民館・まちづくり協議会での除草作業等） →タイヤショベル・バックホウの作業用車両補助については、R7年度よりダンプトラックの使用についても補助を追加。	建設課 P182～183

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
7 土木費 2 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費	道路改良費（補助）	236,618	153,180 社会資本整備総合交付金 51,750 防災・安全交付金 73,140 道路メンテナンス事業費補助 28,290		70,400 辺地対策事業債 42,600 過疎対策事業債 27,800		13,038	5-4 社会基盤の再生と有効活用	1 社会基盤の整備・維持管理・長寿命化の推進			●事業の背景・目的等 ・幹線道路の整備を行うことにより、交通の安全を確保し、観光産業の振興及び地域の活性化を支援する。 ・通学路点検に基づく要対策箇所を整備し、通学路の交通安全を確保する。 ・異常が確認された道路法面構造物等の補修を実施し、交通の安全を確保する。 ・橋梁長寿命化計画に基づく計画的な点検及び補修を実施し、地域道路網の安全性・信頼性を確保する。 ●事業内容 ・社会資本整備総合交付金（国庫負担 6.9/10） ①1級市道黒崎線（新田工区）他2線道路改良事業 ・防災・安全交付金（国庫負担 6.9/10） ①1級市道片原中央線（永田工区）他4線道路防災安全事業 ②1級市道南本線（志原南工区）他2線交通安全施設整備事業 ・道路メンテナンス事業費補助（国庫負担 6.9/10） ①2級市道谷江本線（川口橋）他1橋橋梁補修事業 ②壱岐市道路橋定期点検	建設課 P184～185
	道路改良費（起債）	224,900			223,800 辺地対策事業 214,800 過疎対策事業 9,000		1,100	5-4 社会基盤の再生と有効活用	1 社会基盤の整備・維持管理・長寿命化の推進			●事業の背景・目的等 道路整備を実施することにより、生活環境の改善、安全・安心な道路環境を提供する。 ●事業内容 ・過疎対策事業債 1級市道鯨台線道路改良事業 ・辺地対策事業債 1級市道住吉船橋線他12線道路改良事業	建設課 P184～185

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
7 土木費 3 河川費 1 河川総務費	河川管理費	30,757			30,000 緊急自然災害防止対策事業債		757	5-4 社会基盤の再生と有効活用	1 社会基盤の整備・維持管理・長寿命化の推進			●事業の背景・目的等 河川に堆積している土砂の浚渫等の維持管理を行うことで、適正な河川断面を確保し、大雨・洪水等に備え、地域住民の安全な暮らしを保護する。 ●事業内容 ①普通河川小川川河川維持事業 ②準用河川物部川河川維持事業 ③普通河川三反田川河川維持事業	建設課 P184～185
7 土木費 3 河川費 2 急傾斜地崩壊対策費	急傾斜地崩壊対策事業	96,680		7,500 急傾斜地崩壊対策事業費補助金	86,900 緊急自然災害防止対策事業債 75,200 公共事業等債 11,700		2,280	5-4 社会基盤の再生と有効活用	1 社会基盤の整備・維持管理・長寿命化の推進			●事業の背景・目的等 住民の生活・財産を守るため、急傾斜地の整備を計画的に実施し、安全・安心を確保する。 ●事業内容 ・急傾斜地崩壊対策事業 ①しめのお(2)地区急傾斜地崩壊対策事業 ②神田地区急傾斜地崩壊対策事業 ③石田中学校校舎裏急傾斜地崩壊対策事業 ④筒城小学校グラウンド急傾斜地崩壊対策事業 ⑤盈科小学校グラウンド急傾斜地崩壊対策工事 ・県営事業負担金 ①小牧東(6)地区急傾斜地崩壊防止対策工事 ②東触(6)地区急傾斜地崩壊防止対策工事	建設課 P184～185
7 土木費 4 港湾費 1 港湾管理費	勝本港埋立事業	85,500			76,900 過疎対策事業債		8,600	4-1 観光の振興	2 受入環境の充実	27 各港における既存計画の着実な推進		●事業の背景・目的等 勝本港の辰ノ島巡り遊覧船利用客は近年増加しており、壱岐市の観光資源となっているが、遊覧船利用客が地元商店街や周辺の史跡等まで足を延ばすことは少なかった。そこで、辰の島巡り遊覧船発着所を勝本浦中央部に位置する黒瀬地区に移転し、地域活性化を図ることとした。県が前面に係船施設とともに岸壁を整備し、市は埋立等を施工する。 ●事業内容 ・勝本港埋立工事 水路工 L=90m 盛土工 V=1000m3	水産課 P186～187

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
7 土木費 4 港湾費 1 港湾管理費	郷ノ浦港ターミナルビル改修事業	18,000			16,200 過疎対策事業債		1,800	5-3 公共交通体系の充実	1 基幹航路の維持・活性化	27 各港における既存計画の着実な推進		●事業の背景・目的等 郷ノ浦港ターミナルのジェットフォイル乗場は、干満に伴い乗降時不安定であったため、県は令和7年度の運航開始の予定で浮桟橋や上屋根通路の整備を進めている。この整備に伴い、市では勘線の整備及び慢性的な駐車台数不足などの課題解決と利用者の利便性向上、さらには地域振興を図るため、ターミナルビルや郷ノ浦港ターミナル周辺の駐車場等の整備を行う。 ●事業内容 ・郷ノ浦港ターミナル整備工事（3工区） 駐車場整備 A=650㎡（航定車両駐車場）	水産課 P186～187
7 土木費 6 下水道費 1 公共下水道費	下水道事業会計（公共下水道事業）	120,782			7,400 過疎対策事業債		113,382					●事業の背景・目的等 公共下水道区域における生活環境及び公共水域の水質改善を目的とした下水道施設の稼働及び下水道事業の経営安定化を図るため、一般会計より繰り出しを行う。 ●事業内容 ・下水道事業会計負担金（基準内） 41,804千円 ①地方債の元利償還 41,204千円 ②児童手当 600千円 ・下水道事業会計補助金（基準外） 78,978千円 ①人件費 15,160千円 ②建設改良費 14,400千円 ③収支不足分 49,418千円	上下水道課 P188～191
7 土木費 7 住宅費 1 住宅管理費	安全・安心な住宅環境づくり支援事業	22,480	1,135 社会資本整備総合交付金	102 長崎県耐震・安心住まいづくり支援事業	0	18,605 ふるさと応援基金	2,638	5-4 社会基盤の再生と有効活用	1 社会基盤の整備・維持管理・長寿命化の推進		●	●事業の背景・目的等 住宅の質の向上および長寿命化を図るとともに、危険家屋の除却を促し、土地の有効活用を行う。また、木造住宅の耐震化を促進し、安全・安心な住環境の形成を図る。 ●事業内容 ①住宅リフォーム支援事業 （申請者負担 9/10 市負担1/10） ・200千円（補助上限額）×100件 ②老朽危険家屋除却支援事業 （申請者負担 5/10 国負担 2.5/10 市負担 2.5/10） ・500千円（補助上限額）×4件 ③安全・安心住まいづくり支援事業事業 （申請者負担 1.7/10 国負担 3.3/10 県負担 2.5/10 市負担 2.5/10） ・136千円（補助額）×3件	建設課 P192～193

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
7 土木費 7 住宅費 2 住宅建設費	公営住宅等改善事業	86,000	30,100 社会資本整備総合交付金		55,900 公営住宅建設事業債		0	5-4 社会基盤の再生と有効活用	1 社会基盤の整備・維持管理・長寿命化の推進			●事業の背景・目的等 壱岐市公営住宅等長寿命化計画に基づき住戸改善事業等を実施し、老朽化した公営住宅（ストック）の有効活用を図る。 ●事業内容 ・公営住宅等改善事業（国庫負担 3.5/10） ①お茶屋敷団地改修事業（改修）	建設課 P192～193
8 消防費 1 消防費 3 消防施設費	小型動力消防ポンプ購入事業	9,871			9,200 緊急防災・減災事業債		671	5-5 防災・危機管理体制の強化	1 災害に強い地域づくり			●事業の背景・目的等 小型動力消防ポンプは、経年による性能低下及び塩害による腐食等の著しいものについて、購入後概ね15年経過で更新を行うため、ポンプの故障状況を考慮しながら年間3台ずつの更新を行う。 ●事業内容 消防団保有の小型動力消防ポンプについて、更新計画に沿って購入を行い消防力の充実を図る。 ・更新分団 ①郷ノ浦地区第5分団 ②芦辺地区第5分団 ③芦辺地区第10分団 ・緊急防災・減災事業債 負担割合（10/10）	消防本部 P198～201
	消防団車両購入事業	37,444			37,300 緊急防災・減災事業債		144	5-5 防災・危機管理体制の強化	1 災害に強い地域づくり		●	●事業の背景・目的等 小型動力消防ポンプ軽積載車は長期使用により老朽化及び塩害で腐食が激しく更新が必要な為、毎年2台ずつ各分団の車両状況をみながら更新を行う。 消防ポンプ自動車は、長期使用により老朽化及び塩害による腐食が現れ、性能が著しく低下する為、購入後概ね20年を目途に更新を行う。 ●事業内容 消防団保有の小型動力消防ポンプ軽積載車及びポンプ車について、更新計画に沿って購入を行い消防力の充実を図る。 ○更新分団 ・小型動力消防ポンプ軽積載車 ①郷ノ浦地区第1分団1部 ②芦辺地区第3分団 ・消防ポンプ自動車（3.5t未満） ①芦辺地区第1分団	消防本部 P198～201

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
8 消防費 1 消防費 5 災害対策費	壱岐市総合防災訓練	948	0	0	0	0	948	5-5 防災・危機管理体制の強化	1 災害に強い地域づくり			●事業の背景・目的等 壱岐市地域防災計画に基づき、各関係機関の連携及び防災意識の普及・向上を目的とし、主に震災を想定した救助・避難誘導訓練を隔年で実施する。 ●事業内容 ・訓練実施に係る費用 ①訓練会場環境整備委託費 300千円 ②倒壊家屋の設置解体費 330千円 ③その他（消耗品費、運搬料等） 318千円	危機管理課 P200～203
9 教育費 1 教育総務費 3 教育指導費	離島留学生ホームステイ事業	30,221	12,505 離島活性化交付金	2,710 高等学校離島留学生ホームステイ費補助金	9,100 過疎対策事業（過疎地域持続的発展特別事業）		5,906	3-2 学校教育の充実	4 教育環境の整備			●事業の背景・目的等 長崎県内の離島留学制度を実施する高等学校が組織している運営委員会に対し、補助金を交付する。（市の補助金に対して、国1/2、県1/4補助、交通費補助は市単独） 壱岐市立小・中学校を受け入れる「いきっこ留学」の円滑な運営を図るためいきっこ留学実施協議会に対し、補助金を交付する。（市の補助金に対して、国1/2補助、移住支援制度は市単独） ●事業内容 ○離島留学生ホームステイ費（高校生） ①宿舎助成金（壱岐高校） 23人 ②バス定期補助 21人 ○いきっこ留学補助事業（小・中学生） ・宿舎助成金 ①いきっこ留学生（しま親） 14人 ②いきっこ留学生（孫戻し） 2人 ③いきっこ留学生（親子） 9人 ・移住支援補助 5世帯	教育総務課 P210～211
9 教育費 2 小学校費 1 学校管理費	小学校施設整備事業	69,820	11,136 学校施設環境改善交付金		43,500 学校教育施設等整備事業債	15,184 ふるさと応援基金	0	3-2 学校教育の充実	2 小・中学校での児童・生徒の学びの充実			●事業の背景・目的等 安全で安心して学べる教育環境の整備充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設（校舎・体育館等）の改修等を計画的に実施する。 ●事業内容 ・改修工事 ①鯨伏小学校特別教室空調設備設置工事 5,699千円 ②霜翠小学校特別教室空調設備設置工事 6,773千円 ③瀬戸小学校特別教室空調設備設置工事 5,385千円 ④瀬戸小学校屋内運動場照明設備等改修工事 9,292千円 ⑤那賀小学校特別教室空調設備設置工事 6,268千円 ⑥勝本小学校改修工事（防水） 28,105千円 ⑦八幡小学校設備改修工事 4,020千円 ⑧箱城小学校設備改修工事 1,066千円 ⑨石田小学校設備改修工事 3,212千円	教育総務課 P212～213

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
9 教育費 3 中学校費 1 学校管理費	中学校施設整備事業	5,081			3,800 学校教育施設等整備事業債	1,000 教育振興基金	281	3-2 学校教育の充実	2 小・中学校での児童・生徒の学びの充実			●事業の背景・目的等 安全で安心して学べる教育環境の整備充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設（校舎・体育館等）の改修等を計画的に実施する。 ●事業内容 ・改修工事 ①勝本中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ防球ﾌｪﾝｽ改修工事 5,081千円	教育総務課 P216～217
9 教育費 4 幼稚園費 1 幼稚園費	幼稚園施設整備費	9,201			6,800 学校教育施設等整備事業債		2,401	3-2 学校教育の充実	1 幼稚園（こども園）での子どもの学びの充実			●事業の背景・目的等 安全で安心して学べる教育環境の整備充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設（園舎・設備等）の改修工事を実施する。 ●事業内容 ・改修工事 ①瀬戸幼稚園駐車場整備工事 6,416千円 ②瀬戸幼稚園設備改修工事 2,785千円	教育総務課 P222～223
9 教育費 5 社会教育費 1 社会教育総務費	国民文化祭壱岐市実行委員会補助金	19,720				19,720 ふるさと応援基金	0	4-3 歴史文化資源の保全・活用	1 文化財の保護と活用・継承	79 壱岐の歴史・文化や自然・環境を取り入れた教育の推進		●事業の背景・目的等 長崎県全域で令和7年9月～11月に開催される「第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭～ながさきピース文化祭2025～」壱岐市本大会開催に係る必要経費を壱岐市実行委員会へ補助する。 ●事業内容 ・実行委員会への市補助金 19,720千円（別途、県補助金9,233千円） ・総事業費 28,953千円（県9,233千円＋市19,720千円） ①総合文化事業 22,890千円（県9,038千円＋市13,852千円） ②障害者芸術文化事業 945千円（県195千円＋市750千円） ③食・文化交流事業 ※国民文化祭の一環として別事業で実施 ④事務局費（人件費含む） 5,118千円（市5,118千円）	社会教育課 P226～227

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
9 教育費 5 社会教育費 4 公民館費	壱岐文化ホール施設整備事業	27,533			27,500 緊急防災・減災事業債		33	3-3 社会教育・スポーツの充実	2 文化・スポーツ活動支援			●事業の背景・目的等 施設の経年劣化により建築物の損壊及び設備に不良個所等が多々見受けられるので計画的に改修整備を実施する。 ●事業内容 ・壱岐文化ホール施設整備事業 ①照明制御盤更新工事 23,408千円 ②冷温水2次ポンプインバーター制御盤更新工事 4,125千円	社会教育課 P232～233
9 教育費 5 社会教育費 6 文化財保護費	文化財保護管理事業	2,102					2,102	4-3 歴史文化資源の保全・活用	1 文化財の保護と活用・継承	79 壱岐の歴史・文化や自然・環境を取り入れた教育の推進		●事業の背景・目的等 国・県・市指定文化財の維持管理・保存・継承・補修などにかかる費用について、壱岐市文化財保存整備等事業補助金交付要綱に基づいてその費用の一部を補助する。 ●事業内容 壱岐市文化財保存整備等事業補助金 1. 文化伝承グループ活動費補助 ① 市指定民俗文化財「勝本祭囃子」（勝本祭囃子保存会） 65千円 ② 市指定民俗文化財「芦辺祭囃子」（芦辺祭囃子保存会） 450千円 2. 保存修理費補助 ①県指定「聖母宮西門」保存修理補助（聖母宮） 587千円（市1/4補助） ②市指定「原田一峰筆仏画」（報恩寺）保存修理補助 500千円（市1/2・上限500千円） ③その他指定文化財保存修理補助金 500千円	社会教育課 P238～239
	市内遺跡発掘調査事業	8,844	3,133 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	31 指定文化財保存整備事業補助金			5,680	4-3 歴史文化資源の保全・活用	1 文化財の保護と活用・継承	79 壱岐の歴史・文化や自然・環境を取り入れた教育の推進		●事業の背景・目的等 国民共有の財産である埋蔵文化財は将来的にも保護していく必要がある。しかし、開発などによってやむなく破壊されることになった場合に、その行為が行われる前に発掘調査を実施して図面や写真、所見として記録保存し、発掘調査報告書によりその成果を広く市民に還元する。また、発掘調査の結果、日本や地方の歴史を物語る上で特に重要な価値を有することが判明した遺跡については、国・県・市指定文化財に指定して恒久的な保存を図る。 ●事業内容 市内遺跡発掘調査事業費 ・原の辻遺跡及び車出遺跡群 発掘調査及び報告書作成 8,844千円 【補助率 ： 国）1/2以内、県）5/1000以内】	社会教育課 P236～237

令和7年度当初予算の主要事業

【壱岐市総合計画（第４次）における基本目標】
1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島
2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島
3 未来を育む子育てと学びの島
4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
5 持続可能な社会基盤が安全な暮らしを守る島
6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

■ 一般会計

（単位：千円）

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳 特定財源 国費	県費	地方債	その他	一般財源	第4次総合計画（政策）	（主要施策）	100の政策	新規事業	事業内容	所属 予算書ページ
9 教育費 5 社会教育費 6 文化財保護費	原の辻遺跡活用推進事業	30,800					30,800	4-3 歴史文化資源の保全・活用	1 文化財の保護と活用・継承	79 壱岐の歴史・文化や自然・環境を取り入れた教育の推進		●事業の背景・目的等 国特別史跡「原の辻遺跡」は壱岐市を代表する歴史文化遺産であり、全国的にも知名度が高い遺跡である。 その貴重な歴史文化遺産を適切に保存・管理するとともに様々なシーンで遺跡を活用することによって、歴史教育教材としてだけでなく、観光資源としても地域振興に寄与することが求められている。 ●事業内容 【原の辻遺跡活用推進】 30,800千円（第2期指定管理料（2年目／全3年） ・管理運営費　26,290千円 ①原の辻一支国王都復元公園及びガイダンス　施設の補修・維持管理および運営 ・活用推進費　4,510千円 ①遺跡を活かしたイベントの実施 ②遺跡関連情報の発信（知名度の向上，普及・教育） ③遺跡関連商品の開発（遺跡のブランド化）	社会教育課 P236～237
9 教育費 7 学校給食費 1 学校給食費	学校給食費支援事業	61,963			55,000 過疎対策事業（過疎地域持続的発展特別事業）		6,963	3-2 学校教育の充実	4 教育環境の整備	81 持続可能な形での段階的給食費無償化		●事業の背景・目的等 子育て世帯に係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のために、給食費の一部を助成する。 ●事業内容 給食費が小学生で月額4,900円に対し、2,900円の助成、中学生で月額5,800円に対し、3,300円助成	教育総務課 P246～247
	給食センター改修工事	28,531	1,163 学校施設環境改善交付金		20,500 学校教育施設等整備事業債		6,868	3-2 学校教育の充実	4 教育環境の整備		●	●事業の背景・目的等 職員の働きやすい環境整備及び安心・安全な学校給食の提供を行うため、施設・設備を改修を行う。 ●事業内容 ①空冷HP立形ルーフトップ空調機据替　28,531千円	教育総務課 P246～247

基　金　の　状　況

○積立基金

（単位：千円）

区分			令和５年度末現在高	令和６年度（見込み） 積立金	令和６年度（見込み） 取崩額	令和６年度末現在高見込	令和７年度（見込み） 積立金	令和７年度（見込み） 取崩額	令和７年度末現在高見込
一般会計分	財政調整基金		1,843,077	273,050	420,000	1,696,127	461	670,000	1,026,588
	減債基金		1,366,735	62,270	200,000	1,229,005	2,510	300,000	931,515
	特定目的基金	地域振興基金	25,869	1	0	25,870	7	0	25,877
		地域福祉基金	686,970	0	179,310	507,660	0	180,000	327,660
		老人ホーム事業施設整備基金	166,848	4	0	166,852	42	0	166,894
		中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
		栽培漁業振興基金	68,461	3	41,865	26,599	18	14,082	12,535
		沿岸漁業振興基金	58,334	18,149	18,146	58,337	18,162	18,147	58,352
		教育振興基金	6,705	13,002	0	19,707	12	2,857	16,862
		松永記念館維持管理基金	7,805	1,000	0	8,805	0	0	8,805
		原の辻遺跡保存整備基金	6,243	1	0	6,244	2	0	6,246
		ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
		合併振興基金	2,043,400	0	660,423	1,382,977	0	800,000	582,977
		ふるさと応援基金	1,095,879	1,013,620	819,282	1,290,217	1,000,020	800,000	1,490,237
		過疎地域持続的発展特別事業基金	847,923	20	206,847	641,096	212	231,900	409,408
		本庁舎建設基金積立金	250,048	10	0	250,058	63	0	250,121
		学校施設整備基金積立金	350,138	10	0	350,148	88	0	350,236
		壱岐市森林環境譲与税基金	20,125	9,501	6,790	22,836	9,506	15,938	16,404
		企業版ふるさと納税基金	13,350	3,430	13,350	3,430	120	3,310	240
		小計	6,688,873	1,058,751	1,946,013	5,801,611	1,028,252	2,066,234	4,763,629
	計		9,898,685	1,394,071	2,566,013	8,726,743	1,031,223	3,036,234	6,721,732
特別会計分	国民健康保険財政調整基金		19,725	10,002	1	29,726	23,598	1	53,323
	介護給付費準備基金		111,121	10,003	1	121,123	28	40,863	80,288
	農業機械銀行特別会計減価償却基金		33,000	8,956	11,076	30,880	1	23,600	7,281
	計		163,846	28,961	11,078	181,729	23,627	64,464	140,892
合計			10,062,531	1,423,032	2,577,091	8,908,472	1,054,850	3,100,698	6,862,624

○定額運用基金

区分	令和５年度末現在高	令和６年度（見込み） 積立金	令和６年度（見込み） 取崩額	令和６年度末現在高見込	令和７年度（見込み） 積立金	令和７年度（見込み） 取崩額	令和７年度末現在高見込
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	62,566	0	0	62,566	0	0	62,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合計	84,566	0	0	84,566	0	0	84,566

合計（積立基金＋定額運用基金）	10,147,097	1,423,032	2,577,091	8,993,038	1,054,850	3,100,698	6,947,190

【参考資料】

令和７年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）及び入湯税が充てられる経費

1.地方消費税交付金
（社会保障財源化分）

（歳入）地方消費税交付金（社会保障財源化分）　337,541千円
（歳出）社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費　4,255,838千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名		事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	市　債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他
社会福祉	障害者福祉事業	1,193,343	865,878	34,900	3,790	42,652	246,123
	高齢者福祉事業	75,136	0	0	26,340	7,207	41,589
	児童福祉事業	27,742	130	0	14,000	2,010	11,602
	母子福祉事業	1,517	937	0	0	86	494
	生活保護扶助事業	721,546	540,173	0	26,204	22,918	132,251
	小 計	2,019,284	1,407,118	34,900	70,334	74,873	432,059
社会保険	介護保険事業	606,680	47,866	0	9	82,535	476,270
	国民健康保険事業	288,263	152,174	0	143	20,079	115,867
	小 計	894,943	200,040	0	152	102,614	592,137
保健衛生	高齢者医療事業	608,934	109,491	0	21,927	70,528	406,988
	疾病予防対策事業	136,052	4,749	0	121,785	1,405	8,113
	医療提供体制確保事業	596,625	0	0	1	88,121	508,503
	小 計	1,341,611	114,240	0	143,713	160,054	923,604
合計		4,255,838	1,721,398	34,900	214,199	337,541	1,947,800

２.入湯税

（歳入）入湯税　2,786千円
（歳出）観光振興及び観光施設の整備に要する経費　128,471千円

【観光振興及び観光施設の整備に要する経費】

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国(県)支出金	市　債	その他	入湯税	その他
観光振興事業	128,471	645	26,600	83,102	2,786	15,338
合計	128,471	645	26,600	83,102	2,786	15,338

令和７年度予算
参考資料

令和7年度当初予算（案）概要

一般会計　予算額　25，220，000千円

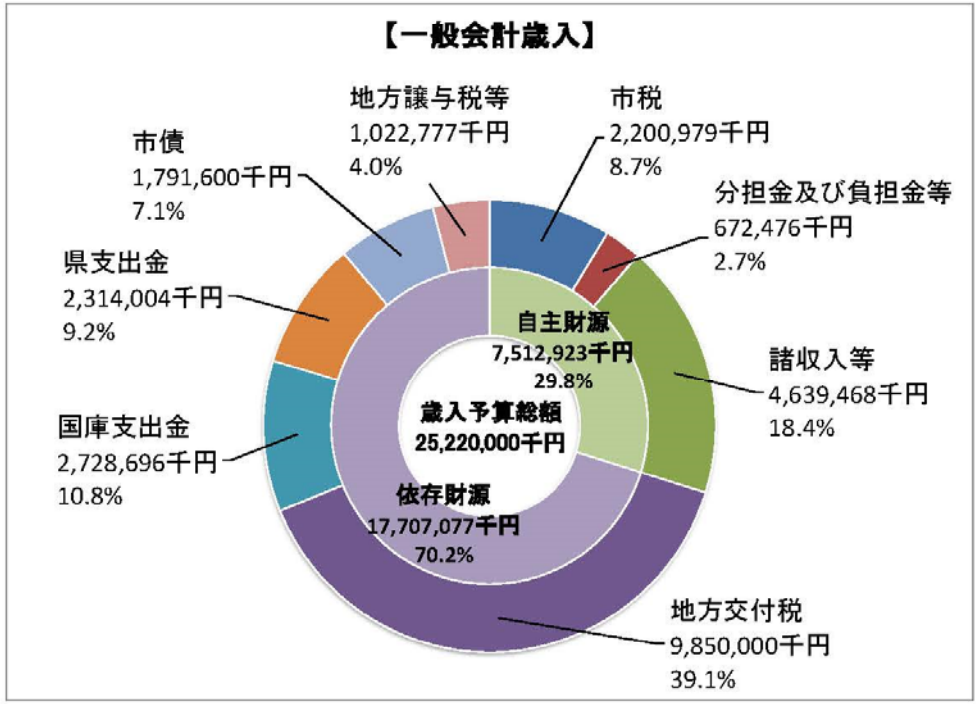

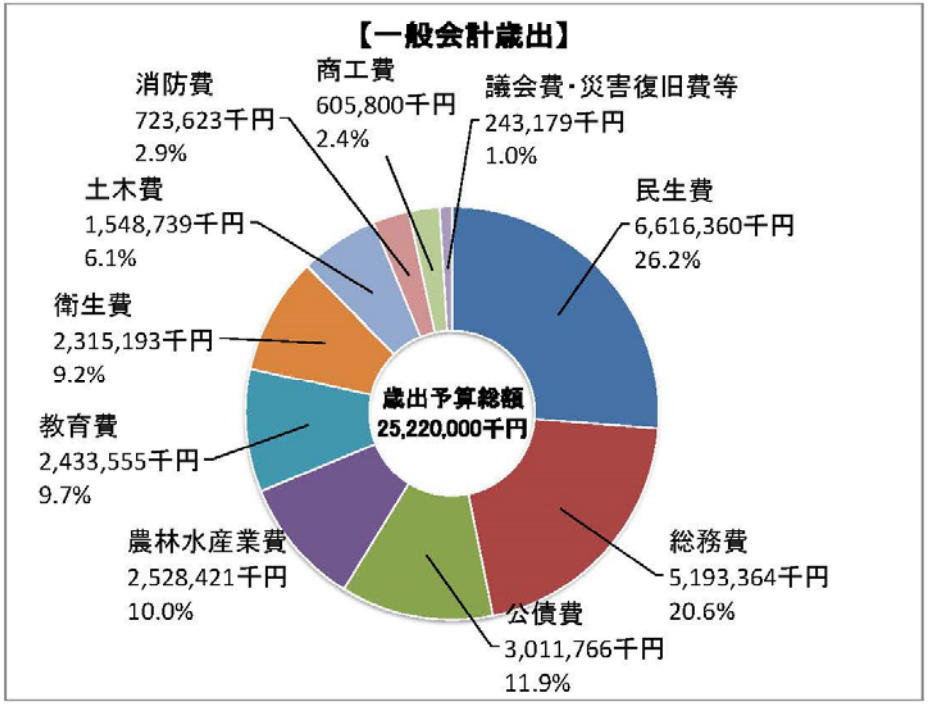

令和7年度壱岐市各会計当初予算額一覧

○一般会計、特別会計

（単位：千円、%）

会計名			令和7年度 当初予算 ①	令和6年度 （6月補正肉付予算） ②	令和6年度 （当初骨格予算） ③	増減額 R7当初ーR6肉付後 ①ー②	増減率
一般会計			25,220,000	24,767,915	23,865,000	452,085	1.8
特別会計	国民健康保険事業特別会計	事業勘定	3,301,070	3,429,574	3,428,229	△ 128,504	△3.7
		診療施設勘定	50,260	49,975	49,975	285	0.6
		計	3,351,330	3,479,549	3,478,204	△ 128,219	△3.7
	後期高齢者医療事業特別会計		441,304	449,987	449,107	△ 8,683	△1.9
	介護保険事業特別会計	保険事業勘定	3,832,532	3,717,514	3,717,514	115,018	3.1
		介護サービス事業勘定	30,030	34,632	34,632	△ 4,602	△13.3
		計	3,862,562	3,752,146	3,752,146	110,416	2.9
	三島航路事業特別会計		142,785	126,326	126,326	16,459	13.0
	農業機械銀行特別会計		163,387	147,007	147,007	16,380	11.1
	合計		7,961,368	7,955,015	7,952,790	6,353	0.1
一般会計、特別会計の合計			33,181,368	32,722,930	31,817,790	458,438	1.4

○企業会計

（単位：千円、%）

会計名	内訳	令和7年度		令和6年度	増減額	増減率
水道事業会計	収益的収入	731,850		796,519	△ 64,669	△8.1
	収益的支出	822,711		880,948	△ 58,237	△6.6
	資本的収入	255,820		243,764	12,056	4.9
	資本的支出	471,891		467,244	4,647	1.0
下水道事業会計	収益的収入	394,116		406,758	△ 12,642	△3.1
	収益的支出	390,551		405,714	△ 15,163	△3.7
	資本的収入	138,389		121,951	16,438	13.5
	資本的支出	198,143		186,311	11,832	6.4

※企業会計については肉付け予算なし

第４次壱岐市総合計画
施策体系

一緒に前へ、壱岐新時代へ。

「幸せ実感」ともに創る新たな未来

基本戦略	分野別まちづくり計画
基本目標1 希望の仕事があり稼ぐ力がある島	1-1 農林業の振興 1-2 水産業の振興 1-3 物産ブランドと商工業の振興 1-4 次世代産業の育成と企業誘致の促進
基本目標2 すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島	2-1 持続可能なコミュニティの形成 2-2 健康・医療の体制づくり 2-3 地域共生社会の実現 2-4 高齢者福祉の充実 2-5 障がい者福祉の充実 2-6 人権・男女共同参画社会の形成
基本目標3 未来を育む子育てと学びの島	3-1 結婚・子育て環境の充実 3-2 学校教育の充実 3-3 社会教育・ｽﾎﾟｰﾂの充実
基本目標4 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島	4-1 観光の振興 4-2 再生可能エネルギーを活かした地域振興 4-3 歴史文化資源の保全・活用 4-4 UIターンの強化 4-5 大学・企業連携や地域間交流などによる新たな交流の創出と地域創生
基本目標5 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島	5-1 循環型社会の構築 5-2 情報基盤の整備とICTを活かしたまちづくり 5-3 公共交通体系の充実 5-4 社会基盤の再生と有効活用 5-5 防災・危機管理体制の強化
基本目標6 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島	6-1 官民連携による効率的な行政運営 6-2 持続可能な財政基盤の構築

基本目標1	希望の仕事があり稼ぐ力がある島	
継続	畜産振興事業	農林課

長崎県 壱岐市 実りの島、壱岐

本市の畜産業は、飼料・生産資材価格等の高止まりに加え、枝肉価格及び子牛販売価格の低迷が続いており、畜産農家の経営は厳しい状況であり、繁殖牛の飼養戸数・飼養頭数は減少しています。

「壱岐牛」の更なるブランド構築を目指した情報発信及びPRを推進し、併せて、意欲ある畜産農家の基盤強化を図るため、優良系統牛への更新・増頭及び肥育素牛の導入支援を継続するとともに、物価高騰対策として飼料価格高騰に対し支援します。

（単位：千円）

予算額		62, 389
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	6, 400
	地方債	0
	その他	49, 699
	一般財源	6, 290
備考		

1. 地域肉用牛増頭支援事業

@20,000円×240頭＝4, 800千円

2. 地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業

①淘汰更新による機能向上　@10,000円×200頭

②壱岐牛ブランドアップ推進　550千円

③生産性向上による維持・増頭対策事業

1,000千円×1/4×10件＝2,500千円

④肥育素牛導入支援

家畜市場購入　@20,000円×500頭＝10,000千円

自家保留　@10,000円×100頭＝1,000千円

計　16, 050千円

3. 畜産経営体質強化飼料高騰緊急対策支援事業

①配合飼料等価格安定制度加入者に対し、1t当たり2,000円

②単体飼料等　1t当たり2,000円　　計　24, 899千円

4. 家畜導入事業（県単事業）

維持（一般）　100,000円×20頭

増頭（一般）　150,000円×20頭

維持（金太郎3等）110,000円×20頭

増頭（金太郎3等）160,000円×20頭　　計　10, 400千円

5. その他

和牛共進会事業　　5, 579千円

畜舎消毒支援事業　　661千円

基本目標1	希望の仕事があり稼ぐ力がある島	
継続	新産地育成支援事業	農林課

長崎県 壱岐市
実りの島、壱岐

長崎県オリジナル品種である、ながさき黄金の内、壱岐市農協が定めた「栽培基準」と「品質基準」をクリアしたものを「壱岐黄金」とし、新たな戦略品目として位置づけ、作付規模拡大及びブランド化を推進し、収益性向上を目指しています。

規模拡大及び高品質のばれいしょを生産するためには、種イモの確保及び更新が必要となるため、「壱岐黄金」を生産する壱岐市農協ばれいしょ部会（部会員）に対し、その種イモの購入費用の1／3を支援します。

（単位：千円）

予算額		1，634
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	0
	その他	0
	一般財源	1，634
備考		

●事業内容 ： ばれいしょ種イモ購入費の助成（1／3）

●対象者 ： 壱岐市農協ばれいしょ部会（部会員）

●事業量 ： 令和7年秋作（作付面積 6ha） 購入種子量 8t

令和8年春作（作付面積 6ha） 購入種子量 6t

●補助金額 ： （8t ＋ 6t）×350円／kg×1/3＝1，634千円

基本目標1	希望の仕事があり稼ぐ力がある島

新規	水産業競争力強化緊急施設整備事業	水産課

長崎県 壱岐市
実りの島、壱岐

勝本町漁協の第一製氷施設と第二製氷施設は、経年劣化による能力の低下が顕著となり、製氷コストも嵩んでいるため、近年の氷の需要量等を勘案し、第一製氷施設を改築した上で、第二製氷施設の稼働を停止させる事業を計画しており、施設整備に係る補助を行い、施設の集約化、規模の適正化による製氷コストの削減により、氷の販売価格を抑え漁業者の経費削減につなげる。

（単位：千円）

予算額		213，750
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	156，750
	地方債	51，300
	その他	0
	一般財源	5，700
備考		

＜事業内容＞

〇勝本町漁協鮮度保持施設（第一製氷施設）整備に対する補助

予算額：（事業費）285,000千円×75％＝213,750千円

（内訳：国補助率55％、市補助率20％）

※国補助事業「水産業競争力強化緊急施設整備事業」

基本目標2	すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島

新規	小児発達障がい支援事業	いきいろ子ども未来課

長崎県 壱岐市
実りの島、壱岐

（単位：千円）

予算額		3, 000
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	0
	その他	0
	一般財源	3, 000
備考		

目的と概要

専門人材が限られた本市において、専門的支援体制構築の取組みの一つとして「長崎県壱岐病院」との連携強化により、壱岐病院内に小児発達障がいに特化した“専門外来”の拡充を図ることで調整を進めてまいります。発達障がい児やその疑いのある児及びその家族の支援の充実を図ります。

【事業内容】

長崎県壱岐病院内に小児発達障がいに特化した専門外来（相談窓口など）の拡充を図り、作業療法士等の専門職の介入により、子どもの特性や発達の状況を的確に把握しつつ、保護者の理解と細やかなサポートを行い、必要に応じて専門医へ情報の伝達・共有を行い、診療へつなげる体制の構築を目指します。

【期待する効果】

- 地域医療機関等におけるアセスメント機能の強化
- 発達障がいの診断にかかる初診待機の解消
- 各関係機関とのネットワークの構築による困難事例等への対応
- 発達障がいに関する知識や理解の普及

など

基本目標2	すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島	
拡充	一般予防対策事業（帯状疱疹ワクチン定期接種）	健康増進課

予防接種法等関係法令に基づき、乳幼児から高齢者までの各世代の感染症対策として、安全・安心な予防接種を実施する。（BCG、麻しん風しん、子宮頸がん、新型コロナワクチン、インフルエンザ　ほか）

令和7年度より、新たにB類疾病の定期接種と位置付けられた帯状疱疹ワクチンの予防接種を実施する。

（単位：千円）

予算額		4，400
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	0
	その他	4，400
	一般財源	0
備考		

～帯状疱疹ワクチン定期接種について～（新規）

対象	①年度内に65歳を迎える方 ②60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫障害がある方 ③年度内に70、75、80、85、90、95、100歳を迎える方（5年間の経過措置） ④100歳以上の方（令和7年度のみ）		
接種開始時期	令和7年4月から開始（通年）	ワクチンの種類・回数	①生ワクチン（1回） ②組換えワクチン（2回）
費用	一部助成 （助成額を超えた分は自己負担）	予約方法	直接医療機関へ予約

（※）個人の発病またはその重症化を防止し、併せてそのまん延の予防に資することを目的としています。
（※）定期接種以外で接種を希望する場合は、任意接種として、全額自己負担による接種となります。

基本目標2	すべての市民が自分らしく安心して健康に暮らせる島	
拡充	がん検診事業（アピアランスケア支援事業）	健康増進課

長崎県 壱岐市
実りの島、壱岐

健康増進法、がん対策基本法等関係法令に基づき、がんの早期発見と早期治療、市民の健康維持の実現のため、がん検診を実施する。

令和7年度より、アピアランスケア支援事業(がん患者医療用ウィッグ・補整具等購入費助成)として、がんやがん治療により外見が変化しても、がん患者が安心して社会生活を送ることができるよう、医療用ウィッグ等及び補整具等を購入するための費用を一部助成する。

（単位：千円）

予算額		160
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	0
	その他	0
	一般財源	160
備考		

～アピアランスケア支援事業(がん患者医療用ウィッグ・補整具等購入費助成）について～

対象者

①壱岐市内に住所を有している方
②がんにかかる医療を現に受けている
　又は過去１年以内に受けていた方
③市税等の滞納がない方
④過去に同種の助成金の交付を受けていない方

対象用品及び助成額

購入費の１／２
（1）医療用ウィッグ等
　…毛付き帽子、装着時の保護ネットともに対象
　　★上限20,000円（1回限り）
（2）補整具等
　…補正下着、補正パッド等
　　★上限20,000円　（1回限り）

申請期限

購入日から1年以内
（令和7年4月以降に購入した用品に限る。）

基本目標3	未来を育む子育てと学びの島

拡充	乳幼児・母子・寡婦福祉医療費事業	いきいろ子ども未来課

長崎県 壱岐市
実りの島、壱岐

【目的】

乳幼児、小学生、中学生、高校生、ひとり親家庭の母、父、寡婦に対し医療費の一部を助成することにより、子育て環境の整備を図り福祉の増進に寄与する。

【概要】

乳幼児～高校生以下の子ども、ひとり親世帯の父、母と子ども、満70歳未満の寡婦について、一部負担金を超える医療費を助成を行います。

（単位：千円）

予算額		66, 640
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	21, 770
	地方債	0
	その他	41, 500
	一般財源	3, 370
備考		

※事業内容・制度説明

病院受診の機会が多い乳幼児、小中高生、低所得のひとり親世帯等について、経済的事情による医療難民の発生を抑制し、安心して子育てができる環境を整える。

令和7年4月より、更なる子育て世帯への支援の充実及び子育て世帯の経済的支援の推進を目的に、制度の改正を行います。

①小中学生の福祉医療助成を現物給付化

※現物給付：医療機関受診時に窓口にて受給者証（現物給付用）と保険証を提示すると、一定の自己負担額（一医療機関ごとに、一日上限800円、ひと月上限1,600円）で診療が受けられる制度です。

②３歳未満児の診療時間外の外来分を完全無償化（壱岐市独自助成）

※３歳未満児が診療時間外の外来受診時も、負担が発生しなくなります。

対象者	改正前（～令和7年３月）	改正後（令和７年４月～）
高校生	償還払い	
小・中学生	償還払い	現物給付（壱岐市内のみ）
（未就学児）３歳～６歳	現物給付（長崎県内）	
０歳～３歳未満	現物給付（長崎県内） 原則無償化 診療時間外の外来分は、 ３歳以上と同様に自己負担額が発生	現物給付（長崎県内） 原則無償化 ３歳未満の診療時間外の外来分無償化 （壱岐市独自助成）

基本目標3	未来を育む子育てと学びの島

継続	母子保健事業	いきいろ子ども未来課

【目的】

母子保健法に基づき、母性並びに乳幼児の健康の保持・増進を図り、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を提供する。

【概要】

妊娠・出産ができる環境づくりのひとつとして不妊治療費の助成を行うなど、経済的負担の軽減を図る。

（単位：千円）

予算額		39, 486
財源内訳	国庫支出金	3, 314
	県支出金	1, 069
	地方債	0
	その他	24, 060
	一般財源	11, 043
備考		

※主な事業内容・制度説明

①妊婦一般健康診査　15, 939千円

・母子健康手帳交付時に併せて妊婦一般健康診査受診票14回分を交付することで公費負担で健康診査を実施。

・令和7年度から県内統一して、検査項目に国が推奨する子宮頸がん検診が追加され、健診費用の見直しが行われた。

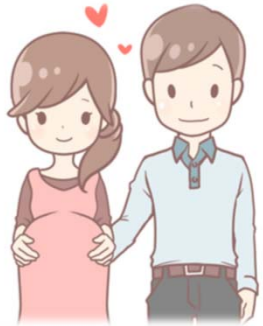

②不妊治療費助成事業　4, 000千円

・令和5年度から保険診療で行った不妊治療費と交通費の一部を助成。

ただし、高額療養費制度や付加給付制度による給付額を除いた額とする。

③産後ケア事業　558千円

・産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を医療機関等に委託して実施。

・令和7年度からデイサービス型に加えてショートステイ型を実施。

子ども子育て支援交付金（国1/2、県1/4、市1/4）

他

基本目標3	未来を育む子育てと学びの島

継続	妊婦のための支援事業	いきいろ子ども未来課

【目的】

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて、子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施することにより、子どもを産み育てることに喜びを感じられる社会を目指す。

※子ども・子育て支援法の一部改正により、従来の「出産・子育て応援事業」から「妊婦のための支援事業」へ変更

【概要】

妊娠・出産ができる環境づくりとして、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

（単位：千円）

予算額		18，200
財源内訳	国庫支出金	14，000
	県支出金	0
	地方債	0
	その他	4，200
	一般財源	0
備考		

※事業内容・制度説明

①妊婦のための支援給付金　14，000千円

・妊婦の認定後に5万円を給付

・こどもの数×5万円を給付

（妊婦のための支援給付交付金　国10/10）

②生まれてくれて“ありがとう”事業　4，200千円

・出産後に市独自で3万円相当の記念品を贈呈

基本目標3	未来を育む子育てと学びの島

継続	学校給食費支援事業	教育総務課

【目的】

子育て世帯に係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のために、給食費の一部を助成するとともに、次代を担う子ども一人ひとりの育ちを応援する。

（単位：千円）

予算額		61，963
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	55，000
	その他	0
	一般財源	6，963
備考		

【事業内容】

給食費が小学生で月額4,900円に対し、2,900円の助成、中学生で月額5,800円に対し、3,300円助成する。

＜給食費月額＞

〇小学校　4，900円　⇒　保護者負担額　小学校　2．000円（2，900円助成）

↳2，900円×11ヶ月×1，180人＝37，642千円①

〇中学校　5，800円　⇒　保護者負担額　中学校　2，500円（3，300円助成）

↳3，300円×11ヶ月×　670人＝24，321千円②

学校給食費支援事業（①＋②）＝61，963千円

基本目標4	地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島	
継続	SDGs推進事業	一緒に推進課

長崎県 壱岐市
実りの島、壱岐

第3期壱岐市SDGs未来都市計画に掲げる2030年のあるべき姿に向けて、人口減少・超高齢化に起因する地域課題と向き合い、地域の持続可能性向上に資する各種事業を展開する。

・施設園芸における施肥技術開発により、資材高騰に対応した経営コスト削減と省力化の実現を目指す。

・在宅医療や通院手段の課題が深刻化する中で、遠隔医療の導入により、地域医療の充実を目指す。

・地域交通課題が深刻化する中で、オンデマンド交通等の検討により一人ひとりの移動ニーズに応じた交通の実現を目指す。

・SDGs教育の実施、高校イノベーションプログラムの実施、市民対話会の開催により、「対話」と「共創」のまちづくりを推進する。

（単位：千円）

予算額		39, 840
財源内訳	国庫支出金	18, 419
	県支出金	1, 500
	地方債	0
	その他	0
	一般財源	19, 921
備考		

①スマート農業の推進　3,080千円

施設園芸における施肥技術開発による経営コスト削減と省力化の実現

②高校地域連携・共創支援　11,470千円

高校地域連携コーディネーター設置、高校イノベーションプログラム、中学SDGs教育の実施

③共創イベントの推進　8,800千円

市民対話会、エンゲージメントパートナー企業等との交流・共創イベント

④医療DX　6,100千円

三島地区における遠隔医療の実証

⑤地域交通DX　5,000千円

地域公共交通再編計画の策定と地域内調整

⑥プロジェクト管理費　5,390千円

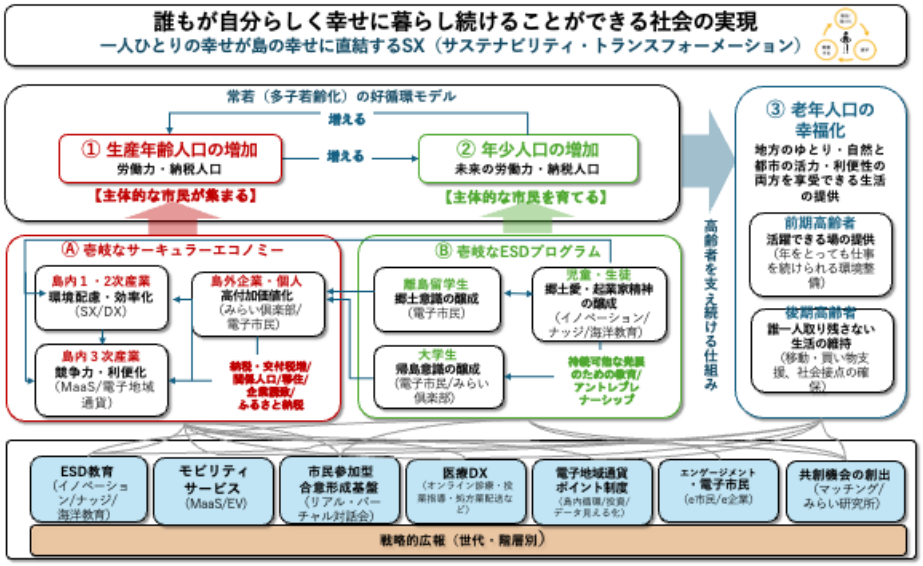

基本目標4	地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島	
新規	未来大国づくり応援補助金	一緒に推進課

長崎県 壱岐市
実りの島、壱岐

新しい長崎県づくりのビジョン「未来大国」の実現につながる地域課題解決や地域活性化等の事業（ビジネス）を、県・市町・民間と連携して実施する。
第4次壱岐市総合計画に掲げる2050年人口2万人の達成には、人口対策プロジェクト（プラス7000）により、人口構造のくびれゾーン（19～35歳）人口が増加する仕組みが必要であり、本事業により島のリブランディングと「学び」を切り口にした交流人口の拡大の取り組みを始動する。将来的には、大学等の誘致により、定住人口増加を目指す。

（単位：千円）

予算額		19, 300
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	9, 650
	地方債	0
	その他	9, 650
	一般財源	0
備考		

交付対象：プロジェクト実行委員会（設置予定）
1年目：島の魅力の再定義、情報発信強化、交流イベントの開催による認知度向上
2年目：大学フィールドワーク、修士課程研究、企業インターンシップの誘致
3年目：大学フィールドワーク等の受入拡充、複数の大学とのコンソーシアム設置

(1)壱岐の魅力再編の取り組み　9,900千円
市民、大学、企業等と連携したワークショップ等の開催により、本市の魅力を再編し、若者・インバウンドをターゲットとした情報発信コンテンツを充実させる。

(2)交流促進イベント　4,400千円
壱岐らしい自然・歴史・文化や地方創生SDGsなどの挑戦（イノベーション）に市民も、学生や企業等も触れることができるイベントを開催し、交流人口拡大を図る。

(3)情報発信強化　5,000千円
大阪万博等の機会を捉え、交流人口拡大に向けた情報発信、プロモーション強化を図る。

基本目標4	地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島	
新規	地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業	政策企画課

長崎県 壱岐市
実りの島、壱岐

本市においては、民生部門(家庭・事業所)のCO2排出量が、年間で52千トンCO2であり、全体のCO2排出量(170千トンCO2)の3割を超える規模(2018年度)であり、地域脱炭素の実現のためには同部門のCO2排出量削減を加速する必要がある。

民生部門の脱炭素化を加速するため、個人及び事業者に対して、太陽光発電設備及び家庭用蓄電池の導入の支援を行う。

(単位:千円)

予算額		12, 107
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	12, 107
	地方債	0
	その他	0
	一般財源	0
備考		

【補助対象】 市内に居住する個人または事業者

【対象事業】

[個人]

・太陽光発電設備:7万円/kW

・家庭用蓄電池:価格の1/3(15万5千円/kWまで)

[事業者]

・太陽光発電設備:5万円/kW

・家庭用蓄電池:価格の1/3(15万5千円/kWまで)

※個人・事業者いずれも補助上限は100万円/件とする。

※FIT・FIPによる売電は補助対象外とする。

※家庭用蓄電池のみの導入は補助対象外とする。

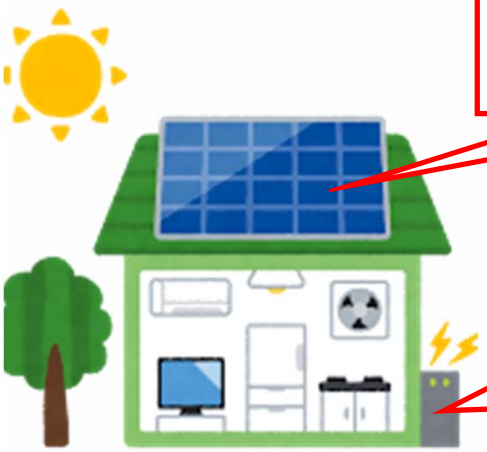

太陽光発電設備
[住宅]:70,000円/kW
[事業所]:50,000円/kW

＋

家庭用蓄電池
[住宅・事業所]:
価格の1/3(155,000円/kWまで)
※蓄電池のみの導入は対象外

基本目標4	地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島	
新規	空家deミライ創出事業	政策企画課

長崎県 壱岐市 実りの島、壱岐

現在の空き家バンク運営を民間事業者に支援してもらい、専門家の観点から物件を調査することによるトラブルの減少と、空き家の回収をスムーズに行うことによる利活用の促進を図るため、空き家の活用や管理、相談対応、普及啓発等のモデル的な取り組みを始める空家等管理活用支援法人に対し、長崎県と連携し、運営費・改修費等を支援する。

（単位：千円）

予算額		14, 400
財源内訳	国庫支出金	3, 240
	県支出金	7, 200
	地方債	0
	その他	0
	一般財源	3, 960
備考		

【補助対象】 空家等管理活用支援法人（NPO法人、社団法人等）

【対象事業】

(1) 支援法人運営経費（※1） (2) 空き家に関する情報発信、普及啓発、相談対応、活用提案、管理等に要する費用	［ソフト事業］
(3) 売却等に伴う調査、測量・登記（※2）又は家財処分に要する費用 (4) 空き家の改修・DIY改修に要する費用（※3） (5) 空き家の解体及び跡地活用に要する費用（※4）	［ハード事業］

【補助率】
長崎県：2/5
壱岐市：2/5
事業者：1/5
※1支援法人につき、
事業費900万円が上限。

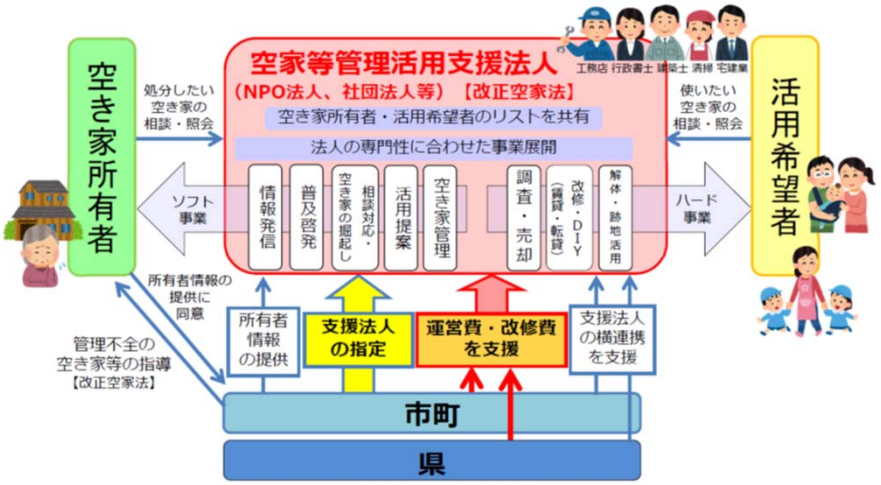

※1 ただし、(2)から(5)にかかるものに限る。
※2 支援法人が空き家を取得する場合に限る。
※3 子育て世帯向けの住宅、こどもの居場所その他市長が認める地域活性化に資する施設として、空き地の賃貸又は転貸を行う場合に限る。
※4 空き家を解体した跡地を、支援法人が所有又は賃借したうえで、こどもの居場所その他市長が認める地域活性化に資する施設として、支援法人が実施主体となり活用する場合に限る。

基本目標4	地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島	
継続	国民文化祭壱岐市実行委員会補助金	社会教育課

長崎県全域で令和7年9月～11月に開催される「第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭～ながさきピース文化祭2025～」壱岐市本大会開催に係る必要経費を壱岐市実行委員会へ補助する。

～文化をみんなに～　壱岐市大会基本方針（令和5年10月13日　第1回総会決議）

（1）文化芸術によるまちづくりと新たな文化の創出

文化を媒体に、誇りを持ってまちの人が暮らしている、その姿を見て人が入ってくる、という好循環を創り出していくことを目指します。地域に根付いている伝統芸能や祭り、埋もれている文化の掘り起こし、新たな地域文化活動に取り組むことにより、暮らしたくなるまちづくりにつなげていく契機とします。

また、市民が主体的に地域文化に取り組むことにより、地域で守り育ててきた文化の大切さを一人ひとりが再認識し、次世代へつなげる契機とします。次代を担う若者や子ども達が主体的に関わることで、壱岐島の良さに気づき、ふるさとへの誇りや愛着心の向上につなげていきます。

（2）文化資源を活かした観光の推進

豊かな自然や歴史の中で培われてきた本市ならではの特別な体験ができるプログラム等を提供します。壱岐神楽や壱岐焼酎など地域に伝わる伝統芸能や地域で異なる歴史や食などの文化資源を活かし、市民一人ひとりがおもてなしの心で、地域の魅力を発信し、国内や海外からの誘客につなげていきます。

（3）心のバリアフリーの推進

文化芸術活動を通じて、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、互いに個性を発揮し、認め合い、共に楽しむことにより、社会を構成する一員であることを再認識し、相互の理解をより一層深める契機とします。

（単位：千円）

予算額		19，720
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	0
	その他	19，720
	一般財源	0
備考		

■事業内容及び実施予定期間

総事業費　28，953千円（財源：県補助金9，233千円、市補助金19，720千円）

■主な事業内容（抜粋）　【事業費（県費・市費）】

▼総合文化事業　○夏井いつきの“粋”な俳句講座（仮称）　【8，627千円（県3，663千円・市4，964千円）】

○“俳句”でつながる新たな交流プロジェクト　【2，140千円（市2，140千円）】

○国境の島　伝統文化継承展

・松永安左エ門　生誕150周年記念展　【5，213千円（県2，606千円・市2，607千円）】

・原の辻遺跡国特別史跡指定25周年記念展　【4，722千円（県2，360千円・市2，362千円）】

基本目標5	持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島

新規	市道環境保全事業	建設課

（単位：千円）

自治公民館に依頼している市道の維持管理について、高齢化等により年々対応が難しい状況となってきているため、現在、自治公民館の市道維持管理作業に対しては、市道維持管理業務補助金及びタイヤショベル・バックホウの作業用車両補助を行っているが、令和7年度からダンプトラックの使用についての補助を追加する。また、自治公民館の負担軽減を図るため、1・2級市道の幹線道路の中で、整備の優先順位が高い箇所から防草対策を実施し、法面保全を年次的に実施する。

予算額		44,590
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	0
	その他	34, 790
	一般財源	9, 800
備考		

1、優先順位の高い道路を選考し、現場の状況に合わせ防草シート・張コンクリートの整備を行う。
張コン(SL=1.0m~1.5m　t=8cm)
防草シート(SL=1.0m~1.5m)

2、自治公民館で防草シートの設置が可能な場合については原材料を支給。

事業費：令和7年度　15,000千円

作業用車両補助については、令和7年度からダンプトラックを追加する。
→2tダンプトラック使用に対し1日1台を上限に5,000円

（事業効果）
自治公民館の維持管理の負担軽減につながると共に1・2級市道の歩行者やドライバーの交通環境の整備につながる。また幹線道路の景観向上にも期待できる。

【張コンクリート】

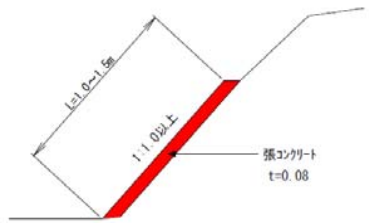

【防草シート】

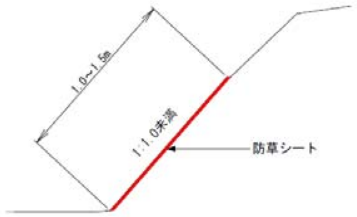

基本目標5	持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島

継続	ジェットフォイル更新支援事業	総務課

長崎県 壱岐市 実りの島、壱岐

【目的と概要】

九州郵船が運航するジェットフォイルは、本市の市民生活と振興発展に重要な役割を果たしているが、建造から30年以上経過し、更新の時期を迎えている。しかし、建造費の高騰等により航路事業者単独での更新は困難な状況にあるため、国、県、市が一体となって、更新にかかる建造費の一部を支援することにより、現在の運航体制を確保し、航路の安定化を図る。

（単位：千円）

予算額		73, 688
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	0
	その他	0
	一般財源	73, 688
備考		

【事業内容】

〇航路事業者：九州郵船株式会社

〇船価（税抜）：7,860百万円

〇建造期間：建造契約より概ね4年程度

〇建造費負担割合

国1/4　県1/8　市1/8（壱岐市1/16，対馬市1/16）　事業者1/2

船価（100%）　78.6億円			
国補助 （25%） 19.65億円	県補助 （12.5%） 9.825億円	市補助 （12.5%） 9.825億円	事業者負担 （50%） 39.30億円

〇年度別補助額内訳想定

建造費補助	R6	R7	R8	R9	R10	計
国(1/4)	116.7	393.0	766.7	655.0	33.7	1,965.0
県(1/8)	98.3	147.4	294.8	245.6	196.5	982.5
壱岐市(1/16)	49.1	73.7	147.4	122.8	98.3	491.3
対馬市(1/16)	49.1	73.7	147.4	122.8	98.3	491.3
計	313.2	687.8	1,356.2	1,146.3	426.7	3,930.0

基本目標5	持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島

新規	飼い主のいない猫等不妊・去勢手術実施事業	環境衛生課

長崎県 壱岐市 実りの島、壱岐

（単位：千円）

予算額		7，369
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	0
	その他	0
	一般財源	7，369
備考		

●目的と概要

長崎県が推進する「動物殺処分ゼロプロジェクト」の実現に向けて、飼い主のいない猫等に不妊・去勢手術を実施することで繁殖を防止し、殺処分数の減少に取り組む。

自治公民館長を通じて実施した調査の結果、約1,800頭の手術が必要な猫がいるとの回答があり、把握できていない猫も含め、令和7年度に3,000頭から4,000頭の不妊・去勢手術を実施予定。

●事業内容

移動手術車（スペイカー）により壱岐市内に臨時で開設する動物病院において、野良猫や多頭飼育の猫等の不妊・去勢手術を300頭/月を目標に実施。

猫等の殺処分ゼロの実現を目指す公益財団法人どうぶつ基金の協力により、手術費用については無料で実施。

スペイカー、獣医師の派遣費用及び手術会場費用等を壱岐市で負担。

・実　施　方　法　：　地区毎に集中して実施。

・実施予定頭数　：　30頭／日×10日×12月

・実　施　場　所　：　旧しんぎょれん（芦辺町芦辺浦）又は実施地区周辺施設

基本目標 6	効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島	
継続	ふるさと応援寄附金	商工振興課

長崎県 壱岐市
実りの島、壱岐

【目　的】

本市は、地域経済の低迷や就業人口の減少等により自主財源が乏しく、持続可能な財政運営を実現するため、首都圏と地方の税収格差是正のために創設された「ふるさと納税応援寄附金制度」を積極的に活用し、全国の納税者に対し本市の施策や魅力の発信及び豊富な返礼品を紹介・贈呈し寄附を募ることで安定的な自主財源の確保に努め、持続可能な財政基盤の構築を目指します。

（単位：千円）

予算額		1，543，100
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	0
	その他	1，378，364
	一般財源	164，736
備考		

【事業内容】

ふるさと納税応援寄附金を募るため、寄附者のニーズや社会情勢を捉えた返礼品の開発や戦略的かつ効果的な情報発信、寄附窓口となるポータルサイトの活用のほか返礼品の贈呈、寄附者対応等の業務を実施する。

【R7寄附目標額】

10億円

【募集等経費】

①募集等経費：返礼品の開発・受発注・情報発信

②ポータルサイト経費：寄附窓口サイト利用手数料

③返礼品経費：返礼品代、送料

④事務経費：受領証明書・ワンストップ等

【R7ふるさと応援基金充当事業】

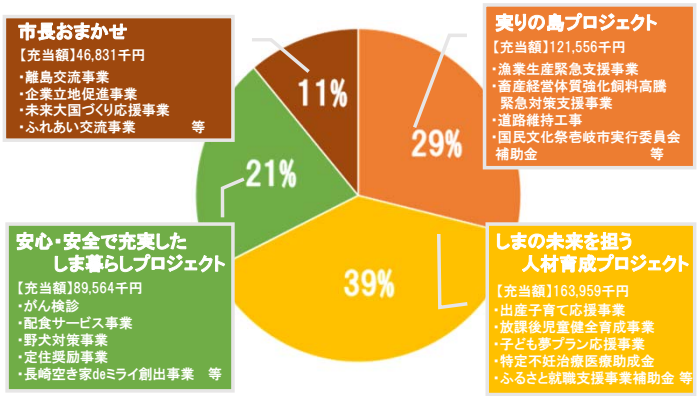

資料４

令和７年壱岐市議会定例会２月会議

議案第２０号関係資料

壱岐市こども計画（案）

壱岐市こども計画
（案）

令和７年２月

長崎県　壱岐市

（目次）

第１章　計画の策定にあたって 1
1　計画策定の趣旨・背景等 1
2　計画の法的根拠と位置付け 5
3　計画の期間 6
4　計画の対象 7
5　計画の策定体制 7

第２章　壱岐市のこども・若者に関する状況 8
1　統計資料から見る現状 8
2　各種調査結果からみるこども・若者の状況 19
3　第２期子ども・子育て支援事業計画における取組の進捗状況 28

第３章　子ども・子育て支援の基本的な考え方 39
1　基本理念 39
2　基本目標 40

第４章　施策の展開 41
基本目標１　壱岐市の全てのこどもが持つ権利の保障 41
（１）こども・若者の権利の擁護 41
（２）こども・若者の意見表明・参加の促進 41
基本目標２　妊娠から子育てまでの切れ目ない支援体制の充実 42
（１）こどもや母親の健康の確保 42
（２）小児医療の充実 44
（３）食育の推進 45
（４）子育て支援のネットワークづくり 46
（５）家庭や地域の教育力の向上 47
（６）地域における子育て支援サービスの充実 49
基本目標３　こどもの成長段階に応じた支援の充実 51
（１）幼児期の教育・保育サービスの充実 51
（２）こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 52
（３）児童・生徒の健全育成の推進 54
（４）思春期保健対策の充実 55

基本目標４　こどもや子育て家庭に対する専門的支援の充実 56
（１）ひとり親家庭の自立支援の推進 56
（２）障がい児施策の充実 56
（３）経済的支援の推進 58
（４）児童虐待防止対策の充実 59
（５）こどもを取り巻く有害環境対策の推進 59
（６）不登校やひきこもり対応の充実 60
（７）地域ぐるみでの居場所づくりの推進 60
（８）こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 60
（９）被害にあったこどもの保護の推進 61
（１０）こどもの貧困対策の推進 61
基本目標５　こども・若者が希望を持って生きていくための支援の充実 62
（１）次代の親の育成 62
（２）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し 62
（３）ヤングケアラーへの支援 63
（４）良質な住宅の確保 63
（５）良質な居住環境の整備 63
（６）安心して外出できる環境の整備 64
（７）安全・安心のまちづくりの推進等 64

第５章　量の見込みと確保方策(子ども・子育て支援事業計画) 65
１　子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正への対応 65
２　教育・保育提供区域の設定 65
３　教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 67
４　地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保 72

第６章　計画の推進に向けて 84
１　計画の推進体制 84
２　計画の達成状況の点検・評価 84
３　本計画における目標数値の一覧 85

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨・背景等

近年、こどもや若者を取り巻く状況は目まぐるしく変化しています。2023（令和５）年の合計特殊出生率は 1.20 と過去最低を更新し、少子高齢化及び人口減少が加速度的に進行している状況の中、不登校、いじめ、こどもの自殺の増加やこどもの貧困、ヤングケアラー、子育てにおける負担感の増加など、こどもや若者を取り巻く状況は深刻化・複雑化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。そのため、こどもの健やかな成長と子育てについては社会全体で支援していくことが必要とされています。

このような中、国においては 2023（令和 5）年に、子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進することを目的として「こども家庭庁」を設置するとともに、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すための包括的な基本法として、2023（令和 5）年 4 月に「こども基本法」を施行しました。さらに「こども基本法」に基づき、2023（令和 5）年 12 月に、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

壱岐市においては、2015（平成 27）年に「壱岐市子ども・子育て支援事業計画」、2020（令和２）年に「第２期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、就学前の教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前のこどもの一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

このたび「第２期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が 2024 年度で満了となることから、これまでの取組やサービスの内容を継承・発展するとともに、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを目的とした「こども基本法」に基づく「壱岐市こども計画」として新たに策定し、本市のこども・若者に向けた施策を総合的かつ強力に推進することとします。

■これまでの少子化対策の取組

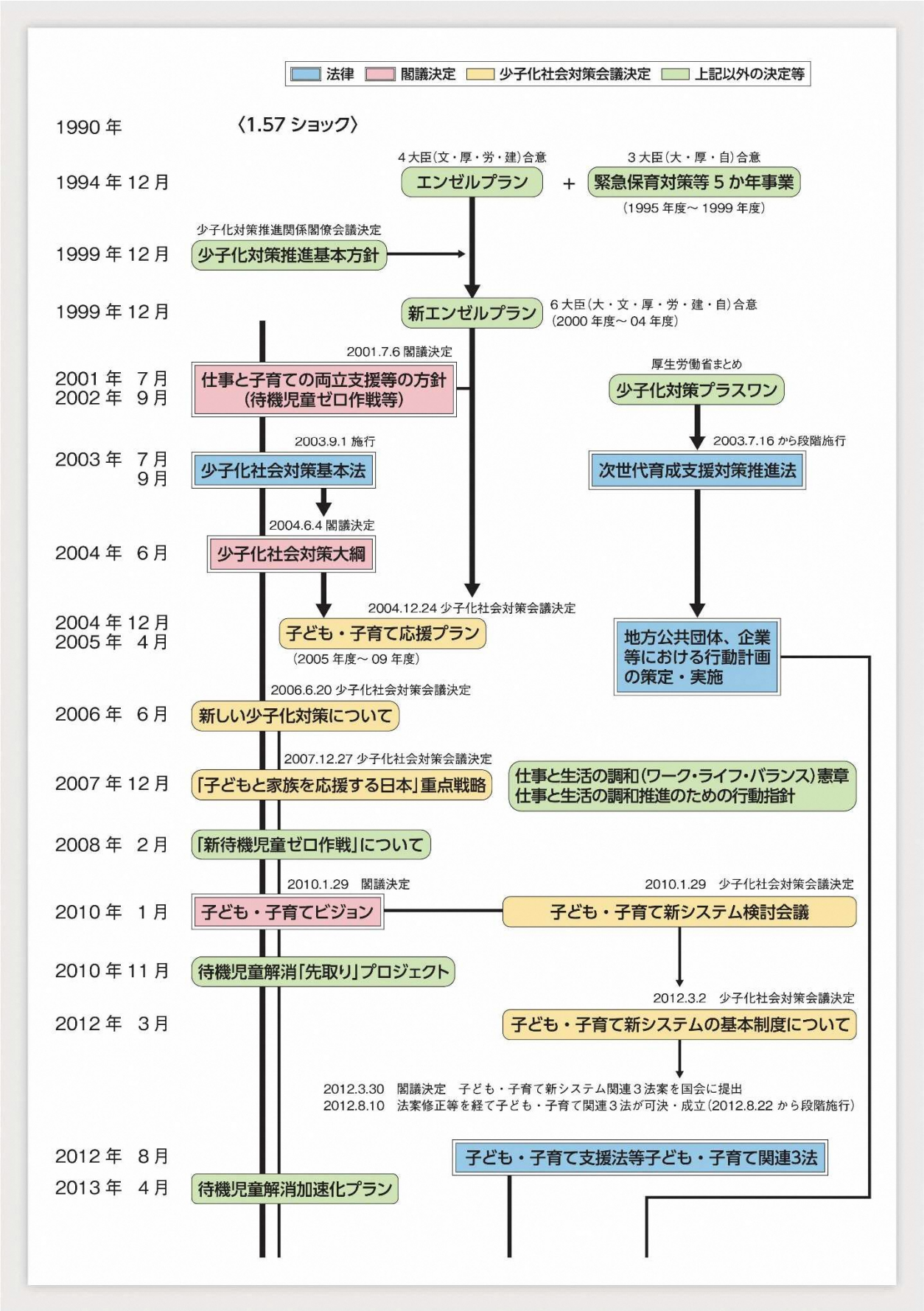

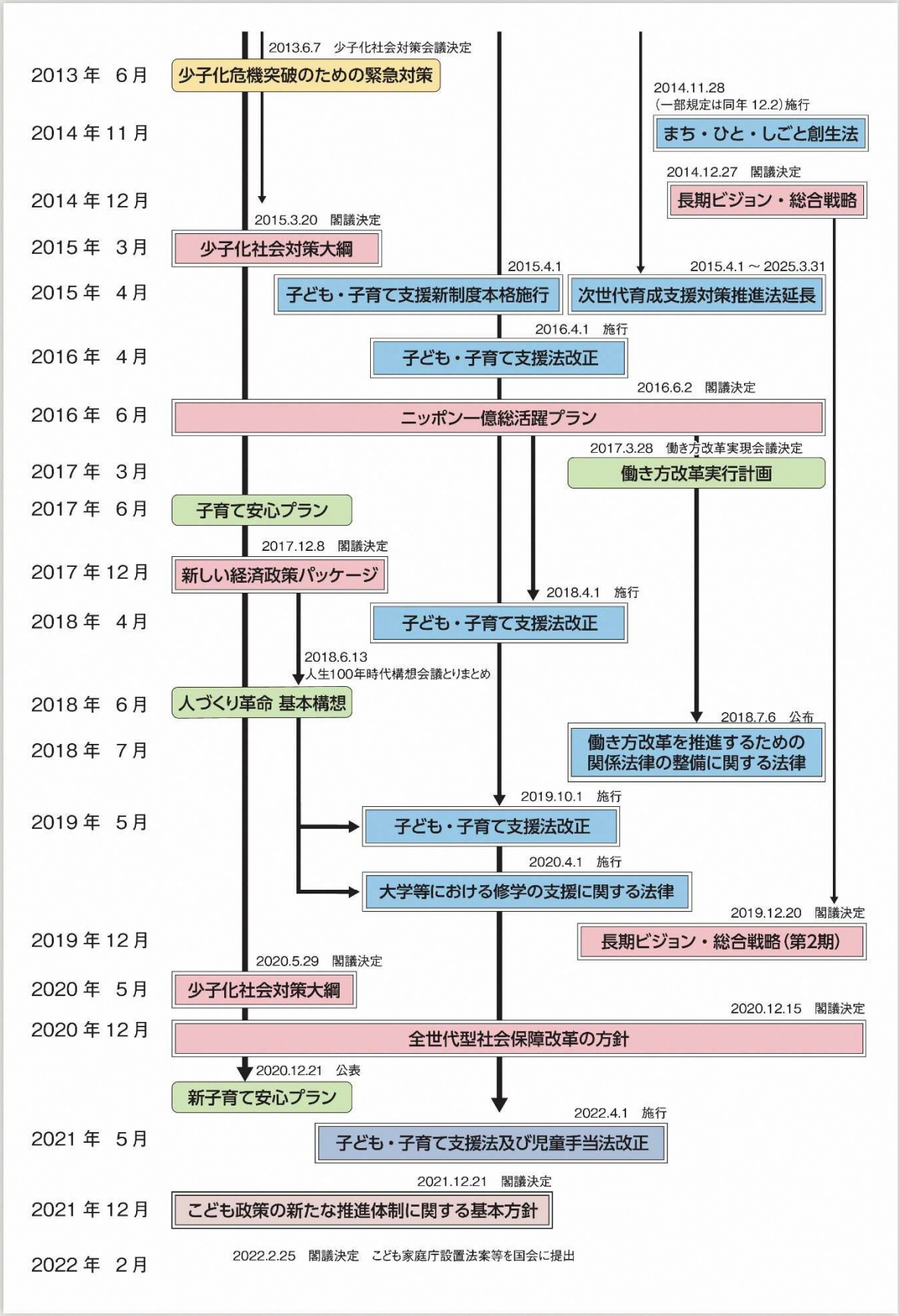
2013.6.7　少子化社会対策会議決定
2013 年　6 月
少子化危機突破のための緊急対策
2014.11.28
（一部規定は同年 12.2）施行
2014 年 11 月
まち・ひと・しごと創生法
2014.12.27　閣議決定
2014 年 12 月
長期ビジョン・総合戦略
2015.3.20　閣議決定
2015 年　3 月
少子化社会対策大綱
2015.4.1
2015.4.1 ～ 2025.3.31
2015 年　4 月
子ども・子育て支援新制度本格施行
次世代育成支援対策推進法延長
2016.4.1　施行
2016 年　4 月
子ども・子育て支援法改正
2016.6.2　閣議決定
2016 年　6 月
ニッポン一億総活躍プラン
2017.3.28　働き方改革実現会議決定
2017 年　3 月
働き方改革実行計画
2017 年　6 月
子育て安心プラン
2017.12.8　閣議決定
2017 年 12 月
新しい経済政策パッケージ
2018.4.1　施行
2018 年　4 月
子ども・子育て支援法改正
2018.6.13
人生100年時代構想会議とりまとめ
2018 年　6 月
人づくり革命 基本構想
2018.7.6　公布
2018 年　7 月
働き方改革を推進するための
関係法律の整備に関する法律
2019.10.1　施行
2019 年　5 月
子ども・子育て支援法改正
2020.4.1　施行
大学等における修学の支援に関する法律
2019.12.20　閣議決定
2019 年 12 月
長期ビジョン・総合戦略（第2期）
2020.5.29　閣議決定
2020 年　5 月
少子化社会対策大綱
2020.12.15　閣議決定
2020 年 12 月
全世代型社会保障改革の方針
2020.12.21　公表
新子育て安心プラン
2022.4.1　施行
2021 年　5 月
子ども・子育て支援法及び児童手当法改正
2021.12.21　閣議決定
2021 年 12 月
こども政策の新たな推進体制に関する基本方針
2022 年　2 月
2022.2.25　閣議決定　こども家庭庁設置法案等を国会に提出

資料：内閣府資料

■近年のこども計画に関する国の動向

年月	法令等の動き	内容
令和 4(2022)年 （R4.6.8 成立、R6.4.1 施行）	児童福祉法の改正	○こども家庭センターの設置（児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する機関） ○訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設　等
令和 4(2022)年 （R4.6.15 成立、R5.4.1 施行）	「こども基本法」の成立	市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられる（第 10 条）
令和 5 (2023)年 4 月 1 日	こども家庭庁の創設	こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設
令和 5 (2023)年 6 月 2 日	こどもの自殺対策緊急強化プランのとりまとめ	「リスクの早期発見」、「適格な対応」、「要因分析」により、「こどもが自ら命を絶つことのない社会の実現」を目指す
令和 5 (2023)年 12 月 22 日	こども大綱　閣議決定	「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～の実現
	こども 未来戦略の策定	～「日本のラストチャンス」2030 年に向けて～ ３つの基本理念 （１）若い世代の所得を増やす （２）社会全体の構造・意識を変える （３）全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する
	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの１００か月の育ちビジョン）閣議決定	目的：全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの 100 か月」から生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要
	こどもの居場所づくりに関する指針の策定	４つの基本的な視点 【ふやす】～多様なこどもの居場所がつくられる～ 【つなぐ】～こどもが居場所につながる～ 【みがく】～こどもにとって、より良い居場所となる～ 【ふりかえる】～こどもの居場所づくりを検証する～
令和 6(2024)年 5 月 24 日	自治体こども計画策定のためのガイドライン	先行事例を調査して取りまとめたものであり、今後自治体において、こども基本法に基づき、自治体こども計画の策定を進める際の参考にしていただくことを目的に作成
令和 6(2024)年 （R6.6.5 成立、R5.6.12 より段階的に施行）	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が可決・成立	「児童手当」の拡充 「出産・子育て応援交付金」の恒久化 「育児休業給付」の拡充 「こども誰でも通園制度」の運用開始　　等 財源の一部「子ども・子育て支援金」
令和 6(2024)年 （R6.6.19 成立、R6.9.25 施行）	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	法律の題名の変更（「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」に変更） 将来のこどもの貧困を防ぐこと」が新設　等

2　計画の法的根拠と位置付け

（1）法的位置づけ

本計画は、こども基本法第１０条第２項に基づく「市町村こども計画」、子ども・子育て支援法第 61 条第１項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項に基づく「市町村こどもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含した計画です。

（2）壱岐市の計画体系における位置づけ

本計画は「壱岐市総合計画」を最上位計画とし、「壱岐市地域福祉計画」を上位計画とする子ども・子育て・若者支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

また、「壱岐市教育振興基本計画」、「壱岐市健康づくり計画」、「壱岐市男女共同参画基本計画」といった他の個別計画と整合性がとれた計画とします。

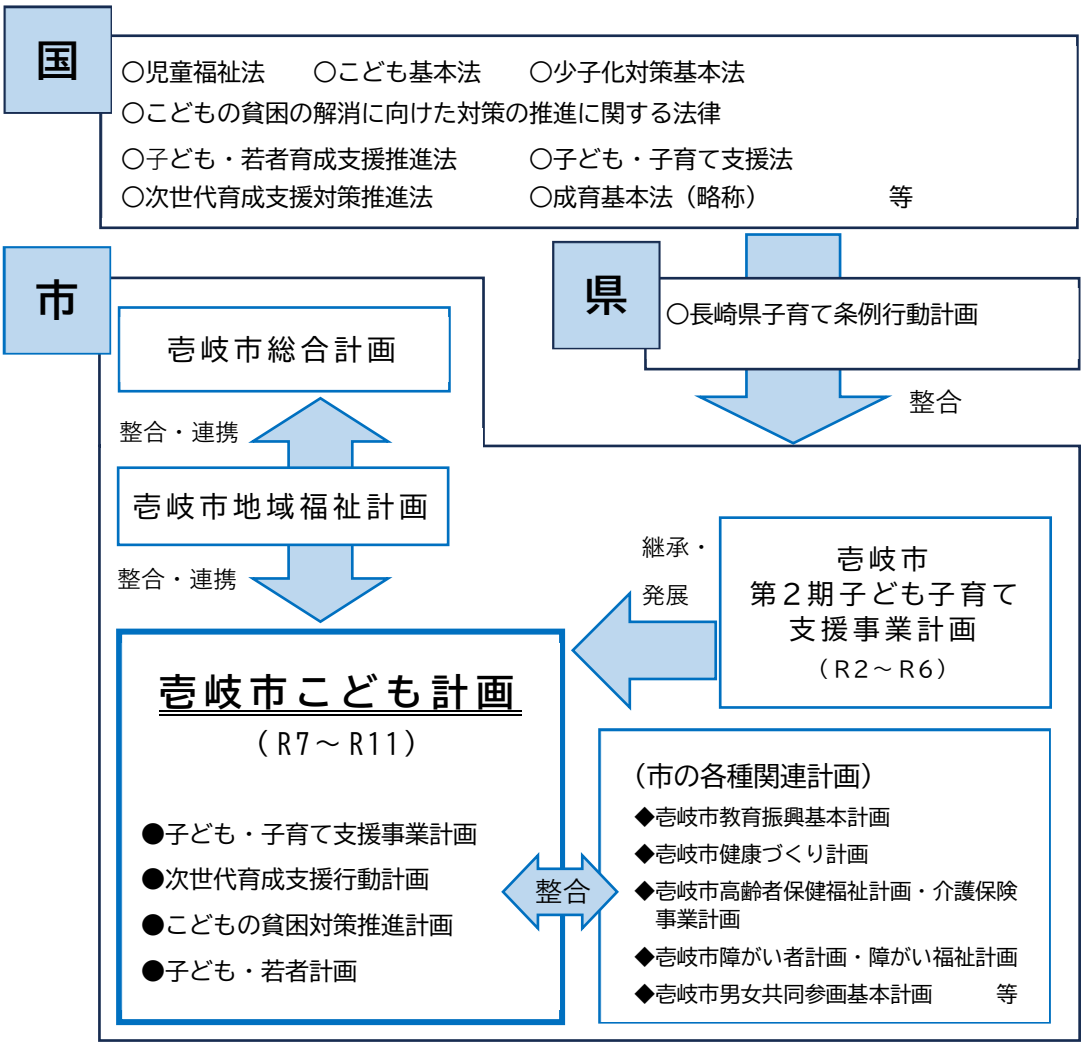

（３）本市におけるＳＤＧｓ達成に関する位置づけ

「ＳＤＧｓ」は、２０１５年９月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための２０３０年までの世界の開発目標です。本市においても、ＳＤＧｓ達成に向けて、様々な取組を進めています。

本計画の内容については、ＳＤＧｓの１７のゴールのうち、以下に示すゴールにつながるものです。本市におけるＳＤＧｓの達成に向けて、本計画の取組を推進します。

３　計画の期間

本計画は、計画期間を令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。また、目標の達成状況を評価し、中間年度である令和９年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
第２期 壱岐市子ども・子育て支援事業計画					壱岐市こども計画				
			中間見直し	計画策定作業			中間見直し		計画策定作業

4　計画の対象

本計画の対象は、本市で暮らすこども（0 歳～概ね 18 歳まで）と子育て家庭（妊娠・出産期を含む）及び若者（概ね 18 歳から概ね 40 歳未満）を主たる対象とします。

また、取組によっては、市民、地域で活動する団体、企業や事業者などすべての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

5　計画の策定体制

（1）壱岐市子ども・子育て会議における審議

本計画は、壱岐市の附属機関である「壱岐市子ども・子育て会議」を開催し、本市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議しました。

（2）各種調査の実施

本計画の策定にあたり、こどもや若者の現状や子育て支援に関する実態・要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・就学児童の保護者、小学 5 年生・中学 2 年生・高校 2 年生・その保護者、若者（40 歳未満の市民）を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査の種類によっては、解答方法の選択肢を広げることを目的としてインターネットによる回答にも対応するなど、回収率の向上に努めました。

（3）こどもの意見聴取

こどもの意見を把握し計画に反映させることを目的として、小学 5 年生から高校 3 年生の児童・生徒を対象とした「壱岐市 こども・若者ワークショップ」及び「こどもパブリックコメント」を実施しました。

（4）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

第２章　壱岐市のこども・若者に関する状況

１　統計資料から見る現状

（１）人口の動向

①人口の推移と今後の推計（年齢３区分別）

本市の人口は年々減少しており、令和２年の国勢調査によると 24,948 人となっています。年齢３区分別にみると、年少人口、生産年齢人口は年々減少傾向にある一方、老年人口は増加傾向となっています。

年少人口比率も年少人口減少に伴い同様に減少傾向となっており、令和 12 年以降は 10%を切ることが予想されます。

尚、第４次壱岐市総合計画では、2050（令和 32）年の人口目標を 20,000 人としています。下記で示している社会保障・人口問題研究所の推計では 20,000 人を大きく下回っていることから、本計画の推進は目標達成に向けて大きな役割を担っています。

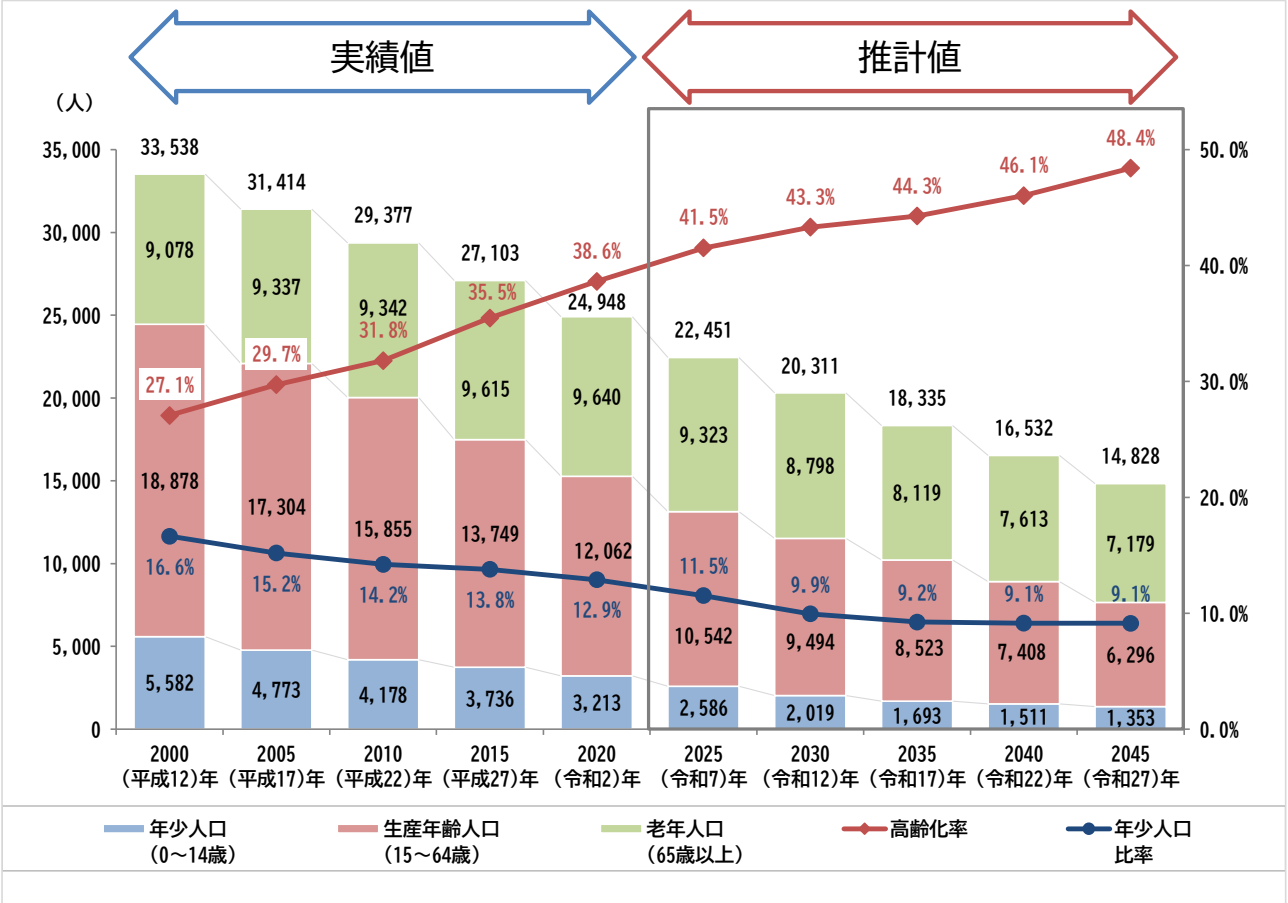

出典：国勢調査（平成 12 年～令和２年）、社人研（令和７年～令和 27 年）

②人口ピラミッド

本市の人口は 70～74 歳が最も多く、年齢が下がるにつれて人口も減少傾向となっていますが、19 歳以下の人口は 20 代より多くなっています。

また、40 歳以下の若者の状況では、20 歳から 34 歳の年齢層で大きなくぼみが見られ、この年齢層の市外への人口流出が多い様子がうかがえます。

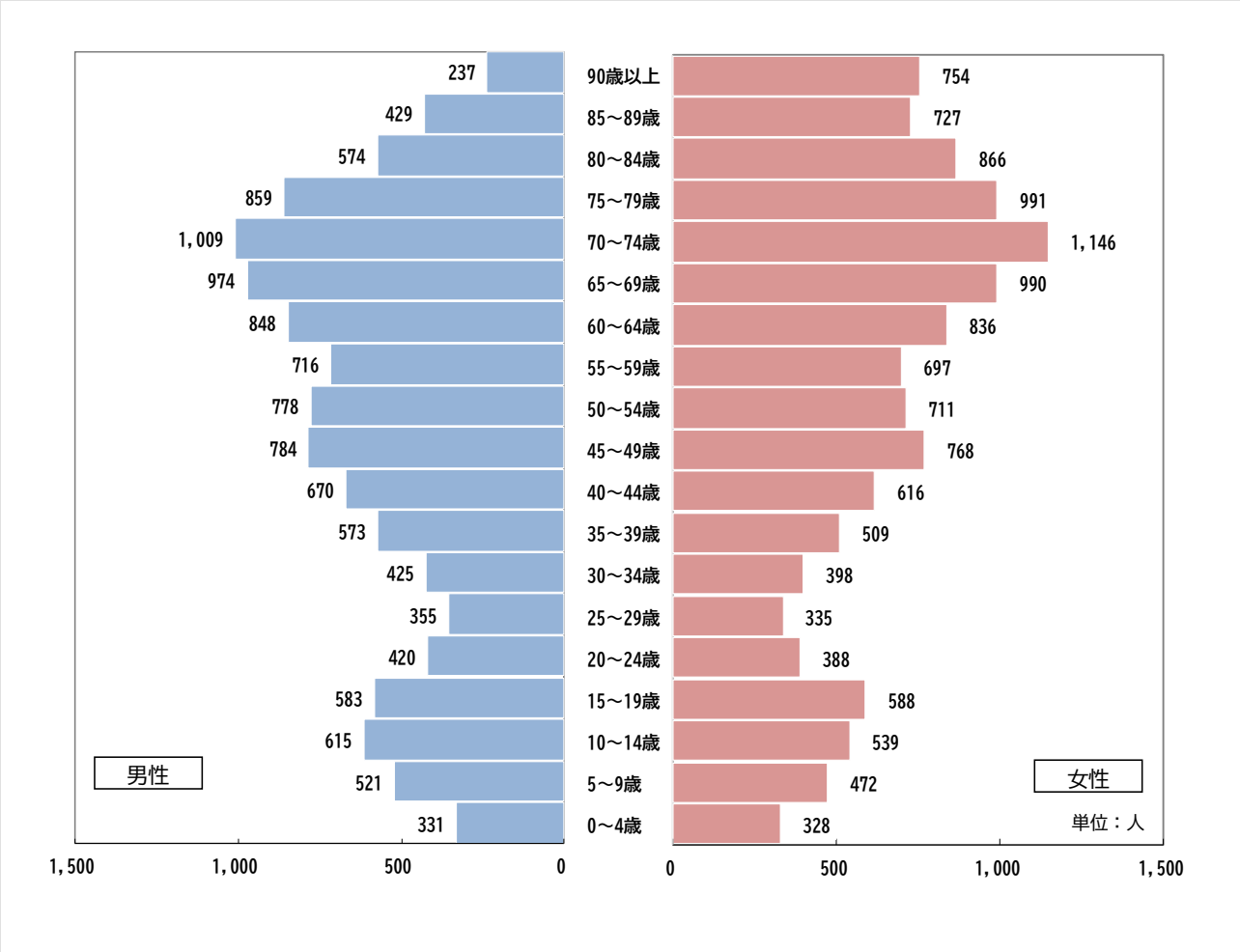

出典：住民基本台帳（令和 6 年 1 月 1 日）

③市町村別人口割合の分布

壱岐市の少子高齢化の状況をみると、令和 6 年の年少人口は 11.5%と全国と同じで県より低くなっています。

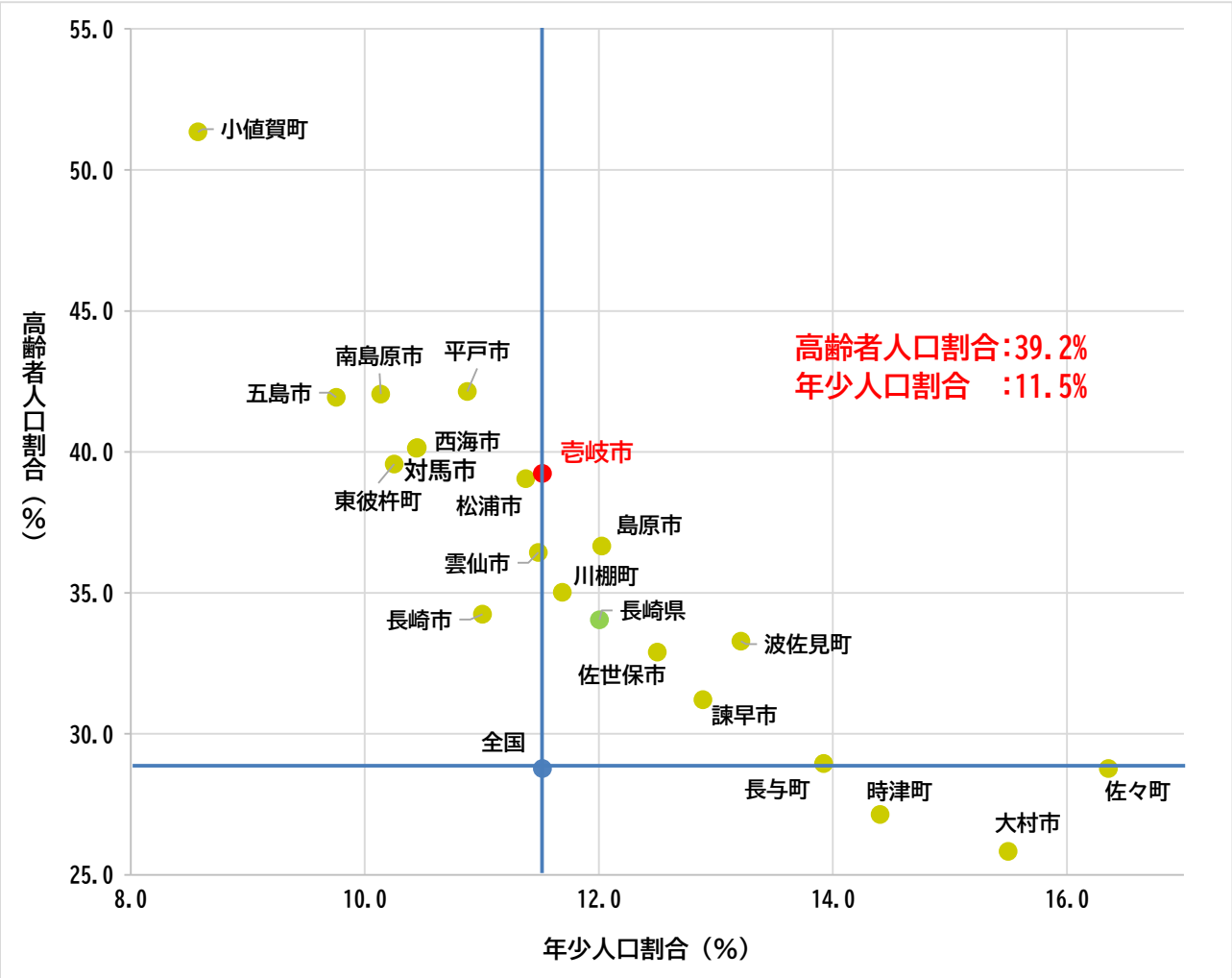

出典：住民基本台帳（令和 6 年 1 月 1 日）

④転入・転出の推移（社会増減）

本市では転出者数が転入者数を上回っており、特に令和 2 年以降は転入数の減少による人口減少傾向となっています。

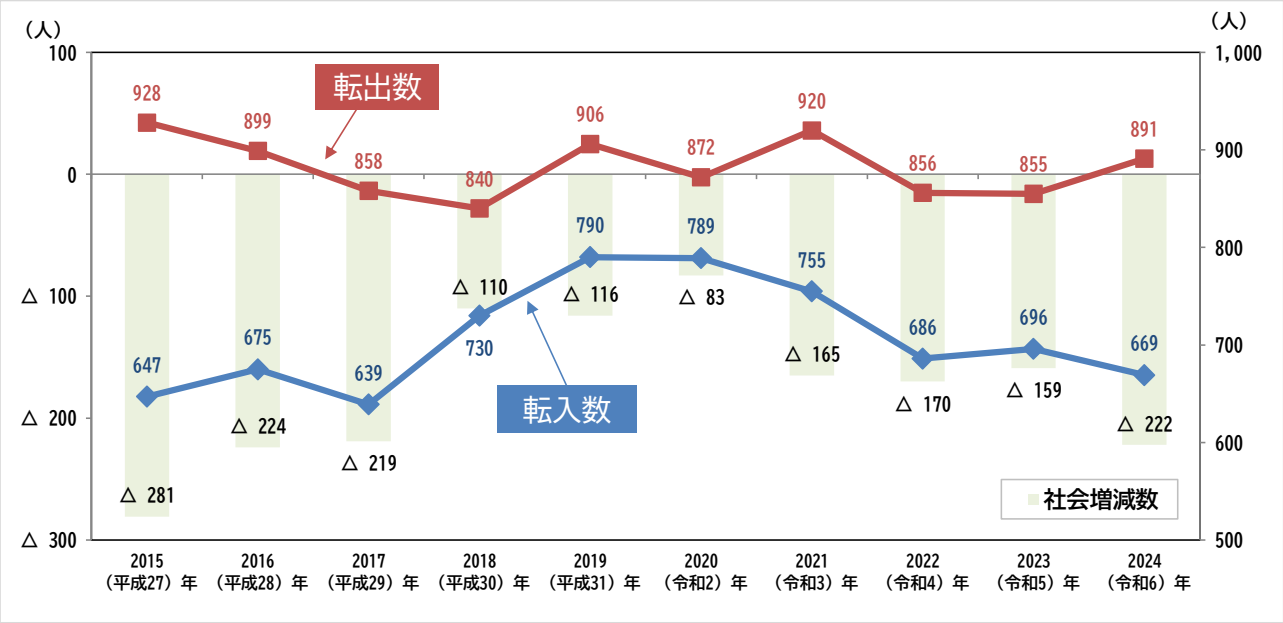

出典：住民基本台帳（各年 1 月 1 日）

⑤出生・死亡の推移（自然増減）

出生・死亡の推移をみると、死亡数は微増傾向、出生数は減少傾向となっています。

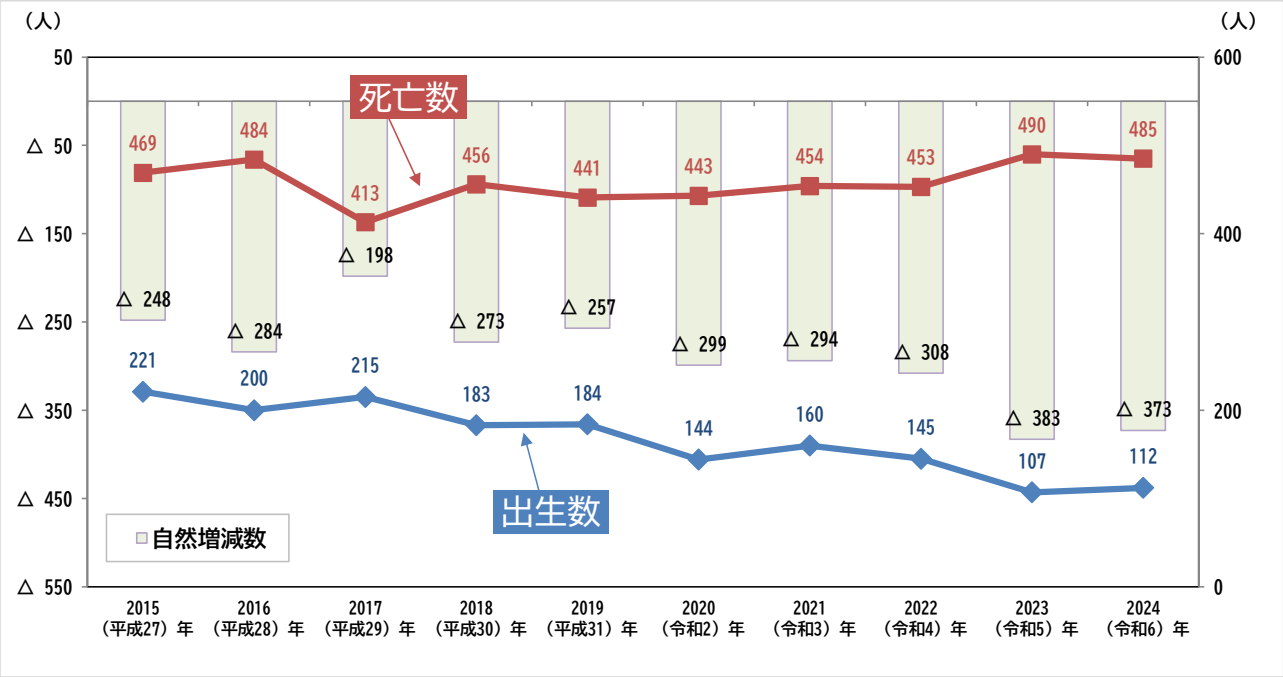

出典：住民基本台帳（各年 1 月 1 日）

（２）世帯数の動向

①世帯数の推移

本市の世帯数は令和 2 年までは増加傾向でしたが、令和 3 年以降減少に転じ、令和 6 年では 11,427 世帯となっています。1 世帯当たり人員数は減少傾向にあり、令和 6 年においては 2.13 人となっています。

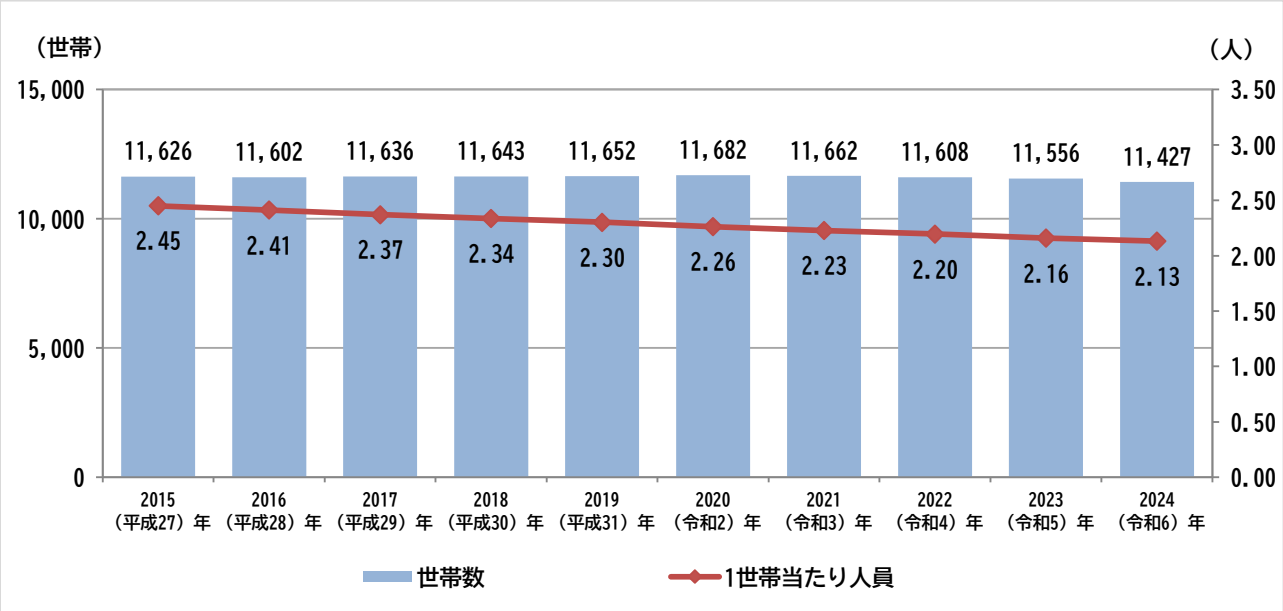

出典：住民基本台帳（各年 1 月 1 日）

②ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数は近年減少傾向となっており、令和 2 年では 149 世帯となっています。

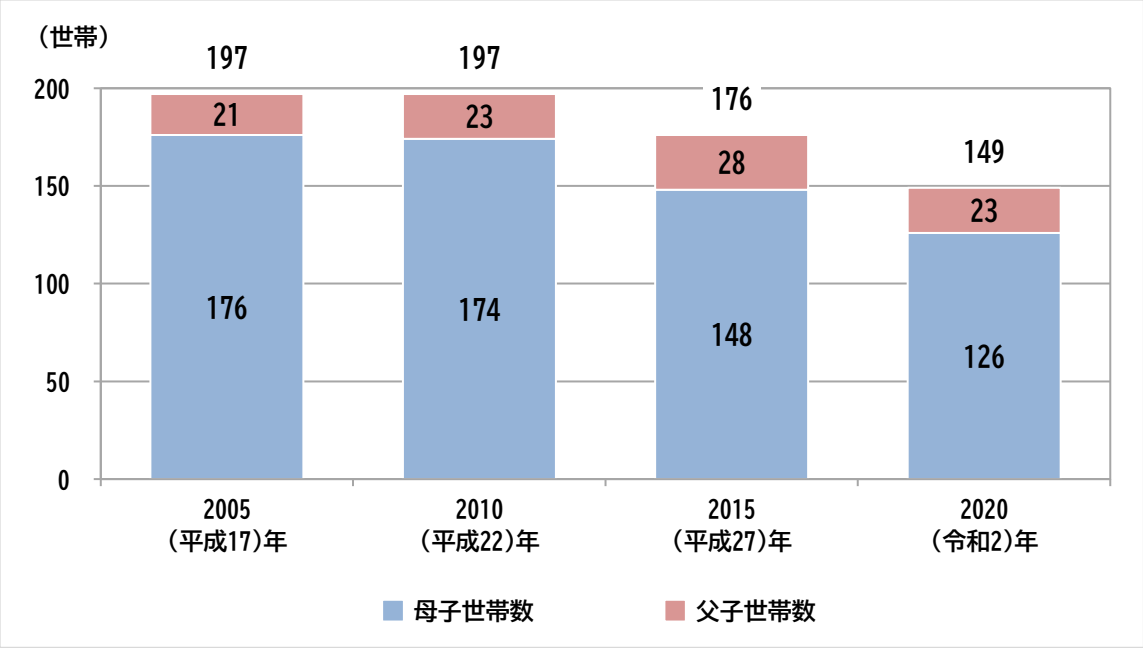

出典：国勢調査

（３）婚姻状況、出生数、合計特殊出生率の動向

①婚姻・離婚件数の推移

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は令和元年までは増加傾向でしたが、令和２年は激減し、令和３年では 68 件となっています。離婚件数は 40 件前後となっています。

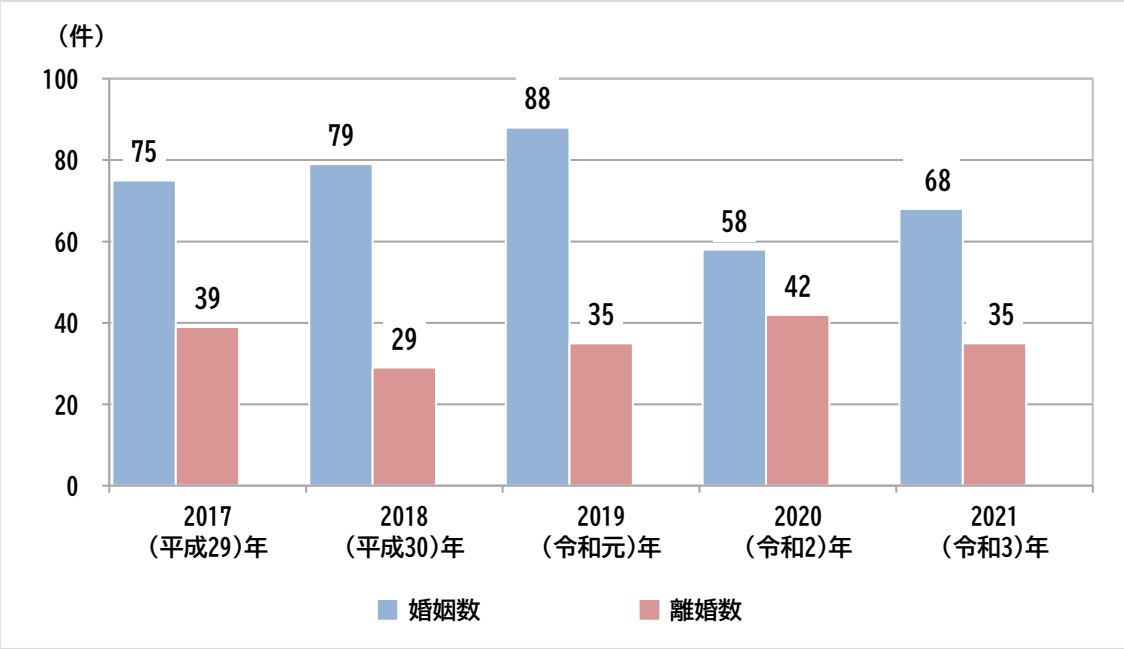

出典：長崎県衛生統計年報

②生涯未婚率の推移

生涯未婚率は男女ともに増加傾向となっており、令和 2 年では男性が 26.1%、女性が 13.9%となっています。男性は全国・県とほぼ同等となっていますが、女性では全国・県と比較して低くなっています。

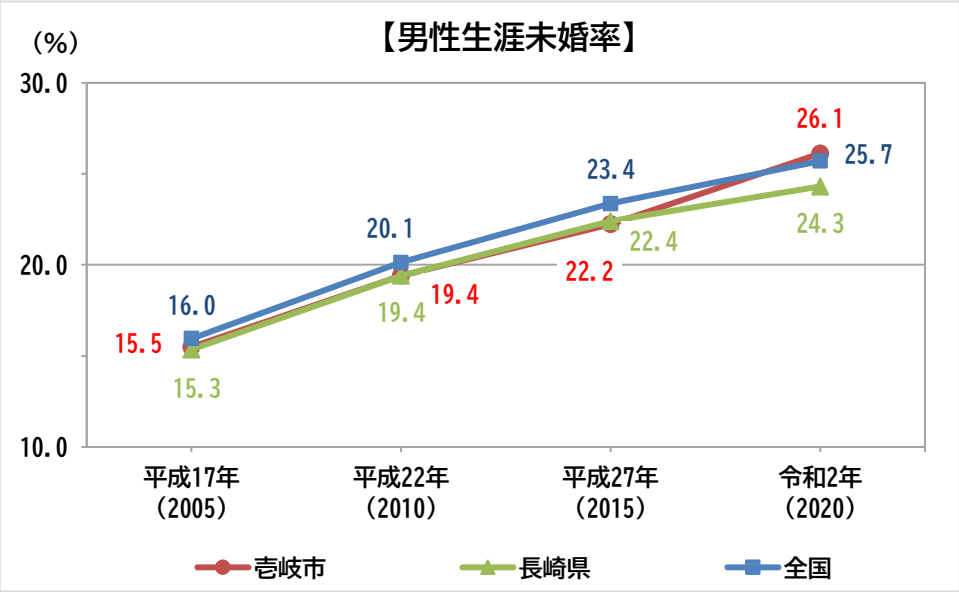

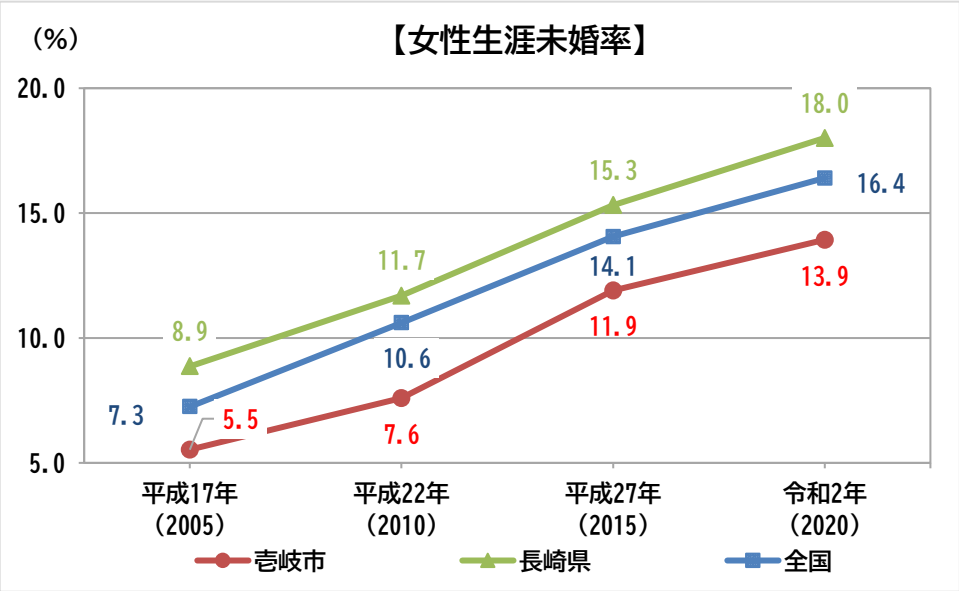

出典：国勢調査

③未婚率の年齢階級別推移

未婚率を年齢階級別でみると、男性では 40～44 歳以外、女性では 35～39 歳及び 45～49 歳以外は増加傾向となっています。

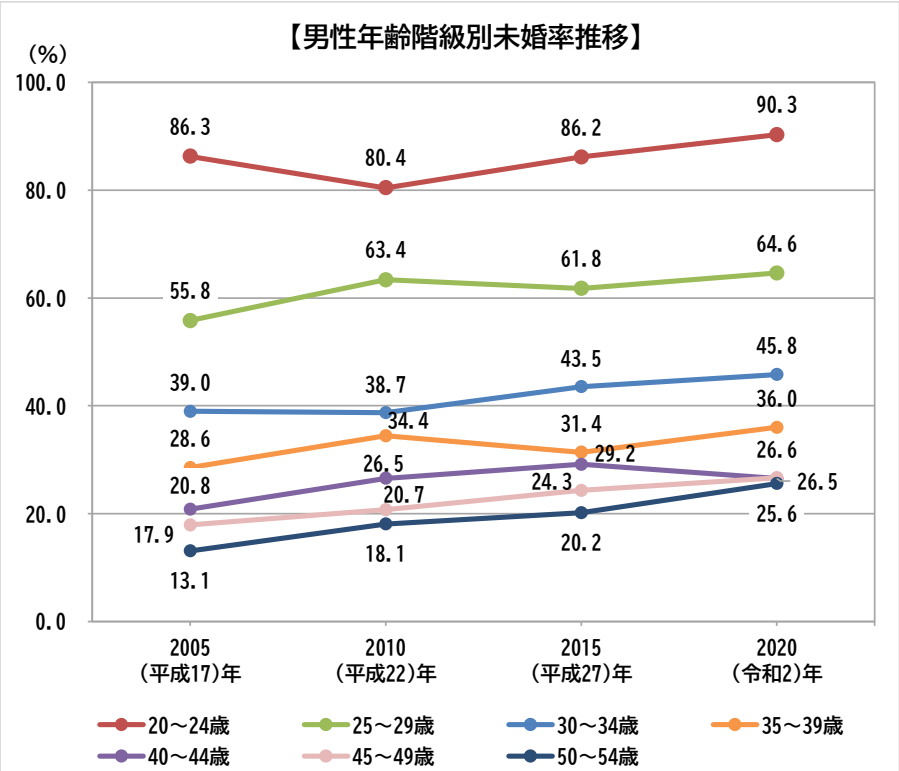

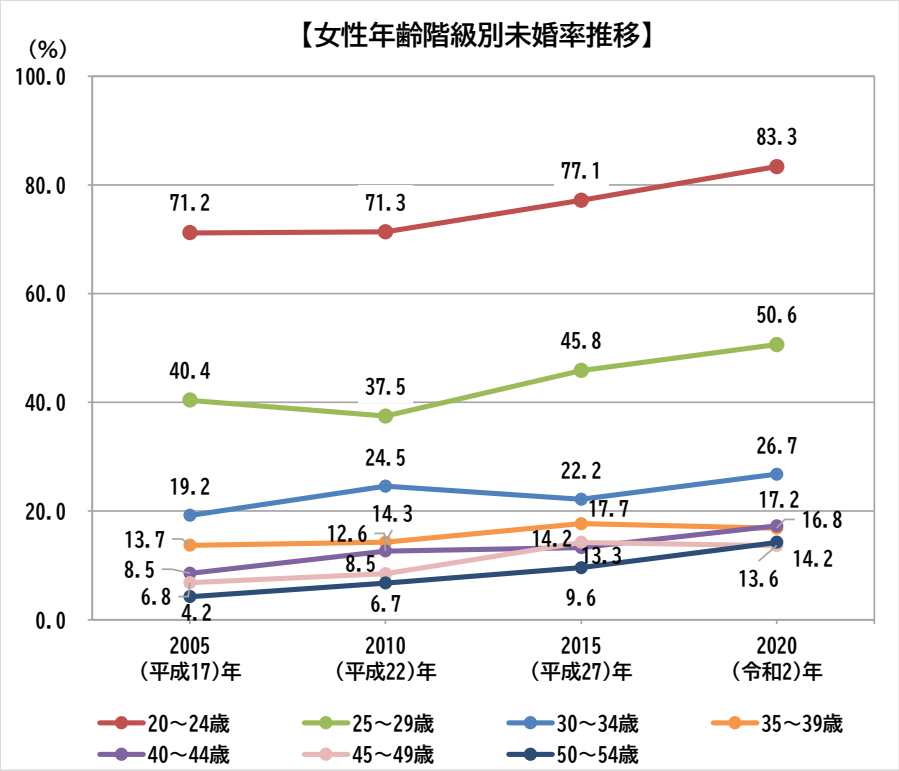

出典：国勢調査

④母親年齢別出生数の推移

母親の年齢別出生割合を見ると、近年 30～34 歳の割合が減少し、29 歳以下及び 35 歳以上の割合が増加傾向となっています。

■実数

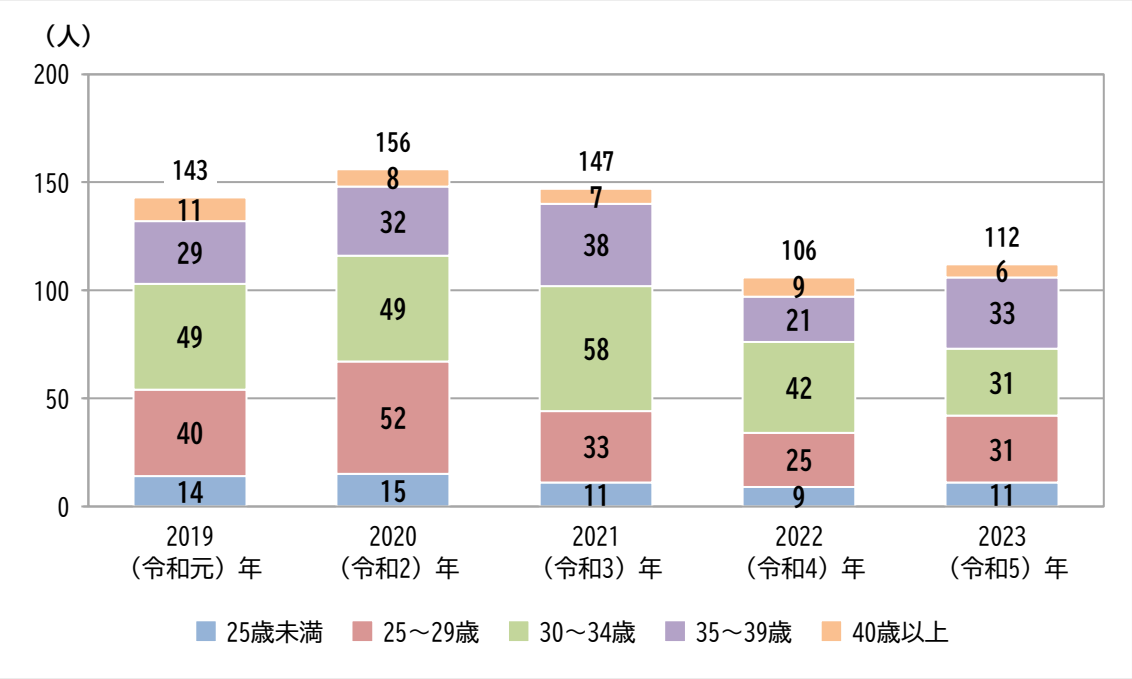

■割合

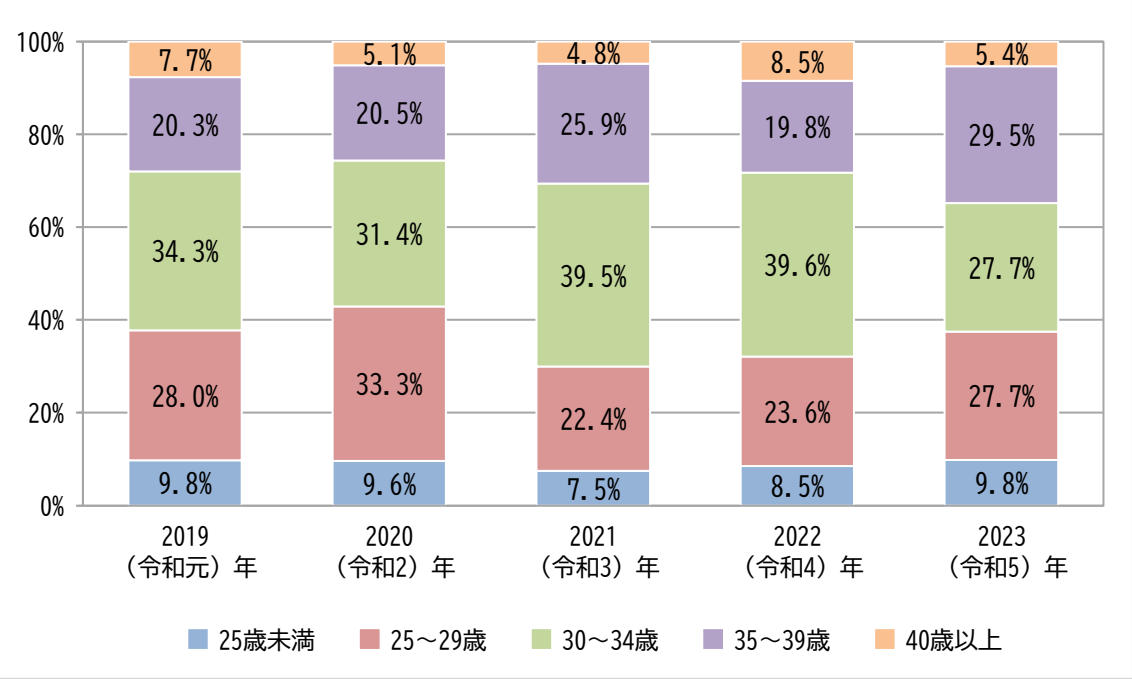

出典：長崎県人口動態調査

⑤合計特殊出生率の状況

ベイズ推定による平成 30 年～令和 4 年の合計特殊出生率では 1.80 と、全国・県より高くなっており、県内でも上位となっています。

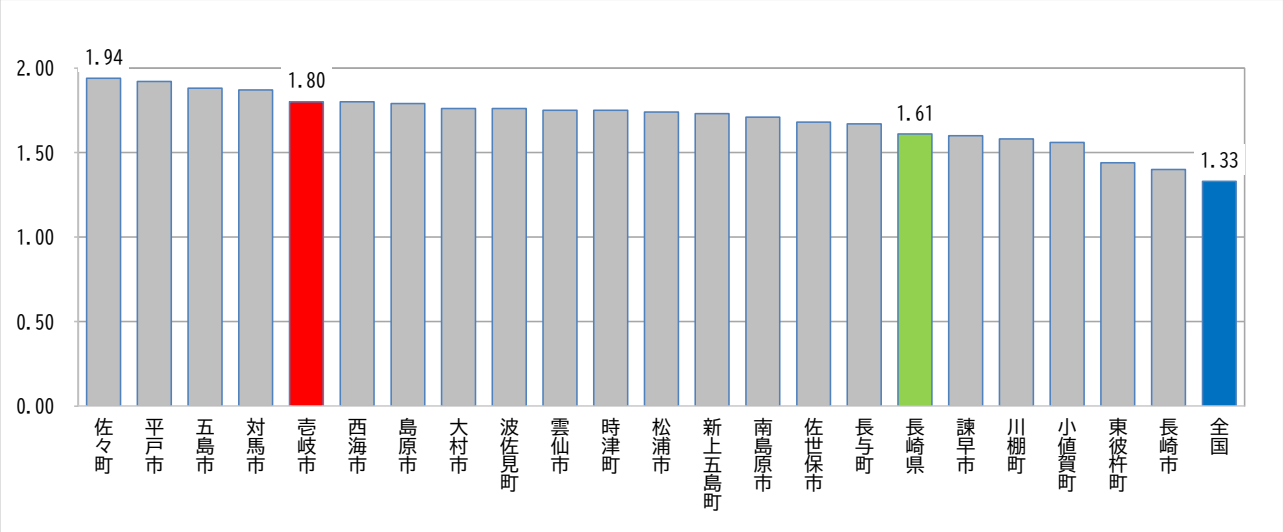

出典：厚生労働省　平成 30 年～令和 4 年　人口動態保健所・市区町村別統計の概況（ベイズ推定）

注）合計特殊出生率については、出生数の少なさに起因する偶然性の影響のため、 数値が不安定となる問題があり、 5 年間の平均として算出することにより、地域間の比較 が可能な指標としています。

注）ベイズ推定：小地域に特有のデータの不安定性を緩和するために、当該市区町村を含むより広い地域である二次医療圏のグループの出生、死亡の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生、死亡数等の観測データとを総合化して当該市区町村の合計特殊出生率を推定する手法。

（4）就労の状況

①女性の労働力率

令和 2 年の女性の労働力率の状況を見ると、15 年前と比較して全ての年齢層において労働力率が高くなっています。また、本市の女性の労働力率は全国・県と比較しても高くなっています。

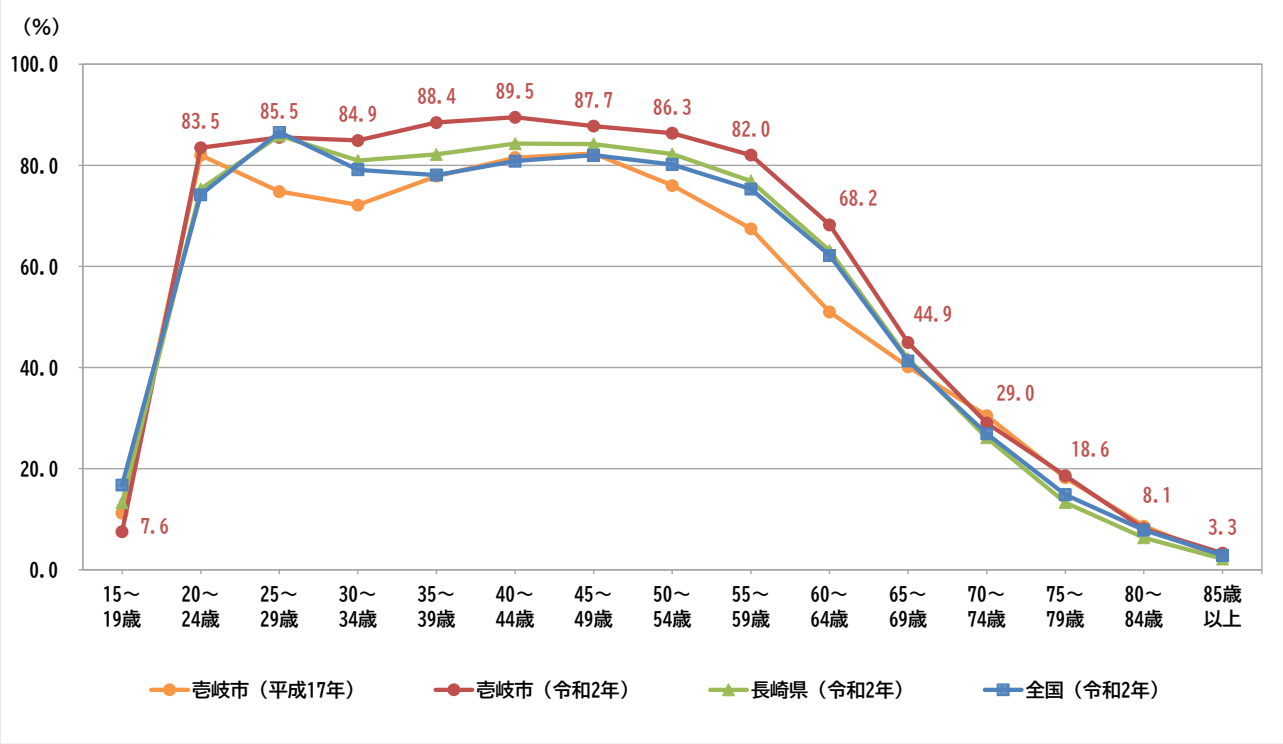

出典：国勢調査

注）労働力率とは、15 歳以上の人口の内、働いている人と完全失業者の人数を 15 歳以上の人口で割った値のことです。労働力率は国勢調査などで算出され、国内における労働力の状態の判断に用いられます。

2　各種調査結果からみるこども・若者の状況

（1）子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート

■未就学児・就学児の保護者

<table>
<tr><td>調査時期</td><td colspan="4">令和 6 年 2 月</td></tr>
<tr><td>調査対象者</td><td colspan="4">壱岐市在住の未就学児・就学児の保護者</td></tr>
<tr><td>調査方法</td><td rowspan="4">未就学児</td><td>郵送による
配布・回収</td><td rowspan="4">就学児</td><td>学校配布
郵送による回収</td></tr>
<tr><td>配布数</td><td>707 件</td><td>933 件</td></tr>
<tr><td>有効回収数</td><td>299 件</td><td>587 件</td></tr>
<tr><td>有効回答率</td><td>42.3%</td><td>62.9%</td></tr>
</table>

■事業所

<table>
<tr><td>調査時期</td><td colspan="3">令和 6 年 2 月</td></tr>
<tr><td>調査対象者</td><td colspan="3">壱岐市内にある事業所</td></tr>
<tr><td>調査方法</td><td colspan="3">郵送による配布・回収</td></tr>
<tr><td>配布数</td><td>有効回収数</td><td>有効回答率</td></tr>
<tr><td>19 件</td><td>17 件</td><td>89.5%</td></tr>
</table>

（２）子どもの生活に関するアンケート調査

調査時期	令和６年２月
調査対象者	壱岐市在住の小学５年生・中学２年生・高校２年生 小学５年生・中学２年生・高校２年生の保護者

調査対象者	調査方法	配布数	回収数	回収率
小学５年生	Web 回答	227 件	219 件	96.5%
中学２年生	Web 回答	224 件	216 件	96.4%
高校２年生	Web 回答	222 件	64 件	28.8%
小学５年生の保護者	学校配布・郵送回収	227 件	160 件	70.5%
中学２年生の保護者	学校配布・郵送回収	224 件	163 件	72.8%
高校２年生の保護者	Web 回答	222 件	79 件	35.6%

（３）若者の生活と意識に関するアンケート調査

調査時期	令和６年２月
調査対象者	壱岐市在住の一般市民（18～39 歳）
調査方法	郵送による配布・回収 インターネットによる回答

配布数	有効回収数	有効回答率
1,000 件	260 件	26.0%

（４）各種調査結果から見る現状と課題

こどもの育ちをめぐる環境について

こどもをみてもらえる親族・知人の有無について、未就学児及び就学児ともに「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が４割を超えていることから、比較的、身近なところに親族がおり、必要に応じて子育てに協力してもらえる環境にあることがうかがえます。

一方、支援者が「いずれもいない」割合が、未就学児では 12.0%、就学児では 8.5%となっているため、身近な人からの子育て支援を受けられない保護者が支援を受けやすい体制を整えていくことも必要です。

祖父母等の親族にこどもをみてもらっている状況については、未就学児及び就学児ともに「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心してこどもをみてもらえる」と回答した人が５割を超えていますが、２割が「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」と回答しており、安心してみてもらえる状況にはあるものの、負担をかけていることの心苦しさも感じていることがうかがえます。

相談相手については、未就学児及び就学児ともに６割以上が「祖父母等の親族」「友人や知人」、未就学児では３割が「保育士/小学校の教諭」と回答しており、公的な相談場所等に相談している割合は低くなっています。まずは、親族や友人・知人以外に相談するというハードルを下げることが必要です。相談することは難易度が高く、複数の要因が複雑に絡まっている可能性や相手に伝わるように言語化しなければという負担感等から、気軽に相談をすることが難しいと考える子育て世代も多いようです。そのため、オンライン等で気軽に悩みを相談できるような相談体制を整えることで、育児不安を抱えた人の発見や児童虐待などの未然防止にもつながるのではないかと考えます。

保護者の就労状況について

保護者の就労状況については、母親の就労率が未就学児では 87.2%、就学児では 90.5%と 8 割～ 9 割の母親が子育てをしながら就労していることから、今後も育児と仕事の両立が求められる状況であると考えられます。

現在就労していない母親の就労意向については、未就学児及び就学児ともに「すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい」が最も高く、特に未就学児では前回調査と比べて 23.7 ポイント高くなっています。母親の就労意欲の向上や働く環境の整備、女性が仕事をすることへの抵抗感が薄れたことに加え、子育て世帯の生活状況（金銭面等）の厳しさも背景にあると考えられます。

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望については、未就学児及び就学児ともに 4 ～ 5 割が「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」と回答しており、習い事や行事、園や学校からの急な呼び出しへの対応や扶養の範囲での就労等、現状の生活に合った就労の維持を希望する現状維持派の割合が高くなっています。また、未就学児では前回調査と比べて「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が高く、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が低くなっており、10 ポイント以上差が生じていることから、フルタイム転換希望のニーズが高まっているものの、依然現実問題としてフルタイムへの就労の難しさがあることがうかがえます。

平日の定期的な教育・保育事業の利用について

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」については、8 割が「利用している」と回答しており、母親の就労率とほぼ同率となっています。

利用している教育・保育の事業としては、「認可保育所」が 4 割、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」が 2 割前後、それ以外の事業の利用率は 1 割以下となっています。

「定期的な教育・保育の事業」を利用していない理由については、5 割が「子どもがまだ小さいため〇歳くらいになったら利用しようと考えている」と回答しており、前回調査と比べて 14.1 ポイント高くなっています。また、利用したいと考えているこどもの年齢については、「1 歳」が最も高くなっています。

現在利用していない人も含めた今後の教育・保育事業に対する利用意向については、利用状況と同じく「認可保育所」が最も高く、次いで「幼稚園」となっていますが、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」は現在の利用状況に比べて利用意向が 10 ポイント以上高くなっていることから、潜在的なニーズが含まれる事業であることがうかがえます。

国が検討している「こども誰でも通園制度（仮称）」が創設された場合の利用意向については「曜日や時間を固定せず、月 10 時間の範囲で自由に利用したい」が最も高く、7 割が何らかの形で利用したいと回答しています。

地域の子育て支援事業の利用について

市が実施している主な子育て関連事業の認知度については、「育児相談・子育て相談」「１歳６か月児健診」「３歳児健診」の認知度高く８割を超えていますが、７割が「パパママクッキングサロン※」「家庭教育に関する学級・講座」を知らないと回答しています。

利用状況については、「ブックスタート」「１歳６か月児健診」「３歳児健診」「乳幼児歯科検診」等の健診系事業の利用率は５割を超えていますが、「パパママクッキングサロン」「家庭教育に関する学級・講座」の利用経験は１割以下となっています。また、「妊婦相談」「育児相談・子育て相談」「就学前相談」の相談系事業については、認知度と利用経験に 40 ポイント以上の開きが生じています。また、地域子育て支援拠点事業の利用状況については、約８割が「利用していない」と回答しています。

今後の利用意向については、「妊婦相談」「パパママクッキングサロン」「離乳食教室」以外の利用意向はいずれも４割以上となっており、特に「就学前相談」「保育園や幼稚園の園庭等の開放」「家庭教育に関する学級・講座」については、利用意向が利用経験を 30 ポイント以上上回っています。

このことから、今後は実施内容や利用対象者・利用方法等の細やかな情報の周知に力を入れ、各事業の認知から利用に至るまでのきっかけづくりを行い、利用意向に対応できる供給体制の強化が必要であると考えます。

※パパママクッキングサロンは、令和６年現在においては未実施です。

不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

不定期の教育・保育事業の現在の利用状況ついては、８割が「利用していない」と回答しており、各事業の利用率はいずれも１割以下となっています。利用していない理由については「特に利用する必要がない」が最も高く、７割を超えています。

不定期の教育・保育事業の利用希望については、「利用したい」が３割台、「利用する必要がない」が５割台となっています。利用目的については、７割が「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が６割を超えており、前回調査と比べて「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が 18.8 ポイント高くなっています。利用者にとっては、特にリフレッシュ目的での利用は罪悪感を持つ等利用しにくい傾向があると考えられるため、リフレッシュ目的での一時預かり利用における心理的なハードルを下げる工夫等が必要です。

そのほか、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、泊りがけで家族以外に預けることがあったかについては、７割が「なかった」と回答しており、「あった」は２割以下となっています。対処方法としては、７割が「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」と回答していますが、「仕方なく子どもを同行させた」が２割程度いることから、急用時の預け先については、さらなる事業の周知を徹底する必要があると考えます。

小学校における放課後の過ごし方について

放課後（就学後）の過ごし方について、5 歳以上の未就学児では、小学校低学年（1 ～ 3 年生）、小学校高学年（4 ～ 6 年生）ともに「自宅」を希望する割合が最も高くなっています。

就学児の現在の放課後児童クラブの利用状況については、「利用している」が 2 割台、「利用していない」が 7 割台となっています。

土曜、日・祝日の放課後児童クラブの利用希望については、未就学児では「利用したい（低学年＋高学年）」が土曜日は 3 割台、日曜・祝日では 1 割台となっていますが、就学児では土曜、日・祝日いずれも利用希望は 1 割程度となっています。

長期休暇中（夏休み・冬休み）の放課後児童クラブの利用希望については、「利用したい（低学年＋高学年）」が未就学児では 4 割台、就学児では 2 割台となっており、長期休暇中の利用希望のニーズが高くなっています。

働く保護者にとって学童保育とは重要な社会資源であることから、今後も安心して預けることができるよう、多様なニーズに合った学童保育を維持していくことが求められています。

育児休業など職場の両立支援制度について

育児休業の取得状況としては、未就学児及び就学児ともに「取得した（取得中である）」が母親では 5 ～ 6 割、父親では 1 割以下となっています。前回調査と比べ、母親の取得率が 15 ポイント以上高くなっていることから、育児休業制度が育児と仕事の両立を実現するために欠かせない制度として認知度が高くなっていること、また新型コロナ感染症等の影響で多くの人が在宅ワークや休業をせざるを得ない状況等により働き方が多様化したことから、育児休業を取得しやすくなったと考えられます。

職場復帰時の実際のこどもの年齢について、未就学児の母親では「12～18 ヶ月未満」、就学児の母親では「6 ヶ月～9 か月未満」が最も高くなっています。希望するこどもの年齢については、未就学及び就学児ともに「12～18 ヶ月未満」が最も高くなっており、就学児の母親では、職場復帰時のこどもの実際の年齢と希望の年齢に開きが生じていることがわかります。

徐々に育児休業等の認知度が上がり、取得しやすい環境が整ってきているものの、依然職場復帰の実際の時期と希望時期に開きが生じ、職場復帰後の短時間制度が取得しにくい状況も見受けられます。引き続き、育児休業の取得要件の緩和や勤務軽減等の措置、男性が育児休業を取得しやすい雇用環境整備、職場の理解や協力体制を整えることが必要です。

子育てに関する悩みについて

子育てに関する悩みについて、未就学児及び就学児童ともに「経済的な不安・負担」が 4 割を超えており、未就学児では「子どもの食事や栄養」、就学児では「勉強や進学のこと」も 4 割を超えています。

子育てする上での不安や悩みについての相談場所・相談相手については、未就学児及び就学児ともに「配偶者」「父母（子どもの祖父母）」「友人・子育て中の仲間」が 6 割を超えており、未就学児では前回調査と比べて「友人・子育て中の仲間」が 11.6 ポイント低くなっています。

子育てに関する情報の入手先については、未就学児及び就学児ともに「友人・子育て中の仲間」が最も高く、次いで「インターネット」となっています。

子育てに関する悩みは多岐にわたり、妊娠期から成人するまで長期的であり、月齢・年齢が進むにつれ、悩みの内容も変化していくため、保護者のニーズの把握とこどもの成長に合わせた情報の周知が必要です。また、相談することで子育てを否定されたり、価値観を押しつけられないか、相談内容が漏れるのではないかという不安もあり、親族や友人・知人以外に相談することが難しいと考える保護者も多いようです。これらのことから、地域での世代を超えた交流を促し、安心して気軽に相談できる体制（SNS 等での相談含む）を整え周知していくことが頼りやすい社会をつくり、保護者の孤立化を防ぐことにつながるのではないかと思われます。

家庭での子育て、就労の両立について

父親の育児参加については、未就学児及び就学児ともに 8 割以上が「父親が育児参加している：よくしている＋時々している」「父親が母親の相談相手・支えになっている：なっている＋時々なっている」と回答しています。

「仕事」「家事（育児）」「プライベート」の時間の優先度について、未就学児及び就学児ともに、希望では母親の 6 割以上が「家事（育児）時間を優先」と回答しているものの、現実では「仕事時間を優先」（未：37.1％、就：49.4％）、「家事（育児）時間を優先」（未：48.8％、就：38.8％）と、特に就学児の母親の現状では仕事を優先している割合が高くなっています。父親も同様に、未就学児及び就学児ともに「家事（育児）時間を優先」が 2 ～ 3 割台と最も高くなっていますが、現実では 5 割強が「仕事時間を優先」と回答しています。また、母親及び父親の 1 ～ 2 割弱が「プライベートを優先」を希望していますが、現実では 1 割以下となっています。

父親の育児参加が進み、母親の相談相手・精神的な支えになっている割合が 8 割を超えていますが、現状では、約 4 ～ 5 割の母親が「家事（育児）時間を優先」しているのに対し、父親では 1 割程度となっており、依然家庭での「家事（育児）」は母親が担っている割合が高くなっています。子育てと就労を両立するためには、「仕事」「家事（育児）」「プライベート」の優先順位の希望と現状の開きを埋める、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であり、職場環境の整備・職場の理解の促進、地域社会の意識の改革、制度の充実だけではなく活用できる社会的な風土づくりが求められています。

こども達が思う自身の将来について

自身の将来については、将来の進学希望では、中学生では「大学またはそれ以上」が 30.1％であったのに対し、高校生では 51.6％に上昇しており、自身の将来を考えて、より具体的に進路を検討している様子がうかがえます。大学進学の希望者が増加することは、一方で進学のタイミングで市を離れることを意味します。勉学等で自身を研鑽した若者が、将来市に帰ってきて活躍することができるように、雇用の創出や福祉面の充実といった取組を更に充実していくことが重要であると考えられます。

こども達の学校生活・普段の学習について

普段の学校生活について（「特にない」以外）は、小学生では「持ちものの忘れものが多い」、中学生では「提出しなければいけない書類などの提出が遅れることが多い」、高校生では「授業中に居眠りすることが多い」が最も高くなっています。

学校以外での勉強については、小・中・高校生ともに「自分で勉強する」が 8 割を超えており、小学生では「家の人に教えてもらう」が 5 割台、中・高校生では「友達と勉強する」が 3 ～ 4 割台となっており、年齢が上がるにつれて他者と協力しながら勉学に励む様子がうかがえ、利用意向が高い支援施設としても、中・高校生では「勉強を無料でみてくれる場所」があげられており、友人等と気軽に集まることができる場や、身近な場所で勉強を見てもらえる場の充実が重要であると考えられます。

若者の将来の希望について

自身の将来に明るい希望を持っているかについて、「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」と回答した人の合計は 7 割程度となっており、自分の未来についてポジティブなイメージを持っている若者が多い様子がうかがえます。

20 年後の自分について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合の合計では、“親を大切にしている”、“幸せになっている”、“結婚している”、仲間と楽しく暮らしている“と回答している人の割合が高くなっています。一方、“お金持ちになっている”、“世界で活躍している”、“有名になっている”と回答している人の割合は低くなっており、漠然とした成功のイメージよりも、現実的かつ身近な幸せをイメージしており、若者の今後の定住意向や幸福感の度合いには、「暮らしやすいまち」であるかどうかが重要であると考えられます。

若者の他者との関わりについて

様々な場（家族・友人・職場・地域・インターネット上）における、関わり方の程度について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合の合計では、「家族」、「友人」、「職場」では全体的に高くなっていますが、「地域」、「インターネット上」では低くなっています。地域力の低下は、孤立化の防止や困りごとの解決等、様々な要素に重大な影響を及ぼすことから、今後も地域の交流促進等を推進していくことが重要です。

また、自宅にいる時に「インターネット」に時間を使っている若者が多いことから、今後「インターネット上」における他者とのつながりは割合を伸ばしていくことが予想されます。こどもの頃から、インターネットの適切な使用に関する周知・啓発を推進していくことが更に重要であると考えられます。

若者が考える自分自身のことについて

自己認識について、「あてはまる：あてはまる＋どちらかといえば、あてはまる」では「自分には自分らしさというものがあると思う」「人生で起こることは、結局は自分に原因があると思う」「自分の親（保護者）から愛されていると思う」が８割を超えており、反対に「自分は役に立たないと強く感じる」は最も低く２割台となっています。これらのことから、自分の価値観を大切にし、自身の行動を振り返ることができており、親子関係を肯定的に捉え、自己有用感が高いことがうかがえます。

一方、「自分の考えをはっきり相手に伝えることができる」は５割程度となっており、若者の意見を聴取する機会の創出等を充実していくことが必要です。

壱岐市の子育て支援策及び満足度

少子化の流れを変えるために重要だと思う市の施策について、未就学児では４割が「保育所やこども園等にかかる費用負担を軽減する」「子ども連れでも安心して出かけられる子育てに配慮した社会環境作りを進める」と回答しています。また、就学児では「事業所に対し育児休業や看護休暇制度の普及などの啓発を進め、仕事と子育てが両立しやすい職場環境作りや仕事と家庭生活の均衡の取れた多様な働き方を促進する」「小児医療の体制を充実する」「乳幼児・こども医療費助成制度を充実する」「子どもが自主的に参加し自由に遊べ、安全に過ごすことの出来る居場所作りを進める」が３割を超えています。

小児医療体制の整備、医療費の助成及び制度の改善、地域社会での見守り体制の充実、ワーク・ライフ・バランスの促進、安心して子育てできる環境の整備・居場所づくりなどが求められています。壱岐市で安心して子育てをしてもらうためには、行政と地域が連携し、子育て世帯が抱えている不安や悩みに寄り添い、こどもの成長段階や家族構成等を加味した、保護者のニーズに合わせた支援が必要であると考えます。

3　第２期子ども・子育て支援事業計画における取組の進捗状況

第２期計画における各施策の主な取組状況は以下の通りです。

1　子どもの体を育む環境づくり

（1）子どもや母親の健康の確保

具体的な取組内容	○母子保健法に基づいて、妊娠届出の受理及び母子健康手帳の交付、乳児健診等各種健診を実施するとともに助産師や保健師等の専門職による相談・サポートを行っている。 ○乳児家庭全戸訪問指導後、引き続き指導を必要とする対象者について、養育支援訪問を実施し継続指導を行っている。 ○離乳食教室を開催し、離乳食初期から後期までの食習慣の確立、適切な進め方、調理方法を伝え食育の推進を図っている。 ○乳幼児健診後のフォロー結果や保護者からの相談、園で気になるお子さん等の情報提供などをきっかけに、乳幼児発達支援事業へつなげている。 ○月１回のいきいろ相談事業を開設したことで、乳児期から就学前の発育・発達の確認と保護者の育児不安や相談等に対しても、継続的な支援に努めている。
課題や今後の方向性	○こども家庭センターの設置に伴い、これまで母子保健事業において作成していた支援プランを、サポートプランとして作成・活用していく。 ○乳幼児健診未受診者についてはケースに応じて、引き続き受診勧奨を促していく。 ○発達面が気になる乳幼児や育児不安を抱えた保護者を早期に発見し、支援が必要な場合は早期に専門の訓練や相談、療育等の支援につなぐことが出来るように、継続して関係機関との連携を図る。

（2）小児医療の充実

具体的な取組内容	○令和５年４月１日より、高校生の医療費についても福祉医療の支給対象とし、医療福祉制度の拡充を行っている。 ○休日・夜間の救急医療については、関係医療機関と調整し、実施をしている。 ○休日診療施設（休日当番医）はホームページを毎月更新し、周知を行った。
課題や今後の方向性	○福祉医療の支給については、まずは、小・中学生の福祉医療費の現物給付化に取り組むこととする。 ○休日・夜間の救急医療について、関係医療機関と調整し充実に努める。 ○小児科医師の確保のための新たな取組を検討する。

（3）食育の推進

具体的な取組内容	○乳幼児健診時や保育所・幼稚園、学校と連携し、発達段階に応じた食に関する情報提供を行っている。 ○保育所・幼稚園、学校、各種団体においては、食に関する講話を実施している。 ○小学校から中学校、高校まで発達段階に応じた学習機会の場として食育・魚食普及を目的に水産体験教室を開催した。 ○関係機関である壱岐市農協青年部が主体となり、地域の未来を担うこども達を対象に「食農教育」活動を開催し、水稲・サツマイモの植付けと収穫作業を児童と共に実施した。 ○小学校で育てた大豆を使った壱州豆腐作りをはじめとした郷土料理継承等の食育を行っている。 ○保育所では、栄養バランスを考えた自園給食の提供をしている。 ○幼稚園では、園内外の農園を利用した野菜栽培や発達年齢を考慮した調理体験等を行いながら、食べ物への関心を高め、食べる意欲につなげている。
課題や今後の方向性	○今後も同様の内容で水産体験教室を継続する。 ○食農教育活動が継続して実施できるよう、引き続き、実施団体の運営費等を支援していく。 ○保育所の給食についてはアレルギーにも対応しているが、アレルギー食材や症状も多様化しているので、マニュアルの徹底が大事である。 ○偏食改善のための更なる対策の工夫が必要である。

2　地域における子育ての支援

（1）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

具体的な取組内容	○コミュニティ・スクールの取組を推進し、地域と学校が協働しやすい状況を構築した。 ○スポーツの普及振興を図るため、年度ごとに施設の修繕を行い、充実した活動ができるよう環境整備を行った。 ○スクールカウンセラー配置の有無にかかわらず、全中学校に「心の教育相談員」を配置した。 ○幼児教育・保育の質の向上等へつなげるため、公立保育所の集約化を行った。 ○保護者からの意見・要望等を含めて、幼稚園の統廃合についての協議を重ね、勝本幼稚園及び霞翠幼稚園を霞翠幼稚園へ、箱崎幼稚園及び瀬戸幼稚園を瀬戸幼稚園へ統廃合する方針を決定した。 ○幼稚園が小学校を訪問し、運動会・学習発表会で交流を行うなどの取組を行った。 ○病児・病後児保育事業を地域の医療機関に委託して実施。

課題や今後の方向性	○関係機関と連携しながら、相談業務の充実を図る。 ○幼稚園統廃合後の小学校との連携や交流、新幼稚園で使用する体操着、3 歳児保育の取組の実施を検討する。 ○幼保小連携推進協議会の設置に向けて調整を行う。 ○認定こども園の設置に向けて関係部署の連携強化を図る。

（２）児童の健全育成の推進

具体的な取組内容	○地域子育て支援拠点を開設し、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談及び援助、地域の子育て関連情報の提供や子育て及び子育て支援に関する講習等を実施している。 ○放課後児童クラブにおいて、放課後や学校休業日における児童の育成及び指導等を行っている。 ○ココロねっこ推進員を配置し事業の推進体制を整えるとともに、ココロねっこ運動への理解度向上と実践活動の展開を図った。 ○夏休みに小学生対象の公民館教室（水泳、ファミリークッキング、陶芸、ミニ食品サンプルアート等）を実施した。 ○令和 6 年度までに 8 地区で「放課後子ども教室」事業を実施した。 ○こどもや保護者の SOS を発信する場として、虐待対応ダイヤル 189 や LINE 相談の啓発を行っている。
課題や今後の方向性	○地域の実情に応じて、各種事業を継続的に実施してく。 ○関係機関との連携を図りながら、虐待の予防、早期発見、早期対応に努め、こどもの生活の保全と情緒の安定を図る。

（３）思春期保健対策の充実

具体的な取組内容	○毎年、高校 3 年生を対象とした生活習慣や心の健康づくりに関する健康教育を実施している。 ○壱岐市スクールカウンセラー派遣事業を実施している。 ○令和 5 年度よりこども家庭センターを設置し、関係機関との連携を図りながら支援業務を行っている。
課題や今後の方向性	○食生活、睡眠等の生活習慣だけでなく、喫煙、飲酒に関する教育を繰り返し行う必要がある。 ○児童相談所との連携を図りながら多種多様な相談に対応し、支援を行う。

（４）次代の親の育成

具体的な取組内容	○出産前の妊婦及び 1 歳の誕生月までの乳児と保護者を対象とした「赤ちゃん広場」を月１回実施している。 ○未婚化・晩婚化及び少子化に歯止めをかけるため、各種団体が実施する独身男女の交流活動を推進するためのイベント事業等へ支援を行った。
課題や今後の方向性	○学校における男女共同参画の教育については、推進の意向はあるものの、直接的な取組は実施できていない。 ○婚活支援については、市内の団体が実施する独身男女の出会いと交流に関する活動をサポートすることで、市の事業として活動するよりも、柔軟な活動と地域のニーズに応じた事業が実施できるものと考えられる。

３　社会全体で子育てを支える環境づくり

（１）子育て支援のネットワークづくり

具体的な取組内容	○壱岐子ども劇場に委託して、市内の子育てサークル代表者を会員とする協議会のネットワーク事業を実施している。 ○令和５年度に設置した「こども家庭センター」を中心に担当部署や専門職などと連携し、相談業務の充実を図り、専門的に相談を行った。 ○子育て支援や、母子保健の情報提供を一元的に把握し、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐はぐ」を用い、定期的に情報発信を行っている。
課題や今後の方向性	○ネットワーク事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で思うように事業が展開できなかった。今後は子育て支援団体が一堂に会するネットワーク協議会を開催するとともに、ネットワークを拡充していく。 ○母子手帳アプリ「壱岐はぐ」については、登録者数、利用者数が少ないため周知方法を検討する必要がある。

（２）家庭や地域の教育力の向上

具体的な取組内容	○児童に対して、メディアの適切な活用・関りに関する指導啓発を行っている。 ○乳幼児健診や園での歯なまる教室等の際に、乳幼児期のメディアとの関りについて保健師による健康教育を実施した。 ○中央公民館及び各地区公民館で公民館教室を開講し、各種講座普及啓発事業を展開した。 ○小・中学校における読書ボランティア団体は市内１６校にあり、読み聞かせなどの活動が展開されている。
課題や今後の方向性	○保護者等と連携し、児童生徒の適切なメディアとの関係を実現していく必要がある。 ○相談活動の充実に向けて、児童委員・主任児童委員と情報を共有し連携を図る。 ○公民館教室では市民ニーズに柔軟に対応したメニューを展開する。 ○読書ボランティアの取組に関して、情報共有を図ることと、資質向上のための研修を実施していく。

（３）ひとり親家庭の自立支援の推進

具体的な取組内容	○児童扶養手当の支給、母子及び父子並びに寡婦家庭に対する医療費自己負担相当額の助成、福祉資金の貸付、自立支援給付金事業等を実施している。 ○母子・父子自立支援、家庭相談員により、ひとり親家庭等の自立支援の情報提供を行い、必要な助言・指導や相談対応を行っている。
課題や今後の方向性	○医療費自己負担相当額を助成については、母子及び父子の「こども」への現物給付化に取り組み、市民の負担軽減等に向けた施策を進める。 ○今後も制度の周知に努めるとともに、制度改正があった場合には速やかに対応する。

（４）障がい児施策の充実

具体的な取組内容	○母子保健法に基づき実施した各種健診の結果を管理し定期的にケース共有を行い、疾病や障がい等の早期発見と早期支援、関係機関と連携した切れ目ない支援に努めている。 ○壱岐こどもセンターは市内唯一の療育機関として、いきいろ子ども未来課をはじめ、各保育所、幼稚園や学校、医療機関との連携を行いつつ、発達過程における児童の問題を保護者とともに一つひとつ共有しながら対応している。 ○保育所の受け入れについては、保護者の希望の施設に受け入れができるように、担当課と施設の事前情報の共有を行っている。 ○保育士等を加配することにより、障がい児の処遇の向上を図ることができている。
課題や今後の方向性	○発達過程に問題のあるこどもが増加しているが、家庭や関係機関をつなぐ児童発達管理責任者が減少しており、療育事業を推進する為には当責任者は必要不可欠の為、今後も養成並びにスキルアップを継続する。 ○疾病や障がい等が疑われる場合は受診勧奨や専門相談等へつなぎ、状況確認を継続するとともに、関係機関との連携体制を構築する。 ○障がい者（児）が地域で安心して暮らせるように、自立支援協議会の児童部会の充実を図り、児童から成人への支援ネットワークを広げる。 ○自立支援協議会において、壱岐市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の点検と評価を行う。 ○児童における障害者（児）相談支援専門員が不足しており、今後も養成していく必要がある。 ○障がい者（児）の就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を設置する必要がある。

（５）経済的支援の推進

具体的な取組内容	○令和５年４月１日より、高校生の医療費についても福祉医療の支給対象とし、医療福祉制度の拡充を行っている。（再掲） ○令和５年度から第２子以降の保育料を無償化している。(0～2 歳児対象） ○壱岐市民の子弟で、経済的理由により就学困難な大学生、高校生を対象に奨学金を貸与している。
課題や今後の方向性	○福祉医療の支給については、まずは、小・中学生の福祉医療費の現物給付化に取り組むこととする。 ○各種手当等については、正確な受付業務等を行い、制度改正等があった場合には速やかに制度周知を行う。

４　仕事と子育ての両立を実現する仕組みづくり

（１）幼児期の学校教育・保育サービスの充実

具体的な取組内容	○市内全域を１つの区域として利用実態やニーズを踏まえ、保育所指針、幼稚園教育要領に基づいた教育・保育を提供している。 ○幼稚園での預かり保育は、幼稚園教育課程に係る教育時間の終了後から１８時まで実施し、就労保護者の支援を行っている。また、長期休業中は預かり保育のみの実施で、８時３０分から１８時まで実施している。 ○保育所、認定こども園、幼稚園等の教育・保育施設の情報や新入園児の募集などを市報・ホームページ等で周知している。
課題や今後の方向性	○施設の老朽化による維持・補修やサービスの充実を考慮して、認定こども園の設置について進めていく。 ○保護者のサポート目線に偏り過ぎず、こどもの目線に立った配慮を教育・保育サービスの考えを視点に加えていく必要がある。（子育ての大変さだけでなく、楽しさなどが理解される取組を加えていく） ○公立の教育・保育施設を今後も存続させていく必要があるが、新たに教育・保育の質や量を向上させるためには民間が主体的に実施することで、国からの補助等優位に進めることができる。しかしながら、壱岐市内の現状では、民間の新たな参入等には敷居が高い部分がある。

（２）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

具体的な取組内容	○男女共同参画に関する各種研修会の開催及び啓発活動を実施している。
課題や今後の方向性	○引き続き各種研修会の企画や啓発活動を実施し、男女が協力しあえる家事・育児・介護等の環境整備のほか、地域活動における男女共同参画の推進に努める。

5　声かけ、支え合う地域づくり

（1）地域における子育て支援サービスの充実

具体的な取組内容	○一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業等を実施している。 ○乳児家庭全戸訪問指導後、引き続き指導を必要とする対象者について、養育支援訪問を実施し継続指導を行っている。（再掲） ○子育て支援や、母子保健の情報提供を一元的に把握し、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐はぐ」を用い、定期的に情報発信を行っている。（再掲） ○保育所、認定こども園、幼稚園等の教育・保育施設の情報や新入園児の募集などを市報・ホームページ等で周知している。（再掲）
課題や今後の方向性	○こども家庭センターに助産師が配置されていることで、妊産婦への早期対応・継続した支援の実施ができている。また、産科医療機関等と情報共有を行い、支援を行っていく。 ○母子手帳アプリ「壱岐はぐ」については、登録者数、利用者数が少ないため周知方法を検討する必要がある。（再掲）

（2）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

具体的な取組内容	○壱岐市幼児交通安全クラブ総会・リーダー研修会に参加し、チャイルドシートの着用などに関する研修を受け、担当者の知識の向上を図っている。
課題や今後の方向性	○チャイルドシートの着用については、十分な啓発が行えていない状況にある。今後は、啓発用のチラシ等を作成し、春季・秋季の交通安全パレードの際の配布や、市ホームページへ掲載することにより、普及促進を図る。

（3）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

具体的な取組内容	○こどもを犯罪・事故等の被害から守るため、学校警察連絡協議会における情報交換等を実施している。 ○各地区青少年健全育成協議会によりパトロール活動を実施している。 ○不審者等の通報やこどもの避難場所として、地域や警察と連携し「子ども１１０番の家」の取組を推進している。
課題や今後の方向性	○地域や状況の変化等から、現制度の有効性が不明瞭であるため、指導について「子ども１１０番の家」ではなく、「近くの大人・近くの家」に逃げることにシフトする。

（4）被害にあった子どもの保護の推進

具体的な取組内容	○全中学校に「心の教育相談員」を配置した。 ○壱岐市スクールカウンセラー派遣事業を実施している。県からの派遣に加えて、壱岐市の派遣事業を R6 年度から開始し、多くの派遣を実現した。 ○こどもや保護者の SOS を発信する場として、虐待対応ダイヤル 189 や LINE 相談の啓発を行っている。（再掲）
課題や今後の方向性	○関係機関との連携を図りながら要保護児童対策地域協議会を行うとともに、啓発活動の推進により虐待等の発生予防に努める。

（5）児童虐待防止対策の充実

具体的な取組内容	○こどもや保護者の SOS を発信する場として、虐待対応ダイヤル 189 や LINE 相談の啓発を行っている。（再掲） ○虐待が発生した事例について、児童相談所との連携の下、面談などの対応を適切に行い、更なる虐待の防止に努めている。
課題や今後の方向性	○関係機関との連携を図りながら要保護児童対策地域協議会を行うとともに、啓発活動の推進により虐待等の発生予防に努める。（再掲）

（6）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

具体的な取組内容	○こどもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直すためのココロねっこ運動を推進している。 ○社会環境立入調査員による店舗への立ち入り調査を実施している。
課題や今後の方向性	○現在の取組を維持する。

6　安全・安心なやさしいまちづくり

（1）良質な住宅の確保

具体的な取組内容	○壱岐市公営住宅等長寿命化計画に基づき住宅整備を実施した。（芦辺町瀬戸浦）
課題や今後の方向性	○昭和 40 年代に建造した公営住宅の改修計画が残されており、入居者の高齢化も進んでいる。子育て世帯は入居希望エリアが限定的なことから、住宅のニーズと既存住宅のアンマッチが発生している。現在は、新規整備ではなく、既存住宅のストック改善事業を進めていく方針である。

（2）良質な居住環境の整備

具体的な取組内容	○「壱岐市通学路交通安全防犯プログラム」に基づき、毎年合同点検を実施。要対策箇所と判定された箇所について、対策を進めている。 ○要支援者の在籍する学校において、段差解消措置として、階段昇降機の配備や階段のスロープ化を実施した。 ○公園等について、定期的に遊具等の点検調査を実施し、利用者が安全に施設を利用できるよう努めている。
課題や今後の方向性	○今後も関係機関が連携して、「壱岐市通学路交通安全防犯プログラム」に基づく取組を継続していく。 ○バリアフリー等の改修工事が必要になった場合、早期着工できるように努める。 ○公園等については、利用者の年齢層の幅もあることから、従来の固定観念にとらわれることなく、健康遊具等の整備についても柔軟に今後、前向きに研究していく。 ○雨天時も利用できる屋内施設のニーズがあるため、検討する必要がある。

（3）安全な道路交通環境の整備

具体的な取組内容	○信号機やカーブミラーなどの交通安全施設の実態把握のため、市内通学路点検を関係者立会のもと実施した。
課題や今後の方向性	○道路交通環境の整備については、限られた予算内での対応となることから、全て更新ではなく、必要性・利用度を含めて適切に判断する。

（４）安心して外出できる環境の整備

具体的な取組内容	○市道片原若松線の一部区間について、歩道が狭隘で車椅子での歩道利用が不可であったが、局部的に改良を実施し、車椅子での通行を可能とした。 ○市内バリアフリー施設を把握し、ＨＰやパンフレット等で情報発信を行った。 ○公園等について、定期的に遊具等の点検調査を実施し、利用者が安全に施設を利用できるよう努めている。（再掲）
課題や今後の方向性	○公共施設のバリアフリー化を図り、受入体制の充実を図っていく。 ○壱岐市公共施設個別施設計画に基づき、年次的に、公衆トイレの洋式化（温水便座化含む）を図っていく。 ○公園等については、利用者の年齢層の幅もあることから、従来の固定観念にとらわれることなく、健康遊具等の整備についても柔軟に今後、前向きに研究していく。（再掲）

（５）安全・安心のまちづくりの推進等

具体的な取組内容	○夜間の犯罪の防止及び通行の安全確保を図るため、防犯灯を設置する自治公民館等に対し、防犯灯設置補助金を交付している。
課題や今後の方向性	○市民が安心して歩けるまちづくりを目指し、街路灯や、公園灯などと調整を図りながら、地域の要望を考慮した防犯灯の整備を行う。 ○市民や企業、ボランティア、学校などと連携して、防犯活動の推進を図る。

第３章　子ども・子育て支援の基本的な考え方

１　基本理念

本市では、第２期壱岐市子ども・子育て支援事業計画において「ゆとりとやさしさで育む、輝く未来ある島　壱岐　～出産・子育て・教育の希望がかなう　協働の子育て環境づくり～」を将来像として掲げ、サービスの供給体制の確保に努めるとともに、様々な施策を推進しています。

本計画では、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「第４次壱岐市総合計画」の内容を踏まえつつ、市民一人ひとりが寄り添い、ともに助け合い、つながりあいながら、これから壱岐市の未来をつくっていくこどもたち・若者たちを育んでいく環境づくりを目指し、計画の基本理念を「ゆとりとやさしさで育む、輝く未来ある島　壱岐　～こどもと若者の希望がかなう　つながり　ささえあう島づくり～」として、様々な取組やサービスの充実を推進していくこととします。

将来像

ゆとりとやさしさで育む、輝く未来ある島　壱岐

～こどもと若者の希望がかなう　つながり　ささえあう島づくり～

２　基本目標

基本理念を実現するために、基本目標を下記のように定め、こどもに関する施策を推進します。

壱岐市こども計画の基本目標
基本目標１　壱岐市の全てのこどもが持つ権利の保障
（１）こども・若者の権利の擁護 （２）こども・若者の意見表明・参加の促進
基本目標２　妊娠から子育てまでの切れ目ない支援体制の充実
（１）こどもや母親の健康の確保 （２）小児医療の充実 （３）食育の推進 （４）子育て支援のネットワークづくり （５）家庭や地域の教育力の向上 （６）地域における子育て支援サービスの充実
基本目標３　こどもの成長段階に応じた支援の充実
（１）幼児期の教育・保育サービスの充実 （２）こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 （３）児童・生徒の健全育成の推進 （４）思春期保健対策の充実
基本目標４　こどもや子育て家庭に対する専門的支援の充実
（１）ひとり親家庭の自立支援の推進 （２）障がい児施策の充実 （３）経済的支援の推進 （４）児童虐待防止対策の充実 （５）こどもを取り巻く有害環境対策の推進 （６）不登校やひきこもり対応の充実 （７）地域ぐるみでの居場所づくりの推進 （８）こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 （９）被害にあったこどもの保護の推進 （10）こどもの貧困対策の推進
基本目標５　こども・若者が希望を持って生きていくための支援の充実
（１）次代の親の育成 （２）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し （３）ヤングケアラーへの支援 （４）良質な住宅の確保 （５）良質な居住環境の整備 （６）安心して外出できる環境の整備 （７）安全・安心のまちづくりの推進等

第４章　施策の展開

基本目標１　壱岐市の全てのこどもが持つ権利の保障

（１）こども・若者の権利の擁護

事業名	内容／今後の方向性	担当課
こども・若者の権利の普及啓発	様々な手法や媒体を用いて、あらゆる世代に向けたこどもの権利に関する周知・啓発を行います。	いきいろ 子ども未来課
人権教育の推進	人権擁護委員の活動を支援するほか、人権に関するセミナー等を開催し、人権尊重に関する理解を促進します。	総務課

（２）こども・若者の意見表明・参加の促進

事業名	内容／今後の方向性	担当課
こども・若者の意見・提案の募集	こども・若者が、こども施策などの市政について自主的に意見を表明できる手段について、インターネットを始めとする様々な媒体の活用を検討します。	いきいろ 子ども未来課
こども・若者の意見を聴取する仕組みづくりの検討	こども・若者に関する施策や施設の運営について、様々な方法で意見を表明し、積極的に参加できるよう、その仕組みづくりや機会の創出について検討します。	いきいろ 子ども未来課

基本目標２　妊娠から子育てまでの切れ目ない支援体制の充実

（１）こどもや母親の健康の確保

事業名	内容／今後の方向性	担当課
妊産婦保健事業	母子保健法に基づいて、妊娠届出の受理及び母子健康手帳の交付を行い、妊娠・出産に関する相談に助産師や保健師等の専門職が応じ、妊娠期から継続したサポートを実施します。 妊産婦については、産科医療機関等との連絡会を実施し、関係者での情報共有・連携の推進を図るとともに、特定妊婦の可能性のある対象者については児童福祉と定期的に支援状況を共有し、必要に応じて協働で支援を行います。 また、こども家庭センター（令和５年度設置）を中心に、サポートプランの作成等の支援を行います。 更に、医療機関と連携し、産後ケア事業・妊産婦の健診又は分娩に対する交通費等の支援を行います。	いきいろ 子ども未来課
乳幼児健康診査	母子保健法第 12 条及び第 13 条に基づいて、乳幼児の健全な発育発達を促進するため、「乳児健診（5 か月児、12 か月児）」「1 歳 6 か月児健診」「3 歳児健診」を実施します。 また、未受診者に対しては、電話連絡や家庭訪問・園訪問といった受診勧奨を行うとともに、スタッフ間で情報の共有を行い、関係機関との連携もとりながら支援を行います。	いきいろ 子ども未来課
予防接種事業	予防接種法に基づき、各種感染症の予防のため、予防接種を行います。対象者には個別に通知するとともに、安全・安心に接種が行われるよう、医療機関と連携を図り実施します。 また、関係法令に基づいて、BCG の接種率目標を 95%以上、麻しん風しん混合 1 期及び 2 期の接種率目標を 95%以上と定め、接種率の向上を目指します。	健康増進課

事業名	内容／今後の方向性	担当課
歯科保健事業	妊婦とそのパートナーを対象に歯科健診「ファミリー歯っぴーチェック」を実施し、児にに関わる家族みんなでむし歯予防への更なる意識向上を目指します。また、乳幼児健診等で歯科相談を実施し、保護者と児に向けて歯科口腔全般の指導を行います。 １歳６か月児健診・３歳児健診時には、希望者に対してフッ化物塗布を実施します。また、健診後は、無料でフッ化物塗布ができるフッ化物塗布券を個別送付し、市内歯科医院での定期管理につなげます。 歯科口腔の健康教育として、市内の幼稚園・保育所等にて、歯なまる教室を園児および親・祖父母に向けて実施し、世代を通したむし歯予防に取り組みます。	健康増進課
妊産婦新生児訪問事業・乳児家庭全戸訪問事業	母子保健法及び児童福祉法に基づいて、妊産婦・新生児・乳児のいる家庭を助産師、看護師、保健師等が訪問し、問題ケースの把握や疾病の早期発見を行います。 早期支援が必要なケースとして、産科医療機関等から連絡票の送付があった場合は、対象者と連絡をとり、早期訪問を実施します。 今後も対象家庭をすべて訪問することを目標とし、発育・発達の確認、保護者の育児不安・育児負担の軽減が出来るよう支援します。	いきいろ 子ども未来課
乳幼児等訪問指導・養育支援訪問事業	妊産婦、乳児家庭全戸訪問等の実施により把握した保護者の養育支援を行います。全戸訪問指導後に、引き続き指導を必要とする対象者については、養育支援訪問を実施するなど継続指導を行います。	いきいろ 子ども未来課
栄養事業 （離乳食教室・乳幼児健診栄養相談）	４ヵ月～1 歳 2 ヵ月までの乳幼児がいる保護者を対象に離乳食教室を開催し、初期から後期までの食習慣の確立や適切な進め方、調理方法等を普及させ、食育の推進を図ります。 また、咀嚼、嗜好性についても乳幼児健診等で栄養相談を実施し、保護者と児に向けて指導を行います。 ９ヶ月の児をもつ保護者には、母子手帳アプリ「壱岐はぐ」で離乳食教室案内の配信を行い、中期以降の不安の解消につながるよう、継続して取り組みます。	いきいろ 子ども未来課

事業名	内容／今後の方向性	担当課
乳幼児発達支援事業 （お遊び教室・こども相談）	発達面等が気になる乳幼児や育児不安を抱えた保護者を支援するため、専門的相談や養育方法の提供を行うとともに、必要に応じて医療機関の各機能訓練や療育などにつなぎ、園や保護者、関係機関と情報共有しながら継続して支援します。 今後も対象者の把握を行い適切な時期にアプローチするとともに、関係機関との連携強化に努めます。	いきいろ 子ども未来課
相談事業 （いきいろ相談）	乳児期から就学前の発達、発育の確認、保護者の育児不安等の相談等、継続的な支援を行います。 また、継続して相談場所の確保に努めるとともに、母子手帳アプリ「壱岐はぐ」での配信を行い開設日の周知を行います。そのためにも、「壱岐はぐ」の登録者数、利用者数の増加に向けた周知に努めます。	いきいろ 子ども未来課

（２）小児医療の充実

事業名	内容／今後の方向性	担当課
乳幼児・こども医療費助成事業	子育てに関する経済的な負担が大きいという現状から、こどもにかかる医療費の負担軽減を図るため、保険診療の患者負担分を助成している乳幼児・こども福祉医療費制度については、壱岐市独自に３歳未満児の自己負担額無料化を実施しています。なお、県外受診の保険適用内の医療費については償還払いで対応しています。 また、令和５年度から、高校生世代まで対象を拡充しました。今後は小・中学生の福祉医療現物給付化に取り組みます。	いきいろ 子ども未来課
救急医療体制確立事業	休日・夜間の小児科救急について、関係機関と調整して実施し、ホームページ等を活用して周知に努めます。 休日・夜間の救急医療については、関係医療機関と調整し充実に努めるとともに、小児科医師の確保のための新たな取組を行います。	健康増進課 いきいろ 子ども未来課

（３）食育の推進

事業名	内容／今後の方向性	担当課
家庭における推進	家庭は食育の基本となる場所であるため、乳幼児健診時や保育所・幼稚園、学校と連携し、発達段階に応じた食に関する情報提供を行うとともに、乳児期には離乳食教室を開催するなど、食育に関する周知・啓発に努めます。 また、依頼があった保育所・幼稚園等、学校、各種団体においては食に関する講話を実施するなど、全ての世代に対して食育を推進します。	健康増進課 いきいろ 子ども未来課
農林・水産等における推進	こどもたちへの農業体験、水産体験教室などの教育ファームを通して、自然の恵みを受けた新鮮な地場産品や生産者の顔の見える「食の安心・安全」を知ることができるよう、農協や漁協と連携して、食の大切さ、感謝の気持ちを育むための取組を推進します。	農林課 水産課
地区組織における推進	こどもを含む全ての年代を対象に、食生活の大切さを伝える啓発や調理実習を通した健康づくりの推進、小学校における郷土料理継承等の取組を実施します。 また、食生活改善推進員（ヘルスメイト）の活動の一つとして、地域での各種教室を実施するとともに、食生活改善推進員の養成に努めます。	健康増進課
保育所・幼稚園等における推進	保育や幼児教育の指針に基づき、「生きる力」の基礎となる健康な心と体を育てるため、食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心を持ってもらうなど、進んで食べようとする気持ちを育みます。	いきいろ 子ども未来課 教育委員会
学校における推進	教育活動に食育を位置づけ推進することで、こどもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図ります。 全小中学校で策定している食育全体計画に基づき、専門的な知識を有する栄養教諭等と連携して推進します。	教育委員会

（４）子育て支援のネットワークづくり

事業名	内容／今後の方向性	担当課
子育てネットワークの充実	子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するためのネットワークを拡充します。	いきいろ 子ども未来課
児童遊園等運営事業	健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら健康に育つように、維持管理等整備を図り、場の提供と活動の支援を行います。	いきいろ 子ども未来課
相談事業の充実	こどもの成長と養育に関するさまざまな問題解決のため、こども家庭センター（令和５年度設置）を中心に担当部署や専門職などと連携し、相談業務の充実を図り、専門的に相談を行います。	いきいろ 子ども未来課 教育委員会
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とそのこども（主として概ね３歳未満の児童及び保護者）を対象として、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談及び援助、地域の子育て関連情報の提供や子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。	いきいろ 子ども未来課
広報事業	子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握し、市報、ホームページ、「結婚・出産・子育て支援サービスガイドブック」、母子手帳アプリ「壱岐はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。	いきいろ 子ども未来課

（５）家庭や地域の教育力の向上

事業名	内容／今後の方向性	担当課
子育てネットワークの充実（再掲）	子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するためのネットワークを拡充します。	いきいろ 子ども未来課
相談事業の充実（再掲）	こどもの成長と養育に関するさまざまな問題解決のため、こども家庭センター（令和５年度設置）を中心に担当部署や専門職などと連携し、相談業務の充実を図り、専門的に相談を行います。	いきいろ 子ども未来課 教育委員会
地域子育て支援拠点事業（再掲）	地域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とそのこども（主として概ね３歳未満の児童及び保護者）を対象として、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談及び援助、地域の子育て関連情報の提供や子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。	いきいろ 子ども未来課
広報事業（再掲）	子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握し、市報、ホームページ、「結婚・出産・子育て支援サービスガイドブック」、母子手帳アプリ「壱岐はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。	いきいろ 子ども未来課
ノーメディアデイの推進	ノーメディアデイを設定し、学校便り等での周知や各種健診機会などを利用して推進を行います。 また、各学校において、学校保健委員会等を活用したメディア教育に取り組むとともに、乳幼児健診や園での歯なまる教室等の際に乳幼児期のメディアとの関りについて保健師による健康教育を実施するなど、メディアの適切な活用・関り方に関する周知・啓発を推進します。	いきいろ 子ども未来課 教育委員会

事業名	内容／今後の方向性	担当課
公民館教室	各地区公民館を拠点として、地域で活動している各組織のサポートや各種講座及び教室などを開催し、生涯学習の推進を図ります。 また、事業を推進していくために必要な人材や団体の確保及び育成に努めます。	教育委員会
図書ボランティアの推進	公民館活動の一環として、こどもたちへの読み聞かせ等、本を通した親子のふれあい、親同士の交流を支援します。 また、図書ボランティアの資質向上に向けた研修等を実施します。	教育委員会
学校グラウンド・運動場の地域への開放	こどもたちがスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、施設の開放や指導者の確保・育成、体育施設の器具の更新を行います。	教育委員会
社会体育活動支援事業	少年スポーツなどの活動を行う団体を支援し、地域全体で健全育成を進めて行きます。 あわせて、指導者の育成に力を注ぎ、将来有望な人材の育成を行います。	教育委員会
児童委員・主任児童委員活動の推進	児童委員・主任児童委員による地域に密着した相談活動の充実を図ります。	市民福祉課 いきいろ子ども未来課
ココロねっこ運動の推進	「ココロねっこ運動」とは、こどもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直し、みんなでこどもを育てる運動です。 今後も学校と地域が連携した事業の推進体制を整備するとともに、指導員及び推進員の資質向上に努めます。	教育委員会
ＰＴＡ活動への支援	ＰＴＡ活動への理解度向上と活動内容の充実に向けて、活動費助成や指導者研修等を行います。	教育委員会
郷土の歴史文化伝統継承活動	地域の歴史や文化を知る出前講座の実施など、こどもたちが伝統文化や芸術に身近に触れ、参加、体験できる環境を拡充するとともに、学校文化活動への参加を奨励し、豊かな心の育成と文化の継承に努めます。	教育委員会
親子ともに学び合うことができる場の提供	11 月の子育て支援月間に合わせて壱岐市保育士会が実施する「親子ふれあい広場」等、親子で育ち合う遊びや、親子の関わりの大切さを学ぶ機会を関係機関と連携して提供します。	いきいろ子ども未来課

（6）地域における子育て支援サービスの充実

事業名	内容／今後の方向性	担当課
ア．居宅における支援	妊産婦新生児訪問事業・乳児家庭全戸訪問事業（再掲） 母子保健法及び児童福祉法に基づいて、妊産婦・新生児・乳児のいる家庭を助産師、看護師、保健師等が訪問し、問題ケースの把握や疾病の早期発見を行います。 早期支援が必要なケースとして、産科医療機関等から連絡票の送付があった場合は、対象者と連絡をとり、早期訪問を実施します。 今後も対象家庭をすべて訪問することを目標とし、発育・発達の確認、保護者の育児不安・育児負担の軽減が出来るよう支援します。	いきいろ 子ども未来課
イ．保育所その他の施設における児童養育支援の充実	①乳幼児等訪問指導・養育支援訪問事業（再掲） 妊産婦、乳児家庭全戸訪問等の実施により把握した保護者の養育支援を行います。全戸訪問指導後に、引き続き指導を必要とする対象者については、養育支援訪問を実施するなど継続指導を行います。 また、必要に応じて医療機関等関係機関へつなぎ、育児負担の軽減・不安解消への支援を行います。	いきいろ 子ども未来課
	②ファミリー・サポート・センター事業 「子育てのお手伝いをしたい人」と「子育ての手助けをしてほしい人」が、ともに会員になって保育所等への送迎や一時預かり等の子育てに関する相互援助活動を支援する事業を、壱岐市社会福祉協議会へ委託して実施します。	いきいろ 子ども未来課
	③託児支援事業のネットワーク化（再掲） 関係機関の共同参画により、ネットワークの拡大と支援体制の充実を図ります。	いきいろ 子ども未来課
	④幼児期の教育・保育サービスの充実 本計画に基づき、市内全域を１つの区域として設定して利用実態やニーズを踏まえ、幼児期の教育・保育サービスの提供及び充実を図ります。 また、施設の老朽化による維持・補修及びサービスを充実させるための認定こども園の設置について検討を進めます。	いきいろ 子ども未来課 教育委員会
	⑤認定こども園の整備 保育の量の確保と質の向上を目指して、認定こども園の整備を推進します。	いきいろ 子ども未来課 教育委員会

事業名	内容／今後の方向性	担当課
イ．保育所その他の施設における児童養育支援の充実	⑥地域子ども・子育て支援事業の実施 本計画に基づき、「地域子ども・子育て支援事業」の各種サービスを実施します。	いきいろ 子ども未来課
	⑦病児保育の実施 現在市内の医療機関に委託し実施しています。今後も委託先の医療機関との連携を密にするとともに、利用者のニーズに合わせた事業の充実を図ります。	いきいろ 子ども未来課
	⑧広報事業（再掲） 子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握し、市報、ホームページ、「結婚・出産・子育て支援サービスガイドブック」、母子手帳アプリ「壱岐はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。	いきいろ 子ども未来課
ウ．児童の養育に関する保護者への相談支援と情報提供の充実	①子育てネットワークの充実（再掲） 子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するためのネットワークを拡充します。	いきいろ 子ども未来課
	②相談事業の充実（再掲） こどもの成長と養育に関するさまざまな問題解決のため、こども家庭センター（令和５年度設置）を中心に担当部署や専門職などと連携し、相談業務の充実を図り、専門的に相談を行います。	教育委員会 いきいろ 子ども未来課
	③広報事業（再掲） 子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握し、市報、ホームページ、「結婚・出産・子育て支援サービスガイドブック」、母子手帳アプリ「壱岐はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。	いきいろ 子ども未来課

基本目標３　こどもの成長段階に応じた支援の充実

（１）幼児期の教育・保育サービスの充実

事業名	内容／今後の方向性	担当課
幼児期の教育・保育サービスの充実（再掲）	本計画に基づき、市内全域を１つの区域として設定して利用実態やニーズを踏まえ、幼児期の教育・保育サービスの提供及び充実を図ります。 また、施設の老朽化による維持・補修及びサービスを充実させるための認定こども園の設置について検討を進めます。	いきいろ子ども未来課 教育委員会
認定こども園の整備（再掲）	保育の量の確保と質の向上を目指して、認定こども園の整備を推進します。	いきいろ子ども未来課 教育委員会
幼児教育アドバイザーの設置	幼児教育や保育の質を向上させるため、幼児教育の推進を行う「幼児教育アドバイザー」を配置します。	いきいろ子ども未来課
障がい児保育の推進	障がい児の受け入れについて、保護者の要望と施設の状況を把握して、必要に応じて改善を行うなど、より良い調整を行うことにより障がい児の処遇の向上を図ります。 また、障がい児を受け入れた施設と担当課とが情報共有を行い、受け入れによって出てきた課題の解決に取り組むとともに、保育所から小学校などライフステージが変わる中でもより良い受け入れができるような体制づくりを行います。 さらに、障がい児や要支援のこどもの保護者に対して、必要な支援や援助を行うように努めます。	いきいろ子ども未来課
幼稚園と保育所の一元化	壱岐市子ども・子育て会議において、公立幼稚園及び公立保育所のあり方について議論を行い、一貫した総合施設の設置等、幼稚園と保育所の運営について検討します。 保育所については、令和４年度から筒城保育所を石田こども園に統合しており、へき地保育所については、令和６年度末までに渡良保育所、沼津保育所、初山保育所、柳田保育所、志原保育所を閉園します。 幼稚園については、保護者からの意見・要望等を含めて、幼稚園の統廃合についての協議を重ね、勝本幼稚園及び霞翠幼稚園を霞翠幼稚園へ、箱崎幼稚園及び瀬戸幼稚園を瀬戸幼稚園へ統廃合する方針を決定しました。今後、小学校との連携や交流など、統廃合後の円滑な園の運営に向けて検討を進めます。 また、関係部署が連携を図りながら認定こども園の設置をすすめるとともに、幼児教育・保育の更なる充実に向けて、恒常的に不足する幼稚園教諭・保育士の確保に努めます。	いきいろ子ども未来課 教育委員会

事業名	内容／今後の方向性	担当課
幼・保・小の連携強化	各幼稚園と小学校の交流活動を推進し、こどもたちの心の育ちにつなげます。 今後、幼稚園の統廃合及び認定こども園の設置に向けて関係部署と連携強化を図るとともに、幼保小連携推進協議会の設置に向けて調整を行います。	いきいろ子ども未来課 教育委員会
広報事業（再掲）	子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握し、市報、ホームページ、「結婚・出産・子育て支援サービスガイドブック」、母子手帳アプリ「壱岐はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。	いきいろ子ども未来課

（２）こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

事業名	内容／今後の方向性	担当課
ア．確かな学力の向上	①教職員の資質向上 教職員の資質及び専門性の向上を図るため、各種研修を行います。また、教職員による自主的な研修活動を支援するとともに、研修時間の確保に努めます。	教育委員会
	②外部人材の活用 小中学校の活性化を図るため、外部人材（ゲストティーチャー、スクールボランティア等）の積極的な活用を図ります。 また、市内 18 校に開設したコミュニティ・スクールの取組を推進し、地域と学校が協働しやすい環境づくりを推進します。	教育委員会
イ．豊かな心の育成	①地域と学校の連携・強化 小中学校が地域の特性や児童生徒の個性を生かし、道徳授業の公開や様々な体験活動、地域との連携・交流を通して、心豊かな児童生徒の育成を図ります。	教育委員会
	②心の教室相談員と児童委員・主任児童委員の連携 学校及び地域での児童の状況を連携して把握することにより、個々の実情にあった相談活動を図ります。また、相談員と児童委員・主任児童委員との交流研修やケース会議を行います。 また、市内 18 校に開設したコミュニティ・スクールの取組を推進し、地域と学校が協働しやすい環境づくりを推進します。	教育委員会

事業名	内容／今後の方向性	担当課
イ．豊かな心の育成	③読書活動の推進 読書活動を推進するため、朝の読書活動や家庭での親子読書などの奨励を行います。また、図書ボランティアの活用も推進します。 また、こどもの図書への関心を高める取組や、図書館教育担当を中心とした全職員で取り組む体制づくり、学校司書と連携した取組等を通して、図書内容の充実及び読書時間の確保などこどもが読書に関心を持つようなきっかけ作りに努めます。	教育委員会
ウ．信頼される学校づくり	①「心の教室相談員」推進事業 全中学校に配置した「心の教室相談員」により、各中学校の実情に応じた取組を推進し、生徒の悩みなどの相談に対応します。	教育委員会
	②特色のある学校づくりの推進 統合的な学習の時間等を活用して、職業体験などの体験活動や地域の人材を講師として招いた授業など、市内 18 校に開設したコミュニティ・スクールと連携して、学校と地域の協働による特色ある学校づくりを推進します。	教育委員会
	③郷土の歴史文化伝統継承活動（再掲） 地域の歴史や文化を知る出前講座の実施など、こどもたちが伝統文化や芸術に身近に触れ、参加、体験できる環境を拡充するとともに、学校文化活動への参加を奨励し、豊かな心の育成と文化の継承に努めます。	教育委員会
	④家庭児童相談員との連携 いきいろ子ども未来課内に配属された家庭児童相談員と課内で連携し、さらに関係機関と連携しながら家庭児童についての相談業務の更なる充実を図ります。	いきいろ子ども未来課

（３）児童・生徒の健全育成の推進

事業名	内容／今後の方向性	担当課
学童保育の充実	昼間、保護者が不在となる小学生の放課後児童健全育成事業として、放課後児童クラブを実施します。 現在、すべての小学校区の児童が利用できるよう、市内６クラブへ業務を委託して実施しており、放課後や長期休業中等に、児童の健全な育成を図るための適切な遊び及び生活の場の確保と、育児と仕事の両立ができる子育て環境を確保しています。 家庭、地域等との連携の下、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るとともに、地域のニーズに合わせた放課後児童クラブの充実を図ります。	いきいろ 子ども未来課
子育てネットワークの充実（再掲）	子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するためのネットワークを拡充します。	いきいろ 子ども未来課
要保護児童対策地域協議会の機能強化	関係機関との連携を図りながら、児童虐待等の発生予防、早期発見・早期対応から、児童虐待を受けたこどもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援を行い、こどもの生活の保全と情緒の安定を図ります。	いきいろ 子ども未来課
青少年スポーツの推進	スポーツの普及振興を図るため、施設の修繕など市民が安全に使用できるようにスポーツ施設の整備を行います。 また、各団体の指導者を対象とした講座への参加を推進するとともに、指導者の確保に努めます。	教育委員会
学校グラウンド・運動場の地域への開放（再掲）	こどもたちがスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、施設の開放や指導者の確保・育成、体育施設の器具の更新を行います。	教育委員会

事業名	内容／今後の方向性	担当課
社会教育施設、文化施設、社会体育施設などの活用	こどもの居場所として、市内の図書館、公民館、体育館等の社会教育施設を開放し、その活用を促進します。また、安全に利用できるように、施設の充実と維持管理に努めます。	教育委員会
ココロねっこ運動の推進（再掲）	「ココロねっこ運動」とは、こどもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直し、みんなでこどもを育てる運動です。 今後も学校と地域が連携した事業の推進体制を整備するとともに、指導員及び推進員の資質向上に努めます。	教育委員会
生涯学習推進事業	各地区公民館を拠点として、夏休み等に小学生を対象とした公民館教室を開催し、生涯学習の推進を図るとともに、学習メニューの更なる充実に努めます。	教育委員会
地域子ども教室の展開	市内８か所で実施されている地域こども教室については、各地区の実情に応じて事業を継続的に実施します。 また、実施されていない地区の現状とニーズの把握に努め、取組へのサポートを行います。	教育委員会

（４）思春期保健対策の充実

事業名	内容／今後の方向性	担当課
健康教育・保健指導の充実	関係機関と連携して、食事や睡眠等の基本的な生活習慣づくりや心の健康、性、喫煙・飲酒、薬物乱用等に関する健康教育を行います。	健康増進課 いきいろ子ども未来課
スクールカウンセラーの配置	いじめや不登校等、児童・生徒の相談に応じるためスクールカウンセラーを配置します。	教育委員会
児童相談所との連携強化	令和５年度に設置したこども家庭センターを中心に、関係機関との連携強化に努めるとともに、様々な相談に対応して支援を行います。	いきいろ子ども未来課
相談対応	心の問題に悩んでいる青少年や家族からの相談があった場合には、壱岐保健所等の適切な機関へつなぎます。	健康増進課 いきいろ子ども未来課

基本目標４　こどもや子育て家庭に対する専門的支援の充実

（１）ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名	内容／今後の方向性	担当課
児童扶養手当の支給	法に則った対象者の把握と支給要件の確認を行い、手当の支給を行います。制度の改正があった場合には、速やかに制度の周知を行います。	いきいろ 子ども未来課
相談体制の充実や情報提供	母子・父子自立支援員・家庭児童相談員により、ひとり親家庭等の自立支援に必要な助言・指導や相談体制を行い、情報提供を行います。 また、壱岐市ホームページ及び「結婚・出産・子育てサービスガイドブック」等に制度を掲載し、周知徹底に努めます。	いきいろ 子ども未来課
母子及び父子並びに寡婦家庭医療費の助成	母子及び父子並びに寡婦家庭に医療費自己負担相当額を助成します。（所得などの支給要件があります。） また、制度の周知徹底を図ります。	いきいろ 子ども未来課
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付	法に基づく福祉資金の貸付を行います。	いきいろ 子ども未来課
母子及び父子自立支援給付金事業	母子家庭の母・父子家庭の父の自立・就業支援のため、高等職業訓練促進給付金事業及び自立支援教育訓練給付金事業を実施します。	いきいろ 子ども未来課

（２）障がい児施策の充実

事業名	内容／今後の方向性	担当課
各種健康診査の推進	母子保健法等に基づき、乳児健康診査・１歳６か月児健康診査・３歳児健康診査・新生児聴覚検査を実施します。 健康管理システムやフォロー台帳等を活用し、健診結果を管理するとともに、定期的にケース共有を行うことで、疾病や障がい等の早期発見と早期支援、関係機関と連携した切れ目ない支援に努めます。 また、健診未受診者については、訪問や面談等で目視確認を行い全数把握を行います。疾病や障がい等が疑われる場合には受診勧奨や専門相談等へつなぐなど、関係機関との連携を図ります。	いきいろ 子ども未来課

事業名	内容／今後の方向性	担当課
療育支援体制の整備	各専門職種がこどもの発達全般における問題や障がいのある児童に対し、日常生活上における基本的な動作及び知識技術の習得を目的とする児童発達支援（療育）事業を実施し、集団生活への適応を支援するとともに、事業の展開に必要な児童発達管理責任者の養成と資質向上を推進します。 また医療機関と連携して、セラピスト（言語聴覚士・臨床心理士・作業療法士等）が行う療育支援の実施に努めます。	いきいろ 子ども未来課
壱岐こどもセンターの機能強化	壱岐こどもセンターは市内唯一の療育機関として、いきいろ子ども未来課をはじめ、各保育所、幼稚園や学校、医療機関との連携を行いつつ、発達過程における児童の問題を保護者とともに一つひとつ共有しながら解決をしていきます。 今後は県の事業と連携しながら研修制度・人材の派遣等を活用し、従事職員の技術向上に努めるとともに、センターの機能強化を図ります。	いきいろ 子ども未来課
特別支援教育の充実	障がいのある児童生徒の就学先について、就学前保護者相談会を実施するとともに、全ての就学予定児にスクリーニングを行い、結果に応じて幼稚園や保育所等に参観・聞き取り等を行います。 また、発達障害等の障害についての研修会の開催や就学相談の流れ等について説明をする機会を設けるなど、保護者や関係者の理解を求め、特別支援教育の推進に努めます。	教育委員会
障がい児保育の推進（再掲）	障がい児の受け入れについて、保護者の要望と施設の状況を把握して、必要に応じて改善を行うなど、より良い調整を行うことにより障がい児の処遇の向上を図ります。 また、障がい児を受け入れた施設と担当課とが情報共有を行い、受け入れによって出てきた課題の解決に取り組むとともに、保育所から小学校などライフステージが変わる中でもより良い受け入れができるような体制づくりを行います。 さらに、障がい児や要支援のこどもの保護者に対して、必要な支援や援助を行うように努めます。	いきいろ 子ども未来課
障がい児・医療的ケア児支援ネットワークの構築	障がい児・医療的ケア児が地域で安心して暮らせるように、自立支援協議会の児童部会の充実を図り、児童から成人への支援ネットワークを広げます。 また、自立支援協議会にて壱岐市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の点検と評価を行います。	市民福祉課 いきいろ 子ども未来課
日中一時支援事業の充実	就学前の障がい児を一時的に預かり、日中活動の場の提供及び充実を図ります。	市民福祉課

事業名	内容／今後の方向性	担当課
発達障害への対応	母子保健事業や各種子育て相談等により、ＬＤやＡＤＨＤ等の発達障害のあるこどもに関する相談や支援を行い、障害や発達に応じて、乳幼児期から学校卒業までの必要な支援に努めます。 また、支援する有資格者の募集を行うなど、人員の確保に努めます。	いきいろ 子ども未来課
相談支援事業	相談支援事業所を通じ、専門員が障がいや発達過程において問題のある児童についての支援計画を保護者とともに構築します。また、関係機関と連携し、必要な時に必要な支援がつながるように充実させます 発達障害や診断名等がまだついていない幼児などの相談支援については、関係機関や病院などと連携し、充実を図ります。 また、障害者（児）相談支援専門員の養成に努めます。	いきいろ 子ども未来課

（３）経済的支援の推進

事業名	内容／今後の方向性	担当課
児童手当の支給	法に基づいた認定及び支給業務の実施を行うとともに、制度の周知に努めます。 また、国の施策に着目し、更なる制度改正があった場合には速やかに制度周知を行い、認定及び支給業務の実施を行います。	いきいろ 子ども未来課
乳幼児・こども医療費助成事業（再掲）	子育てに関する経済的な負担が大きいという現状から、こどもにかかる医療費の負担軽減を図るため、保険診療の患者負担分を助成している乳幼児・こども福祉医療費制度については、壱岐市独自に３歳未満児の自己負担額無料化を実施しています。なお、県外受診の保険適用内の医療費については償還払いで対応しています。 また、令和５年度から、高校生世代まで対象を拡充しました。今後は小・中学生の福祉医療現物給付化に取り組みます。	いきいろ 子ども未来課
児童扶養手当の支給（再掲）	法に則った対象者の把握と支給要件の確認を行い、手当の支給を行います。制度の改正があった場合には、速やかに制度の周知を行います。	いきいろ 子ども未来課
母子及び父子並びに寡婦家庭医療費の助成（再掲）	母子及び父子並びに寡婦家庭に医療費自己負担相当額を助成します。（所得などの支給要件があります。） また、制度の周知徹底を図ります。	いきいろ 子ども未来課

事業名	内容／今後の方向性	担当課
出産祝金事業	家庭における生活の安定と幸せな地域づくりを進めるため、第２子以降出産された場合に祝金支給を行います。	いきいろ 子ども未来課
特別児扶養手当の支給	制度の周知徹底と法に基づいた認定請求、その他届出等の受付業務を行います。 正確な受付業務・進達を行い、制度改正等があった場合には速やかに制度周知を行います。	いきいろ 子ども未来課
保育料の軽減	無償化対象外の児童については市独自の軽減措置を継続して実施します。 また、第２子以降の保育料については無料とします。(0～2 歳児対象)	いきいろ 子ども未来課
壱岐市奨学金制度	壱岐市民の子弟で、経済的理由により就学困難な高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校（専門課程）及び大学の在学生を対象に奨学金を貸与します。	教育委員会

（４）児童虐待防止対策の充実

事業名	内容／今後の方向性	担当課
要保護児童対策地域協議会の機能強化（再掲）	関係機関との連携を図りながら、児童虐待等の発生予防、早期発見・早期対応から、児童虐待を受けたこどもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援を行い、こどもの生活の保全と情緒の安定を図ります。	いきいろ 子ども未来課
児童相談所との連携強化（再掲）	令和５年度に設置したこども家庭センターを中心に、関係機関との連携強化に努めるとともに、様々な相談に対応して支援を行います	いきいろ 子ども未来課

（５）こどもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	内容／今後の方向性	担当課
ココロねっこ運動の推進（再掲）	「ココロねっこ運動」とは、こどもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直し、みんなでこどもを育てる運動です。 今後も学校と地域が連携した事業の推進体制を整備するとともに、指導員及び推進員の資質向上に努めます。	教育委員会
社会環境立入調査の実施	県教育庁等関係機関・団体と連携し、各販売店やビデオレンタル店等に対する指導や立入調査を継続・拡大するとともに、各家庭に対しても有害な情報の取扱い上の留意点について指導をしていきます。	教育委員会

（６）不登校やひきこもり対応の充実

事業名	内容／今後の方向性	担当課
「心の教室相談員」推進事業	全中学校に配置した「心の教室相談員」が生徒の相談相手となって相談を受けるなどして、心のケアに努めます。	教育委員会
カウンセリングによる相談・支援体制の強化	専門的な知識を持つスクールカウンセラーが不足しているので、県の事業と連携しながら増員などの体制の強化に努めます。	教育委員会
不登校に関する相談・支援体制の強化	不登校相談ネットワーク（通称「ｉ-ネット」）及び教育支援教室「太陽」の相談・支援体制の強化と周知を図り、早い段階からの個に応じた相談や関係者及び関係機関等が連携した支援に努めます。	教育委員会
長崎県ひきこもり地域支援センター	長崎県ひきこもり地域支援センターの周知を行い、当事者や家族への相談対応及び支援を推進します。	いきいろ 子ども未来課

（７）地域ぐるみでの居場所づくりの推進

事業名	内容／今後の方向性	担当課
こどもの居場所づくりのネットワーク化	こどもの居場所づくりに取り組む団体をはじめ、地域のこどもや子育てを支援する団体のネットワークを構築し、民間主体によるこどもの居場所の展開を推進します。	いきいろ 子ども未来課

（８）こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	内容／今後の方向性	担当課
関係機関・団体との情報交換	こどもを犯罪・事故等の被害から守るため、学校警察連絡協議会において関係機関・団体との情報交換を密にします。	教育委員会
パトロール活動の推進	ＰＴＡ等や関係団体と連携し、校区内を巡回することで、青少年を非行から守るパトロール活動を推進するとともに、その活動を支援します。	教育委員会
防犯ボランティアの推進	地域全体に防犯意識の浸透を図り、犯罪のない安全・安心のまちづくりに貢献する防犯ボランティア活動を推進します。	危機管理課

（９）被害にあったこどもの保護の推進

事業名	内容／今後の方向性	担当課
「心の教室相談員」推進事業（再掲）	全中学校に配置した「心の教室相談員」が生徒の相談相手となって相談を受けるなどして、心のケアに努めます。	教育委員会
カウンセリングによる相談・支援体制の強化（再掲）	専門的な知識を持つスクールカウンセラーが不足しているので、県の事業と連携しながら増員などの体制の強化に努めます。	教育委員会
要保護児童対策地域協議会の機能強化（再掲）	関係機関との連携を図りながら、児童虐待等の発生予防、早期発見・早期対応から、児童虐待を受けたこどもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援を行い、こどもの生活の保全と情緒の安定を図ります。	いきいろ子ども未来課
児童相談所との連携強化（再掲）	令和５年度に設置したこども家庭センターを中心に、関係機関との連携強化に努めるとともに、様々な相談に対応して支援を行います。	いきいろ子ども未来課

（１０）こどもの貧困対策の推進

事業名	内容／今後の方向性	担当課
こどもの居場所づくりの推進（こども食堂等）	地域のニーズを把握し、こども食堂等、こどもの居場所づくりの取組を支援します。 また、団体等の立ち上げ支援を行い、連携して居場所づくりを推進します。	いきいろ子ども未来課
貧困対策強化事業	こどもの居場所づくりのネットワークや壱岐市要保護児童対策地域協議会等における児童福祉、保健医療、教育、警察、司法など関係機関との連携強化を図り、貧困家庭の早期発見や適切な対応など対策を強化します。	いきいろ子ども未来課
生活保護制度	法に則った制度適用の可否決定を行い、その最低限の生活を保障し、家庭の自立を助長します。	保護課

基本目標５　こども・若者が希望を持って生きていくための支援の充実

（１）次代の親の育成

事業名	内容／今後の方向性	担当課
妊産婦保健事業（再掲）	母子保健法に基づいて、妊娠届出の受理及び母子健康手帳の交付を行い、妊娠・出産に関する相談に助産師や保健師等の専門職が応じ、妊娠期から継続したサポートを実施します。 妊産婦については、産科医療機関等との連絡会を実施し、関係者での情報共有・連携の推進を図るとともに、特定妊婦の可能性のある対象者については児童福祉と定期的に支援状況を共有し、必要に応じて協働で支援を行います。 また、こども家庭センター（令和５年度設置）を中心に、サポートプランの作成等の支援を行います。 更に、医療機関と連携し、産後ケア事業・妊産婦の検診又は分娩に対する交通費等の支援を行います。	いきいろ 子ども未来課
赤ちゃん広場	出産前の妊婦及び、１歳のお誕生月までの乳児と保護者を対象とし、プログラムを通じた育児支援や乳幼児期の親との交流の機会をつくるなど、親育ち支援に努めます。	いきいろ 子ども未来課
ふれあい交流事業	市内在住の独身男女の交流活動を推進し、未婚化・晩婚化及び少子化に歯止めをかけることを目的として、各種団体が実施する婚活イベント事業への補助を行います。	政策企画課

（２）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

事業名	内容／今後の方向性	担当課
男女共同参画事業	壱岐市男女共同参画基本計画に基づき、各種研修会の企画や啓発活動を実施し、男女が協力しあえる家事・育児・介護等の環境整備のほか、地域活動における男女共同参画の推進に努めます。	政策企画課

（3）ヤングケアラーへの支援

事業名	内容／今後の方向性	担当課
ヤングケアラーの早期発見・把握	ヤングケアラーに関する普及啓発を行うとともに、教育、福祉、介護等の関係機関と連携を強化し、早期発見・把握や適切な支援につなげます。	いきいろ子ども未来課 教育委員会
実態把握及び研修の実施	ヤングケアラーの実態を把握するための情報収集に努めるとともに、関係機関・団体等の職員に対してヤングケアラー支援について理解を深めるための研修等の実施を検討します。	いきいろ子ども未来課 教育委員会
相談支援体制の整備	県や支援者団体等による、ヤングケアラーを対象としたピアサポート等の悩み相談支援体制の周知や連携体制の整備に努めます。	いきいろ子ども未来課 教育委員会

（4）良質な住宅の確保

事業名	内容／今後の方向性	担当課
公営住宅整備事業の推進	子育て世帯や高齢者が安心かつ快適な生活ができるよう、居住性向上といった公営住宅の改善・改修を図ります。	建設課
バリアフリー化の推進	公共施設において、バリアフリー対策等安全・安心に配慮した計画的な建替・維持補修に努めます。	建設課

（5）良質な居住環境の整備

事業名	内容／今後の方向性	担当課
やさしいまちづくり環境整備	「壱岐市通学路交通安全防犯プログラム」に基づいて、高齢者、障がい者、妊産婦、こどもたちなど、誰もが安心して快適に暮らせる交通環境の整備を推進します。	建設課　等
公共施設のバリアフリー化	市庁舎や学校などの公共施設における段差の解消等について、必要に応じて改善を促進します。	政策企画課 教育委員会 等
公共施設の開放と児童公園環境の整備	こどもの安全な遊び場を確保する視点に立ち、遊具の点検や修理といった公園・広場等の整備を進めます。	建設課 いきいろ子ども未来課 等

（６）安心して外出できる環境の整備

事業名	内容／今後の方向性	担当課
街路整備事業	こどもや親子連れが安心して移動できるように、こどもや親子連れの視点に立った街路の整備を促進します。	建設課　等
交通安全施設の整備	地域の実態や景観、必要性等に配慮し、関係機関と連携を図りながら、信号機やカーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めます。	建設課　等
公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化	公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化に向けて建築物の改善等を促進します。 また、市内のバリアフリー施設等について、ＨＰやパンフレット等で情報発信を行います。	建設課　等
こどもにやさしいトイレ等の整備	壱岐市公共施設個別施設計画に基づいて、授乳施設や段差の解消、スロープ、多目的トイレ等の設置など、こども連れの利用に配慮した公共施設等の整備に努めます。	建設課 観光課 等
公共施設の開放と児童公園環境の整備（再掲）	こどもの安全な遊び場を確保する視点に立ち、遊具の点検や修理といった公園・広場等の整備を進めます。	建設課 いきいろ 子ども未来課 等
子育て世帯への情報提供	公共施設等における、授乳施設や親子トイレ等に関する情報を、子育て情報誌やホームページ等を通じて提供していきます。	いきいろ 子ども未来課 等
チャイルドシートの普及促進	警察や幼稚園・保育所等と連携し、チャイルドシートの正しい使用方法等について、市ホームページや各種イベント等の機会を通じて啓発を行います。	危機管理課

（７）安全・安心のまちづくりの推進等

事業名	内容／今後の方向性	担当課
防犯灯・街路灯の設置促進	市民が安心して歩けるまちづくりを目指し、地域の要望を考慮した防犯灯・街路灯の整備を推進します。	総務課 建設課 等
防犯活動の推進	壱岐市安全・安心まちづくり協議会、長崎県犯罪のない安全安心まちづくり推進県民会議壱岐支部、市民、企業、ボランティア、学校などと連携して、防犯活動の推進を図ります。	総務課 教育委員会 危機管理課
野犬対策	こどもたちが野犬に襲われる等の被害を未然に防ぐため、壱岐保健所と連携し、野犬の捕獲に努め、安心して暮らせるまちづくりを目指します。	環境衛生課

第５章　量の見込みと確保方策（子ども・子育て支援事業計画）

１　子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正への対応

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して策定することとされています。令和４年６月の「児童福祉法等の一部を改正する法律」及び令和６年６月の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

◆主な改正内容

〇家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加

〇こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

〇妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

〇乳児等通園支援事業　（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

〇産後ケアに関する事業の追加

２　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育･保育提供区域の考え方、及び壱岐市における教育･保育提供区域の設定は、以下の通りです。

（１）教育・保育提供区域の考え方

①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。
②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

（２）教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や施設数は適切な規模か ●区域ごとに事業量の見込みが算出可能か ●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●居宅より容易に移動することが可能か ●区域内で事業の確保が可能か ●現在の事業の考え方と合っているか

（３）教育・保育提供区域について

壱岐市では、市内全域を１つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

3　教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

（１）人口推計

「量の見込み」を算出するにあたって、基礎データとなる０歳から１１歳までの計画期間中の推計児童数を平成 31 年から令和６年までの各年４月１日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出しました。

> ※コーホート変化率法
>
> 各コーホート（同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【推計児童数】

単位（人）	基準値	推計値				
	令和６年	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
０歳	120	120	115	112	108	105
１歳	102	123	122	118	115	111
２歳	145	100	122	122	117	114
３歳	150	147	102	123	123	118
４歳	139	147	144	99	121	121
５歳	180	136	145	142	97	119
６歳	176	180	136	145	143	97
７歳	200	174	178	135	144	141
８歳	198	201	175	179	135	144
９歳	205	194	197	171	175	132
１０歳	218	204	193	196	171	175
１１歳	221	213	200	189	192	167
合計	2054	1939	1829	1731	1641	1544

（単位：人）

（２）保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、こども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、こどもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第 19 条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく３つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

【認定の区分】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
１号認定 （教育標準時間認定）	満３歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
２号認定 （保育認定）	満３歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
３号認定 （保育認定）	満３歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定に当たっては、（１）保育を必要とする事由（保護者の就労・疾病など）、（２）保育の必要量（保育標準時間、保育短時間の２区分）、（３）「優先利用」への該当の有無（ひとり親家庭、生活保護世帯など）の３点が考慮されます。

【保育を必要とする事由】

①就労

②妊娠・出産

③保護者の疾病・障がい

④同居又は長期入院している親族の介護・看護

⑤災害復旧

⑥求職活動

⑦就学

⑧虐待や DV の恐れがあること

⑨育児休業取得中に、既に利用しているこどもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

（３）量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本市では、市全体を１つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

■令和７年度

（単位：人）		１号	２号	３号		
				０歳	１歳	２歳
①量の見込み		136	290	58	108	88
確保方策	幼稚園・認定こども園	695				
	認可保育所･認定こども園		301	75	99	120
	へき地保育所		30			
	地域型保育事業			18	28	30
	②確保方策の合計	695	331	93	127	150
②-①		559	41	35	19	62

■令和８年度

（単位：人）		１号	２号	３号		
				０歳	１歳	２歳
①量の見込み		124	264	56	108	108
確保方策	幼稚園・認定こども園	555				
	認可保育所･認定こども園		301	75	99	120
	へき地保育所		30			
	地域型保育事業			18	28	30
	②確保方策の合計	555	331	93	127	150
②-①		431	67	37	19	42

■令和 9 年度

（単位：人）		1 号	2 号	3 号		
				0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み		115	246	54	104	108
確保方策	幼稚園・認定こども園	555				
	認可保育所･認定こども園		301	75	99	120
	へき地保育所		30			
	地域型保育事業			18	28	30
	②確保方策の合計	555	331	93	127	150
②-①		440	85	39	23	42

■令和 10 年度

（単位：人）		1 号	2 号	3 号		
				0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み		108	230	52	101	103
確保方策	幼稚園・認定こども園	555				
	認可保育所･認定こども園		301	75	99	120
	へき地保育所		30			
	地域型保育事業			18	28	30
	②確保方策の合計	555	331	93	127	150
②-①		447	101	41	26	47

■令和 11 年度

（単位：人）		1 号	2 号	3 号		
				0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み		113	242	51	98	101
確保方策	幼稚園・認定こども園	555				
	認可保育所･認定こども園		301	75	99	120
	へき地保育所		30			
	地域型保育事業			18	28	30
	②確保方策の合計	555	331	93	127	150
②-①		442	89	42	29	49

量の見込み	ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定することとし、過去の実績を基に算出した利用率（各区分の認定者数／各年級の児童数）を、推計児童数に乗じて算出しました。
確保方策	各年度における、市内の教育・保育施設の定員数（予定）の合計を、計画期間内の各年度の確保方策としています。市全体として幼児教育・保育のニーズは確保されていますが、今後のニーズの更なる増加や、地域間の利便性の格差等、あらゆる状況を考慮しつつ、更なる体制の充実に努めます。

4　地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。提供区域は全市として、事業ごとの見込量と確保策を定め充実を図ります。

【単位】

人／年　：１年あたり利用実人数	人日／年：１年当たり延べ利用者数
人日／月：１月当たり延べ利用者数	回数／年：１年あたり実施回数

（１）利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

◆第２期計画の量の見込みと実績の差異

（箇所数）	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②実績	1	1	1	1	1
差異（①―②）	0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保方策

（単位：箇所数）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

量の見込み	利用者支援事業は、こども及びその保護者等、または妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援の事業を円滑に利用できることが必要なことから日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村の窓口などでの実施とされています。 量の見込みについては、これまでの実績に基づいて設定しています。
確保方策	本市では壱岐こどもセンターにて、妊娠・出産・子育てに関して切れ目ない支援を目指した相談窓口を開設し、事業を実施します。

（２）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

◆第２期計画の量の見込みと実績の差異

（人日／月）	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
①量の見込み	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100
②実績	350	384	409	441	452
差異（①―②）	650	616	691	659	648

（箇所数）	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
①量の見込み	3	3	4	4	4
②実績	3	3	3	3	3
差異（①―②）	0	0	1	1	1

◆量の見込みと確保方策

（単位：人日／月）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	500	600	700	700	800
箇所数	3	3	3	3	3
確保方策	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

量の見込み	国の基準に基づくニーズ調査による量の見込みの算出では、実績と大きく乖離しているため、実績に基づいた量の見込みを設定しました。
確保方策	現在事業を実施している箇所で実施し、ニーズに対応するとともに、更に幅広く市民のニーズに対応していきます。

（３）一時預かり事業

保育園や認定こども園、幼稚園で通常の利用時間以外に行う事業です。

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

◆第２期計画の量の見込みと実績の差異

（人日／年）	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
①量の見込み	30,000	30,000	30,000	26,400	26,400
②実績	28,495	28,582	25,628	24,924	23,002
差異（①―②）	1,505	1,418	4,372	1,476	3,398

（箇所数）	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
①量の見込み	9	9	9	8	8
②実績	9	9	9	9	9
差異（①―②）	0	0	0	▲1	▲1

◆量の見込みと確保方策

（単位：人日／年）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	25,000	25,000	24,000	24,000	23,000
箇所数	9	7	7	7	7
確保方策	25,000	25,000	24,000	24,000	23,000

量の見込み	国の基準に基づくニーズ調査による量の見込みの算出では、実績と大きく乖離しているため、実績に基づいた量の見込みを設定しました。
確保方策	既存の幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）で確保します。今後も継続して事業の展開を図ります。

幼稚園型以外

◆第２期計画の量の見込みと実績の差異

（人日／年）	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
①量の見込み	3,500	3,500	3,500	3,000	3,500
②実績	409	89	53	318	354
差異（①―②）	3,091	3,411	3,447	2,682	3,146

（箇所数）	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
①量の見込み	6	6	6	5	6
②実績	6	6	5	5	5
差異（①―②）	0	0	1	0	1

◆量の見込みと確保方策

（単位：人日／年）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	300	275	250	225	200
箇所数	5	5	5	5	5
確保方策	400	440	480	530	580

量の見込み	国の基準に基づくニーズ調査による量の見込みの算出では、実績と大きく乖離しているため、実績に基づいた量の見込みを設定しました。
確保方策	既存の実施場所にてニーズ量の確保が可能です。今後も継続して事業の展開を図ります。

（４）妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

◆第２期計画の量の見込みと実績の差異

（回数／年）	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
①量の見込み	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
②実績	1,750	1,671	1,188	1,481	1,680
差異（①―②）	450	529	1,012	719	520

◆量の見込みと確保方策

（単位：回数／年）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1,700	1,650	1,600	1,550	1,500
確保方策	1,700	1,650	1,600	1,550	1,500

量の見込み	近年の実績及び計画期間内における人口推計数（0 歳児数）より、量の見込みを設定しました。
確保方策	母子健康手帳を交付する際に、妊婦一般健康診査受診票を併せて交付します。本市では妊婦一般健康診査 14 回分を公費助成しています。

（５）乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

◆第２期計画の量の見込みと実績の差異

（人／年）	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
①量の見込み	180	180	180	180	180
②実績	156	153	111	110	120
差異（①―②）	24	27	69	70	60

◆量の見込みと確保方策

（単位：人／年）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	120	120	120	110	110
確保方策	120	120	120	110	110

量の見込み	近年の訪問実績及び計画期間内における人口推計数（0 歳児数）より、量の見込みを設定しました。
確保方策	今後も継続して全対象者の把握に努めるとともに、多様なケースに対して適切に対応ができるように庁内各課及び関係機関と連携して事業の展開を行います。

（６）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

◆第２期計画の量の見込みと実績の差異

（人日／年）	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
①量の見込み	40	40	40	65	65
②実績	59	64	40	39	40
差異（①―②）	▲19	▲24	0	26	25

◆量の見込みと確保方策

（単位：人日／年）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	60	60	60	60	60
確保方策	60	60	60	60	60

量の見込み	近年の訪問実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	妊産婦、新生児、乳児訪問指導（乳児家庭全戸訪問）後に養育上必要と認められる場合、養育支援訪問として数回の訪問指導を行っています。今後も継続して事業を実施します。

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

◆第２期計画の量の見込みと実績の差異

（件数／年）	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
①量の見込み	150	160	160	170	170
②実績	98	45	56	53	100
差異（①―②）	52	115	104	117	70

◆量の見込みと確保方策

（単位：人、件数／年）		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	提供会員数	110	120	120	130	130
	依頼会員数	130	140	150	150	160
	活動件数	110	120	130	150	160
確保方策		110	120	130	150	160

量の見込み	近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	近年、提供会員数、依頼会員数、活動件数ともに増加傾向にあります。本計画においても更なる増加を見込んでおり、今後も提供会員の確保や事業の周知など、ニーズに対応できるように事業の展開を図ります。

（８）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本事業は、現在壱岐市では実施しておらず、計画期間における実施の予定はありません。今後は社会情勢等を勘案しながら、必要に応じて実施について検討します。

（９）延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

本事業は、現在壱岐市では実施しておらず、計画期間における実施の予定はありません。今後は社会情勢等を勘案しながら、必要に応じて実施について検討します。

（１０）病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難なこどもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

◆第２期計画の量の見込みと実績の差異

（人日／年）	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
①量の見込み	350	350	350	350	350
②実績	93	112	110	220	160
差異（①―②）	257	238	240	130	190

（箇所数）	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②実績	1	1	1	1	1
差異（①―②）	0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保方策

（単位：人日／年）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	250	250	250	250	250
箇所数	1	1	1	1	1
確保方策	250	250	250	250	250

量の見込み	近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	本市では市内１箇所にて事業を実施しています。現在の利用可能数でニーズ量に対応するとともに、事業全体としての利便性の向上や体制面の更なる向上などについて随時検討を行います。

（１１）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

◆第２期計画の量の見込みと実績の差異

（人／年）	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
①量の見込み	259	249	242	242	236
②実績	158	168	170	181	181
差異（①―②）	101	81	72	61	55

（箇所数）	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
①量の見込み	6	6	6	6	6
②実績	6	6	6	6	6
差異（①―②）	0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保方策

（単位：人／年）		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1 年生	70	54	59	60	42
	2 年生	41	45	35	39	39
	3 年生	29	28	30	24	27
	4 年生	16	18	17	19	16
	5 年生	12	14	16	15	18
	6 年生	7	8	9	12	12
	合計	175	167	166	169	154
箇所数		6	6	6	6	6
確保方策		230	230	230	230	230

量の見込み	実績に基づいた量の見込みを設定することとし、過去の実績を基に利用率（各学年の利用人数／各学年の児童数）を算出し、利用率が年々増加していくことを見込んだ上で、推計児童数に乗じて算出しました。
確保方策	推計児童数は減少していくものの、利用率は増加していく可能性があります。施設の整備や空き教室の利用等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

（１２）子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱えている子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問して家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まり等を未然に防ぐことを目的とする事業です。

本事業は、現在壱岐市では実施しておらず、計画期間における実施の予定はありません。今後は社会情勢を勘案しながら、必要に応じて実施について検討します。

（１３）児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

本事業は、現在壱岐市では実施しておらず、計画期間における実施の予定はありません。今後は社会情勢を勘案しながら、必要に応じて実施について検討します。

（１４）親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

本事業は、現在壱岐市では実施しておらず、計画期間における実施の予定はありません。今後は社会情勢を勘案しながら、必要に応じて実施について検討します。

（１５）妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

◆量の見込みと確保方策

（単位：面談回数／年）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	360	345	336	324	315
確保方策	360	345	336	324	315

量の見込み	１人あたりの相談回数を３回とし、計画年度内の０歳児推計と掛け合わせた数を量の見込みとして設定しました。
確保方策	主に母子健康手帳交付時及び乳児全戸訪問事業実施の際に、保健師との面談を行い、本事業を実施します。

（１６）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できることを目的とする事業です。

◆量の見込みと確保方策

（単位：人／月）		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（１日あたりの利用人数：人）	0 歳	－	1	1	1	1
	1 歳	－	2	2	2	2
	2 歳	－	2	2	2	2
	合計	－	5	5	5	5
確保方策（必要定員数：人）	0 歳	－	1	1	1	1
	1 歳	－	2	2	2	2
	2 歳	－	2	2	2	2
	合計	－	5	5	5	5

量の見込み	未就園児全員が最大 10 時間利用した場合の 1 日の必要定員数として、量の見込みを設定しました。
確保方策	本市では、令和８年度より事業の実施を予定しています。国の方針や保護者からのニーズ等を踏まえ、受入れ可能施設を増やせるように各施設との協議や対策を進めます。

（１７）産後ケア事業

産後の母親のからだとこころのケア、授乳方法や赤ちゃんのお世話の仕方等の相談ができる事業です。

◆量の見込みと確保方策

（単位：人／年）	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	120	115	112	108	105
確保方策	120	115	112	108	105

量の見込み	計画期間内における人口推計数（0 歳児数）に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	産後ケアの支援を必要とする全ての産婦が利用できるように体制の充実に努め、必要な量を確保します。

第６章　計画の推進に向けて

１　計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、本市の子育て・教育・保健・福祉・雇用等の様々な分野の施策や事業が相互に連携し、こども自身の成長・自立に向け、横断的に取り組んでいく必要があります。

また、教育・医療・福祉の関係機関や企業等に広く協力を呼びかけるとともに、地域やＮＰＯ、ボランティア等による主体的な活動の促進を図る必要があります。

関係機関や地域等がそれぞれの役割を果たしながら、各々の連携を強化し、すべてのこどもたちの育ちを支えることができるまちづくりに取り組みます。

２　計画の達成状況の点検・評価

本計画においては、「壱岐市子ども・子育て会議」において、毎年度、点検・評価を行い、計画の進行管理を行うとともに、市民の視点に立ち、委員の意見を踏まえ、施策の改善につなげていきます。

また、国の制度や社会状況等の変化によって、本計画における量の見込みに大きな変動が生じた場合には、必要に応じて見直しを行っていきます。

【ＰＤＣＡサイクルのイメージ】

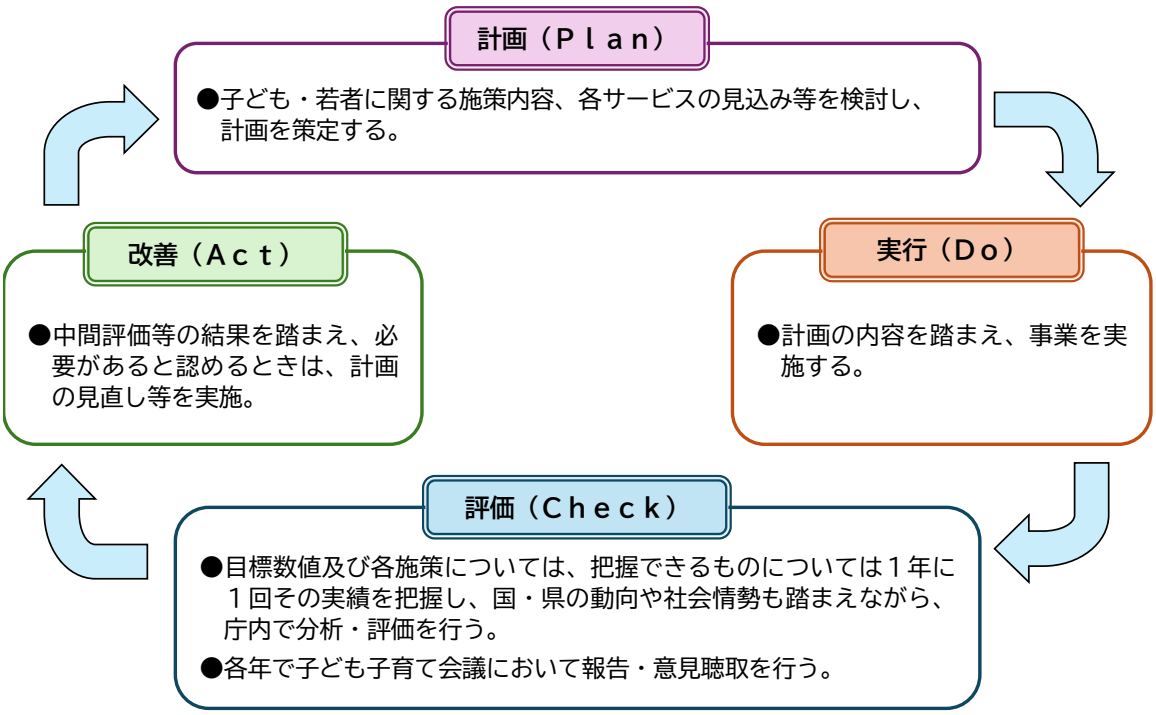

3　本計画における目標数値の一覧

	指標		現状（令和５年）	目標（令和 11 年）
1	こども・若者の意見を聴取するワークショップ等の開催数（回／年）		0	3
2	認定こども園の設置数（箇所）		1	2
3	幼児教育アドバイザーの設置数（人）		0	3
4	こどもの居場所づくりネットワーク会員数（人）		0	30
5	こどもの居場所づくりネットワーク会員による、新たなこどもの居場所の設置数（箇所）		0	4
6	壱岐市は子育てがしやすいまちだと感じている市民の割合（未就学児・就学児保護者向け調査　%）	未就学児	63.8%	80.0%
		就学児	61.5%	80.0%
7	子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所がある保護者の割合（未就学児・就学児保護者向け調査：%）	未就学児	84.6%	95.0%
		就学児	88.8%	95.0%
8	育児休業を取得した父親の割合（未就学児・就学児保護者向け調査：%）	未就学児	6.4%	15.0%
9	朝食を毎日食べるこどもの割合（子どもの生活に関するアンケート調査：%）	小５	79.9%	90.0%
		中２	81.5%	90.0%
10	ヤングケアラーについて知っている保護者の割合（子どもの生活に関するアンケート調査：%）	小５保護者	63.1%	80.0%
		中２保護者	67.5%	80.0%
11	今の自分が好きだと思う若者の割合（若者向け調査：%）		51.5%	70.0%
12	自分の将来に希望を持っている若者の割合（若者向け調査　%）		70.8%	90.0%

条例等参考資料
総務部　総務課

議案第１０号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

１　制定の概要

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）により、刑法の一部が改正され、刑事施設における受刑者の改善更生及び再発防止に向けた処遇の充実を図るため、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、「拘禁刑」が創設されることとなった。このことにより、本市の条例中に定められている「懲役」及び「禁錮」の用語を「拘禁刑」に改めるもの。

２　主な改正内容

本市条例中に定められている「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

３　施行日

令和７年６月１日（刑法等の一部を改正する法律の施行の日）

４　参考

罰則の適用等に関する経過措置として、整理条例の施行前にした行為に関する処罰の適用関係を明確にするのと、過去に罰則規定を含む条例の改廃を行った際に設けた経過措置の規定の適用に影響が生じないようにするもの。

また、人の資格に関する経過措置として、懲役若しくは禁錮に処せられた者又はこれらの刑で起訴された者を人の資格制限（欠格条項等）の対象としている場合に、拘禁刑に変わってもその制限の対象となる範囲に影響が生じないようにするもの。

条例等参考資料
総務部総務課

議案第１１号　　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

１　改正の概要

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が令和６年６月７日に公布され、同法律内において「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）」が改正され、番号利用法に条項ずれが生じたため、条項ずれが生じた部分を引用している関係条例を改正するもの。

２　主な改正内容

（１）番号利用法に第２条第８項が追加され、条項ずれが生じたため、引用している下記２つの条例を改正する。

① 壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

② 壱岐市税条例

３　施行日

令和７年４月１日から施行する。

４　参考

（１）番号利用法の改正内容（条例に影響が生じた内容）

○ 番号利用法に第２条第８項が新たに追加されたため、条項ずれが生じている。

追加された第２条第８項の規定は、移動端末設備（スマートフォン）のみでマイナンバーカードと同様に番号利用法上の本人確認を可能とする仕組みを設けるもの。

条例等参考資料
総務部　総務課

議案第１２号　壱岐市行政組織条例の一部改正について

１　改正の概要

第１条に規定する部の名称変更及び第２条に規定する各部の分掌事務の見直しを行い、行政ニーズへの対応とより効率的な行政運営を図るため、条例を改正するもの。

２　主な改正内容

（１）第１条に規定する部の名称について、「企画振興部」を「地域振興部」に、「農林水産部」を「産業推進部」に変更する。

（２）第２条に規定する各部の分掌事務を見直す。

① 現企画振興部情報管理課の業務を総務部（一緒に推進課）へ移管する。

② 現企画振興部商工振興課の業務を新産業推進部へ移管する。

③ 新地域振興部内に文化・スポーツを所管する部署（仮称：文化スポーツ振興課）を創設する。

④ 「地籍・登記に関すること」及び「危険家屋に関すること」を、総務部から建設部へ移管する。

３　施行日

令和７年６月１日

４　参考

部の名称変更に伴い、改正の必要が生じる「壱岐市獣医学修学資金貸与条例」について、本条例の附則により改正を行う。改正内容は、壱岐市奨学生選考委員会の委員のうち、「農林水産部長」を「産業推進部長」に改めるもの。

条例等参考資料
総務部　総務課

議案第１３号　壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

１　改正の概要

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

２　主な改正内容

子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者等が所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を、３歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大する。

３　施行日

令和７年４月１日から施行

４　参考

条例等参考資料
総務部総務課

議案第１４号　　収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金条例の一部改正について

１　改正の概要
長崎県収入証紙の廃止に伴い、収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金条例の一部を改正するもの。

２　主な改正内容
（１）令和７年３月３１日をもって、長崎県収入証紙の使用が終了するため、条例の題名を「収入印紙等購買基金条例」に改め、条例中「長崎県収入証紙」を削除する。

３　施行日
令和７年４月１日

４　参考
（１）県収入証紙の販売は、令和６年１２月で終了しており、購入済みの証紙の使用は、令和７年３月末までとなっている。未使用の証紙の還付手続きは、令和１１年１２月まで。

（２）県収入証紙の廃止により、今後の県の手数料の納付方法は、オンラインでの納付または支払窓口、手数料納付書での納付となる。

オンライン納付：県の電子申請システムを利用して、クレジットカード、コード決済（PayPay, auPay, d 払い）、コンビニ払い（現金）
支払窓口：振興局等でクレジットカード・電子マネーなどで納付。
手数料納付書：県から交付された手数料納付書により銀行またはコンビニで納付。

（３）県の手数料の主なもの
・申請・登録手数料（旅券申請、各種業者への登録許可等）
・免許手数料（栄養士免許、教員免許等）
・試験手数料（調理師、行政書士、保育士等）

条例等参考資料
総務部　総務課

議案第１５号　壱岐市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

１　制定の概要

機構改革に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２３条第１項の規定に基づき、スポーツ及び文化に関する事務を市長が管理し、及び執行することに関し必要な事項を定めるもの。

２　主な改正内容

上記１による、市長が管理し、及び執行する事務は下記のとおり。

(1)　スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

(2)　文化に関すること。

(3)　文化財の保護に関すること。

３　施行日

令和７年６月１日

４　参考

機構改革に伴い、改正の必要が生じる関係条例について、本条例の附則により改正を行う。改正内容は、主に「教育長」等を「市長」に改めるもの。

条例等参考資料
教育委員会　社会教育課

議案第１６号

壱岐市立小学校及び中学校施設の開放に関する条例の制定について

１　制定の概要

本令和７年６月１日付の行政機構改革に伴い、「学校開放施設」や「旧中学校体育館」については、引き続き教育委員会が管理運営を行う必要があるため、新たに条例を制定するものである。

２　主な制定内容

この条例は、市民が学校施設を利用できるようにし、スポーツの普及や青少年の健全育成を促進することを目的とする。対象施設は、壱岐市立小・中学校および廃校となった学校の体育館やグラウンドで、管理は教育委員会が行う。利用には教育長の許可と使用料が必要で、特定の条件下では減免措置がある。施設の損傷時は原状回復や賠償が求められ、違反時は利用許可が取り消される。必要に応じて指定管理者による管理運営も可能とする。

３　施行日

令和７年６月１日

条　例　等　参　考　資　料
市民部　いきいろ子ども未来課

議案第１７号

壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

１　改正の概要

壱岐市福祉医療費の支給に関する条例における扶養義務者等の所得限度額については、児童扶養手当法施行令（以下「法施行令」という。）の規定を引用しているが、法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例を改正するもの。

また、現物給付の対象年齢の拡大、及び３歳未満児の診療時間外における外来診療分の無償化に伴い、条例を改正するもの。

２　主な改正内容

条例において、ひとり親家庭に対する福祉医療費については、その支給要件として所得限度額を設けており、その額は児童扶養手当の一部支給に係る所得制限限度額と同額として、法施行令の規定を引用している。令和６年７月３１日に、法施行令の一部を改正する法施行令が公布され、条例が引用する条文内に項ずれが生じたことに伴い、条例の一部を改正するもの（※①）。

また、令和７年４月１日から福祉医療費の現物給付の対象範囲を、小学校就学の始期に達するまでの者を、満１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの者に拡大すること、及び、３歳未満児の診療時間外における外来診療分を無償化の対象とすることに伴い、所要の改正をするもの。

３　施行日

令和７年４月１日（※①は令和６年１１月１日から適用する）

条　例　等　参　考　資　料
市民部　いきいろ子ども未来課

議案第１８号

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

１　改正の概要

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正するもの。

２　主な改正内容

栄養士法が改正され、管理栄養士養成施設卒業者は栄養士免許の取得をせずに管理栄養士国家試験を受験できるようになったことから、家庭的保育事業において栄養士免許を有しない管理栄養士を配置できるようにするため、所要の改正をするもの。

３　施行日

令和７年４月１日

条　例　等　参　考　資　料
市民部　いきいろ子ども未来課

議案第１９号

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

１　改正の概要

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第２条の職員に関する経過措置が令和７年３月３１日で終了するため、国の「放課後児童健全育成事業実施要綱」を準用し、条例を改正するもの。

２　主な改正内容

放課後児童支援員については、必要な資格を有する者で都道府県知事等が行う研修を修了した者が対象となるが、これまでは経過措置として必要な資格を有する者で令和７年３月３１日までに研修を修了することを予定している者も対象としていた。経過措置終了に伴い、国の「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき、「都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が行う研修を修了したもの（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから２年以内に研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。」を準用し、条例を改正するもの。

３　施行日

令和７年４月１日